

5. 契約モデル集（その2・個別型の改訂版）

(1) 個別型共同研究契約書修正箇所一覧					
1	全類型にデータ関連条項を追加。				
2	<p>類型1第20条を下線部の通り、修正。</p> <p>第20条（出願等費用）</p> <p>前2条の出願に関する出願等費用の負担は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 乙が、甲から許諾を受けて本共同研究を遂行する目的で本発明等を非独占的に実施している場合は、[(i)甲が/(ii)甲及び乙が共同して]負担する。</p> <p>(2) 乙が、甲から許諾を受けて本共同研究を遂行する目的以外で本発明等を非独占的に実施している場合は、[(i)甲が/(ii)甲及び乙が共同して]負担する。</p> <p><u>(3) 乙が、甲から許諾を受けて本発明等を独占的に実施している場合は、乙が出願費用等を負担する。</u></p>				
3	<p>類型2第20条を下線部の通り、修正。</p> <p>第20条（出願等費用）</p> <p>前2条の出願に関する出願等費用の負担は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 乙が、甲から許諾を受けて本共同研究を遂行する目的で本発明等を非独占的に実施している場合は、[(i)甲が/(ii)甲及び乙が共同して]負担する。</p> <p>(2) 乙が、甲から許諾を受けて本共同研究を遂行する目的以外で本発明等を非独占的に実施している場合は、[(i)甲が/(ii)甲及び乙が共同して]負担する。</p> <p><u>(3) 乙が、甲から本知的財産権を譲り受けている場合は、乙が負担する。</u></p>				
4	<p>総論類型3、7、8、9、10のボックスを下線部の通り、修正。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">類 型</td> <td>大学単独帰属</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td> <p>◆大学：研究目的実施・実施許諾とも可</p> <p>◆企業：共同研究目的での非独占的実施権（有償又は無償）／事業化目的での非独占的実施権の選択権（有償又は無償）／独占的実施権の選択権（有償又は無償）／知的財産の譲受の選択権（有償）</p> </td> </tr> </table>	類 型	大学単独帰属	3	<p>◆大学：研究目的実施・実施許諾とも可</p> <p>◆企業：共同研究目的での非独占的実施権（有償又は無償）／事業化目的での非独占的実施権の選択権（有償又は無償）／独占的実施権の選択権（有償又は無償）／知的財産の譲受の選択権（有償）</p>
類 型	大学単独帰属				
3	<p>◆大学：研究目的実施・実施許諾とも可</p> <p>◆企業：共同研究目的での非独占的実施権（有償又は無償）／事業化目的での非独占的実施権の選択権（有償又は無償）／独占的実施権の選択権（有償又は無償）／知的財産の譲受の選択権（有償）</p>				
5	<p>類型4第15条を下線部の通り、修正。</p> <p>第15条（本発明等の実施許諾）</p> <p>1 乙は、甲に対し、本共同研究その他の研究目的で本発明等を無償で非独占的に実施する権利を許諾する。</p> <p>2 乙は、甲に対し、研究以外の目的においても、次条に定める条件で、甲が本発明等を再許諾することを許諾する。</p> <p><u>3 乙は、甲以外の第三者に対し、本発明等の実施を許諾することができる。</u></p>				
6	<p>総論【063】及び類型7第16条の解説を下線部の通り修正。</p> <p>「【063】大学と企業の共有となる知的財産権に係る知的財産について、大学は、共同研究及び自己の研究目的で実施する無償且つ非独占的な権利を有し、企業は、共同研究及び自己の研究目的で実施する無償且つ非独占的な権利を有します（第16条1項）。しかし大学と企業はともに、第三者に実施許諾をするためには相手方の同意を得る必要があります（第16条2項）。」</p> <p>「(解説) 本条は、第13条に従って、知的財産権が大学と企業との共有に属することとなった共同発明等及び共有知的財産権の取扱について定めたものです。</p> <p>第1項は、大学及び企業の双方に、本共同研究遂行の目的及び自己の研究目的の範囲内で、共同発明等を無償で非独占的に実施することを認めています。</p> <p>第2項は、大学又は企業が、共同発明等の実施を第三者に許諾するにあたっては、事前に相手方の同意を得ることと定めています。この点、第三者への許諾を事前に包括的に同意しておくことが考えられます（類型8の第16条）。」</p>				
7	総論【076】及び類型8第16条解説を下線部の通り修正。				

	<p>「大学と企業の共有となる知的財産権に係る知的財産について、大学は、共同研究及び自己の研究目的で実施する無償且つ非独占的な権利を有し、企業は、共同研究及び自己の研究目的で実施する無償且つ非独占的な権利を有します（第16条1項）。】</p> <p>「(解説) 本条は、第13条に従って、知的財産権が大学と企業との共有に属することとなった共同発明等及び共有知的財産権の取扱及び企業側の選択権について定めたものです。」</p>				
8	<p>類型8第17条解説を以下の通り、修正。</p> <p>「(解説)</p> <p>第1項の趣旨は、第13条に基づいて大学に知的財産権が帰属する共有とされた発明等についても、企業側に発明等の独占的実施や知的財産権の譲渡を受ける権利を認めることで、実態に応じた柔軟な対応を可能にすることにあります。」</p>				
9	<p>総論類型9、類型10のボックス内を下線部の通り、修正。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%;">類 型</td> <td>技術分野にしたがって帰属</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td> <p>◆大学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学単独帰属成果：研究目的実施・実施許諾共に可 ・企業単独帰属成果：研究目的での非独占的実施（無償） ・共有成果：事前包括許諾 <p>◆企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業単独帰属成果：実施・実施許諾共に可 ・大学単独帰属成果：共同研究目的での非独占的実施権（有償又は無償）／事業化目的での非独占的実施権の選択権（有償又は無償）／実施権の選択権（有償又は無償）／知的財産の譲受の選択権（有償） ・共有成果：事前包括許諾 </td> </tr> </table>	類 型	技術分野にしたがって帰属	9	<p>◆大学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学単独帰属成果：研究目的実施・実施許諾共に可 ・企業単独帰属成果：研究目的での非独占的実施（無償） ・共有成果：事前包括許諾 <p>◆企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業単独帰属成果：実施・実施許諾共に可 ・大学単独帰属成果：共同研究目的での非独占的実施権（有償又は無償）／事業化目的での非独占的実施権の選択権（有償又は無償）／実施権の選択権（有償又は無償）／知的財産の譲受の選択権（有償） ・共有成果：事前包括許諾
類 型	技術分野にしたがって帰属				
9	<p>◆大学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学単独帰属成果：研究目的実施・実施許諾共に可 ・企業単独帰属成果：研究目的での非独占的実施（無償） ・共有成果：事前包括許諾 <p>◆企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業単独帰属成果：実施・実施許諾共に可 ・大学単独帰属成果：共同研究目的での非独占的実施権（有償又は無償）／事業化目的での非独占的実施権の選択権（有償又は無償）／実施権の選択権（有償又は無償）／知的財産の譲受の選択権（有償） ・共有成果：事前包括許諾 				

(2) さくらツール「総論」

(1) 現状と課題

我が国においては、1990年代後半から様々な施策により、産学官連携活動を推進してきました。平成10年には、大学等が創出した研究成果の産業界への移転を促進するために、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」(TILO法)が施行され、技術移転機関(TILO)が設けられました。また、平成20年度からは産学官連携戦略展開事業(平成22年度に「大学等産学官連携自律化促進プログラム」に転換)により、大学の産学官連携機能の強化等を図る取組を行ってきています。

これらの取組等を通じて、産学官連携への期待感が高まってきており、大学等と民間企業との共同研究実施件数及び大学等における民間企業からの共同研究費受け入れ額が年々増加している¹こと等を鑑みても、大学における産学官連携体制や共同研究実施体制の構築はある程度進展してきていると捉えられます。²

一方、産業界に目を向けると、単独企業による自前主義は限界を迎えつつあり、オープン・クロス戦略³の重要性が認識されてきているところでもあります。このような環境変化の中、大学等における知的財産マネジメントも、企業戦略の複雑化に対応した高度なマネジメントが必要になってきており、大学等がとりうる知的財産マネジメントの選択肢も多様になってきています。

しかしながら、大学等と民間企業との間で共同研究等成果の取扱いを決定していく際に、大学等の担当者の契約交渉のスキルが十分でない場合等においては、文部科学省が平成14年に提示した共同研究契約書の様式参考例⁴による硬直的な契約交渉が行われているとの声があります。また、民間企業が大学等と共同研究を行う際の問題点として、契約が円滑に結ばれないことも企業側から指摘されています⁵。さらに、大学等と民間企業との間で無事に共同研究契約が締結された場合も、現状では、共同研究等成果として生じた発明の多くが、とりあえず共同出願、共有特許とされています。

¹ 平成27年度 大学等における産学連携等実施状況について(平成29年1月13日 文部科学省)

² ここで「共同研究」とは、大学等と民間企業等とが共同で研究開発を行い、かつ、大学等が要する経費を民間企業等が負担しているものを指します。また、「受託研究」とは、大学等が民間企業等からの委託により、主として大学等のみが研究開発を行い、そのための経費が民間企業等から支弁されているものを指します。

³ ビジネス・エコシステム構造(企業等が互いに繋がって、自社も他社も共に付加価値を増やすモデル)を前提に、独占するコア領域をクロス領域として設定し、コア領域とパートナーとつながる結合領域を知的財産等で保護した上で、パートナーに任せられる領域であるオープン領域を開いていくことで、市場コントロールのメカニズムを構築する戦略です。

⁴ http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/20020329006/20020329006.html

⁵ 「民間企業等の研究活動に関する調査報告 2013」 NISTEP REPORT No.160 (2014年9月 科学技術・学術政策研究所)

加えて、共同研究等成果が事業化に繋がっているのか不透明な状況⁶であるとも言われています。

昨今、これらの状況を打開するために、大学側・産業界側の双方が、それぞれの共同研究の目的や、知的財産活用方策、意向等といった両者の立場を理解するとともに、共同研究等の状況を踏まえて、柔軟な契約交渉を行うことの重要性が指摘⁷されており、共同研究等成果が適切に事業化に繋がるように総合的な視点で共同研究契約を実現していくことが求められています。

そこで、本調査研究においては、共同研究等成果を大学等又は民間企業の単独帰属とする選択肢も含めて、共同研究契約書のモデルを複数種類提示するとともに、複数種類の中から特定のモデルを選択する際の考え方も併せて提示します。

これは、契約交渉のスキルが十分でない担当者が所属する大学等に対しても柔軟かつ効率的な契約交渉が可能となるように促すとともに、可能な限り共同研究契約前に共同研究等成果の事業化まで想定して契約を締結することにより、共同研究等成果が適切に事業化に繋がる可能性を高めることを目的とします。

なお、さくらツールが提供する共同研究契約書の各モデルの採否、選択は、任意に判断すべきもので、強制されるものではありません。当事者は、それぞれの状況に応じ、自らの立場が十分に尊重されるように、十分検討することが前提になります。

また、各モデルは、大学と企業とが共同研究に関する交渉を開始するにあたって、出発点となる契約書作成の参考として用いるものです。モデルの利用に際しては、各モデルのうち一つを「雛形」として硬直的に用い続けるのではなく、①事案に応じて適切と思われるモデルを選択し、②選択したモデルの契約書の各規定を修正して用いる、③交渉の進展に応じて異なるモデルに変更する、などの柔軟な姿勢が大切です。

⁶ 正城敏博 「知の循環」を考慮した契約について

(http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/taiwai/1378223.htm)

⁷ http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/12/1380114.htm

(2) 海外の状況

[米国]

米国においては、産学官連携について、受託的な研究(いわゆるSponsored Research)や、リエゾン・プログラム、学生のインターシッピングといった種々の形態での連携や、大学発ベンチャー、特許ライセンスといった形態での技術移転を中心として産学官連携が展開されてきました。

連邦政府資金により得られた研究成果活用の促進を目的として、1980年に米国バイ・ドール法 (Bayh-Dole Act ; 37CFR Part 401) が制定されて以降も、企業からの資金提供によって大学が行う研究は、受託型のSponsored Researchとして行われることが一般的であると言われています。

一方、日本における産学官連携はそれとは異なり、1999年に施行された、いわゆる日本版バイ・ドール⁸⁾の導入以降は、2004年の国立大学法人化の流れもあり、産業界と大学等公的研究機関との共同研究という枠組みを中心に推進されてきました。

米国におけるSponsored Researchの研究契約では、その研究成果は、原則として、大学に単独で帰属することが規定されており、研究成果の共有に関する規定は設けられていないことがほとんどであると報告されています⁹⁾。しかしながら、産学デモンストラトリー・インパートナーシップ (University・Industry Demonstration Partnership)のガイドブック¹⁰⁾では、現実問題としては、研究成果の帰属は、発明者の所属によって決定されることが典型的で、すなわち、共同発明となった場合には権利の共有も発生する場合もあるため、このような帰属の問題がSponsored Researchを複雑化させているとの指摘もなされています。また、このガイドブックでは、Sponsored Researchの研究契約では、バックグラウンド知的財産 (I P) と、研究で得られることが期待される新たな成果を特定し、当該新たに生じる成果の帰属と費用負担をどちらの機関が行うかを予め明確に規定しておくことが大切であるとの指摘がなされています。

[欧州]

英国、ドイツ、フランス、スイス等の欧州では、産学官連携の形態として共同研究や受託研究等の枠組みが存在し、その詳細は国や機関によって異なっているが、産学官連携の形態としては、受託研究が多く、我が国でいう共同研究 (企業と大学等の双

方が研究者を出して共同で研究する)が行われる割合は少なく、また、研究契約時ににおいて共有特許となることを極力回避した調整が行われているため、産学官連携の成果として共同発明や共有特許が創出されるケースは限定的であるとの報告がなされています¹¹⁾。例えば、英国やスイスでは、共有特許の問題を避けるため大学に研究成果に関する権利を帰属させることが多く、ドイツでは企業に権利を帰属させることが多いと報告されています。

特に、英国では、大学と産業界との研究契約に関する政府のガイドラインとして、ランバート・ツールキットが運用されています¹²⁾。英国ランバート・ツールキットは、2003年に行われたRichard Lambertをチェアマンとする調査の最終報告書であるランバート・レビューに基づいて、イノベーション・大学・職業技能省 (Department for Innovation, Universities and Skills) の下部機関である英国知的財産庁(The Intellectual Property Office)によって策定され、2005年から運用されている契約モデル集です。

英国ランバート・ツールキットは、大学と外部機関との共同研究契約締結に当たって、共同研究の結果からもたらされる知的財産 (I P) の取扱いに疑義・紛争等を生じることが未然に防ぎ、研究開発活動を進めるうえで無駄な時間を費やすことの無いようにすることを目的としています¹³⁾。ランバート・ツールキットでは、共同研究において生じた知的財産については、基本的に大学がその権利を持ち、企業側はそのライセンス契約の交渉を自由に行うことができるという認識を基本として、交渉を行うべきというランバート・レビューの提言に基づいたものになっており、ランバート・ツールキットの概要においても、契約者双方の調整が困難になるため、知的財産の共同所有を可能な限り避けたいと記載されています。

このように英国知的財産庁が知的財産の共同所有を避け、大学側の権利保有を勧める背景としては、共同研究における知的財産についての契約基準がランバート・レビュー以前には不明確であり、そのために、大学と企業がこの知的財産の所有権を巡って対立し、共同研究契約に際してコストと時間がかかっていたという背景があるといわれています。

なお、ランバート・ツールキットの運用開始から8年を経過した2013年に、運用状況を調査した報告書が作成され、そこでは、

- ・大学及び研究機関のコミュニティでは81%、53%の企業がランバート・ツールキットを認知していること
- ・ランバート方式について認識している70%近くの大学と企業は、様々な活動を支援するためにツールキットの一部を使用したことがあること (ただし、修正せずに使用したのは3%にとどまる)

⁸⁾ 産業活力再生特別措置法第30条。現在は、産業技術力強化法第19条に移行。

⁹⁾ 平成18年度 大学知的財産本部整備事業 21世紀型産学官連携手法の構築に係るモデルプログラム「国際的な産学官連携を進める上で問題となる米国と日本の特許制度における留意点 (米国バイ・ドール法の留意点を含む) に関する調査研究 報告書 (平成19年3月 東京大学産学連携本部)

¹⁰⁾ “Researcher Guidebook,” University-Industry Demonstration Partnership, 2012年

¹¹⁾ 平成27年度 特許庁産業財産権制度問題調査報告書「産学官連携から生じる研究成果活用促進のための特許権の取扱いに関する調査報告書」、47～53頁

¹²⁾ 本委託研究及びモデル契約書は、英国ランバート・ツールキットの基本的な考え方や構成に示唆を受けたものである。

<https://www.gov.uk/guidance/university-and-business-collaboration-agreements-lambert-toolkit>

¹³⁾ 前記報告書 (注11) 229～234頁

(3) 「さくらツール」策定にあたっての基本的な考え方

＜策定の目的＞

「さくらツール」は、産学連携共同研究の研究成果の帰属を複数のパートナーで明確に規定した種々の契約のヴァリエーション（類型）のモデルと、モデル選択にあたっての考え方（考慮要素）の整理を提供するツールです。本報告書では、まず、大学と企業の2当事者間で締結する共同研究契約についての、さくらツールを提供しています。

さくらツールは、個々の共同研究の事情に応じた柔軟な契約交渉・締結を可能とすること及び大学の契約担当者の交渉能力の向上を目的としています。

すなわち、上記（1）のとおり、現状の産学連携における共同研究契約の多くは、共同研究の成果に関する権利の帰属を原則共有とする規定を使用し、共有権利の取り扱いの調整が産学連携における大きな問題となり続けています。また、当該共有権利の取り扱いについて1つの難形に拘泥した硬直な運用となっているのではないかと

いう問題が指摘されています。我が国においても、上記（2）の海外の状況等に鑑み、研究成果として得られた知的財産を死蔵せず活用することを主眼として、研究成果について、「とりあえず共有」とする従来型の画一的な運用をできる限り回避して大学等又は民間企業の単独帰属とする選択肢を提供し、もって、柔軟かつ効率的な契約交渉が可能となることが望まれます。

特に、さくらツールは、中小規模・地方の大学又はベンチャー企業を含む中小企業など、これまで産学連携に関与した経験がそれほど多くなく又は研究契約の交渉及びマネジメントを独自に行う環境や組織体制が十分ではない当事者に対して、研究成果の活用に関する柔軟な契約交渉を行うための選択肢を提供することを目指しています。

＜基本的な考え方＞

さくらツールの策定における基本的な考え方は以下のとおりです。

・共同研究の成果については、可能な限り広い範囲で活用がなされるよう、知的財産の帰属及び活用の柔軟な取扱いを認めるべきである。

・知的財産の帰属は、研究に対する知的貢献あるいは経済的貢献の観点からバランスの取れたものであるべきである。

1. 企業は事業化・商業化を希望する知的財産については可能な限り権利を確保する機会が与えられる。
2. 一方で、大学が相当の知的貢献をした場合には、発生する知的財産は大学に帰属した上で、企業の活用条件を当事者間で柔軟に交渉できるようにすることが望ましい。

・調査対象のうち、62%が「ランバート・ツールキットが交渉時間を節約する」に「強く賛成」或いは「賛成」と回答し、63%が「ランバート・ツールキットが交渉費用を節約する」に「強く賛成」或いは「賛成」と回答したこと

・調査対象のうち、37%はランバート契約書の導入によって産学連携を行う能力が向上したと考えていること

・ランバート・ツールキットを認知している者のうち、72%は相手方の動機について有用な知見を提供していると考えられていること

・実際に研究目的で使用した回答者は26%にとどまるが、使用した場合、80%以上が有用であると回答したこと

・改善要望でも多かったのは、現在の産学連携に対応するように合意書を柔軟にするということであったこと
等が報告されています。

また、2016年には、ランバート・ツールキットが改訂され、研究成果の技術分野ごとに大学、企業にそれぞれ知的財産を単独帰属させる類型（類型4-a）が新たに追加されました。

このように、米国、欧州等の海外においても、産学官連携活動では、その歴史的形態においては違いがあるものの、共同研究契約において研究成果の帰属の決定が大きな課題となっている点では、我が国と共通するものといえます。これらの国では、かかる帰属を研究契約締結の段階で具体的に取り決めておくことが望ましく、かつ柔軟な規定とすることが望ましいとされており、特に、研究成果の共有となつた場合の問題を回避するために、大学又は企業に研究成果に関する権利を単独帰属させるような取り組みを行っている点は、我が国における共同研究契約等の在り方を検討するにあたっての示唆となり得るものといえることができます。

・知的財産がいずれの当事者に帰属したとしても以下の条件は満たされなければならない。

1. 大学は将来の研究の可能性を制限されない。
2. すべての知的財産は、実用化に向けて適切な努力がなされる。
3. 研究の実質的な成果は、原則として合意された期間内に学術的な公表がなされる。

・さくらツールで提供されるモデルの各類型は、あくまで交渉の出発点を提供するものであり、最終的な取り決めは個別事情に応じて柔軟になされるべきである。

(4) 全体構成及び共通事項の説明

＜全体構成＞

本報告書のさくらツールでは、大学と企業の2当事者間で締結する共同研究契約について、類型0から10の全11種類のモデル契約書を提供しています。

これらの類型は、共同研究成果に係る知的財産権の帰属という観点から以下のように大別することができます。

- ・ 当該知的財産権を、大学に単独で帰属させる、類型0から3
- ・ 当該知的財産権を、企業に単独で帰属させる、類型4から6
- ・ 当該知的財産権を、発明者や技術分野を基準に、大学若しくは企業の単独帰属又は大学と企業の共有とする、類型7から10

＜共通事項＞

● さくらツールにおけるモデル契約書の各類型は、契約書として完成されたものではなく、いくつかの条項において、案件に応じた条件を検討・選択していく柔軟性のある仕組みになっています。例えば、以下の実施料の支払（方法）や知的財産権の出願・維持費用の負担についてです。

【(実施料) (知的財産権の出願等) (出願等費用)】

・ 実施料の支払（方法）

【(類型0) 第17条(類型1、2) 第17条1項ないし2項(類型3) 第17条1項ないし3項、(類型4) 第17条4項、(類型7、8) 第14条4項5項、第17条2項3項(類型9) 第17条、(類型10) 第16条を各参照】

まず、一方当事者に単独で帰属する又は共有の知的財産権について、実施する権利を他方の当事者に許諾する（与える）場合に、有償での許諾とするか無償での許諾とするか等の許諾条件は、各モデルにおいて一義的に定めています。つまり、以下の総論における説明やモデル中で「無償又は有償」と記載されているのは、実際の契約交渉により、どちらかを選択することを想定しています。したがって、採用したモデル契約書をそのまま使うのではなく、案件に応じて、実施料の支払（方法）等の許諾条件を検討した上で、選択・決定する必要があります。以下を、参考にしてください。

実施権を有償で与える場合、実施料の支払方法としては、

- ① ランプサム（一時金）、
- ② マイルストーン（一定の条件が満たされ又は一定の時期が到来した場合に支

等の取扱いについて」も御参照ください。¹⁴

(5) 各類型の概要及び用法説明

以下、モデル契約書の類型0から10の各類型について概要及びその使用法を説明します。なお、モデル契約書の類型の全体像は、24ページの「各類型マトリックス」を御覧ください。また、本項では、参照の便宜のため、通し番号を付しています。

ア 共同研究成果に係る知的財産権を「大学に単独で帰属」させる類型（0～3）

【001】類型0から3は、共同研究成果に係る知的財産権を大学に単独で帰属させる類型です。各類型は、大学に単独で帰属する当該知的財産権について、企業がどのような権利を有するか、具体的には、非独占実施のみを行う権利を有するのか、独占的実施を行う権利や当該知財権を譲り受ける権利を有するのか、において差異があります。

<類型0>

大学単独帰属
◆大学：研究目的実施・実施許諾とも可
◆企業：共同研究目的での非独占的実施権（無償）／事業化目的での非独占的実施権の選択権（有償又は無償）

【002】類型0は、共同研究成果に係る知的財産権を大学に単独で帰属させ、その知的財産について、企業に非独占的実施を行う権利のみを与える類型です。

【003】より具体的には、大学は、自己に単独で帰属する知的財産権について、その知的財産を研究目的で実施し又は第三者に実施許諾することが可能です（第14条・第15条2項）。

【004】大学は、企業に対し、共同研究契約の対象となつている共同研究の目的での無償且つ非独占的な実施権を許諾します（第15条1項）。

【005】また、大学は企業に対し、当該共同研究以外の目的（以下「事業化目的」）で非独占的な実施（第三者への非独占的実施許諾を含む。）を行うか否かの選択権を与えます（第16条）。当該事業化目的での非独占的実施を行うことを企業が選択した場合に、企業が大学に対して実施料を支払うか否か、

【006】また、如何なる実施料を支払うかについては、当事者間の合意次第です（第17条）。

実施料の支払方法として、様々な選択肢があることは、上記（4）に記載したとお

14

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shing/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/04/05/1369054_02.pdf

払う）、

③ ランニング（当該知的財産を使用した製品の販売価格・数量に応じた金額を継続的に支払う）、

④ 上記①から③の組み合わせ等

が、考えられます。

いかなる支払形式が適切かは事案によって異なるため、個々の事案において最適な形式を、検討して決めてください。

また、実施料の支払は、金銭に限らず新株の引受権を付与することによって行うこともできます。特に、事業開始時に資金が不足しているベンチャー企業などが実施料の支払を行う場合には、大学に対する新株引受権の付与をもって実施料の支払を行うことも選択肢の一つです。

・ 知的財産権の出願・維持費用の負担

【類型0、1、2、3、4、7、8、9）第18条及び第20条、（類型5、6）第16条及び第18条、（類型10）第17条及び第19条を各参照】

知的財産権の出願・維持に要する費用は、基本的には当該知的財産権を保有する当事者が（共有の知的財産権であれば持分比率に応じて）負担するものです。

しかし、契約により、当事者間でこれと異なる取決めをすることも可能です。例えば、大学に単独で帰属する知的財産権であっても企業が実施権を与える場合には、企業が当該知的財産権を事業化して収益を得られることを理由に、当該大学単独帰属の知的財産権の出願・維持費用を負担することも考えられます。

● 職務発明

さくらツールにおいては、共同研究成果に係る知的財産権を大学若しくは企業への単独帰属又は共有とする旨を、大学と企業との間の共同研究契約によって定めることとしています。

そのため、全ての類型において、大学と企業が、各自の職務発明規程等に基づき、共同研究に携わる自己に所属する研究者が創出する共同研究成果に係る特許を受ける権利等の知的財産権を、当該研究者から承継して、共同研究契約の定めに従った知的財産権の帰属を確保することが、前提となっています。

また、各当事者が自己に所属する研究者に対する発明報奨その他の知的財産権承継に関する対価の支払について責任を負い、相手方が当該研究者に対して直接発明報奨等を行うことは想定しておりません。

なお、職務発明の取扱いについては、文部科学省が平成28年に提示した「大学における知的財産マネジメントの在り方について（報告書）－大学等における職務発明

りです。

【007】知的財産権に係る出願・維持は、大学が行います(第18条)。
【008】出願・維持に要する費用は原則として大学が負担すべきものの、(4)に記載したように企業が事業化目的での非独占的実施を行うことを選択した場合に、出願・維持費用を企業に負担させることも当事者間の合意により可能です(第20条)。
【009】共同研究成果は、原則として公表可能です。但し、ノウハウとしての秘密義務及び相手方情報秘密保持義務による制約は受けることとなります(第23条1項)。大学は、成果公表の前に企業に対して公表内容を通知し、公表により企業の利益が害されないよう配慮する義務を負います(第23条2項ないし4項)。

<類型1>

類型1	大学単独帰属 ◆大学：研究目的実施・実施許諾とも可 ◆企業：共同研究目的での非独占的実施権(無償)／事業化目的での非独占的実施又は独占的実施権の選択権(有償又は無償)
-----	---

【010】類型1は、共同研究成果に係る知的財産権を大学に単独で帰属させ、その知的財産について、企業に非独占的実施又は独占的に実施する権利を与える類型です。
【011】より具体的には、大学は、知的財産についての研究目的実施又は第三者への実施許諾を行うことができます(第14条・第15条2項・類型0と同様)。但し、企業が独占的実施を行うことを選択した場合、当該独占的実施権を確保する範囲で、大学は自己実施や第三者への実施許諾について制約を受けます。

【012】大学は、企業に対し、共同研究契約の対象となっている共同研究目的の無償且つ非独占的実施権を許諾します(第15条1項)。

【013】また、大学は企業に対し、事業化目的での非独占的実施又は独占的実施(それぞれ第三者への実施許諾を含む)を行うか否かの選択権を与えます(第16条)。即ち、類型0と比べて、独占的実施を選択する権利が企業に対して追加的に付与されています。

【014】当該事業化目的での非独占的実施を行うことを企業が選択した場合に、企業が大学に対して実施料を支払うか否か、また、如何なる実施料を支払うかについては、当事者間の合意次第です(第17条1項及び2項)。実施料の支払方法として、様々な選択肢があることは、(4)に記載したとおりです(類型0と同様)。さらに、非独占的実施と独占的実施について、実施料支払の要否及び支払い方法を分けることも可能です。

【015】知的財産権に係る出願・維持は、大学が行います(第18条)。

【016】出願・維持に要する費用は原則として大学が負担すべきものの、(4)に記載したように企業が事業化目的での非独占的実施を行うことを選択した場合に、出願・維持費用を企業に負担させることも当事者間の合意により可能です(第20条・類型0と同様)。但し、企業が独占的実施を行うことを選択した場合は、出願・維持費

用は企業負担とします。

【017】共同研究成果は、原則として公表可能です。但し、ノウハウとしての秘密義務及び相手方情報秘密保持義務による制約は受けることとなります(第23条1項)。大学は、成果公表の前に企業に対して公表内容を通知し、公表により企業の利益が害されないよう配慮する義務を負います(第23条2項ないし4項・類型0と同様)。

<類型2>

類型2	大学単独帰属 ◆大学：研究目的実施・実施許諾とも可 ◆企業：共同研究目的での非独占的実施権(無償)／知的財産の譲受の選択権(有償)
-----	---

【018】類型2は、共同研究成果に係る知的財産権を大学に単独で帰属させ、その知的財産について、企業に非独占的実施又は譲り受ける権利を与える類型です。

【019】より具体的には、大学は、知的財産についての自己実施又は第三者への実施許諾を行うことができます(類型0及び類型1と同様)。なお、企業が知的財産権の譲受けを選択した場合には、大学は、譲渡以降、当該知的財産権について何ら権利を有しません。

【020】大学は、企業に対し、共同研究契約の対象となつている共同研究目的の無償且つ非独占的実施権を許諾します(第15条1項)。

【021】また、大学は企業に対し、事業化目的での非独占的実施又は当該知的財産権を大学から譲り受けることを選択する権利を与えます。即ち、類型0と比べて、知的財産権の譲受けを選択する権利が企業に対して追加的に付与されています。

【022】当該事業化目的での非独占的実施を行うことを企業が選択した場合に、企業が大学に対して実施料を支払うか否か、また、如何なる実施料を支払うかについては、当事者間の合意次第です。実施料の支払方法として、様々な選択肢があることは、(4)に記載したとおりです(第17条1項・類型0と同様)。また、企業が知的財産権の譲受けを選択した場合は譲渡対価についても、当事者間の合意によって決せられることとなります(第17条2項)。

【023】なお、本類型については、企業側が譲渡権を行使した場合には、具体的譲渡対価は協議の上、決定するとしても、企業の大学に対する特許移転登録請求権(特許出願については名義書換え請求権)等は譲渡権の行使によって生じるものと解され得ることには注意が必要です。大学が知的財産の譲渡を予定していない場合には、譲渡権が含まれない類型0又は類型1を選ぶべきこととなります。

【024】知的財産権に係る出願・維持は、大学が行います(第18条)。

【025】出願・維持に要する費用は原則として大学が負担すべきものの、(4)に記載したように企業が事業化目的での非独占的実施を行うことを選択した場合に、出

願・維持費用を企業に負担させることも当事者間の合意により可能です(第20条 類型0と同様)。なお、企業が知的財産権の譲受を受けを選択した場合には、当該譲り受け以降、企業が出願・維持費用を負担することになります。

【026】本類型では、共同研究成果は、原則として公表可能です。但し、ノウハウとしての秘匿義務及び相手方情報の秘密保持義務による制約は受けることになりません(第23条1項)。大学は、成果公表の前に企業に対して公表内容を通知し、公表により企業の利益が害されないよう配慮する義務を負います(第23条2項ないし4項 類型0及び類型1と同様)。

<類型3 >

<p>類型3</p> <p>大学単独帰属</p> <p>◆大学：研究目的の実施・実施許諾とも可</p> <p>◆企業：共同研究目的での非独占的実施権(無償)／事業化目的での非独占的実施権の選択権(有償)又は無償)／知的財産の譲受の選択権(有償)</p>
--

【027】類型3は、共同研究成果に係る知的財産権を大学に単独で帰属させ、その知的財産について企業に非独占的若しくは独占的実施又は当該知的財産権を譲り受ける権利を与える類型です。

【028】より具体的には、大学は、知的財産についての研究目的での実施又は第三者への実施許諾を行うことができます(第14条、第15条2項 類型0、1、2と同様)。但し、後述のように、企業が独占的実施を行うことを選択した場合、当該独占的実施権を確保する範囲で、大学は自己実施や第三者への実施許諾について制約を受けます(類型1と同様)。企業が知的財産権の譲受けを選択した場合に、譲渡して以降、大学が当該知的財産権について何ら権利を有しません(類型2と同様)。

【029】大学は、企業に対し、共同研究契約の対象となつている共同研究の目的の無償且つ非独占的な実施権を許諾するとともに、事業化目的での非独占的な実施若しくは独占的な実施又は当該知的財産権を大学から譲り受けることを選択する権利を与えます(第16条)。即ち、類型0と比べて、独占的実施を選択する権利及び知的財産権を譲り受ける権利が企業に対して追加的に付与されており、類型1と類型2を合わせた類型です。

【030】当該事業化目的での非独占的実施を行うことを企業が選択した場合に、企業が大学に対して実施料を支払うか否か、また、如何なる実施料を支払うかについては、当事者間の合意次第です(第17条1項2項)。実施料の支払方法として、様々な選択肢があることは、(4)に記載したとおりです(類型0と同様)。非独占的実施と独占的実施について、実施料支払の要否及び支払い方法を分けることも可能です(類型1と同様)。また、企業が知的財産権の譲受けを選択した場合の譲渡対価について

様)。

【031】なお、本類型については、企業側が譲渡権を行使した場合には、具体的な譲渡対価は協議の上、決定するとともに、企業の大学に対する特許移転登録請求権(特許出願については名義書換え請求権)等は譲渡権の行使によって生じるものと解され得ることには注意が必要です。大学が知的財産の譲渡を予定していない場合には、譲渡権が含まれない類型0又は類型1を選ぶべきこととなります。

【032】知的財産権に係る出願・維持は、大学が行います(第18条)。

【033】出願・維持に要する費用は原則として大学が負担すべきものの、(4)に記載したように企業が事業化目的での非独占的実施を行うことを選択した場合に、出願・維持費用を企業に負担させることも当事者間の合意により可能です(第20条 類型0、1、2と同様)。但し、企業が独占的実施を行うことを選択した場合は、出願・維持費用は企業負担とします(類型1と同様)。企業が知的財産権の譲受けを選択した場合には、譲渡して以降、企業が出願・維持費用を負担することになります(類型2と同様)。

【034】共同研究成果は、原則として公表可能です。但し、ノウハウとしての秘匿義務及び相手方情報の秘密保持義務による制約は受けることになりません(第23条1項)。大学は、成果公表の前に企業に対して公表内容を通知し、公表により企業の利益が害されないよう配慮する義務を負います(第23条2項ないし4項 類型0、1、2と同様)。

イ 共同研究成果に係る知的財産権を「企業に単独で帰属」させる類型(4~6)

【035】**類型4から6**は、共同研究成果に係る知的財産権を企業に単独で帰属させる類型です。各類型は、企業に単独で帰属する当該知的財産権について、その知的財産を大学が他の企業に実施許諾をする権利を有するか否か、大学が共同研究成果の表をできるか否かにおいて差異があります。

<類型4 >

<p>類型4</p> <p>企業単独帰属</p> <p>◆大学：研究目的での非独占的実施(無償)／第三者への実施許諾／企業が事業化に取り組みない場合の独占交渉権</p> <p>◆企業：実施・実施許諾共に可</p>
--

【036】類型4は、共同研究成果に係る知的財産権を企業に単独で帰属させ、その知的財産について、大学に自己実施及び第三者への再実施許諾をする権利等を与える類型です。加えて企業が一定期間に事業化に取り組みない場合には、大学に対し、サブライセンス付独占的実施又は知的財産権の譲受の独占交渉権を与える類型です。

【037】より具体的には、企業は、自己に単独で帰属する知的財産権について、そ

利益が害されないよう配慮する義務を負います（第21条2項ないし4項 類型4と同様）。

<類型6 >

類型6	企業単独帰属
	<p>◆大学：研究目的での非独占的実施（無償）</p> <p>◆企業：実施・実施許諾共に可 公表不可</p>

【050】 類型6は、共同研究成果に係る知的財産権を企業に単独で帰属させ、その知的財産について、基本的に大学に研究目的で実施する権利のみを与える類型です。

【051】 企業及び大学による共同研究成果の実施条件については類型5と同様ですが、下記のように、大学による共同研究成果の公表が制限されています。

【052】 企業は、自己に単独で帰属する知的財産権について、その知的財産を自由に実施及び実施許諾をすることができず（第14条、第15条2項 類型4及び類型5と同様）。

【053】 企業は大学に対し、共同研究及び自己の研究目的で実施する無償且つ非独占的な権利のみを与えます（第15条1項）。

【054】 知的財産権に係る出願・維持は、企業が行います（第18条）。

【055】 出願・維持に要する費用は企業が負担することになります（第20条 類型4及び類型5と同様）。

【056】 共同研究成果について、大学は目的の如何を問わず公表する権利を有しません（第22条）。

<類型5 >

類型5	企業単独帰属
	<p>◆大学：研究目的での非独占的実施（無償）</p> <p>◆企業：実施・実施許諾共に可</p>

【044】 類型5は、共同研究成果に係る知的財産権を企業に単独で帰属させ、その知的財産について、基本的に大学に研究目的で実施する権利のみを与える類型です。

【045】 より具体的には、企業は、自己に単独で帰属する知的財産権について、その知的財産を自由に実施及び実施許諾をすることができず（第14条 類型4と同様）。

【046】 企業は大学に対し、共同研究及び自己の研究目的で実施する無償且つ非独占的な権利のみを与えます（第15条）。即ち、類型4と異なり、大学は第三者に対して再実施許諾する権利を有しません。

【047】 知的財産権に係る出願・維持は、企業が行います（第16条）。

【048】 出願・維持に要する費用は企業が負担することになります（第18条 類型4と同様）。

【049】 共同研究成果は、企業に単独で帰属するものといえども大学も原則として公表可能です。但し、ノウハウとしての秘匿義務及び相手方情報の秘匿保持義務による制約は受けることに注意してください（第21条1項）。

また、大学は、成果公表の前に企業に対して公表内容を知り、公表により企業の

ウ **共同研究成果に係る知的財産権を「発明者や技術分野を基準」に「大学若しくは企業への単独帰属」又は「大学と企業の共有」とする類型（7～10）**

【057】 類型7から10は、共同研究成果に係る知的財産権を発明者や技術分野を基準に大学若しくは企業への単独帰属又は大学と企業の共有とする類型です。

このうち、**類型7及び8**は、共同研究成果を創出した者がどちらの当事者に所属するかを基準に大学若しくは企業への単独帰属又は大学と企業の共有とする類型であり、共有となつた知的財産権に係る知的財産の第三者への実施許諾の可否において両類型の差異があります。

他方、**類型9及び10**は、共同研究成果がいかになる技術分野に属するかを基準に大学若しくは企業への単独帰属又は大学と企業の共有とする類型であり、必ずいずれかの当事者に単独帰属させるか、共有となる余地を認めるかにおいて両類型の差異があります。

< 類型 7 >

<p>類型 7</p> <p>発明者にしがって帰属</p> <p>◆ 大学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学単独帰属成果：研究目的実施・実施許諾共に可 ・ 企業単独帰属成果：研究目的での非独占的実施（無償） ・ 共有成果：研究目的での非独占的実施（無償） <p>◆ 企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業単独帰属成果：実施・実施許諾共に可 ・ 大学単独帰属成果：共同研究目的での非独占的実施権（無償）／事業 化目的での非独占的実施権の選択権（有償又は無償） ／独占的実施権の選択権（有償又は無償） ／知的財産の譲受の選択権（有償） ・ 共有：共同研究目的での非独占的実施権（有償又は無償） ／事業化目的での非独占的実施権の選択権（有償又は無償） ／独占的実施権の選択権（有償又は無償） ／知的財産の譲受の選択権（有償）

同研究及び自己の研究目的で実施する無償且つ非独占的な権利を有し、企業は、共同研究の目的及び自己の研究目的で実施する無償且つ非独占的な権利を有します（第16条1項）。しかし大学と企業はともに、第三者に実施許諾をするためには相手方の同意を得る必要があります（第16条2項）。

【064】他方で、企業は、上記大学に単独で帰属する知的財産と同様、事業化目的での非独占的な実施若しくは独占的な実施又は当該知的財産権を大学から譲り受けることを選択する権利を有します（第17条1項）。

【065】大学に単独で帰属する知的財産権及び大学と企業の共有となる知的財産権について、企業が知的財産の事業目的での実施又は知的財産権の譲受けを選択した場合は、企業が大学に対して実施料を支払うか否か、如何なる実施料を支払うかについては、当事者間の合意により決定します。また、それらについて企業が譲受けを選択した場合は、譲渡対価も、当事者間の合意により決定されます（第17条2項及び3項）。これらの考え方は、類型1及び類型2と同様です。

【066】

なお、本類型については、企業が大学に単独で帰属する知的財産権又は共有知的財産権の大学側特分に対する譲渡権行使した場合には、具体的な譲渡対価は協議の上、決定するとしても、企業の大学に対する特許移転登録請求権（特許出願については名義書換え請求権）等は譲渡権の行使によって生じるものと解され得ることに注意が必要である。大学が知的財産の譲渡を予定していない場合には、譲渡権の条項を削除すべきこととなります。

【067】各当事者は、自己に単独で帰属する知的財産権の出願・維持を行い、共有となる知的財産権については、共同で出願・維持を行います。なお、共有となる知的財産権について手続きを一括して行う当事者を取り決めることは可能です（第18条1項ないし3項）。

【068】出願・維持費用については、一方当事者に単独で帰属する知的財産権については当該当事者が負担し、共有となる知的財産権については各当事者の持分割合に応じて負担することが原則ですが、企業が事業化目的での非独占的実施を行うことを選択した場合に、出願・維持費用を企業に負担させることも当事者間の合意により可能であり、企業が独占的実施を行うことを選択した場合は、維持費用は企業負担とします（第20条1項ないし4項）。

【069】共同研究成果は、その知的財産権の帰属先にかかわらず、原則として公表可能です。但し、ノウハウとしての秘匿義務及び相手方情報秘保持義務による制約は受けることとなります（第23条1項）。大学は、成果公表の前に企業に対して公表内容を通知し、公表により企業の利益が害されないよう配慮する義務を負います（第23条2項ないし4項）。

< 類型 8 >

類型 8 発明者にしがって帰属

【058】類型7は、共同研究成果に係る知的財産権について、当該共同研究成果を創出した者がどちらの当事者に帰属するかを基準に大学若しくは企業への単独帰属又は大学と企業の共有とする類型です。

【059】より具体的には、当該共同研究成果が大学に所属する者のみにより発明等された場合には知的財産権は大学に単独で帰属し、企業に所属する者のみにより発明等された場合には企業に単独で帰属し、大学に所属する者と企業に所属する者とは共同で発明等をした場合には大学と企業の共有とするものです（第13条1項ないし2項）。

【060】大学に単独で帰属する知的財産権に係る知的財産について、大学は、研究目的実施及び第三者への実施許諾をすることができます（第14条1項）。また、大学は、企業に対し、共同研究契約の対象となっている共同研究の目的での無償且つ非独占的な実施権を許諾します（第14条2項）。

【061】さらに、企業に対し、事業化目的での非独占的な実施若しくは独占的な実施又は当該知的財産権を大学から譲り受けることを選択する権利を与えます（第14条3項）。

【062】企業に単独で帰属する知的財産権に係る知的財産について、企業は、自由に自己実施及び第三者への実施許諾をすることができます（第15条1項）。また、企業は、大学に対し、共同研究及び自己の研究目的で実施する無償且つ非独占的な権利のみを与えます（第15条2項）。

【063】大学と企業の共有となる知的財産権に係る知的財産について、大学は、共

<p>◆大学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学単独帰属成果：研究目的実施・実施許諾共に可 ・企業単独帰属成果：研究目的での非独占的実施（無償） ・共有成果：研究目的での非独占的実施（無償）／第三者への実施許諾 <p>◆企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業単独帰属成果：実施・実施許諾共に可 ・大学単独帰属成果：共同研究目的での非独占的実施権（無償）／事業 化目的での非独占的実施権の選択権（有償又は無償） ／独占的実施権の選択権（有償又は無償） ／知的財産の譲受の選択権（有償） ・共有：共同研究目的での非独占的実施権（有償又は無償） ／事業化目的での非独占的実施権の選択権（有償又は無償） ／独占的実施権の選択権（有償又は無償） ／知的財産の譲受の選択権（有償）／第三者への実施許諾 	<p>◆大学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学単独帰属成果：研究目的実施・実施許諾共に可 ・企業単独帰属成果：研究目的での非独占的実施（無償） ・共有成果：研究目的での非独占的実施（無償）／第三者への実施許諾 <p>◆企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業単独帰属成果：実施・実施許諾共に可 ・大学単独帰属成果：共同研究目的での非独占的実施権（無償）／事業 化目的での非独占的実施権の選択権（有償又は無償） ／独占的実施権の選択権（有償又は無償） ／知的財産の譲受の選択権（有償） ・共有：共同研究目的での非独占的実施権（有償又は無償） ／事業化目的での非独占的実施権の選択権（有償又は無償） ／独占的実施権の選択権（有償又は無償） ／知的財産の譲受の選択権（有償）／第三者への実施許諾
---	---

【070】類型8は、共同研究成果に係る知的財産権について、当該共同研究成果を創出した者がどちらの当事者に帰属するかを基準に大学若しくは企業が単独帰属又は大学と企業の共有とする類型です。但し、類型7とは、大学と企業の共有となる知的財産権に係る知的財産について、相手方の同意を要することなく第三者に実施許諾をすることができる点で相違します。

【071】より具体的には、当該共同研究成果が大学に所属する者のみにより発明等された場合には知的財産権は大学に単独で帰属し、企業に所属する者のみにより発明等された場合には企業に単独で帰属し、大学に所属する者と企業に所属する者等が共同で発明等をした場合には大学と企業の共有とするものです。このように、類型7と類型8とは、知的財産権の帰属方法については同一ですが、両者の違いは、後述のとおり、大学と企業の共有となる知的財産権に係る知的財産について、各当事者が相手方の同意を要することなく第三者に対して実施許諾をすることができるか否かにあります。

【072】大学に単独で帰属する知的財産権に係る知的財産について、大学は、実施及び第三者への実施許諾をすることができます（第14条1項）。

【073】また、大学は、企業に対し、共同研究契約の対象となっている共同研究の目的での無償且つ非独占的な実施権を許諾します（第14条2項）。

【074】さらに、大学は、企業に対し、事業化目的での非独占的な実施若しくは独占的な実施又は当該知的財産権を大学から譲り受けることを選択する権利を与えます（第14条3項 類型7と同様）。

【075】企業に単独で帰属する知的財産権に係る知的財産について、企業は、自由に自己実施及び第三者への実施許諾をすることができます（第15条1項）。また、企業は、大学に対し、共同研究及び自己の研究目的で実施する無償且つ非独占的な権利

のみを与えます（第15条2項 類型7と同様）。

【076】大学と企業の共有となる知的財産権に係る知的財産について、大学は、共同研究及び自己の研究目的で実施する無償且つ非独占的な権利を有し、企業は、共同研究の目的及び自己の研究目的で実施する無償且つ非独占的な権利を有します（第16条1項）。

【077】大学及び企業は、原則、相手方の同意を要することなく、当該知的財産について、第三者に実施許諾をすることができます（第16条2項）、この点は類型7と異なります。大学及び企業は、当該知的財産を第三者に実施許諾した場合、当該第三者から得た実施料については、相手方に分配しななければなりません（第16条3項）。

【078】他方で、企業は、上記大学に単独で帰属する知的財産と同様、事業化目的での非独占的な実施若しくは独占的な実施又は当該知的財産権を大学から譲り受けることを選択する権利を有します（第17条1項）。

【079】大学に単独で帰属する知的財産権及び大学と企業の共有となる知的財産権について、企業が知的財産の事業目的での実施又は知的財産権の譲受けを選択した場合に、企業が大学に対して実施料を支払うか否か、如何なる実施料を支払うかについては、当事者間の合意により決定します（第17条2項）。また、それらについて企業が譲受けを選択した場合の譲渡対価も、当事者間の合意により決定されます（第17条3項 類型7と同様）。

【080】なお、本類型については、企業側が大学に単独で帰属する知的財産権又は共有知的財産権の大学側持分に対する譲渡権を行使した場合には、具体的な譲渡対価は協議の上、決定すとしても、企業の大学に対する特許移転登録請求権（特許出願については名義書換え請求権）等は譲渡権の行使によって生じるものと解され得ることは注意が必要です。大学が知的財産の譲渡を予定していない場合には、譲渡権の条項を削除すべきこととなります。

【081】各当事者は、自己に単独で帰属する知的財産権の出願・維持を行い、共有となる知的財産権については、共同で出願・維持を行います。なお、共有となる知的財産権について手続きを一括して行う当事者を取り決めることは可能です（第18条）。

【082】出願・維持費用については、一方当事者に単独で帰属する知的財産権については当該当事者が負担し、共有となる知的財産権については各当事者の持分割合に応じて負担することが原則ですが、企業が事業化目的での非独占的実施を行うことを選択した場合に、出願・維持費用を企業に負担させることも当事者間の合意により可能であり、企業が独占的実施を行うことを選択した場合は、出願・維持費用は企業負担とします（第20条1項ないし4項）。

【083】共同研究成果は、その知的財産権の帰属先にかかわらず、原則として公表可能です。但し、ノウハウとしての秘匿義務及び相手方情報の秘匿保持義務による制約は受けることとなります（第23条1項）。大学は、成果公表の前に企業に対して公表内容を通知し、公表により企業の利益が害されないよう配慮する義務を負います（第23条2項ないし4項 類型7と同様）。

<類型9 >

<p>類型9</p>	<p>技術分野にしたがって帰属</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆大学 <ul style="list-style-type: none"> ・大学単独帰属成果：実施・実施許諾共に可 ・企業単独帰属成果：研究目的での非独占的実施（無償） ・共有成果：事前包括許諾 ◆企業 <ul style="list-style-type: none"> ・企業単独帰属成果：研究目的実施・実施許諾共に可 ・大学単独帰属成果：共同研究目的での非独占的実施権（無償）／事業 化目的での非独占的実施権の選択権（有償又は無償） ／独占的実施権の選択権（有償又は無償） ／知的財産の譲受の選択権（有償） ・共有成果：事前包括許諾
-------------------	--

【084】類型9は、共同研究成果に係る知的財産権について、当該共同研究成果が
いかなる技術分野に属するかを基準に大学若しくは企業への単独帰属又は大学と企
業の共有とする類型です。

【085】より具体的には、共同研究の結果創出されることが予想される技術のうち、
技術分野Aに属する技術が開発された場合には当該技術に係る知的財産権は大学に
単独で帰属し、技術分野Bに属する技術が開発された場合には当該技術に係る知的財
産権は企業に単独で帰属し、技術分野AにもBにも属さない技術が開発された場合に
は当該技術に係る知的財産権は大学と企業の共有とする旨を、予め共同研究契約に定
めておくものです（第13条1項ないし3項）。

【086】大学に単独で帰属する知的財産権に係る知的財産について、大学は、研究
目的で実施及び第三者への実施許諾をすることができず（第14条1項）。また、大
学は、企業に対し、共同研究契約の対象となつている共同研究の目的での無償且つ非
独占的な実施権を許諾します（第14条2項）。

【087】大学は、企業に対し、事業化目的での非独占的な実施若しくは独占的な実
施又は当該知的財産権を大学から譲り受けることを選択する権利を与えます（第14
条3項 類型7及び類型8と同様）。

【088】企業に単独で帰属する知的財産権に係る知的財産について、企業は、自由
に自己実施及び第三者への実施許諾をすることができず（第15条1項）。また、企
業は、大学に対し、共同研究及び自己の研究目的で実施する無償且つ非独占的な権利
のみを与えます（第15条2項 類型7及び類型8と同様）。

【089】大学と企業の共有となる知的財産権に係る知的財産について、大学及び企
業は、相互に実施を包括的に許諾します（第16条1項）。また、共有知的財産の実施
の再許諾をあわせて相互に包括的に許諾します（第16条2項）。

【090】大学に単独で帰属する知的財産権について、企業が知的財産の事業目的で

の実施又は知的財産権の譲受を選択した場合に、企業が大学に対して実施料を支払
うか否か、如何なる実施料を支払うかについては、当事者間の合意により決定します
（第17条3項）。また、それらについて企業が譲受を選択した場合の譲渡対価も、
当事者間の合意により決定されます（第17条4項 類型7及び類型8と同様）。

【091】なお、本類型については、企業側が大学に単独で帰属する知的財産権に対
する譲渡権行使した場合には、具体的な譲渡対価は協議の上、決定することでも、
企業の大学に対する特許移転登録請求権（特許出願については名義書換え請求権）等
は譲渡権の行使によつて生じるものと解され得ることに注意が必要です。大学が知
的財産の譲渡を予定していない場合には、譲渡権の条項を削除すべきこととなります。

【092】各当事者は、自己に単独で帰属する知的財産権の出願・維持を行い、共有
となる知的財産権については、共同で出願・維持を行います。なお、共有となる知的
財産権について手続きを一括して行う当事者を取り決めることは可能です（第18条1
項ないし3項）。

【093】出願・維持費用については、一方当事者に単独で帰属する知的財産権につ
いては当該当事者が負担し、共有となる知的財産権については各当事者の持分割合に
応じて負担することが原則ですが、企業が事業化目的での非独占的実施を行うことを
選択した場合に、出願・維持費用を企業に負担させることも当事者間の合意により可
能であり、企業が独占的実施を行うことを選択した場合は、出願・維持費用は企業負
担とします（第20条1項ないし4項 類型7と同様）。

【094】共同研究成果は、その知的財産権の帰属先にかかわらず、原則として公表
可能です。但し、ノウハウとしての秘匿義務及び相手方情報の秘密保持義務による制
約は受けることとなります（第23条1項）。大学は、成果公表の前に企業に対して公
表内容を通知し、公表により企業の利益が害されないよう配慮する義務を負います
（第23条2項ないし4項 類型7及び類型8と同様）。

<類型10 >

<p>類型10</p>	<p>技術分野にしたがって帰属</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆大学 <ul style="list-style-type: none"> ・大学単独帰属成果：研究目的実施・実施許諾共に可 ・企業単独帰属成果：研究目的での非独占的実施（無償） ◆企業 <ul style="list-style-type: none"> ・企業単独帰属成果：実施・実施許諾共に可 ・大学単独帰属成果：共同研究目的での非独占的実施権（無償）／事業 化目的での非独占的実施権の選択権（有償又は無償） ／独占的実施権の選択権（有償又は無償） ／知的財産の譲受の選択権（有償）
--------------------	--

【095】類型10は、共同研究成果に係る知的財産権について、当該共同研究成果

がいかなる技術分野に属するかを基準に大学と企業のいづれかに単独帰属させる類型です。

【096】より具体的には、共同研究の結果創出されることが予想される技術を、技術分野Cと技術分野C以外に分け、それぞれ大学又は企業に単独で帰属させる旨を、予め共同研究契約に定めておくものです。即ち、類型10は、類型9と同様の考え方に基づき知的財産権の帰属を定めるものの、類型9のように企業と大学の共有となる余地を残さず、必ずいづれかの当事者に単独で帰属させる類型です（第13条1項ないし2項）。

【097】大学に単独で帰属する知的財産権に係る知的財産について、大学は実施及び第三者への実施許諾をすることができます（第14条1項 類型7、8、9と同様）。

【098】企業に単独で帰属する知的財産権に係る知的財産について、企業は、自由に自己実施及び第三者への実施許諾をすることができます（第15条1項）。また、企業は、大学に対し、共同研究及び自己の研究目的で実施する無償且つ非独占的な権利のみを与えます。（第15条2項 類型7、8、9と同様）

【099】大学に単独で帰属する知的財産権について、企業が知的財産の事業目的での実施又は知的財産権の譲受を選択した場合に、企業が大学に対して実施料を支払うか否か、如何なる実施料を支払うかについては、当事者間の合意により決定します。また、それらについて企業が譲受を選択した場合の譲渡対価も、当事者間の合意により決定されます。（第16条3項及び4項 類型7、8、9と同様）

【100】なお、本類型については、企業側が大学に単独で帰属する知的財産権に対する譲渡権を行使した場合には、具体的な譲渡対価は協議の上、決定するとしても、企業の大学に対する特許移転登録請求権（特許出願については名義書換え請求権）等は譲渡権の行使によって生じるものと解され得ることに注意が必要です。大学が知的財産の譲渡を予定していない場合には、譲渡権を削除すべきこととなります。

【101】各当事者は、自己に単独で帰属する知的財産権の出願・維持を行います（第17条）。

【102】出願・維持費用については、一方当事者に単独で帰属する知的財産権については原則当該当事者が負担します（第19条）。企業が大学単独帰属の知的財産権につき、事業化目的での非独占的実施を行うことを選択した場合に、出願・維持費用を企業に負担させることも当事者間の合意により可能であり、企業が独占的実施を行うことを選択した場合は、出願・維持費用は企業負担とします（類型7、8、9と同様）。

【103】共同研究成果は、その知的財産権の帰属先にかかわらず、原則として公表可能です。但し、ノウハウとしての秘匿義務及び相手方情報の秘密保持義務による制約は受けることとなります（第22条1項）。大学は、成果公表の前に企業に対して公表内容を通知し、公表により企業の利益が害されないよう配慮する義務を負います（第22条2項ないし4項 類型7、8、9と同様）。

各類型マトリックス（※1）

類型	知財の種類	大学単独帰属知財			企業単独帰属知財			共有知財			大学の成果公表
		大学	企業（※2）	費用（※3）	大学	企業	費用	大学	企業	費用（※3）	
類型0	大学単独	実施(許諾)可	非独占実施権	大学・企業	-	-	-	-	-	-	○
類型1	大学単独	実施(許諾)可	非独占実施権・独占実施選択権	大学・企業	-	-	-	-	-	-	○
類型2	大学単独	実施(許諾)可	非独占実施権	大学・企業	-	-	-	-	-	-	○
類型3	大学単独	実施(許諾)可	非独占実施権・譲渡選択権	大学・企業	-	-	-	-	-	-	○
類型4	企業単独	-	独占実施・譲渡選択権	-	実施(許諾)可	企業	-	-	-	-	○
類型5	企業単独	-	-	-	実施(許諾)可	企業	-	-	-	-	○
類型6	企業単独	-	-	-	-	企業	-	-	-	-	×
類型7	発明者基準で単独又は共有	実施(許諾)可	非独占実施・独占実施・譲渡選択権	大学・企業	実施(許諾)不可	企業	実施(許諾)可	非独占実施・独占実施・譲渡選択権	大学・企業	非独占実施・独占実施・譲渡選択権	○
類型8	発明者基準で単独又は共有	実施(許諾)可	非独占実施・独占実施・譲渡選択権	大学・企業	実施(許諾)不可	企業	実施(許諾)可	自己実施・実施(許諾)可	大学・企業	自己実施・実施(許諾)可	○
類型9	技術分野基準で単独又は共有	実施(許諾)可	非独占実施・独占実施・譲渡選択権	大学・企業	実施(許諾)不可	企業	実施(許諾)可	非独占実施・独占実施・譲渡選択権	大学・企業	非独占実施・独占実施・譲渡選択権	○
類型10	技術分野基準で単独	実施(許諾)可	非独占実施・独占実施・譲渡選択権	大学・企業	実施(許諾)不可	企業	実施(許諾)可	実施(許諾)可	大学・企業	実施(許諾)可	○

※1 表頭に斜に記述及びおがくとも、大学・企業ともに共同研究の目的のためには無償の実施権を有する。

※2 大学単独帰属知財の実施について企業が実施料を大学に支払うか否かは取決めによる。類型7の共有知財についても同様。

※3 大学単独帰属知財の出願・維持費用は原則として大学負担、共有知財は原則半分負担とするが、企業が事業目的で実施する場合に企業負担とするか否かは取決めによる。

(6) 類型選択にあたっての考慮要素

さくらツールが提供するモデル契約書の類型は上記（5）で記載したとおりです。実際に用いる類型を選択する際の、考え方の整理のために、典型的な考慮要素を以下に示します。選択にあたっては、一部の考慮要素に偏って判断せずに、考慮要素全体から総合的に判断してください。

なお、一般的に、大学より企業が知的財産権の出願・維持費用を負担する金銭的な余裕があることを前提とし、以下の考慮要素の説明を行っています。しかし、例えばベンチャー企業が共同研究当事者となる場合には、逆に企業の方が研究費や知的財産の出願・維持費用を賄う資力が少ないこともあります。そのような場合には、下記の考慮要素のうち大学の資金面や能力を考慮するものについては、大学を当該企業に置き換えて検討すべきことにも留意が必要です。

ア 研究への寄与度等（成果に係る知的財産権の帰属）

共同研究は、何らかの技術的成果を得ることを目的としています。そこで、当該技術的成果に係る知的財産権をいずれの当事者に帰属させるものとするかは、いかなる種類の共同研究契約書を用いるかにおいて最も重要な検討事項の一つとなります（ただし、後述するとおり、権利の活用を優先して帰属にこだわらない考え方も重要です）。

知的財産の帰属を決定するにあたり、当該技術的成果を創出していく際、各当事者が共同研究に対していかなる寄与をするかが、考慮要素となります。共同研究に対して、より大きな寄与をした当事者が成果たる知的財産権を取得するという考え方は合理的性を有するものであり、大学の寄与が大きいければ類型0乃至3を、企業の寄与が大きいければ類型4乃至6を、両者の寄与に大きな差がなければ類型7乃至10を選択する方向に作用します。

他方で、各当事者がより明確な共同研究の目的を有し具体的に共同研究成果の活用方法を念頭に置いていることがあり、その場合、共同研究成果に係る知的財産権をいずれの当事者に帰属させるかは、当該活用方法に即したものであるべきです。したがって、共同研究に対する寄与は考慮要素となり得るとしても、当該知的財産権の活用方法に依って適切な帰属先を定めた類型を選択することが必要です。

共同研究に対する寄与の態様や知的財産権の帰属を検討するにあたっての考慮要素としては、次のようなものがあります。

①	共同研究のテーマに関し、バックグラウンド技術・知的財産を有していること
②	研究費負担の割合
③	研究を実施する施設・設備

④	研究関与者の比率
⑤	共同研究テーマが企業の競争領域と関連している度合い
⑥	企業に知的財産権を出願・維持する資金があるか

① 共同研究のテーマに関し、バックグラウンド技術・知的財産を有していること

共同研究を行うにあたり、当事者がその研究分野について既に知見・技術を有している場合、当該共同研究は、当該既存の知見・技術や知的財産（これを「バックグラウンド技術・知的財産」といいます。）をベースにして行うこととなります。

当該既存の知見・技術を有し共同研究のために提供する当事者は、共同研究成果の創出のための前提を提供するものであり、そのような知見・技術を有さない当事者よりも、共同研究の実施及び成果の創出により多くの寄与をしているといえます。そのため、共同研究のテーマに照らし、いずれの当事者が当該テーマについてバックグラウンド技術・知的財産を有しているかは、各当事者の共同研究に対する寄与の度合いを検討するための考慮要素の一つとなります。

② 研究費負担の割合

共同研究を行うにあたり発生する費用は、各当事者が共同研究において自己が分担する業務に要する費用を自ら負担することもあります。企業が一定額の研究費を負担することを取決めて大学に対して当該一定額の研究費を支払うことが一般的に行われていると思われま。

このように企業がいくらの研究費を負担するかは、大学及び企業の規模並びに研究テーマによって異なりますが、企業が負担する額は、共同研究に対する寄与の度合いを検討するための考慮要素の一つとなります。

③ 研究を実施する施設・設備

共同研究を行う施設及び共同研究に供する設備については、いずれの当事者が提供するかは、共同研究に対する寄与の度合いを検討するための考慮要素の一つとなります。

この点、企業が負担する研究費を用いて大学が新規に設備を購入し、共同研究のために使用することもあります。この場合は、大学が設備を提供していると考えられるよりは、企業による研究費負担の割合の問題として寄与を考慮することが適切と思われる。この意味で、施設・設備の提供による寄与を考慮することが適切と思われ。提供されているかどうかという観点から検討することとなります。

④ 研究関与者の比率

各当事者から共同研究に関与する研究者の比率は、共同研究に対する寄与の度合い

を検討するための考慮要素の一つとなります。

研究者の共同研究に対する関与の仕方は、専任であったり、他のプロジェクトとの兼任であったり様々であり、共同研究に係る業務に従事する時間等をもとに事案に即した形で上記比率を検討すべきです。

なお、一方当事者に所属する研究者が他方の当事者に出向するなどして、当該他方の当事者の施設において継続的に共同研究に関与することもありますが、その場合は、元々所属していた先の当事者の研究者として勘案すべきと思われます。

⑤ 共同研究テーマが企業の競争領域と関連している度合い

共同研究テーマは、企業の特定の製品の改良を目指す場合や純粋な学術研究の範疇に属する場合など様々です。

企業の製品、即ち企業による他の事業者との事業上の競争に直接的に関係する技術に関する研究を行う場合、当該研究の結果得られる成果技術は一般的に、企業が当該製品について既に有する技術をベースにしているものであり、また、企業としては自ら独占し他の事業者に使用させないことを強く志向するものと考えられます。

逆に、純粋な学術研究目的で共同研究がなされる場合、当該研究成果は企業が行う事業の一部にしか関係がなかったり、企業として事業化する具体的予定がなかったりすることがあります。

そこで、共同研究テーマが企業の競争領域と強く関連している場合には成果に係る知的財産権について企業に帰属させて独占的な実施を担保する方向に、関連性が薄い場合には大学に帰属させる方向に作用すると考えられます。

⑥ 企業に知的財産権を出願・維持する資金があるか

共同研究の当事者となる企業がベンチャー企業であるなど資金的にゆとりがなく、共同研究成果に係る知的財産権の出願・維持費用を企業に負担させることが事実上困難である場合があります。その場合、資金力のない企業としては当該知的財産権を自ら保有して出願・維持費用を賄うことができないため、共同研究契約の類型としても、大学に権利を帰属させる類型を選択する方向に作用します。

イ 大学帰属の知的財産権の取り扱い

共同研究成果に係る知的財産権を大学に単独で帰属させることにする場合、**類型0乃至3**のうちどの種類の契約書を用いるか選択することになりますが、かかる選択にあたっては、大学として当該知的財産権を保持しておくべき何らかの事情があり、逆に企業として知的財産権を譲り受けなければならない事情がある場合にも、それらの事情は類型選択にあたって考慮すべき要素となります。

また、大学に当該知的財産権を維持・活用する能力がなければ、企業に独占的に使

用させて権利維持費用も負担させたり、大学としては権利を企業に対して譲り渡したリする選択権を与える**類型1乃至3**を選択すべき方向に作用します。一般論としては、独占的な実施権を許諾するより譲り渡す方が大学として失う権利は大きいいため、大学に上記能力がないほど**類型1**よりも**類型2**又は**3**を選択する動機となると考えられます。

具体的には、下記のような事項が大学帰属成果の取り扱いを検討するにあたっての考慮要素となります。なお、これらの考慮要素は、**類型0乃至3**の選択を検討するためだけでなく、**類型7乃至9**を選択した場合に、大学単独帰属又は大学と企業の共有の知的財産権についての企業の選択権の是非の検討にも資するものであり、下記の事情を考慮の上、それらの類型に予め規定されている企業の選択権を適宜加除修正することも検討すべきかと思われます。

①	研究成果に関し企業が事業化に取り組みない用途・分野・市場等が生じるか
②	大学研究者の長期的研究における知的財産権の重要性
③	研究テーマに関しバックグラウンド技術・知的財産権を有している割合
④	企業が事業化することによって知的財産権の譲渡を受ける必要性
⑤	大学の特許予算額
⑥	大学の権利管理ノウハウの蓄積

① 研究成果に関し企業が事業化に取り組みない用途・分野・市場等が生じるか

共同研究成果として創出されると予想される技術に関し、共同研究に参加した企業が事業化に取り組みない用途・分野・市場等があった場合に、当該技術に係る知的財産権を当該企業が譲り受けると、当該企業は当該技術を活用しないにもかかわらず、当該企業の事業に影響がない分野についてまで他の事業者が当該技術を使用することが基本的にできなくなるため、共同研究成果の有効活用という観点からは望ましくありません。

他方で、企業への譲り渡しではなく独占的实施許諾を行う場合には、企業に独占権を与える用途・分野・市場等の範囲を取り決めることにより、その他の事業者の事業に関係のない分野については大学から第三者への実施許諾を行う余地が生じることとなります。

このように、研究成果に関し企業が事業化に取り組みない用途・分野・市場等がある場合には、企業に対して譲渡の選択権を与えない**類型0や類型1**を選択する動機となりえます。

② 大学研究者の長期的研究における知的財産権の重要性

共同研究テーマが大学研究者の長期的研究に密接に関連する場合、共同研究成果に係る知的財産を企業に独占的实施許諾や譲り渡してしまうと、共同研究終了後に大学

研究者が自己の研究を継続していく中で別の新たな成果を得られたとしても、当該企業に独占を許した知的財産権が当該新たな成果の事業化等の妨げになる可能性があります。すなわち、企業に独占を許した知的財産権を他の事業者が使用することができないため、当該新たな成果を事業化等するため知的財産権の使用が不可欠である場合には、当該新たな成果の活用には支障が出てまいります。

そこで、共同研究者が大学研究者の長期的研究に密接に関連し、大学研究者が引き続き研究を行っていく上で大学が共同研究成果に係る知的財産について実施許諾等による活用可能な状態にしておく必要がある場合には、企業に対して独占権を認めない**類型0**や、少なくとも譲り渡すこととはしない**類型1**を選択する動機となりえます。

③ 研究テーマに関しバックグラウンド技術・知的財産権を有している割合

研究テーマに関し、大学がバックグラウンド技術・知的財産権を有している場合、研究成果として得られる技術を用いるためには、当該バックグラウンド技術・知的財産権を使用する必要性が生じる場合があります。その場合、企業に対して研究成果に係る知的財産について独占的実施権の付与や譲渡を行ったとしても、当該付与された権利を実施するためには別途大学からバックグラウンド技術・知的財産についても実施許諾を受けなければならず、わざわざ独占的実施権等を得たとしても有効に活用できない可能性があります。

他方で、大学としても、既に保有している技術や知的財産権を広く活用するためには、当該既存の技術や知的財産権から派生した共同研究成果について、企業に対して独占的に実施させるような権利を付与することは避けたいと考えられることも否定できません。

そこで、大学がバックグラウンド技術・知的財産権を有している場合、企業に対して独占権を認めない**類型0**や、少なくとも譲り渡すこととはしない**類型1**を選択する動機となりえます。

④ 企業が事業化するにあたって知的財産権の譲渡を受ける必要性

企業が共同研究成果を事業化するにあたって、当該研究成果に係る知的財産権の譲渡を受ける必要性がある場合には、**譲渡の選択肢のある類型2**や**3**を選択する方向に作用します。

例えば、企業が共同研究成果を第三者とのクロスライセンスに用いることを検討している場合には、単に大学から実施許諾を受けるだけでなく、自己が保有する知的財産権として相手方と交渉する必要性が生じることもあると思われます。

⑤ 大学の特許予算額

特許等の知的財産権を維持・管理するためには、年金等の費用が発生します。大学がこのような費用を負担するための予算を有しない場合、大学が知的財産権を保有し続けることは困難です。

そこで、そのような場合、知的財産を企業に独占的実施する権利を許諾する代わりに出願・維持費用について企業が負担してもらったり、そもそも知的財産権を企業に譲り渡してしまったりすることが考えられます。このように、大学が特許予算を有さないことは、企業に対して独占的実施又は譲り受けの選択権を与える**類型1乃至3**を選択する動機となりえます。

⑥ 大学の権利管理ノウハウの蓄積

特許等の知的財産権を管理するためには、年金の支払を滞りなく行うことが求められ、投下資本の回収という観点からは第三者に実施許諾を行うって実施料を収受することが必要となります。大学がこのような活動を行う組織及びノウハウを有さない場合、大学自身が知的財産権を管理するよりも、企業に対して知的財産権を譲り渡してしまったり、独占的実施を許諾して権利の維持管理を企業に任せたりするほうが便宜に適用することもあるかと思われれます。このように、大学に権利管理のノウハウの蓄積がない場合は、企業に対して知的財産権を譲り受けの**類型2**や**3**、また、**知的財産の独占的実施の選択権を与える**類型1****を選択する動機となりえます。

ウ 大学による成果公表の要否

共同研究成果に係る知的財産権を企業に単独で帰属させることにする場合、**類型4**又は**5**を選択するか、**類型6**を選択するかの大きな違いは、大学による共同研究成果の公表を認めるか否かという点にあります。

大学が共同研究を実施する場合、その成果を論文や講演等で公に発表することが念頭に置かれていることが一般的であると思われれますが、具体的には、大学による成果公表の必要性等を検討するにあたり、次のような事項を考慮要素として挙げることでできます。

①	大学の研究者が研究成果を公表する必要があるか
②	学生が研究成果を学位論文として公表する必要があるか。
③	企業にとつて、研究成果をノウハウ等として維持すべき事情があるか

① 大学の研究者が研究成果を公表する必要があるか

大学の研究者が、上記のように共同研究成果を論文や講演等で発表すること想定している場合、大学が共同研究成果を原則として公表することができる**類型4**や**5**を選択する動機となります。

② 学生が研究成果を学位論文として公表する必要があるか。

大学の学生が企業との共同研究に大学側の研究者として参加することがあります。その場合、共同研究に参加した学生が学位論文に共同研究において実施した事項及び研究成果を掲載することを想定するのであれば、大学が共同研究成果を原則として公表することができる類型4や5を選択する動機となります。

③ 企業にとって、研究成果をノウハウ等として維持すべき事情があるか

共同研究の研究テーマに照らして研究成果として想定される技術が、特許化が困難又は特許化することが適切でない場合、共同研究契約の各類型上は協議の上ノウハウとして指定することにより公表内容から除くことができるものの、類型6を選択することにより予め包括的に成果公表を禁止する動機となります。

特許化が困難又は特許化することが適切でない場合としては、例えば、研究テーマが製品の製造技術に関するものであって特許化して公開することにより第三者による模倣を容易とし且つ模倣の覚知が困難である場合等が挙げられますが、本当にそのような場合に当たるとについては事案に応じてケースバイケースの判断をすべきものと思われま。

エ 成果の帰属方法

共同研究成果に係る知的財産権を大学若しくは企業への単独帰属又は大学と企業との共有とすることとした場合、類型7ないし10のうちいずれかの類型を選択することになります¹⁵。

かかる選択にあたっては、どのような基準で大学若しくは企業への単独帰属又は大学と企業の共有とすることが適切であるかについて、共同研究成果を創出した者がどちらの当事者に所属するかを基準とする類型7又は8と、共同開発成果がいかなる技術分野に属するかを基準とする類型9又は10とを比較検討することになります。

共同研究成果の発明者等を基準とする場合、共同研究成果が創出された時点で知的財産権の帰属が決定することになります。

他方で、共同開発成果の属する技術的成果を基準とする場合、共同開発を開始する時点で知的財産権の帰属先を予め決定しておくこととなります。

したがって、類型7又は8が類型9又は10かを検討するにあたっては、共同研究成果に係る知的財産権の帰属先を予め取り決めることができるか又は取り決めることが望ましいかという観点から、次のような事項が考慮要素として挙げることができ

¹⁵ 知的財産権を大学又は企業のいずれか一方に単独で帰属させる類型0乃至6を選択しなかった場合、類型7乃至10を選択することになります。

ます。

①	研究成果を技術分野ごとに区切ることができるか
②	共同研究における役割分担が明確であるか
③	企業が事業化する分野が予め決まっているか

① 研究成果を技術分野ごとに区切ることができるか

共同研究成果に係る知的財産権の帰属先について技術分野を基準に取り決めるためには、創出されることが想定される技術的成果が、原料に関するものと最終製品に関するもの、化合物Aに関するものと化合物Bに関するもの、製品そのものに関するものと製品の測定・分析方法に関するものといった形で、技術分野ごとに区切れることが前提となります。そのような区切りができない場合には、技術分野を基準として知的財産権の帰属先を決定できず、発明者を基準とする類型7又は8を選択すべきこととなります。

② 共同研究における役割分担が明確であるか

共同研究における大学と企業の役割分担が明確である場合、各当事者が開発を行う技術分野を区別しやすくなるため、技術分野ごとに帰属先を取決める契機となりえます。

例えば、原料の合成は大学が行い、当該原料を用いた下流製品の試作を企業が行うといった役割分担が為される場合には、原料に関する知的財産権は大学に帰属させ、当該下流製品に関する知的財産権は企業に帰属させるという取り決めの行いやすさと思われま。

また、製品サンプルの作成は企業で行い、その測定を大学で行うという役割分担がなされる場合には、製品そのものに関する知的財産権は企業に帰属させ、測定方法に関する知的財産権は大学に帰属させるという取り決めの行うことも可能です。

③ 企業が事業化する分野が予め決まっているか

共同研究を実施するにあたり、企業が共同研究成果を用いて行う事業が予め決まっているのであれば、当該事業化する技術分野について確実に企業単独帰属とし、その余の事業化予定がない部分については大学に単独で帰属することを許容することが有益である場合があります。

上記製品サンプル作成と測定とを分担する例によれば、企業としては製品そのものについての権利を確保し、測定方法については大学に権利を帰属させて知的財産の自由な実施を認めることも合理的であると思われま。

また、共同研究成果として創出されることが想定される技術が製品Aにも製品Bにも

も応用可能である場合で、企業が製品Aしか事業化の予定がないときに、当該技術を用いた製品Aに係る知的財産権を企業に単独で帰属させ、製品Bに係る知的財産権については大学に単独で帰属することを認めることも、企業の事業の強化促進に資すると思われず。

このように、予め企業が事業化する分野が決まっているのであれば、企業として当該分野に係る知的財産権を自己に単独で帰属するものとして確実に取得するために、分野ごとに帰属先を取り決める類型9又は10を選択する動機となります。

オ 共有の余地を認めるか

共同研究成果に係る知的財産権について当該研究成果が属する技術分野を基準に帰属先を決定することを選択する場合、類型9と類型10の相違点である大学と企業との共有とする余地を残すか否かを検討することになります。かかる検討にあたっては、次のような事項が考慮要素として挙げることでできます。

①	共同研究開始時に想定される研究成果以外に、予測できない研究成果が生じる可能性が高いか
②	大学又は企業が共有による相手方との関係維持を希望するか
③	大学による独自の権利管理は困難か

① 共同研究開始時に想定される研究成果以外に、予測できない研究成果が生じる可能性が高いか

共同研究を開始する時点で予想することが困難な分野の成果が創出される可能性があるか否かを考慮することになり、予想困難な技術分野がある場合には共同研究開始時点でいずれの当事者に帰属させるかを取り決めることができず共有の余地を残す類型9を選択することになります。

一般論として研究は不確実性を伴うものではありませんが、ここで考慮すべきはあくまで分野として予想困難な場合であって、個別具体的な技術について予想が困難であっても大きな技術分野として予想可能であれば、共有の余地を残さずに大学又は企業のいずれかに必ず単独で帰属することを取り決めることは可能であり、類型10を選択することはできます。

また、技術分野として予想困難な部分があったとしても、仮に大学又は企業が特定技術分野にしか興味関心がない場合には、当該技術分野に係る知的財産権については当該大学又は企業への単独帰属とし、それ以外については他方当事者への単独帰属とする線引きも可能です。

ただ、共有の余地を認めるかはあくまで当事者がどう判断するかの問題であって、一定の場合に類型9と類型10のどちらから一方が適切というわけではありませんので、各当事者がいかなる技術分野に関心があるかなどを勘案して選択することになり

ます。

② 大学又は企業が共有による相手方との関係維持を希望するか

また、類型9か類型10かを選択するにあたり、大学又は企業が、相手方と知的財産権を共有することにより相手方との関係維持を希望するか否かも考慮要素となります。もしそのような希望がある場合、相手方と知的財産権を共有する余地のない類型10ではなく、類型9を選択すべきこととなります。

③ 大学による独自の権利管理は困難か

加えて、大学による独自の知的財産権の維持・管理が困難であるかも考慮要素となります。大学が独自に知的財産権の維持・管理を行うことが困難である場合、かかる維持・管理への企業の協力を求めやすい共有の状態となる余地があった方が望ましく、類型9がより適切であると思われず。

(7) まとめ

冒頭(1)で述べたとおり、さくらツールにおいて提供する共同研究契約書の各類型の採否、選択は、あくまで任意に判断するものです。

また、各モデルは、大学と企業とが共同研究に関する交渉を開始するにあたって出発点となる契約書作成の参考として用いているものです。モデルの利用に際しては、各モデルのうち一つを「雛形」として硬直的に用い続けるのではなく、①事案に応じて適切と思われるモデルを選択し、②選択したモデルの契約書の各規定を修正して用いる、③交渉の進展に応じて異なるモデルに変更する、などの柔軟な姿勢が大切です。

最後に、さくらツールは、上記のように柔軟な契約対応と契約当事者相互の工夫がなされることを目指す試みとして作成されました。今後、より使い易いものとなるように、利用された方々のご意見を集めて改良することも念頭においております。是非、皆さまにご活用いただき、産学連携の活発化・円滑化につながることを期待しております。

(3) 和文 (注釈付)

共同研究契約書(案)

[] 大学(以下、「甲」という。)と [] (以下、「乙」という。)とは、以下の研究項目に掲げる共同研究(以下、「本共同研究」という。)の実施に関し、以下のと

1. 研究題目										
2. 研究目的										
3. 研究内容										
4. 研究担当者	区分	氏名	所属・職名	本研究における役割						
	甲									
乙										派遣の有無
5. 研究実施場所										
6. 研究期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで									
7. 研究経費の負担	区分	研究費								
	甲	[] 円								
	乙	[] 円								
	合計	[] 円								
	総額	[] 円								
8. 施設及び設備	区分	施設名称	設備名称	規格	数量					
	甲									
乙										
9. ノウハウの秘匿期間	本共同研究終了日(研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末)の翌日から起算して [] 年間									
10. 秘密保持義務の有効期間	本共同研究終了日(研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末)の翌日から起算して [] 年間									
11. 成果に関する知的財産権の帰属	甲	単独帰属(第13条1項)								
	乙	—								
12. 成果に関する権限(実施権、選択権等)	甲	・研究目的の実施及び実施許諾(第14条)								
	乙	・共同研究遂行目的での無償・非独占的実施(第15条) ・共同研究遂行目的以外の目的での非独占的実施の実施の選択権(第16条)								

おり契約(以下、「本契約」という。)を締結する。
(契約項目表)

(以下、余白)

第1条 (定義)

本契約において、以下の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「本研究成果」とは、本共同研究に基づき得られたもので、本共同研究の目的に關係する発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。
- (2) 「知的財産権」とは、以下に掲げるものをいう。
 - イ 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権、商標法(昭和34年法律第127号)に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利
 - ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録出願により生じた権利、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利
 - ハ 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物(以下「プログラム等」という。)に係る著作権並びに外国における上記権利に相当する権利
 - ニ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、第21条の規定に基づき特定するもの(以下「ノウハウ」という。)
 - (3) 「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権及び回路配置利用権の対象となるものについては創作、商標権の対象となるものについては商標並びに育成者権の対象となるものについては育成をいう。
 - (4) 「出願等」とは、特許権、実用新案権、商標権及び意匠権については出願、回路配置利用権については設定登録の申請、育成者権については品種登録の出願、並びに外国における上記各権利に相当する権利の申請、登録及び出願(仮出願を含む。)をいう。
 - (5) 「出願等費用」とは、知的財産権等の出願等に要する費用であって、特許庁、裁判所等の機関又は甲及び乙のいずれにも所屬しない弁理士等の外部専門家に對し支払われるものをいう。
 - (6) 知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作物のあらゆる利用行為並びにノウハウの使用をいう。
 - 〔(7)「本データ」とは、個人情報保護の保護に関する法律(平成15年法律第57号)2条所定の「個人情報」以外の情報についての電磁的記録(電子的方式、電氣的な方式その他の人の近くによつては認識できない方式で作成される記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をいう。〕
 - (8) 「各当事者提供データ」とは、本契約締結前から各当事者が利用権限を有し、本共同研究の目的で提供する本データであつて、各当事者について別紙[1]に示される。
 - (9) 「本成果データ」とは、本データの遂行の過程で、又は、これに関して、創出され、取得又は収集される本データであつて、別紙[2]に示される。
 - (10) 「利用権限」とは、データを利用、管理、開示、譲渡(利用許諾を含む。)又は処分することのほか、データに係る一切の権限をいう。〕

(解説)

本条は、本契約において使用される用語の定義をあらかじめ定め規定したものです。本条は、本契約において使用される用語の定義をあらかじめ定め規定したものです。第7号から第10号までは、共同研究のために各契約当事者から提供され又は共同研究を通じて創出されるデータの取り扱いを特に取り決める場合のみ設ける必要があり、そのような取り決めを行わない場合には、削除されるべきものです。第7号から第9号までの規定を置く場合には、別紙[1]及び[2]において、各データの範囲を画する必要がある(なお、さくらソールでは、「各当事者提供データ」及び「本成果データ」の特定並びにそれらの利用方法について定めるための別紙例もモデル契約とは別途作成していますので、必要に応じてご利用ください。)。なお、データについての契約上の取り扱いについては、経済産業省 IoT 推進コンソーシアム「データの利用権限に関する契約ガイドライン」(ver1.0 平成29年5月)も必要に応じてご参照ください。

第2条 (研究題目等)

甲及び乙は、契約項目表 1. ないし 3. 記載の共同研究(以下「本共同研究」という。)を実施するものとする。

(解説)

本条は、大学と企業が行なう共同研究の内容を特定したものです。

第3条 (研究期間)

本共同研究の研究期間は、契約項目表 6. 記載の期間とする。

(解説)

本条は、共同研究の研究期間を特定したものです。

第4条 (研究担当者)

- 1 甲及び乙は、それぞれ、契約項目表 4. に掲げる者を本共同研究の研究担当者として本共同研究に参加させるものとする。
- 2 甲は、乙が希望する場合、乙の研究担当者うち甲の研究実施場所において本共同研究に従事する者を共同研究員として受け入れるものとする。
- 3 甲及び乙は、相手方の同意を得た上で、第1項に定める研究担当者の変更、追加又は削減を行うことができるものとする。

(解説)

本条は、共同研究の研究担当者について規定したものです。第1項は、契約の相手方から開示される技術情報等は研究担当者のみを開示することができ、あらかじめ特定しておく必要があるため、本共同研究の研究担当者を特定したものです。第2項は、企業の希望に応じて大学が企業側の研究担当者を、大学の施設に受け入れることを認めたものです。第3項は、大学と企業の双方の合意の下、当初、指定した共同研究者の追加や変更を認めたものです。

第5条 (研究経費の負担及び支払)

- 1 甲は、契約項目表 7. 記載の研究費、乙は、契約項目表 7. 記載の研究費 [及び研究料] を、それぞれ負担するものとする。
- 2 乙は、甲が発行する請求書記載の研究費 [及び研究料] を当該請求書記載の支払期限まで

に支払うものとする。

- 3 乙は所定の支払期限までに研究費及び研究料を支払わないときは、支払期日の翌日から支払払った日までの日数に応じ、その未払額に年5%の割合で計算した延滞金を付加して支払う。

(解説)

本条は、研究経費の分担及び支払方法について規定したものです。第1項では、大学が予め合意した研究経費を負担し、企業があらかじめ合意した研究経費を負担することとしています。第2項は、大学が支払期限を記載した所定の請求書を発行し、企業が支払期限までに研究経費を支払うものとされています。第3項は、企業が請求書指定の支払期限までに支払を行わない場合には、企業は元本額の年率5%の延滞金を加算した額を大学に支払うものとされています。

なお、研究経費を、その性質等に応じて、例えば、「直接経費」と「研究料」（企業側研究者を共同研究員として受け入れる際の費用）等として区別して規定したり、或いは、大学の事情に応じて「間接経費」や「産学連携推進経費」等を明示することも可能です。その場合、それぞれの内容について誤解がないよう、当事者間で合意し、可能であれば、定義規定を置くことが望ましいです。

定義規定例)「研究費」とは、甲の施設・設備の維持・管理に必要な経常経費等を除く、謝金、旅費、設備費、研究支援者等の人件費、消耗品費及び光熱水料等の本共同研究遂行に直接的に必要となる経費に相当する額、並びに甲が設ける規程により定められた本共同研究遂行に付随して間接的に必要となる経費に相当する額を合算した額に消費税及び地方消費税を加算したものをい、「研究料」とは、共同研究員を受け入れる費用で、甲が設ける規程により定められた額に、消費税及び地方消費税を加算したものをいう。

第6条 (経理)

- 1 前条の研究経費の経理は甲が行う。
- 2 乙は本契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができる。甲は乙からの閲覧の申し出があった場合は、これに応じなければならない。ただし、当該経理書類の閲覧又は謄写により第三者の情報を開示することになるときは、甲は、乙に対しその理由を示した上で、該当部分の閲覧及び謄写を拒むことができる。

(解説)

本条は、研究費の経理について規定したものです。第1項は、研究費の経理を大学が担当することとしています。第2項は、企業から大学に対し、経理書類の閲覧申出があった場合に原則としてこれに応じることとし、例外的に開示によって第三者の情報を開示することになる場合には、企業に対して理由を示し、当該部分の開示を拒否することができます。

第7条 (研究経費により取得した設備等)

契約項目表7. 記載の研究経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

(解説)

本条は、研究経費によって購入した設備は大学に帰属することを定めたものです。

第8条 (施設及び設備の提供等)

- 1 甲及び乙は、契約項目表8に掲げる自己の施設・設備を本共同研究の用に供するものとする。

- 2 甲は、本共同研究の用に供するため、乙から契約項目表8に掲げる乙の所有に係る設備を乙の同意を得て無償で受け入れ、共同で使用するものとする。この場合、甲乙の合意により当該設備の所有権を無償で甲に移転できるものとする。なお、甲は乙から受け入れた設備について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。
- 3 前項に規定する設備の搬入、据付け、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

(解説)

本条は、契約当事者による施設や設備等の提供について定めたものです。第1項は、予め特定した施設・設備を共同研究に使用できる状態にすることを定めています。第2項は、大学と企業が合意した設備を大学に搬入して共同で使用することを定めたものです。当該設備の所有権を当事者間の合意により、大学に移すこともできるものとしています。大学は、搬入を受けた設備を、善良な管理者の注意義務をもって保管しなければなりません。第3項は、企業の設備の搬入や据付に要する費用は企業が負担すると定めたものです。

第9条 (研究の中止又は期間の延長)

- 1 甲及び乙は、天災その他やむを得ない事由があるときは、相手方と協議した上で、本共同研究を中止し、又は当該協議により相手方との間で合意した場合には本共同研究の研究期間を延長することができる。この場合において、甲及び乙は、相手方に対し、中止または延長の責めを負わないものとする。
- 2 甲は、甲の本研究担当者等の退職又は他機関への異動により、本共同研究の実施の継続が困難になったと認められるときは、乙と協議した上で、本共同研究を中止することができる。この場合において、甲は、乙に対し、中止の責めを負わないものとする。
- 3 甲及び乙は、本共同研究の研究期間の延長により、第5条の規定により乙から甲に対し納入された本研究経費に不足が生じ、又は不足が生じるおそれがあるときは、本共同研究の継続の可否について協議するものとする。この場合において、乙が、当該不足額の追加負担をしないときは、甲は、乙との協議の結果を踏まえ、本共同研究を中止することができる。

(解説)

本条は、災害などやむを得ない事由による共同研究の中止や期間の延長を行なう場合について規定しています。第1項では、災害等の事由により共同研究の続行が困難となった場合には、当事者間で協議した上で、共同研究を中止するか、共同研究期間を延長することと定めており、この場合には、大学と企業に中止や期間延長によって生じた損害や費用を負担しないものとしています。第2項では、共同研究を担当していた共同研究担当者が大学を退職したり、他の研究機関に異動したりした場合にも、当事者の協議によって本共同研究を中止することができる旨を定めています。第3項は、第1項の研究期間を延長することによって、研究経費が不足した場合には、本共同研究の継続について改めて協議し、企業が、追加費用に負担をしない場合には、本共同研究を中止することができる旨を定めています。

第10条 (研究の終了)

本共同研究は、以下のいずれかの事由が生じた時点において、終了するものとする。

- (1) 契約項目表6.記載の研究期間が満了した場合
- (2) 研究期間満了前の共同研究が完了した場合
- (3) 第26条により、本契約が解除された場合
- (4) 甲及び乙が本共同研究の終了を合意した場合

(解説)

本条は、本共同研究が終了する事由を列挙しています。共同研究期間が満了した場合（第1号）、研究期間満了前に本共同研究が完了した場合（第2号）、本契約が解除された場合（第3号）、大学及び企業が本共同研究を終了させたことを双方合意した場合（第4号）を定めています。

第11条（研究の終了に伴う研究経費の取扱）

第9条（研究の中止又は期間の延長）の規定又は本契約の解除により、本共同研究を中止した場合において、第5条の規定により支払われた研究経費の額に不用品が生じた場合は、乙は甲に不用品となった額の返還を請求できる。

(解説)

本条は、本共同研究の終了により、不用の研究経費を企業が返金請求しうることを定めた規定です。

第12条（研究の終了に伴う業績報告書の作成）

甲及び乙は、双方協力して、本共同研究の実施期間中に得られた本研究成果について報告書を、本共同研究完了の翌日から〔 〕日以内にとりまとめるものとする。

(解説)

本条は、本共同研究終了後、一定期間内に、大学と企業が協力して、本研究成果についての報告書を作成することを定めたものです。

第13条（知的財産権の帰属）

1 本共同研究に伴い得られた発明等（以下「本発明等」という。）に関する知的財産権（以下「本知的財産権」という。）は、甲に帰属するものとする。

2 甲及び乙は、本知的財産権について、それぞれの規則等により、当該発明等を得た研究者等から、当該発明等に関する知的財産権の承継を受け、甲に帰属させるものとする。

(解説)

本条は、本共同研究に伴って得られた発明等（以下「本発明等」といいます。）に関する知的財産権につき、大学に帰属すると定めたものです（第1項）。
大学及び企業は上記取り決めに従い、研究担当者等から知的財産権を承継し、大学に帰属させる義務を負います（第2項）。

第14条（本発明等の実施）

甲は、本発明等を研究目的で実施することができる。ただし、実施の際には、第21条第2項に定めるノウハウ秘密保持義務及び第22条に定める秘密保持義務を遵守するものとする。

(解説)

本条は、本発明等の実施について定めたものです。大学が、本発明等を研究目的で実施することを認めています。ただし、本発明等の実施にあたっては、本契約で定めるノウハウ秘密保持義務及び秘密保持義務に違反しないように留意する必要があります。

第15条（本発明等の実施許諾）

1 甲は、乙に対し、本発明等を本共同研究を遂行する目的で無償で非独占的に実施することを許諾する。

2 甲は、乙以外の第三者に対し、本発明等の実施を許諾することができる。

(解説)

本条は、本発明等の実施許諾について定めたものです。第1項は、大学が企業に対し、本発明等を、本共同研究を遂行する目的の範囲内で、無償で非独占的に実施することを許諾することと定めています。第2項は、本共同研究を遂行する上で、知的財産権が障害とならないように定めたものです。第2項は、大学が共同研究相手である企業以外の第三者に本発明等の実施を許諾するものです。

第16条（選択権）

乙は、本発明等を本共同研究を遂行する目的以外の目的で実施すること（第三者への非独占的実施許諾を含む）、本発明等の出願等から〔3ヶ月〕以内に甲に対して書面により通知することにより、本発明等を、本共同研究を遂行する目的以外に帰属して実施することができる。なお、乙の子会社による実施及び乙又は乙の子会社の子会社の事業のために第三者による製造（乙又は乙の子会社が納入（部材購入）による場合を含む。）を受ける範囲での製造に限る。）は、乙の実施とみなす。実施料その他の選択権行使により許諾される実施権の条件の詳細は、甲乙間で協議して定めるものとする。

(解説)

本条は、大学に帰属するとされた知的財産についての企業側の選択権を定めたものです。企業に対して、前条で認められている本共同研究遂行目的以外の目的で大学に帰属する知的財産を有償で非独占的に実施する権利を認めています。本条では、選択権の行使は、出願等から3ヶ月以内に行うことになっていますが、この期間は、より長くすることも短くすることも可能です。

なお、乙が本条にしたがって選択すること乙と与えられる通常実施権の対価を、常に無償とすることも考えられますが、その場合、「無償」と本条に明記すべきこととなります。また、常に無償で通常実施権を受け選択権を与えられると、最初から、共同研究以外の目的の通常実施権を与えたと大差ないので、例えば、無償とする場合、契約期間内にこの選択権を行使できる回数（例、3回）を定めておくことも考えられます。

本条の趣旨は、第13条に基づいて大学に帰属するとされた知的財産についても、企業側に通常実施権の許諾を受ける権利を認めることで、実態に応じた柔軟な対応を可能にすることにあります。

第17条（選択権行使の対価支払）

乙は、前条の許諾を受けることを選択する場合、16条所定の甲との協議が整ってから〔30日〕以内に、甲に対し、本共同研究を遂行する目的以外の目的での通常実施権付与の対価を支払うものとする。

(解説)

本条は、第16条に規定した選択権により付与される通常実施権の対価として、企業が大学に支払う実施料は、共同研究契約締結後に行われる協議により定めるものとし、協議の成立後30日以内に支払われるものとする規定です。

共同研究契約締結の時点で具体的に定める場合、例えば、以下の①～⑤のいずれかかとすることが考えられます。

- ① 大学と企業で定める利用許諾料率による支払
- ② まとまった一時金の支払
- ③ 大学と企業で定める研究段階ごとの一時金の支払

④上記①から③の組み合わせ
⑤無償

上記に係る具体的な規定例は次のとおりです（なお、以下「A/B」と記載のある箇所はA又はBを選択することが出来るという規定です）。

①毎年〔 〕月〔 〕日から〔 〕月〔 〕日までのそれぞれ〔 〕月間に販売した本知的財産権を用いた製品の「正味販売価格」の〔 〕%の実施料を、それぞれ〔 〕月〔 〕日及び〔 〕月〔 〕日より〔 〕日以内に〔(i)現金/(ii)相当額の新株予約権の付与〕にて支払うものとする。

②本契約の締結から〔 〕日以内に〔 〕円を現金にて支払うものとする。

③下記研究段階ごとに下記実施料を〔(i)現金/(ii)相当額の新株予約権の付与〕にて支払うものとする。

(1) [研究段階 1] 完了後〔 〕日以内に〔 〕円

(2) [研究段階 2] 完了後〔 〕日以内に〔 〕円

(3) [研究段階 3] 完了後〔 〕日以内に〔 〕円

④以下のとおり、〔(i)現金/(ii)相当額の新株予約権の付与〕にて支払うものとする。

(1)本契約の締結から〔 〕日以内に〔 〕円

(2) [研究段階 1] 完了後〔 〕日以内に〔 〕円

(3) [研究段階 2] 完了後〔 〕日以内に〔 〕円

(4) [研究段階 3] 完了後〔 〕日以内に〔 〕円

(5)毎年〔 〕月〔 〕日から〔 〕月〔 〕日までのそれぞれ〔 〕月間に販売した本知的財産権を用いた製品の「正味販売価格」の〔 〕%の実施料を、それぞれ〔 〕月〔 〕日及び〔 〕月〔 〕日より〔 〕日以内

⑤無償とする。

現金のほか、新株予約権にて支払うことも可能です。大学における長期的な研究計画や企業による知的財産権の利用可能性等をふまえ、大学と企業との交渉により、適切な許諾料及び許諾料の支払方法を柔軟に選択することが想定されています。

第 18 条 (知的財産権の出願等)

本知的財産権の出願は、甲が単独で出願するものとし、甲は、出願から〔10日〕以内に、乙に出願の事実及び内容を通知するものとする。

(解説)

本条は、本共同研究に伴い得られた発明等に関する知的財産権については、大学が単独で出願手続を行なうこととしてしています。出願は、乙の選択権行使を可能ならしめ、その行使可能期間を決めるものであるため、甲は出願から一定期間内（ここでは、例示的に10日と記載しています）に乙にその事実及び内容を通知すべきものと規定しています。

第 19 条 (外国における出願等)

本知的財産権の外国における出願については、前条に準じるものとする。

(解説)

本条は、外国における知的財産権の出願について、前条の規定と同様に、大学に帰属する知的財産権は大学が単独で出願すると規定しています。

第 20 条 (出願等費用)

前2条の出願に関する出願等費用の負担は、以下のとおりとする。

(1) 乙が、甲から許諾を受けて本共同研究を遂行する目的で本発明等を非独占的に実施している場合は、〔(i)甲が/(ii)甲及び乙が共同して〕負担する。

(2) 乙が、甲から許諾を受けて本共同研究を遂行する目的以外で本発明等を非独占的に実施している場合は、〔(i)甲が/(ii)甲及び乙が共同して〕負担する。

(解説)

本条は、前2条に規定する出願手続の費用負担について、企業による利用形態の観点に応じて規定したものです。本発明等を企業が本共同研究を遂行する目的以外で非独占的に実施している場合には、(i)大学が負担するという選択肢、(ii)大学と企業とが共同して出願等費用を負担するという選択肢を設けています。実際に使用する場合、(i)か(ii)のいずれか一つを選択することになります。出願等費用を共同して負担する場合の負担割合は、利用許諾が有償か無償か、有償である場合の利用許諾料、大学の権利管理ノウハウ及び予算、企業が利用する必要性等の観点から、実態に応じて柔軟に定めることが想定されています。

第 21 条 (ノウハウ及びプログラム、データ等)

1 本共同研究の結果、ノウハウに該当するものが生じた場合は、協議の上、相手方に速やかに通知し、書面にて特定するものとする。

2 特定されたノウハウは、契約項目表9記載の期間、秘密として保持し、相手方の書面による承諾なく、第三者に開示してはならない。

3 特定されたノウハウ及び本共同研究から生じたプログラム等の取り扱いについては、第13条から第20条に定める本知的財産権の取り扱いに準じ、甲乙別途協議の上決定するものとする。

〔4 当事者提供データについては当該データを提供した各本当事者がそれぞれ利用権限を有し、また、本成果データについては別紙に定めるとおりデータ毎にそれぞれ利用権限を有するものとし、かかる利用権限の内容は、別紙においてデータ毎にそれぞれ定める。但し、別紙において特段の定めがないときは、各当事者は、他の当事者が提供した当事者提供データ及び本成果データについて本研究の目的で利用するための利用権限を有するものとする。なお、各本当事者は、自己が提供した当事者提供データ及び本成果データの有用性及び正確性について保証せず、何らの責任も負わない。〕

(解説)

本条は、共同研究から生じたノウハウ及びプログラムの取扱について規定したものです。ノウハウは、特許等と異なり、その範囲が一義的には明確でないため、第1項は、ノウハウが生じた場合に、速やかに相手方に通知し、範囲を特定することと定めています。第2項は、前項で特定されたノウハウを秘密として取り扱い、契約相手方の事前の書面による承諾なくして、第三者に開示することを禁止しています。

第3項は、特定されたノウハウ及び本共同研究から生じるプログラムの帰属や利用について、原則として、第13条以下の取り扱いに準じ、大学と企業が別途協議の上、決定することとしています。本条についても、ノウハウ及びプログラムの内容及び性質に応じて、大学と企業との間で異なる取り扱いをすることを妨げるものではなく、実態に応じた柔軟な取り扱いが想定されています。

第4項は、第1条第8号及び第9号で特定したデータの利用方法についての定めです。契約当事者が共同研究のために提供したデータについては、当該契約当事者が利用権を有し、共同研究の成果として創出されたデータについては、データ毎に取り扱い方法を定めることとしてします（特段の定めがなければ、共同研究の目的のみに限り使用することができず）。また、一般的に、データについては内容の正確性等について保証することが困難であるため、正確性等の不保証も定められています。なお、データの取り扱いを定める本項を設けるかどうか

は、選択的なものと位置づけています。

第22条 (秘密保持)

- 1 甲及び乙は、本共同研究の実施に当たり、相手方より開示又は提供を受けた技術上及び営業上の情報のうち、提供又は開示の際に相手方より秘密である旨の表示が明記され、又は口頭で開示されたもの(以下「秘密情報」という。)について、第30日以内に書面で相手方に対して通知されたもの(以下「秘密情報」という。)について、第4条で指定する研究担当者以外に開示・漏洩してはならない。甲及び乙は、秘密情報について、当該研究担当者がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該研究担当者に対し負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。
 - (1) 開示又は提供を受けた際、既に自己が保有していることを証明できる情報
 - (2) 開示又は提供を受けた後、既に公知となつていた情報
 - (3) 開示又は提供を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容
 - (5) 相手方から開示又は提供された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
 - (6) 書面により事前に相手方の同意を得たもの
- 2 甲及び乙は、秘密情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。
- 3 前2項の有効期間は、契約項目表10.記載の期間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(解説)

本条は、本共同研究の実施にあたり相手方から開示を受けた技術上、営業上の情報のうち、書面等で特定したものを、原則として、研究担当者以外に開示せず、秘密として保持する旨を定めたものです。但し書きでは、相手方から開示等を受けた情報であっても秘密保持義務を負わないものの例外を定めています。

第2項は、情報の重要性に鑑み、相手方から開示又は提供を受けた情報を、本共同研究以外の目的に使用してはならない旨を定めています。ただし、事前に相手方の書面による同意を得た場合には、本共同研究目的以外の目的で開示又は提供された情報を使用することを認めています。

第3項は、秘密保持義務が長期にわたる場合には、双方の活動に過度の制約が生じることとなり、短縮したりすることを認めています。通常は、3年から5年程度が合理的な範囲とされています。

第23条 (本研究成果の公表)

- 1 本研究成果は原則として、公表する。ただし、公表に当たっては、第21条のノウハウ秘密義務及び第22条の秘密保持義務を遵守するものとする。
- 2 甲は、公表の[]日以前までに、公表の目的・場所及び内容を、書面にて乙に通知する。
- 3 乙は、公表により、乙の利益が著しく害されるおそれがあると判断した場合、前項の通知を受領してから[]日以内に甲に書面にてその旨を通知し、甲は乙と協議の上、公表範囲及び方法を決定するものとする。
- 4 本共同研究終了日の翌日から起算して[]年間を経過した後は、甲は、第21条のノウハウ秘密義務及び第22条の秘密保持義務を遵守した上で、乙に対する通知を行うことなく、本研究成果の公表を行うことができるものとする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延

長し、又は短縮することができるものとする。

- 5 甲及び乙は、事前に書面による相手方の同意を得たときは、本研究成果の発表又は公開若しくは公表を行う際に、当該研究成果が本共同研究において得られたものである旨を表示することができる。

(解説)

本条は、大学の社会的使命から、研究成果を広く社会に公表することを原則としつつ、当事者の利益に配慮した規定を設けています。第1項は、公表が原則であることを明示しつつ、但し書きにおいて、特定されたノウハウ秘密義務や秘密保持義務を遵守することを定めて、相手方の利益に配慮しています。第2項から第4項は、公表にあたっての具体的な手続を定めています。まず、第2項は、大学が、公表の目的・内容を、事前に時間的余裕をもって書面で企業に通知することを定めています。第3項は、企業が第2項の通知の内容に基づき、自ら、一定期間内にその旨を大学側に書面で通知することとし、その上で大学と企業が協議し、公表範囲及び方法を決定することとしています。

第4項は、大学の自由な研究活動及び自由な研究発表の観点から、共同研究を終了してから一定期間が経過している研究成果については、企業に対する通知を行なうことなく、公表することを認めています。ただし、大学と企業との協議に基づき、本項の期間を延長又は短縮することもできます。そのため、研究成果の重要性や企業の利益が害される蓋然性など具体的な事情に応じて、柔軟に対応することが想定されています。

第5項は、研究成果の公表にあたり、相手方の事前の書面の同意を得た場合には、共同研究により得られた研究成果であることを表示することができるものとしています。

第24条 (譲渡禁止)

甲及び乙は、事前に書面による相手方の同意を得ることなく、第三者に対し、本契約上の地位又は本契約から生じる権利若しくは義務を譲渡してはならない。なお、合併又は本契約の目的に係る事業の全部若しくは一部の譲渡を原因とするか否かを問わない。

(解説)

本条は、共同研究における相手方の個性を重視し、事前に相手方の書面による同意がない限り、第三者に対して本契約の契約上の地位や契約上生じる権利若しくは義務を譲渡することを制限したものです。企業側の事業譲渡や合併による場合でも同様としています。

第25条 (有効期間)

- 1 本契約の有効期間は、本共同研究の研究期間と同一とする。
- 2 本契約の失効後も、第21条、第22条、第28条、第29条の規定は、有効に存続する。

(解説)

本条は、本契約の有効期間を定めており、第1項は、本契約の有効期間は、本共同研究の研究期間と同一とする規定としています。他方で、ノウハウ秘密義務(第21条)、秘密保持義務(第22条)、損害賠償(第28条)、準拠法及び裁判管轄(第29条)の規定については、本共同研究が終了した後も、効力を存続させています。

第26条 (解除)

- 1 甲及び乙は、次の各号のいずれかにか該当し、催告後[]日以内にかかる事態が是正されない場合は、直ちに本契約を解除することができるものとする。
 - (1) 相手方が本契約の締結又は履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき

- (2) 相手方が本契約に違反したとき
 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。
 (1) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続の申立てをし、又は申立てを受けた場合
 (2) 銀行取引停止処分を受け、又は支払い停止に陥った場合
 (3) 仮差押命令を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

(解説)

本条では、本共同契約を解除するための解除原因及び手続について定めています。第1条は、契約の締結又は履行において、一方当事者が違法行為を含む不正行為や不当行為をした場合や契約に違反した場合に、一定の期間を定めて是正を促し、当該期間内に是正されない場合には、契約を解除することを認めています。

第2項は、大学に対し、企業が倒産手続等に陥った場合に、ただちに本契約を解除する権利を認めたものです。

第27条 (反社会的勢力の排除)

- 1 甲及び乙(法人の場合)は、その役員又は使用人を含む。は、相手方に対し、次の各号の事項を表明し、保証する。
 ① 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなつたときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動権傍ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下、総称して「反社会的勢力」という。)に該当しないこと。
 ② 反社会的勢力に自己の名義を利用して、本契約を締結する者でないこと。
 ③ 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は相手方の信用を毀損する行為
 2 甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当した場合は、相手方は、何らの催告なしに本契約を解約することができる。
 ① 前項①の確約に反する申告をしたことが判明した場合
 ② 前項②の確約に反し契約をしたことが判明した場合
 ③ 前項③の確約に反する行為をした場合
 3 甲又は乙は、前項により本契約を解約したことにより相手方に損害が生じたとしても、一切の損害賠償義務を負わないものとする。

(解説)

本条は、反社会的勢力でないことを相互に表明して保証させ、本契約の解約事由とすることで反社会的勢力の排除を推進する趣旨です。

第28条 (損害賠償)

- 甲又は乙は、前条に掲げる事由、又は相手方の故意又は重大な過失により損害等を被ったときは、相手方に対して被った直接損害に限り賠償請求をできるものとする。

(解説)

本条は、契約当事者が契約違反など前条に定める事由や契約相手方の故意又は重過失によって損害を受けた場合、直接損害に限って賠償することを定めたものです。これは、例えば直接に生じた損害により企業が逸失利益が生じるなど間接的に生じた損害は対象から除く趣

旨です。

第29条 (準拠法及び裁判管轄)

- 1 本契約の準拠法は日本法とする。
 2 本契約に関する紛争については、[] 地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(解説)

本条は、大学が外国に本拠をおく企業と共同研究契約を行なうことを想定し、本契約に適用される法律が日本法であることを明示し(第1項)、本契約から生じる紛争については、双方が合意した裁判所を管轄裁判所と定めるものです(第2項)。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

(甲) [所在地]

[名称]

学 長 []

(乙) [所在地]

[名称]

代表取締役 []

共同研究契約書(案)

[] 大学(以下、「甲」という。)と [] (以下、「乙」という。)とは、以下の研究項目に掲げる共同研究(以下、「本共同研究」という。)の実施に関し、以下のとおり契約(以下、「本契約」という。)を締結する。
(契約項目表)

1. 研究題目										
2. 研究目的										
3. 研究内容										
4. 研究担当者	区分	氏名	所屬・職名	本研究における役割						
	甲			派遣の有無						
乙										
5. 研究実施場所	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで									
6. 研究期間	区分	研究費								
7. 研究経費の負担	甲	[] 円								
	乙	[] 円								
	合計	[] 円								
	総額	[] 円								
8. 施設及び設備	施設の名	設	備	規	格	数				
	区分	名	称	量						
甲										
乙										
9. ノウハウの秘匿期間	本共同研究終了日(研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末)の翌日から起算して [] 年間									
10. 秘密保持義務の有効期間	本共同研究終了日(研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末)の翌日から起算して [] 年間									
11. 成果に関する知的財産権の帰属	甲	・単独帰属(第13条)								
	乙	—								
12. 成果に関する権利(実施権、選択権等)	甲	・研究目的の実施及び実施許諾(第14条、第15条)								
	乙	・共同研究遂行目的での無償・非独占的実施(第15条) ・共同研究遂行目的以外の(無償/有償)非独占的実施/独占的実施(無償/有償)の選択権(第16条)								

(以下、余白)

第1条(定義) 本契約において、以下の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「本研究成果」とは、本共同研究に基づき得られたもので、本共同研究の目的に係る発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。

(2) 「知的財産権」とは、以下に掲げるものをいう。

イ 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権、商標法(昭和34年法律第127号)に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利

ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録出願により生じた権利、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利

ハ 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物(以下「プログラム等」という。)に係る著作権並びに外国における上記権利に相当する権利

ニ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、第21条の規定に基づき特定するもの(以下「ノウハウ」という。)

(3) 「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権及び回路配置利用権の対象となるものについては創作、商標権の対象となるものについては商標並びに育成者権の対象となるものについては育成をいう。

(4) 「出願等」とは、特許権、実用新案権、商標権及び意匠権については出願、回路配置利用権については設定登録の申請、育成者権については品種登録の出願、並びに外国における上記各権利に相当する権利の申請、登録及び出願(仮出願を含む。)をいう。

(5) 「出願等費用」とは、知的財産権等の出願等に要する費用であって、特許庁、裁判所等の機関又は甲及び乙のいずれにも所属しない弁理士等の外部専門家に対し支払われるものをいう。

(6) 知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作物のあらゆる利用行為並びにノウハウの使用をいう。

(7) 「本データ」とは、個人情報保護の保護に関する法律(平成15年法律第57号)2条所定の「個人情報」以外の情報についての電磁的記録(電子的方式、電気的方式その他の近くによつては認識できない方式で作成される記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をいう。

(8) 「各当事者提供データ」とは、本契約締結前から各当事者が利用権限を有し、本共同研究の目的で提供する本データであって、各当事者について別紙[1]に示される。

(9) 「本成果データ」とは、本研究の遂行の過程で、又は、これに関して、創出され、取得又は収集される本データであって、別紙[2]に示される。

(10) 「利用権限」とは、データを利用、管理、開示、譲渡(利用許諾を含む。)又は処分することのほか、データに係る一切の権限をいう。]

(解説) 本条は、本契約において使用される用語の定義をあらかじめ規定したものです。第7号から第10号までは、共同研究のために各契約当事者から提供され又は共同研究を通じて創出されるデータの取り扱いを特に取り決める場合のみ設けられ、その他のような取り決めを行わない場合には、削除されるべきものです。第7号から第9号までの規定を置く場合には、別紙[1]及び[2]において、各データの範囲を画する必要があります(なお、さくらツールでは、「各当事者提供データ」及び「本成果データ」の特定並びにそれらの利用方法について定めるための別紙例もモデル契約とは別途作成していますので、必要に応じてご利用ください。)。なお、データについての契約上の取り扱いについては、経済産業省IoT推進コンソーシアム「データの利用権限に関する契約ガイドライン」(ver1.0平成29年5月)も必要に応じてご参照ください。

第2条 (研究題目等)

甲及び乙は、契約項目表1. ないし3. 記載の共同研究(以下「本共同研究」という。)を実施するものとする。

(解説) 本条は、大学と企業が行なう共同研究の内容を特定したものです。

第3条 (研究期間)

本共同研究の研究期間は、契約項目表6. 記載の期間とする。

(解説) 本条は、共同研究の研究期間を特定したものです。

第4条 (研究担当者)

- 1 甲及び乙は、それぞれ、契約項目表4. に掲げる者を本共同研究の研究担当者として本共同研究に参加させるものとする。
- 2 甲は、乙が希望する場合、乙の研究担当者のうち甲の研究実施場所において本共同研究に従事する者を共同研究員として受け入れるものとする。
- 3 甲及び乙は、相手方の同意を得た上で、第1項に定める研究担当者の変更、追加又は削減を行うことができるものとする。

(解説)

本条は、共同研究の研究担当者について規定したものです。第1項は、契約の相手方から開示される技術情報等は研究担当者のみに開示することができず、あらかじめ特定しておく必要があるため、本共同研究の研究担当者を特定したものです。第2項は、企業の希望に応じて大学が企業側の研究担当者を、大学の施設に受け入れることを認めたものです。第3項は、大学と企業の双方の合意の下、当初、指定した共同研究者の追加や変更を認めたものです。

第5条 (研究経費の負担及び支払)

- 1 甲は、契約項目表7. 記載の研究費、乙は、契約項目表7. 記載の研究費[及び研究料]を、それぞれ負担するものとする。
- 2 乙は、甲が発行する請求書記載の研究費[及び研究料]を当該請求書記載の支払期限までに支払うものとする。
- 3 乙は所定の支払期限までに研究費及び研究料を支払わないときは、支払期日の翌日から支払った日までの日数に応じ、その未払額に年5%の割合で計算した延滞金を付加して支払う。

(解説)

本条は、研究経費の分担及び支払方法について規定したものです。第1項では、大学が予め合意した研究経費を負担し、企業があらかじめ合意した研究経費を負担することとしています。第2項は、大学が支払期限を記載した所定の請求書を発行し、企業が支払期限までに研究経費を支払うものとされています。第3項は、企業が請求書指定の支払期限までに支払を行わない場合には、企業は元本額の年率5%の延滞金を加算した額を大学に支払うものとされています。

なお、研究経費を、その性質等に応じて区別し、例えば、「研究費」と「研究料」を規定する場合もあります。その場合、それぞれの内容について誤解がないよう、当事者間で合意し、可能であれば、定義規定を置くことが望ましいです。

定義規定例)「研究費」とは、甲の施設・設備の維持・管理に必要な経常経費等を除く、謝金、旅費、設備費、研究支援者等の人件費、消耗品費及び光熱水料等の本共同研究遂行に直接的に必要な経費に相当する額、並びに甲が設ける規程により定められた本共同研究遂行に付随して間接的に必要となる経費に相当する額を合算した額に消費税及び地方消費税を加算したものをいい、「研究料」とは、共同研究員を受け入れたる費用で、甲が設ける規程により定められた額に、消費税及び地方消費税を加算したものをいう。

第6条 (経理)

- 1 前条の研究経費の経理は甲が行う。
- 2 乙は本契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができる。甲は乙からの閲覧の申し出があった場合は、これに応じなければならない。ただし、当該経理書類の閲覧又は謄写により第三者の情報を開示することとなるときは、甲は、乙に対しその理由を示した上で、該当部分の閲覧及び謄写を拒むことができる。

(解説)

本条は、研究費の経理について規定したものです。第1項は、研究費の経理を大学が担当することとしています。第2項は、企業から大学に対し、経理書類の閲覧申出があった場合に原則としてこれに応じることとし、例外的に開示によって第三者の情報を開示することとなる場合には、企業に対して理由を示し、当該部分の開示を拒否することができます。

第7条 (研究経費により取得した設備等)

契約項目表7. 記載の研究経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

(解説) 本条は、研究経費によって購入した設備は大学に帰属することを定めたものです。

第8条 (施設及び設備の提供等)

- 1 甲及び乙は、契約項目表8.に掲げる自己の施設・設備を本共同研究の用に供するものとする。
- 2 甲は、本共同研究の用に供するため、乙から契約項目表8.に掲げる乙の所有に係る設備を乙の同意を得て無償で受け入れ、共同で使用するものとする。この場合、甲乙の合意により当該設備の所有権を無償で甲に移転できるものとする。なお、甲は乙から受け入れた設備について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。
- 3 前項に規定する設備の搬入、据付け、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

(解説)

本条は、契約当事者による施設や設備等の提供について定めたものです。第1項は、予め特定した施設・設備を共同研究に使用できる状態にすることを定めています。第2項は、大学と企業が合意した設備を大学に搬入して共同で使用することを定めたものです。当該設備の所有権を当事者間の合意により、大学に移すこともできるものとしています。大学は、搬入を受けた設備を、善良な管理者の注意義務をもって保管しなければなりません。第3項は、企業の設備の搬入や据付に関する費用は企業が負担すると定めたものです。

第9条 (研究の中止又は期間の延長)

- 1 甲及び乙は、天災その他やむを得ない事由があるときは、相手方と協議した上で、本共同研究を中止し、又は当該協議により相手方との間で合意した場合には本共同研究の研究期間を延長することができる。この場合において、甲及び乙は、相手方に対し、その責めを負わないものとする。
- 2 甲は、甲の本研究担当者等の退職又は他機関への異動により、本共同研究の実施の継続が困難になったと認められるときは、乙と協議した上で、本共同研究を中止することができる。この場合において、甲は、乙に対し、その責めを負わないものとする。
- 3 甲及び乙は、本共同研究の研究期間の延長により、第5条の規定により乙から甲に対し納入された本研究経費に不足が生じ、又は不足が生じるおそれがあるときは、本共同研究の継続の可否について協議するものとする。この場合において、乙が、当該不足額の追加負担をしないときは、甲は、乙との協議の結果を踏まえ、本共同研究を中止することができる。

(解説) 本条は、災害などやむを得ない事由による共同研究の中止や期間の延長を行なう場合について規定しています。第1項では、災害等の事由により共同研究の続行が困難となった場合には、当事者間で協議した上で、共同研究を中止するか、共同研究期間を延長することと定めておき、この場合には、大学と企業に中止や期間延長によって生じた損害や費用を負担しないものとしています。第2項では、共同研究期間を延長していた共同研究担当者が大学を退職したり、他の研究機関に異動したりした場合にも、当事者の協議によって本共同研究を中止することができる旨を定めています。第3項は、第1項の研究期間を延長することによって、研究経費が不足した場合には、本共同研究の継続について改めて協議し、企業が、追加費用に負担をしない場合には、本共同研究を中止することができる旨を定めています。

第10条 (研究の終了) 本共同研究は、以下のいずれかの事由が生じた時点において、終了するものとする。

- (1) 契約項目表6記載の研究期間が満了した場合
- (2) 研究期間満了前の共同研究が完了した場合
- (3) 第26条により、本契約が解除された場合
- (4) 甲及び乙が本共同研究の終了を合意した場合

(解説) 本条は、本共同研究が終了する事由を列挙しています。共同研究期間が満了した場合(第1号)、研究期間満了前に本共同研究が完了した場合(第2号)、本契約が解除された場合(第3号)、大学及び企業が本共同研究を終了させることを双方合意した場合(第4号)を定めています。

第11条 (研究の中止に伴う研究経費の取扱) 第9条(研究の中止又は期間の延長)の規定

又は本契約の解除により、本共同研究を中止した場合において、第5条の規定により支払われた研究経費の額に不用が生じた場合は、乙は甲に不用となった額の返還を請求できる。

(解説) 本条は、本共同研究の中止により、不用となった研究経費を企業が返金請求しうることを定めた規定です。さらに、予定通りに共同研究が終了した場合に残った研究経費の返金を請求する権利を企業に認める条項を定めることもできます。

第12条 (研究の終了に伴う実績報告書の作成) 甲及び乙は、双方協力して、本共同研究の実施期間中に得られた本研究成果について報告書を、本共同研究完了の翌日から〔 〕日以内にとりまとめるとする。

(解説) 本条は、本共同研究終了後、一定期間内に、大学と企業が協力して、本研究成果についての報告書を作成することを定めたものです。

第13条 (知的財産権の帰属)

- 1 本共同研究に伴い得られた発明等(以下「本発明等」という。)に関する知的財産権(以下「本知的財産権」という。)は、甲に帰属するものとする。
- 2 甲及び乙は、本知的財産権について、それぞれの規則等により、当該発明等を得た研究担当者等から、当該発明等に関する知的財産権の承継を受け、甲に帰属させるものとする。

(解説) 本条は、本共同研究に伴って得られた発明等(以下「本発明等」といいます。)に関する知的財産権につき、大学に帰属すると定めたものです(第1項)。大学及び企業は上記取り決めに従い、研究担当者等から知的財産権を承継し、大学に帰属させる義務を負います(第2項)。

第14条 (本発明等の実施) 甲は、本発明等を研究目的で実施することができる。ただし、実施の際には、第21条第2項に定めるノウハウ秘匿義務及び第22条に定める秘密保持義務を遵守するものとする。

(解説) 本条は、本発明等の実施について定めたものです。大学が、本発明等を研究目的で実施することを認めています。ただし、本発明等の実施にあたっては、本契約で定めるノウハウ秘匿義務及び秘密保持義務に違反しないように留意する必要があります。

第15条 (本発明等の実施許諾)

- 1 甲は、乙に対し、本発明等を本共同研究を遂行する目的で無償で非独占的に実施することを許諾する。
- 2 甲は、乙以外の第三者に対し、本発明等の実施を許諾することができる。

(解説)

本条は、本発明等の実施許諾について定めたものです。第1項は、大学が企業に対し、本発明等を、本共同研究を遂行する目的の範囲内で、無償で非独占的に実施することを許諾することと定めています。これは、本共同研究を遂行する上で、知的財産権が障害とならないように定めたものです。第2項は、大学が共同研究相手である企業以外の第三者に本発明等の実施を許諾するものです。

第16条 (選択権)

- 1 乙は、本発明等の出願等から〔2〕年以内に、甲に対し、書面により通知することにより以下の各号のうちいずれか一つを選択できるものとする。ただし実施料その他の選択権行使により許諾される実施権の条件の詳細は、甲乙間で協議して定めるものとする。

(1) 本共同研究を遂行する目的以外の目的で、本発明等を〔無償/有償〕で、非独占的に実

施する権利。なお、乙の子会社による実施及び乙又は乙の子会社の事業のために第三者による製造(乙又は乙の子会社が納入(部材購入による場合を含む。))を受ける範囲での製造に限る。)は、乙の実施とする。(2)本発明等を[無償/有償]で、独占的に実施する権利。なお、乙の子会社による実施及び乙又は乙の子会社の事業のために第三者による製造(乙又は乙の子会社が納入(部材購入による場合を含む。))を受ける範囲での製造に限る。)

2 乙は、前項の規定に基づき行った選択について、甲の事前の書面による同意を得て、同項に定める他の選択に変更することができる。ただし、甲は、乙より当該同意を求められたときは、正当な理由なく、当該同意を留保しないものとする。

(解説)

本条の趣旨は、第13条に基づいて大学に帰属するとされた知的財産についても、企業が選択権を行使することにより企業側に通常実施権又は独占的通常実施権を認めることで、実施に応じた柔軟な対応を可能にすることにあります。

第1項第1号は、企業に対して、前条で認められている本共同研究遂行目的以外の目的で本発明等を非独占的に実施する権利を認めています。第1項第2号は、本発明等を独占的に実施する権利を認めています(なお、以下「A/B」と記載のある箇所はA又はBを選択することが出来るという規定です)。いずれの権利も、無償とするか、有償とするか、契約書を作成する際に選ぶこととなりますが、例えば、本共同研究を遂行する目的以外の目的での非独占的実施権の付与をもちたらず選択権行使は無償とし、独占的実施権の付与をもちたらず選択権行使は有償とすること等が考えられます。(具体的な規定例は次条の解説を参照してください)。

第2項は、企業が前項で行なった選択を大学からの書面による同意を得て変更することができる旨を定めた規定です。

第17条(選択権行使の対価支払)

- 1 乙が、前条第1項第1号を選択した場合、乙は、当該選択にかかる通知を甲にした日から[30日]以内に、金[300,000]円を支払うものとする。
- 2 乙が、前条第1項第2号を選択した場合、乙は、甲に対し、当該選択にかかる通知を甲にした日から、本知的財産権を用いた製品の「正味販売価格」の[1]%の実施料を支払うものとする。

(解説)

本条は、第16条に規定した選択権に基づいて、企業が大学に支払う実施料を共同研究契約の時点で具体的に定める場合の規定です。第1項は、本発明等を、企業が、本共同研究を遂行する目的以外の目的で非独占的に実施する場合につき、選択にかかる通知を甲にした日から一定期間内に、一定金額を払う旨定めています。第2項は、本発明等を企業が独占的に実施することを希望する場合、選択にかかる通知を甲にした日から、独占的実施の対価を、一定の実施料率で支払う旨定めています。

●共同研究契約締結の時点で実施許諾の対価やその支払方法について具体的に定める場合、例えば、以下の①~⑤のいずれかとするのが考えられます。(第1項は下記②に、第2項は下記④に、それぞれ対応します。)

- ①大学と企業で定める利用許諾料率による支払
- ②まとまった一時金の支払
- ③大学と企業で定める研究段階ごとの一時金の支払
- ④上記①から③の組み合わせ
- ⑤無償

上記に係る具体的な規定例は次のとおりです。

①毎年[]月[]日から[]月[]日までのそれぞれ[]月間に販売した本知的財産権を用いた製品の「正味販売価格」の[]%の実施料を、それぞれ[]月[]日及び[]月[]日より[]日以内に[(i)現金/(ii)相当額の新株予約権の付与]にて支払うものとする。

②本契約の締結から[]日以内に[]円を現金にて支払うものとする。

③下記研究段階ごとに下記実施料を[(i)現金/(ii)相当額の新株予約権の付与]にて支払うものとする。

- (1) [研究段階1] 完了後[]日以内に[]円
- (2) [研究段階2] 完了後[]日以内に[]円
- (3) [研究段階3] 完了後[]日以内に[]円
- ④以下のとおり、[(i)現金/(ii)相当額の新株予約権の付与]にて支払うものとする。
 - (1)本契約の締結から[]日以内に[]円
 - (2) [研究段階1] 完了後[]日以内に[]円
 - (3) [研究段階2] 完了後[]日以内に[]円
 - (4) [研究段階3] 完了後[]日以内に[]円
 - (5)毎年[]月[]日から[]月[]日までのそれぞれ[]月間に販売した本知的財産権を用いた製品の「正味販売価格」の[]%の実施料を、それぞれ[]月[]日及び[]月[]日より[]日以内に[]円
 - ⑤無償とする。

現金のほか、新株予約権にて支払うことも可能です。大学における長期的な研究計画や企業による知的財産権の利用可能性等をふまえ、大学と企業との交渉により、適切な実施許諾料及びそ許諾料の支払方法を柔軟に組合せ・選択しましょう

なお、第16条の解説でも述べたように、共同研究契約の締結時点では、本条のような具体的な実施料について当事者間での合意が難しい場合には、研究成果に関する特許出願等の際など、当事者間で合意ができた時点で実施許諾契約書を別途作成することも想定されます。

第18条(知的財産権の出願等)

本知的財産権の出願は、甲が単独で出願するものとし、甲は、出願から[10日]以内に、乙に出願の事実及び内容を通知するものとする。

(解説) 本条は、本共同研究に伴い得られた発明等に関する知的財産権については、大学が単独で出願手続を行なうこととしています。出願は、乙の選択権行使を可能ならしめ、その行使可能期間を決めるものであるため、甲は出願から一定期間内（ここでは、例示的に10日と記載しています）に乙にその事実及び内容を通知すべきものと規定しています。

第19条（外国における出願等） 本知的財産権の外国における出願については、前条に準じるものとする。

(解説) 本条は、外国における知的財産権の出願について、前条の規定と同様に、大学に帰属する知的財産権は大学が単独で出願すると規定しています。

第20条（出願等費用）

前2条の出願に関する出願等費用の負担は、以下のとおりとする。

- (1) 乙が、甲から許諾を受けて本共同研究を遂行する目的で本発明等を非独占的に実施している場合は、[(i)甲が/(ii)甲及び乙が共同して] 負担する。
- (2) 乙が、甲から許諾を受けて本共同研究を遂行する目的以外で本発明等を非独占的に実施している場合は、[(i)甲が/(ii)甲及び乙が共同して] 負担する。
- (3) 乙が、甲から許諾を受けて本発明等を独占的に実施している場合は、乙が出願費用等を負担する。

(解説)

本条は、前2条に規定する出願手続の費用負担について、企業による利用形態の観点に応じて規定したものです。第2号は、本知的財産権を企業が非独占的に実施している場合には、(i)大学が負担する、(ii)大学と企業とが共同して出願等費用を負担するとの選択権を設けています。実際に使用する場合、(i)か(ii)のいずれか一つを選択することになり、有償である場合の出願等費用を共同して負担する場合の負担割合は、利用許諾が有償か無償か、有償である場合の利用許諾料、大学の権利管理ノウハウ及び予算、企業が利用する必要性等の観点から、実態に忠実に柔軟に定めることが想定されています。第3号は企業が大学から独占的実施許諾を受けている場合には、企業の費用負担とするもので

第21条（ノウハウ及びプログラム、データ等）

- 1 本共同研究の結果、ノウハウに該当するものが生じた場合は、協議の上、相手方に速やかに通知し、書面に特定するものとする。
- 2 特定されたノウハウは、契約項目表9記載の期間、秘密として保持し、相手方の書面による承諾なく、第三者に開示してはならない。
- 3 特定されたノウハウ及び本共同研究から生じたプログラム等の取り扱いについては、第13条から第20条に定める本知的財産権の取り扱いに準じ、甲乙別途協議の上決定するものとする。
- 4 当事者提供データについては当該データを提供した各当事者がそれぞれ利用権限を有し、また、本成果データについては別紙に定めるとおりデータ毎にそれぞれ定めるとし、かかる利用権限の内容は、別紙においてデータ毎にそれぞれ定める。但し、別紙において特段の定めがないときは、各当事者は、他の当事者が提供した当事者提供データ及び本成果データについて本研究の目的で利用するための利用権限を有するものとする。なお、各当事者は、自己が提供した当事者提供データ及び本成果データの有用性及び正確性について保証せず、何らの責任も負わない。]

(解説) 本条は、共同研究から生じたノウハウ及びプログラムの取扱について規定したものです。

ノウハウは、特許等と異なり、その範囲が一義的には明確でないため、第1項は、ノウハウが生じた場合に、速やかに相手方に通知し、範囲を特定することと定めています。第2項は、前項で特定されたノウハウを秘密として取り扱い、契約相手方の事前の書面による承諾なくして、第三者に開示することを禁止しています。

第3項は、特定されたノウハウ及び本共同研究から生じるプログラムの帰属や利用について、原則として、第13条以下の取り扱いに準じ、大学と企業が別途協議の上、決定することとしています。本条についても、ノウハウ及びプログラムの内容及び性質に応じて、大学と企業との間で異なる取り扱いをすることを妨げるものではなく、実態に応じた柔軟な取り扱いが想定されています。

第4項は、第1条第8号及び第9号で特定したデータの利用方法についての定めです。契約当事者が共同研究のために提供したデータについては、当該契約当事者が利用権を有し、共同研究の成果として創出されたデータについては、データ毎に取り扱い方法を定めることとしていきます（特段の定めがなければ、共同研究の目的に限り使用することができず。）。また、一般的に、データについては内容の正確性等について保証することが困難であるため、正確性等の不保証も定めています。なお、データの取り扱いを定める本項を設けるかどうかは、選択的なものと位置づけています。

第22条（秘密保持）

1 甲及び乙は、本共同研究の実施に当たり、相手方より開示又は提供を受けた技術上及び営業上の情報のうち、提供又は開示の際に相手方より秘密である旨の表示が明記され、又は口頭で開示されかつ開示に際し秘密である旨明示され開示後 30 日以内に書面で相手方に対して開示されたもの（以下「秘密情報」という。）について、第 4 条で指定する研究担当者以外に通知してはならない。甲及び乙は、秘密情報について、当該研究担当者がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該研究担当者に対し負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- (1) 開示又は提供を受けた際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
 - (2) 開示又は提供を受けた際、既に公知となっている情報
 - (3) 開示又は提供を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容
 - (5) 相手方から開示又は提供された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
 - (6) 書面により事前に相手方の同意を得たもの
- 2 甲及び乙は、秘密情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。
- 3 前 2 項の有効期間は、契約項目表 10.記載の期間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

（解説）本条は、本共同研究の実施にあたって相手方から開示を受けた技術上、営業上の情報のうち、書面等で特定したものを、原則として、研究担当者以外に開示せず、秘密として保持する旨を定めたものです。但し書きでは、相手方から開示等を受けた情報であっても秘密保持義務を負わないものの例外を定めています。

第 2 項は、情報の重要性に鑑み、相手方から開示又は提供を受けた情報を、本共同研究以外の目的に使用してはならない旨を定めています。ただし、事前に相手方の書面による同意を得た場合には、本共同研究目的以外の目的で開示又は提供された情報を使用することを認めています。

第 3 項は、秘密保持義務が長期にわたる場合には、双方の活動に過度の制約が生じることとなり、期間を限定しています。但し書きにおいて個別の事情に応じて、期間を延長したり、短縮したりすることを認めています。3 年から 5 年程度の期間で合理的な範囲が多いようですが、技術分野により異なり、化学分野は比較的長めで合理的な範囲とされています。

第23条（本研究成果の公表）

- 1 本研究成果は原則として、公表する。ただし、公表に当たっては、第 21 条のノウハウ秘密義務及び第 22 条の秘密保持義務を遵守するものとする。
- 2 甲は、公表の〔 〕日以前までに、公表の目的・場所及び内容を、書面にて乙に通知する。
- 3 乙は、公表により、乙の利益が著しく害されるおそれがあるかと判断した場合、前項の通知を受領してから〔 〕日以内に甲に書面にてその旨を通知し、甲は乙と協議の上、公表範囲及び方法を決定するものとする。
- 4 本共同研究終了日の翌日から起算して〔 〕年間を経過した後は、甲は、第 21 条のノウハウ秘密義務及び第 22 条の秘密保持義務を遵守した上で、乙に対する通知を行うことなく、本研究成果の公表を行うことができるものとする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。
- 5 甲及び乙は、事前に書面による相手方の同意を得たときは、本研究成果の発表又は公開若しくは公表を行う際に、当該本研究成果が本共同研究において得られたものである旨を表明することができる。

（解説）本条は、大学の社会的使命から、研究成果を広く社会に公表することを原則としつつ、当事者の利益に配慮した規定を設けています。第 1 項は、公表が原則であることを明示しつつ、但し書きにおいて、特定されたノウハウ秘密義務や秘密保持義務を遵守することを定めて、相手方の利益に配慮しています。第 2 項から第 4 項は、公表にあたっての具体的な手続を定めています。まず、第 2 項は、大学が、公表の目的・内容を、事前に時間的余裕をもって書面で企業に通知することを定めています。第 3 項は、企業が第 2 項の通知の内容に基づき、自社の利益が著しく害されるおそれがあるかと判断した場合に、第 2 項の通知を受領してから、一定期間内にその旨を大学側に書面で通知することとし、その上で大学と企業が協議して、公表範囲及び方法を決定することとしています。

第 4 項は、大学の自由な研究活動及び自由な研究発表の観点から、共同研究を終了してから一定期間が経過している研究成果については、企業に対する通知を行なうことなく、公表することを認めています。ただし、大学と企業との協議に基づき、本項の期間を延長又は短縮することもできます。研究成果の重要性や企業の利益が害される蓋然性など具体的な事情に応じて、柔軟に対応することが想定されています。

第 5 項は、研究成果の公表にあたって、相手方の事前の書面の同意を得た場合には、共同研究により得られた研究成果であることを表示することができるものとしています。

第24条（譲渡禁止）

甲及び乙は、事前に書面による相手方の同意を得ることなく、第三者に対し、本契約上の

地位又は本契約から生じる権利若しくは義務を譲渡してはならない。なお、合併又は本契約の目的に係る事業の全部若しくは一部の譲渡を原因とするか否かを問わない。

（解説）本条は、共同研究における相手方の個性を重視し、事前に相手方の書面による同意がない限り、第三者に対して本契約の契約上の地位や契約上生じる権利若しくは義務を譲渡することを制限したものです。企業側の事業譲渡や合併による場合でも同様としています。

第25条（有効期間）

- 1 本契約の有効期間は、本共同研究の研究期間と同一とする。
- 2 本契約の失効後も、第 21 条、第 22 条、第 28 条、第 29 条の規定は、有効に存続する。

（解説）

本条は、本契約の有効期間を定めており、第 1 項は、本契約の有効期間は、本共同研究の研究期間と同一とする規定をしています。他方で、ノウハウ秘密義務（第 21 条）、秘密保持義務（第 22 条）、損害賠償（第 28 条）、準拠法及び裁判管轄（第 29 条）の規定については、本共同研究が終了した後も、効力を存続させています。このように、契約書においては、何についての有効期間をどのように定めているか、注意しましょう。

第26条（解除）

- 1 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後〔 〕日以内にかかる事態が是正されない場合は、直ちに本契約を解除することができるものとする。
 - (1) 相手方が本契約の締結又は履行に関し、不正又は不当な行為をしたとき
 - (2) 相手方が本契約に違反したとき
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続の申立てをし、又は申立

てを受けた場合

- (2) 銀行取引停止処分を受け、又は支払い停止に陥った場合
- (3) 仮差押命令を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

(解説) 本条では、本共同契約を解除するための解除原因及び手続について定めています。第1項は、契約の締結又は履行において、一方当事者が違法行為を含む不正行為や不当行為をした場合や契約に違反した場合に、一定の期間を定めて是正を促し、当該期間内には是正されない場合には、契約を解除することを認めています。第2項は、大学に対し、企業が倒産手続等に陥った場合に、ただちに本契約を解除する権利を認められたものです。

第27条 (反社会的勢力の排除)

- 1 甲及び乙 (法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。) は、相手方に対し、次の各号の事項を表明し、保証する。
 - ① 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなつたときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者 (以下、総称して「反社会的勢力」という。) に該当しないこと。
 - ② 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結する者でないこと。
 - ③ 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は相手方の信用を毀損する行為
- 2 甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当した場合は、相手方は、何らの催告なしに本契約を解約することができる。
 - ① 前項①の確約に反する申告をしたことが判明した場合
 - ② 前項②の確約に反し契約をしたことが判明した場合
 - ③ 前項③の確約に反する行為をした場合
- 3 甲又は乙は、前項により本契約を解約したことにより相手方に損害が生じたとしても、一切の損害賠償義務を負わないものとする。

(解説) 本条は、反社会的勢力でないことを相互に表明して保証させ、本契約の解約事由とすることで反社会的勢力の排除を推進する趣旨です。

第28条 (損害賠償) 甲又は乙は、前条に掲げる事由、又は相手方の故意又は重大な過失により損害等を被ったときは、相手方に対して被った直接損害に限り賠償請求をできるものとする。

(解説) 本条は、契約当事者が契約違反など前条に定める事由や契約相手方の故意又は重大な過失によって損害を受けた場合、直接損害に限って賠償することを定めたものです。これは、例えば 直接に生じた損害により企業に逸失利益が生じるなど間接的に生じた損害は対象から除く趣旨です。

第29条 (準拠法及び裁判管轄)

- 1 本契約の準拠法は日本法とする。
- 2 本契約に関する紛争については、[] 地方裁判所を第一審の専属的合意管轄

裁判所とする。

(解説) 本条は、大学が外国に本拠をおく企業と共同研究契約を行なうことを想定し、本契約に適用される法律が日本法であることを明示し (第1項)、本契約から生じる紛争については、双方が合意した裁判所を管轄裁判所と定めるものです (第2項)。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

(甲) [所在地]
[名称]

学 長 []

(乙) [所在地]

[名称]

代表取締役 []

共同研究契約書(案)

[] 大学(以下、「甲」という。)と [] (以下、「乙」という。)とは、以下の研究項目に掲げる共同研究(以下、「本共同研究」という。)の実施に関し、以下のとおり契約(以下、「本契約」という。)を締結する。(契約項目表)

1. 研究題目												
2. 研究目的												
3. 研究内容												
4. 研究担当者	区分	氏名	所属・職名	本研究における役割								
	甲			派遣の有無								
乙												
5. 研究実施場所	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで											
6. 研究期間	区分	研究費										
	甲	[] 円										
	乙	[] 円										
	合計	[] 円										
7. 研究経費の負担	総額	[] 円										
	区分	施設の名称	設備名	備称	規格	数量						
	甲											
乙												
8. 施設及び設備												
9. ノウハウの秘匿期間	本共同研究終了日(研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末)の翌日から起算して [] 年間											
	本共同研究終了日(研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末)の翌日から起算して [] 年間											
10. 秘密保持義務の有効期間	・ 単独帰属(第13条)											
	—											
11. 成果に関する知的財産権の帰属	甲											
	乙											
12. 成果に関する権限(実施権、選択権等)	甲	・ 研究目的の実施及び実施許諾(第14条、第15条)										
	乙	・ 共同研究遂行目的での無償・非独占の実施(第15条) ・ 共同研究遂行目的以外の(無償/有償) 非独占の実施/有償譲渡の選択権(第16条)										

(以下、余白)

第1条(定義) 本契約において、以下の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「本研究成果」とは、本共同研究に基づき得られたもので、本共同研究の目的に係る発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。

(2) 「知的財産権」とは、以下に掲げるものをいう。

イ 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権、商標法(昭和34年法律第127号)に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利

ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録出願により生じた権利、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利

ハ 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物(以下「プログラム等」という。)に係る著作権並びに外国における上記権利に相当する権利

ニ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、第21条の規定に基づき特定するもの(以下「ノウハウ」という。)

(3) 「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権及び回路配置利用権の対象となるものについては創作、商標権の対象となるものについては商標並びに育成者権の対象となるものについては育成をいう。

(4) 「出願等」とは、特許権、実用新案権、商標権及び意匠権については出願、回路配置利用権については設定登録の申請、育成者権については品種登録の出願、並びに外国における上記各権利に相当する権利の申請、登録及び出願(仮出願を含む。)をいう。

(5) 「出願等費用」とは、知的財産権等の出願等に要する費用であって、特許庁、裁判所等の機関又は甲及び乙のいずれにも所属しない弁理士等の外部専門家に対し支払われるものをいう。

(6) 知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作物のあらゆる利用行為並びにノウハウの使用をいう。

[(7) 「本データ」とは、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)2条所定の「個人情報」以外の情報について作成される電磁的記録(電子的方式、電磁的方式その他の近似的な電磁的記録)以外の情報について作成される記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。) をいう。

[(8) 「各当事者提供データ」とは、本契約締結前から各当事者が利用権限を有し、本共同研究の目的で提供する本データであって、各当事者について別紙[]に示される。

[(9) 「本成果データ」とは、本研究の遂行の過程で、又は、これに関して、創出され、取得又は収集される本データであって、別紙[2]に示される。

[(10) 「利用権限」とは、データを利用、管理、開示、譲渡(利用許諾を含む。)又は処分することのほか、データに係る一切の権限をいう。]

(解説) 本条は、本契約において使用される用語の定義をあらかじめ規定したものです。

第7号から第10号までは、共同研究のために各契約当事者から提供され又は共同研究を通じて創出されるデータの取り扱いを特に取り決める場合のみ設ける必要があり、そのような取り決めの行わない場合には、削除されるべきものです。第7号から第9号までの規定を置く場合には、別紙[1]及び[2]において、各データの範囲を画する必要があるとします。(なお、さくらツールでは、「各当事者提供データ」及び「本成果データ」の特定並びにそれらの利用方法について定めたための別紙例もモデル契約とは別途作成していますので、必要に応じてご利用ください。)。なお、データについての契約上の取り扱いについては、経済産業省 IoT 推進コンソーシアム「データの利用権限に関する契約ガイドライン」(ver1.0 平成29年5月)も必要に応じてご参照ください。

第2条 (研究題目等)

甲及び乙は、契約項目表1. ないし3. 記載の共同研究(以下「本共同研究」という。)を実施するものとする。

(解説) 本条は、大学と企業が行なう共同研究の内容を特定したものです。

第3条 (研究期間)

本共同研究の研究期間は、契約項目表6. 記載の期間とする。

(解説)

本条は、共同研究の研究期間を特定したものです。

第4条 (研究担当者)

1 甲及び乙は、それぞれ、契約項目表4. に掲げる者を本共同研究の研究担当者として本共同研究に参加させるものとする。

2 甲は、乙が希望する場合、乙の研究担当者のうち甲の研究実施場所において本共同研究に従事する者を共同研究員として受け入れるものとする。

3 甲及び乙は、相手方の同意を得た上で、第1項に定める研究担当者の変更、追加又は削減を行うことができるものとする。

(解説)

本条は、共同研究の研究担当者について規定したものです。第1項は、契約の相手方から開示される技術情報等は研究担当者のみを開示することができますので、あらかじめ特定しておく必要があるため、本共同研究の研究担当者を特定したものです。第2項は、企業の希望に応じて大学が企業側の研究担当者を、大学の施設に受け入れることを認めたものです。第3項は、大学と企業の双方の合意の下、当初、指定した共同研究者の追加や変更を認めたものです。

第5条 (研究経費の負担及び支払)

1 甲は、契約項目表7. 記載の研究費、乙は、契約項目表7. 記載の研究費[及び研究料]を、それぞれ負担するものとする。

2 乙は、甲が発行する請求書記載の研究費[及び研究料]を当該請求書記載の支払期限までに支払うものとする。

3 乙は所定の支払期限までに研究費[及び研究料]を支払わないときは、支払期日の翌日から支払った日までの日数に応じ、その未払額に年5%の割合で計算した延滞金を付加して支払う。

(解説)

本条は、研究経費の分担及び支払方法について規定したものです。第1項では、大学が予め合意した研究経費を負担し、企業があらかじめ合意した研究経費を負担することとしています。第2項は、大学が支払期限を記載した所定の請求書を発行し、企業が支払期限までに研究経費を支払うものとされています。第3項は、企業が請求書指定の支払期限までに支払を行わない場合には、企業は元本額の年率5%の延滞金を加算した額を大学に支払うものとされています。なお、研究経費を、その性質等に応じて区別し、例えば、「研究費」と「研究料」を規定する場合もあります。その場合、それぞれの内容について誤解がないよう、当事者間で合意し、可能であれば、定義規定を置くことが望ましいです。

定義規定例)「研究費」とは、甲の施設・設備の維持・管理に必要な経常経費等を除く、謝金、旅費、設備費、研究支援者等の人件費、消耗品費及び光熱水料等の本共同研究遂行に直接的に必要な経費に相当する額、並びに甲が設ける規程により定められた本共同研究遂行に付随して間接的に必要となる経費に相当する額を合算した額に消費税及び地方消費税を加算したものをいい、「研究料」とは、共同研究員を受け入れる費用で、甲が設ける規程により定められた額に、消費税及び地方消費税を加算したものをいう。

第6条 (経理)

1 前条の研究経費の経理は甲が行う。

2 乙は本契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができる。甲は乙からの閲覧の申し出があった場合は、これに応じなければならない。ただし、当該経理書類の閲覧又は謄写により第三者の情報を開示することになるときは、甲は、乙に対しその理由を示した上で、該当部分の閲覧及び謄写を拒むことができる。

(解説)

本条は、研究費の経理について規定したものです。第1項は、研究費の経理を大学が担当することとしています。第2項は、企業から大学に対し、経理書類の閲覧申出があった場合に原則としてこれに応じることとし、例外的に開示によって第三者の情報を開示することとなる場合には、企業に対して理由を示し、当該部分の開示を拒否することができます。

第7条 (研究経費により取得した設備等)

契約項目表7. 記載の研究経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

(解説) 本条は、研究経費によって購入した設備は大学に帰属することを定めたものです。

第8条 (施設及び設備の提供等)

1 甲及び乙は、契約項目表8.に掲げる自己の施設・設備を本共同研究の用に供するものとする。

2 甲は、本共同研究の用に供するため、乙から契約項目表8.に掲げる乙の所有に係る設備を乙の同意を得て無償で受け入れ、共同で使用するものとする。この場合、甲乙の合意により当該設備の所有権を無償で甲に移転できるものとする。なお、甲は乙から受け入れた設備について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。

3 前項に規定する設備の搬入、据付け、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

(解説)

本条は、契約当事者による施設や設備等の提供について定めたものです。第1項は、予め特定した施設・設備を共同研究に使用できる状態にすることを定めています。第2項は、大学と企業が合意した設備を大学に搬入して共同で使用することを定めたものです。当該設備の所有権を当事者間の合意により、大学に移すこともできるものとしています。大学は、搬入を受けた設備を、善良な管理者の注意義務をもって保管しなければなりません。第3項は、企業の設備の搬入や据付に関する費用は企業が負担すると定めたものです。

第9条 (研究の中止又は期間の延長)

- 1 甲及び乙は、天災その他やむを得ない事由があるときは、相手方と協議した上で、本共同研究を中止し、又は当該協議により相手方との間で合意した場合には本共同研究の研究期間を延長することができる。この場合において、甲及び乙は、相手方に対し、延長または中止の責めを負わないものとする。
- 2 甲は、甲の本研究担当者等の退職又は他機関への異動により、本共同研究の実施の継続が困難になったと認められるときは、乙と協議した上で、本共同研究を中止することができる。この場合において、甲は、乙に対し、中止の責めを負わないものとする。
- 3 甲及び乙は、本共同研究の研究期間の延長により、第5条の規定により乙から甲に対し納入された本研究経費に不足が生じ、又は不足が生じるおそれがあるときは、本共同研究の継続の可否について協議するものとする。この場合において、乙が、当該不足額の追加負担をしないときは、甲は、乙との協議の結果を踏まえ、本共同研究を中止することができる。

(解説) 本条は、災害などやむを得ない事由による共同研究の中止や期間の延長を行なう場合について規定しています。第1項では、災害等の事由により共同研究の統行が困難となった場合には、当事者間で協議した上で、共同研究を中止するか、共同研究期間を延長することと定められており、この場合には、大学と企業に中止や期間延長によって生じた損害や費用を負担しないものとしています。第2項では、共同研究を担当していた共同研究当事者が大学を退職したり、他の研究機関に異動したりした場合にも、当事者の協議によって本共同研究を中止することができる旨を定めています。第3項は、第1項の研究期間を延長することによって、研究経費が不足した場合には、本共同研究の継続について改めて協議し、企業が、追加費用に負担をしない場合には、本共同研究を中止することができる旨を定めています。

第10条 (研究の終了) 本共同研究は、以下のいずれかの事由が生じた時点において、終了するものとする。

- (1) 契約項目表6記載の研究期間が満了した場合
- (2) 研究期間満了前の共同研究が完了した場合
- (3) 第26条により、本契約が解除された場合
- (4) 甲及び乙が本共同研究の終了を合意した場合

(解説) 本条は、本共同研究が終了する事由を列挙しています。共同研究期間が満了した場合(第1号)、研究期間満了前に本共同研究が完了した場合(第2号)、本契約が解除された場合(第3号)、大学及び企業が本共同研究を終了させることを双方合意した場合(第4号)を定めています。

第11条 (研究の中止に伴う研究経費の取扱) 第9条(研究の中止又は期間の延長)の規定又は本契約の解除により、本共同研究を中止した場合において、第5条の規定により支払われた研究経費の額に不用が生じた場合は、乙は、甲に不用となった額の返還を請求できる。

(解説) 本条は、本共同研究の中止により、不要となった研究経費を企業が返金請求しうることを定めた規定です。さらに、予定通りに共同研究が終了した場合に残った研究経費の返金を請求する権利を企業に認める条項を定めることもできます。

第12条 (研究の終了に伴う実績報告書の作成) 甲及び乙は、双方協力して、本共同研究の実施期間中に得られた本研究成果について報告書を、本共同研究完了の翌日から [] 日以内にとりまとめるものとする。

(解説) 本条は、本共同研究終了後、一定期間内に、大学と企業が協力して、本研究成果についての報告書を作成することを定めたものです。

第13条 (知的財産権の帰属)

- 1 本共同研究に伴い得られた発明等(以下「本発明等」という。)に関する知的財産権(以下「本知的財産権」という。)は、甲に帰属するものとする。
- 2 甲及び乙は、本知的財産権について、それぞれの規則等により、当該発明等を得た研究担当者等から、当該発明等に関する知的財産権の承継を受け、甲に帰属させるものとする。

(解説) 本条は、本共同研究に伴って得られた発明等(以下「本発明等」といいます。)に
関する知的財産権につき、大学に帰属すると定めたものです(第1項)。大学及び企業は
上記取り決めに従い、研究担当者等から知的財産権を承継し、大学に帰属させる義務を負
います(第2項)。

第14条(本発明等の実施) 甲は、本発明等を研究目的で実施することができます。ただし、
実施の際には、第21条第2
項に定めるノウハウ秘匿義務及び第22条に定める秘密保持義務を遵守するものとする。

(解説) 本条は、本発明等の実施について定めたものです。大学が、本発明等を研究目的
で実施することを認めています。ただし、本発明等の実施にあたっては、本契約で定める
ノウハウ秘 匿義務及び秘密保持義務に違反しないように留意する必要があります。

第15条(本発明等の実施許諾)

- 1 甲は、乙に対し、本発明等を本共同研究を遂行する目的で無償で非独占的に実施すること
を許諾する。
- 2 甲は、乙以外の第三者に対し、本発明等の実施を許諾することができます。

(解説)

本条は、本発明等の実施許諾について定めたものです。第1項は、大学が企業に対し、本
発明等を、本共同研究を遂行する目的の範囲内で、無償で非独占的に実施することを許諾す
ることと定めています。これは、本共同研究を遂行する上で、知的財産権が障害とならない
ように定めたものです。第2項は、大学が共同研究相手である企業以外の第三者に本発明等
の実施を許諾するものです。

第16条(選択権)

- 1 乙は、本発明等の出願等から[2]年以内に、甲に対し、書面により、通知することによ
り以下の各号のうちいずれか一つを選択できるものとする。ただし実施料その他の選択権
行使により許諾される実施権の条件の詳細は、甲乙間で協議して定めるものとする。
(1) 本共同研究を遂行する目的以外の目的で、本発明等を[無償/有償]で、非独占的に実
施する権利。なお、乙の子会社による実施及び乙又は乙の子会社の事業のために第三者
による製造(乙又は乙の子会社が納入(部材購入による場合を含む。))を受ける範囲での製造
に限る。)は、乙の実施とする。
(2) 甲より有償で本知的財産権の譲渡を受ける権利。
- 2 乙は、前項の規定に基づき行つた選択について、甲の事前の書面による同意を得て、同項
に定める他の選択に変更することができる。ただし、甲は、乙より当該同意を求められた
ときは、正当な理由なく、当該同意を留保しないものとする。

(解説)

本条の趣旨は、第13条に基づいて大学に帰属するとされた知的財産についても、企業が選

択権を行使することにより、企業側に通常実施権や譲渡を受ける権利を認めることで、実態
に応じた柔軟な対応を可能にすることにあります。

第1項第1号は、企業に対して、前条で認められている本共同研究遂行目的以外の目的で
大学に帰属する知的財産を無償又は有償で非独占的に実施する権利を認めています。無償と
するか、有償とするか、契約書を作成する際に選ぶことになり(なお、以下「A/B」と
記載のある箇所はA又はBを選択して合意することが出来るという規定です)。

第1項第2号は、大学に帰属する知的財産を有償で譲渡を受ける権利を認めています。な
お、本号については、企業側が譲渡権を行使した場合には、具体的な譲渡対価は第17条2項
で協議の上、決定するとしても、企業の大学に対する特許移転登録請求権(特許出願につい
ては名義書換え請求権)等は譲渡権の行使によって生じるものと解され得ることには注意が
必要です。大学が知的財産の譲渡を予定していない場合には、譲渡権が含まれない類型0又
は類型1を選ぶべきこととなります。

第2項は、企業が前項で行なつた選択を大学からの書面による同意を得て変更することが
できる旨を定めた規定です。

本条では、乙が本条に基づき選択権を行使することによって乙に与えられる通常実施権の
対価を有償としつつ、実施料は甲乙間の協議で定めることとしていますが、予め、本条で実
施料について定めておくこともできます(具体的な規定例は次条の解説を参照してくださ
い)。

第17条(選択権行使の対価支払)

- 1 乙が、前条第1項第1号を選択した場合、乙は、当該選択にかかるとする通知を甲にした日から
[30日]以内に、金[300,000]円を支払うものとする。
- 2 乙が、前条第1項第2号に基づく譲渡を受ける場合の譲渡対価は、甲乙協議の上、定める
ものとする。

(解説)

本条は、第16条に規定した選択権に基づいて、企業が大学に支払う実施料及び譲渡対価を
共同研究契約の時点で具体的に定める場合の規定です。第1項は、本発明を、企業が、本共
同研究を遂行する目的以外の目的で非独占的に実施する場合につき、選択にかかるとする甲
にした日から一定期間内に、一定金額を払う旨定めています。第2項は、大学に帰属する知
的財産権を企業が譲り受ける場合につき、譲渡対価を協議の上、決定する旨を定めています。

●共同研究契約締結の時点で実施許諾の対価やその支払方法について具体的に定める場
合、例えば、以下の①～⑤のいずれかとするのが考えられます。(第1項は下記②に対応し
ます。)

- ①大学と企業で定める利用許諾料率による支払
- ②まとまった一時金の支払
- ③大学と企業で定める研究段階ごとの一時金の支払
- ④上記①から③の組み合わせ
- ⑤無償

[①]毎年[]月[]日から[]月[]日までのそれぞれ[]月間に販売した本知的財
産権を用いた製品の[正味販売価格]の[]%の金員を、それぞれ[]月[]日及び
[]月[]日より[]日以内に[⑥]現金(⑦)相当額の新株予約権の付与]にて支払う
ものとする。

②本契約の締結から[]日以内に[]円を[⑥]現金(⑦)相当額の新株予約権の付与]に
て支払うものとする。

③下記研究段階ごとに下記金員を〔n〕現金〔n〕相当額の新株予約権の付与〕にて支払うものとする。

- (1) [研究段階 1] 完了後 [] 日以内に [] 円
- (2) [研究段階 2] 完了後 [] 日以内に [] 円
- (3) [研究段階 3] 完了後 [] 日以内に [] 円
- ④以下のとおり、〔n〕現金〔n〕相当額の新株予約権の付与〕にて支払うものとする。
 - (1)本契約の締結から [] 日以内に [] 円
 - (2) [研究段階 1] 完了後 [] 日以内に [] 円
 - (3) [研究段階 2] 完了後 [] 日以内に [] 円
 - (4) [研究段階 3] 完了後 [] 日以内に [] 円
 - (5)毎年 [] 月 [] 日から [] 月 [] 日までのそれぞれ [] 月間に販売した本知的財産権を用いた製品の [正味販売価格] の [] %の実施料を、それぞれ [] 月 [] 日及び [] 月 [] 日より [] 日以内
 - ⑤無償とする。

なお、第 16 条の解説でも述べたように、共同研究契約の締結時点では、本条のような具体的な実施料や譲渡対価等について当事者間での合意が難しい場合には、研究成果に関する特許出願等の際など、当事者間で合意ができた時点で実施許諾契約書や譲渡契約書を別途作成することも想定されます。

現金のほか、新株予約権にて支払うことも可能です。大学における長期的な研究計画や企業による知的財産権の利用可能性等をふまえ、大学と企業との交渉により、適切な実施許諾料及びそ許諾料の支払方法を柔軟に組合せ・選択し、選択しようとするものが想定されています。

第 18 条 (知的財産権の出願等) 本知的財産権の出願は、甲が単独で出願するものとし、甲は、出願から [10 日] 以内に、乙に出願の事実及び内容を通知するものとする。ただし、本知的財産権を乙が譲り受けている場合には、乙が単独で出願するものとする。

(解説) 本条は、本共同研究に伴い得られた発明等に関する知的財産権については、大学が単独で出願手続を行なうこととしています。出願は、乙の選択権行使を可能ならしめ、その行使可能期間を決めるものであるため、甲は出願から一定期間内（ここでは、例示的に 10 日と記載しています）に乙にその事実及び内容を通知すべきものと規定されています。

第 19 条 (外国における出願等) 本知的財産権の外国における出願については、前条に準じるものとする。

(解説) 本条は、外国における知的財産権の出願について、前条の規定と同様に、大学に帰属する知的財産権は大学が単独で出願すると規定しています。

第 20 条 (出願等費用)

前 2 条の出願に関する出願等費用の負担は、以下のとおりとする。

- (1) 乙が、甲から許諾を受けて本共同研究を遂行する目的で本発明等を非独占的に実施している場合は、〔(甲)が / (ii) 甲及び乙が共同して〕負担する。
- (2) 乙が、甲から許諾を受けて本共同研究を遂行する目的以外で本発明等を非独占的に実施している場合は、〔(i) 甲が / (i) 甲及び乙が共同して〕負担する。
- (3) 乙が、甲から本知的財産権を譲り受けている場合は、乙が負担する。

(解説)

本条は、前 2 条に規定する出願手続の費用負担について、企業による利用形態の観点に応じて規定したものです。第 1 号は、本発明等を企業が本共同研究を遂行する目的で、第 2 号は本発明等を企業が共同研究を遂行する目的以外の目的で非独占的に実施している場合には、(i) 大学が負担する(ii) 大学と企業とが共同して出願等費用を負担するとの選択肢を出ています。実際に使用する場合、(i)か(ii)のいずれか一つを選択することになります。出願等費用を共同して負担する場合は、利用許諾が有償か無償か、有償である場合の利用許諾料、大学の権利管理ノウハウ及び予算、企業が利用する必要性等の観点から、実態に応じて柔軟に定めることが想定されます。第 32 号は、企業が大学から知的財産権の譲渡を受けている場合には、企業が単独で負担することとしています。

第 21 条 (ノウハウ及びプログラム、データ等)

- 1 本共同研究の結果、ノウハウに該当するものが生じた場合は、協議の上、相手方に速やかに通知し、書面にて特定するものとする。
- 2 特定されたノウハウは、契約項目表 9.記載の期間、秘密として保持し、相手方の書面による承諾なく、第三者に開示してはならない。
- 3 特定されたノウハウ及び本共同研究から生じたプログラム等の取り扱いについては、第 13 条から第 20 条に定める本知的財産権の取り扱いに準じ、甲乙別途協議の上決定するものとする。
- 4 当事者提供データについては当該データを提供した各本当事者がそれぞれ利用権限を有し

また、本成果データについては別紙に定めるとおりデータの利用権限を有するものとし、かかる利用権限の内容は、別紙においてデータ毎にそれぞれ定める。但し、別紙において特段の定めがないときは、各当事者は、他の当事者が提供した当事者提供データ及び本成果データについて本研究の目的で利用するための利用権限を有するものとする。なお、各本当事者は、自己が提供した当事者提供データ及び本成果データの有用性及び正確性について保証せず、何らの責任も負わない。

(解説) 本条は、共同研究から生じたノウハウ及びプログラムの取扱について規定したものです。

ノウハウは、特許等と異なり、その範囲が一義的には明確でないため、第 1 項は、ノウハウが生じた場合に、速やかに相手方に通知し、範囲を特定することと定めています。第 2 項は、前項で特定されたノウハウを秘密として取り扱い、契約相手方の事前の書面による承諾なくして、第三者に開示することを禁止しています。

第 3 項は、特定されたノウハウ及び本共同研究から生じるプログラムの帰属や利用について、原則として、第 13 条以下の取り扱いに準じ、大学と企業が別途協議の上、決定することとしています。本条についても、ノウハウ及びプログラムの内容及び性質に忠じて、大学と企業との間で異なる取り扱いをすることを妨げるものではなく、実態に応じた柔軟な取り扱いが想定されています。第 4 項は、第 1 条第 8 号及び第 9 号で特定したデータの利用方法についての定めです。契約当事者が共同研究のために提供したデータについては、当該契約当事者が利用権を有し、共同研究の成果として創出されたデータについては、データ毎に取り扱い方法を定めることとしています（特段の定めがなければ、共同研究の目的に限り使用することができます。）。また、一般的に、データについては内容の正確性等について保証することが困難であるため、正確性等の不保証も定めています。なお、データの取り扱いを定める本項を設けるかどうかは、選択的のものと位置づけています。

第22条（秘密保持）

- 1 甲及び乙は、本共同研究の実施に当たり、相手方より開示又は提供を受けた技術上及び営業上の情報のうち、提供又は開示の際に相手方より秘密である旨の表示が明記され、又は口頭で開示された開示の際に秘密である旨の表示が明記された後、30日以内に書面で相手方に対して通知されたもの（以下「秘密情報」という。）について、第4条で指定する研究担当者以外に開示・漏洩してはならない。甲及び乙は、秘密情報について、当該研究担当者がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該研究担当者に対し負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。
- (1) 開示又は提供を受けた際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
 - (2) 開示又は提供を受けた際、既に公知となっている情報
 - (3) 開示又は提供を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容
 - (5) 相手方から開示又は提供された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
 - (6) 書面により事前に相手方の同意を得たもの
- 2 甲及び乙は、秘密情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。
- 3 前2項の有効期間は、契約項目表10.記載の期間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(解説) 本条は、本共同研究の実施にあたって相手方から開示を受けた技術上、営業上の情報のうち、書面等で特定したものを、原則として、研究担当者以外に開示せず、秘密として保持する旨を定めたものです。但し書きでは、相手方から開示等を受けた情報であっても秘密保持義務を負わないものの例外を定めています。

第3項は、情報の重要性に鑑み、相手方から開示又は提供を受けた情報を、本共同研究以外の目的に使用してはならない旨を定めています。ただし、事前に相手方の書面による同意を得た場合には、本共同研究目的以外の目的で開示又は提供された情報を使用することを認めています。

第3項は、秘密保持義務が長期にわたる場合には、双方の活動に過度の制約が生じることとなりますので期間を限定しています。但し書きにおいて個別の事情に応じて、期間を延長したり、短縮したりすることを認めています。3年から5年程度の期間で合意する場合は多いようですが、技術分野により異なり、化学分野等は比較的長めだが合理的な範囲とされています。

第23条（本研究成果の公表）

- 1 本研究成果は原則として、公表する。ただし、公表に当たっては、第21条のノウハウ秘密義務及び第22条の秘密保持義務を遵守するものとする。
- 2 甲は、公表の〔 〕日前までに、公表の目的・場所及び内容を、書面にて乙に通知する。
- 3 乙は、公表により、乙の利益が著しく害されるおそれがあるとお判断した場合、前項の通知を受領してから〔 〕日以内に甲に書面にてその旨を通知し、甲は乙と協議の上、公表範囲及び方法を決定するものとする。
- 4 本共同研究終了日の翌日から起算して〔 〕年間を経過した後は、甲は、第21条のノウハウ秘密義務及び第22条の秘密保持義務を遵守した上で、乙に対する通知を行うことなく、本研究成果の公表を行うことができるものとする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。
- 5 甲及び乙は、事前に書面による相手方の同意を得たときは、本研究成果の発表又は公開若しくは公表を行う際に、当該本研究成果が本共同研究において得られたものである旨を表示することができる。

(解説) 本条は、大学の社会的使命から、研究成果を広く社会に公表することを原則として、当事者の利益に配慮した規定を設けています。第1項は、公表が原則であることを明示しつつ、但し書きにおいて、特定されたノウハウ秘密義務や秘密保持義務を遵守することを定めて、相手方の利益に配慮しています。第2項から第4項は、公表にあたっての具体的な手続を定めています。まず、第2項は、大学が、公表の目的・内容を、事前に時間的余裕をもって書面で企業に通知することを定めています。第3項は、企業が第2項の通知の内容に基づき、自社の利益が著しく害されるおそれがあるとお判断した場合には、第2項の通知を受領してから、一定期間内にその旨を大学側に書面で通知することとし、その上で大学と企業が協議して、公表範囲及び方法を決定することとしています。

第4項は、大学の自由な研究活動及び自由な研究発表の観点から、共同研究を終了してか一定期間が経過している研究成果については、企業に対する通知を行なうことなく、公表することを認めています。ただし、大学と企業との協議に基づき、本項の期間を延長又は短縮することもできるため、研究成果の重要性や企業の利益が害される蓋然性など具体的な事情に応じて、柔軟に対応することが想定されています。

第5項は、研究成果の公表にあたって、相手方の事前の書面の同意を得た場合には、共同研究により得られた研究成果であることを表示することができるものとしています。

第24条（譲渡禁止） 甲及び乙は、事前に書面による相手方の同意を得ることなく、第三者に対し、本契約上の

地位又は本契約から生じる権利若しくは義務を譲渡してはならない。なお、合併又は本契約の目的に係る事業の全部若しくは一部の譲渡を原因とするか否かを問わない。

(解説) 本条は、共同研究における相手方の個性を重視し、事前に相手方の書面による同意がない限り、第三者に対して本契約の契約上の地位や契約上生じる権利若しくは義務を譲渡することを制限したものです。企業側の事業譲渡や合併による場合でも同様としています。

第25条（有効期間）

- 1 本契約の有効期間は、本共同研究の研究期間と同一とする。
- 2 本契約の失効後も、第21条、第22条、第28条、第29条の規定は、有効に存続する。

(解説) 本条は、第1項は、本契約の有効期間は、本共同研究の研究期間と同一とする規定しています。他方、第2項では、ノウハウ秘密義務（第21条）、秘密保持義務（第22条）、損害賠償（第28条）、準拠法及び裁判管轄（第29条）の規定については、本共同研究が終了した後も、効力を存続させています。このように、契約書においては、何についての有効期間を どのように定めているか、注意しましょう。

第26条（解除）

- 1 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後〔 〕日以内にかかる事態が是正されない場合は、直ちに本契約を解除することができるものとする。
 - (1) 相手方が本契約の締結又は履行に関し、不正又は不当な行為をしたとき
 - (2) 相手方が本契約に違反したとき
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続の申立てをし、又は申立てを受けた場合
 - (2) 銀行取引停止処分を受け、又は支払い停止に陥った場合
 - (3) 仮差押命令を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

(解説) 本条では、本共同契約を解除するための解除原因及び手続について定めています。
第1項は、契約の締結又は履行において、一方当事者が違法行為を含む不正行為や不当行為をした場合や契約に違反した場合に、一定の期間を定めて是正を促し、当該期間内には是正されない場合には、契約を解除することを認めています。
第2項は、大学に対し、企業が倒産手続等に陥った場合に、ただちに本契約を解除する権利を認めたものです。

第27条 (反社会的勢力の排除)

- 1 甲及び乙 (法人の場合) においては、その役員又は使用人を含む。は、相手方に対し、次の各号の事項を表明し、保証する。
 - ① 自ら、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなつたときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標榜ゴロ、特殊な暴力集団その他これらに準ずる者 (以下、総称して「反社会的勢力」という。) に該当しないこと。
 - ② 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結する者でないこと。
 - ③ 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は相手方の信用を毀損する行為
- 2 甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当した場合は、相手方は、何らの催告なしに本契約を解約することができる。
 - ① 前項①の確約に反する申告をしたことが判明した場合
 - ② 前項②の確約に反し契約をしたことが判明した場合
 - ③ 前項③の確約に反する行為をした場合
- 3 甲又は乙は、前項により本契約を解約したことにより相手方に損害が生じたとしても、一切の損害賠償義務を負わないものとする。

(解説) 本条は、反社会的勢力でないことを相互に表明して保証させ、本契約の解約事由とすることで反社会的勢力の排除を推進する趣旨です。

第28条 (損害賠償) 甲又は乙は、前条に掲げる事由、又は相手方の故意又は重大な過失により損害等を被ったときは、相手方に対して被った直接損害に限り賠償請求をできるものとする。

(解説) 本条は、契約当事者が契約違反など前条に定める事由や契約相手方の故意又は重大な過失によって損害を受けた場合、直接損害に限って賠償することを定めたものです。これは、例えば直接に生じた損害により企業に逸失利益が生じるなど間接的に生じた損害は対象から除く趣旨です。

第29条 (準拠法及び裁判管轄)

- 1 本契約の準拠法は日本法とする。
- 2 本契約に関する紛争については、[] 地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(解説) 本条は、大学が外国に本拠をおく企業と共同研究契約を行なうことを想定し、本契約に適用される法律が日本法であることを明示し (第1項)、本契約から生じる紛争については、双方が合意した裁判所を管轄裁判所と定めるものです (第2項)。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

共同研究契約書(案)

(甲) [所在地] [学名] [学長] []
 (乙) [所在地] [学名] [代表取締役] []

[] 大学(以下、「甲」という。)と [] (以下、「乙」という。)とは、以下の研究項目に掲げる共同研究(以下、「本共同研究」という。)の実施に関し、以下のとおり契約(以下、「本契約」という。)を締結する。

1. 研究題目										
2. 研究目的										
3. 研究内容	区分	氏名	所属・職名	本研究における役割						
4. 研究担当者	甲			派遣の有無						
	乙									
5. 研究実施場所										
6. 研究期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで									
	区分	研究費								
	甲	[] 円								
	乙	[] 円								
	合計	[] 円								
7. 研究経費の負担	総額	[] 円								
	区分	施設の名称	設備名称	規格	数量					
	甲									
	乙									
	本共同研究終了日(研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末)の翌日から起算して [] 年間									
9. ノウハウの秘匿期間	本共同研究終了日(研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末)の翌日から起算して [] 年間									
	本共同研究終了日(研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末)の翌日から起算して [] 年間									
10. 秘密保持義務の有効期間	本共同研究終了日(研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末)の翌日から起算して [] 年間									
	・単独帰属(第13条)									
11. 成果に関する知的財産権の帰属	甲	—								
	乙	—								
12. 成果に関する権限(実施権、選択権等)	甲	・実施及び実施許諾(第14条、第15条)								
	乙	・共同研究遂行目的での無償・非独占の実施(第15条) ・共同研究遂行目的以外の(無償/有償)非独占の実施/独占的実施/有償譲渡の選択権(第16条)								

(以下、余白)

- 3 乙は所定の支払期限までに研究費【及び研究料】を支払わないときは、支払期日の翌日から支払った日までの日数に応じ、その未払額に年 5%の割合で計算した延滞金を付加して支払う。

(解説)

本条は、研究経費の分担及び支払方法について規定したものです。第 1 項では、大学が予め合意した研究経費を負担し、企業があらかじめ合意した研究経費を負担することとしています。第 2 項は、大学が支払期限を記載した所定の請求書を発行し、企業が支払期限までに研究経費を支払うものとされています。第 3 項は、企業が請求書指定の支払期限までに支払を行わない場合には、企業は元本額の年率 5%の延滞金を加算した額を大学に支払うものとされています。なお、研究経費を、その性質等に応じて区別し、例えば、「研究費」と「研究料」を規定する場合もあります。その場合、それぞれの内容について誤解がないよう、当事者間で合意し、可能であれば、定義規定を置くことが望ましいです。

定義規定例) 「研究費」とは、甲の施設・設備の維持・管理に必要な経常経費等を除く、謝礼金、旅費、設備費、研究支援者等の人件費、消耗品費及び光熱水料等の本共同研究遂行に直接的に必要な経費に相当する額、並びに甲が設ける規程により定められた本共同研究遂行に付随して間接的に必要となる経費に相当する額を合算した額に消費税及び地方消費税を加算したものをいい、「研究料」とは、共同研究員を受け入れる費用で、甲が設ける規程により定められた額に、消費税及び地方消費税を加算したものをいう。

第 6 条 (経理)

- 1 前条の研究経費の経理は甲が行う。
- 2 乙は本契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができる。甲は乙からの閲覧の申し出があった場合は、これに応じなければならない。ただし、当該経理書類の閲覧又は謄写により第三者の情報を開示することになるときは、甲は、乙に対しその理由を示した上で、該当部分の閲覧及び謄写を拒むことができる。

(解説)

本条は、研究費の経理について規定したものです。第 1 項は、研究費の経理を大学が担当することとしています。第 2 項は、企業から大学に対し、経理書類の閲覧申出があった場合に原則としてこれに応じることとし、例外的に開示によって第三者の情報を開示することとなる場合には、企業に対して理由を示し、当該部分の開示を拒否することができます。

第 7 条 (研究経費により取得した設備等)

契約項目表 7. 記載の研究経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

(解説)

本条は、研究経費によって購入した設備は大学に帰属することを定めたものです。

第 8 条 (施設及び設備の提供等)

- 1 甲及び乙は、契約項目表 8 に掲げる自己の施設・設備を本共同研究の用に供するものとする。
- 2 甲は、本共同研究の用に供するため、乙から契約項目表 8 に掲げる乙の所有に係る設備を乙の同意を得て無償で受け入れ、共同で使用するものとする。この場合、甲乙の合意により当該設備の所有権を無償で甲に移転できるものとする。なお、甲は乙から受け入れた設備について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務

務をもってその保管にあたらなければならない。

- 3 前項に規定する設備の搬入、据付け、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

(解説)

本条は、契約当事者による施設や設備等の提供について定めたものです。第 1 項は、予め特定した施設・設備を共同研究に使用できる状態にすることを定めています。第 2 項は、大学と企業が合意した設備を大学に搬入して共同で使用することを定めたものです。当該設備の所有権を当事者間の合意により、大学に移すこともできるものとしています。大学は、搬入を受けた設備を、善良なる管理者の注意義務をもって保管しなければなりません。第 3 項は、企業の設備の搬入や据付に関する費用は企業が負担すると定めたものです。

第 9 条 (研究の中止又は期間の延長)

- 1 甲及び乙は、又は当該協議により相手方との間で合意した場合には本共同研究の研究期間を延長することができる。この場合において、甲及び乙は、相手方に対し、その責めを負わないものとする。
- 2 甲は、甲の本研究担当者等の退職又は他機関への異動により、本共同研究の実施の継続が困難になったと認められるときは、乙と協議した上で、本共同研究を中止することができる。この場合において、甲は、乙に対し、その責めを負わないものとする。
- 3 甲及び乙は、本共同研究の研究期間の延長により、第 5 条の規定により乙から甲に対し納入された本研究経費に不足が生じ、又は不足が生じるおそれがあるときは、本共同研究の継続の可否について協議するものとする。この場合において、乙が、当該不足額の追加負担をしないときは、甲は、乙との協議の結果を踏まえ、本共同研究を中止することができる。

(解説)

本条は、災害などやむを得ない事由による共同研究の中止や期間の延長を行なう場合について規定しています。第 1 項では、災害等の事由により共同研究の続行が困難となった場合には、当事者間で協議した上で、共同研究を中止するか、共同研究期間を延長することと定めており、この場合には、大学と企業に中止や期間延長によって生じた損害や費用を負担しないものとしています。第 2 項では、共同研究を担当していた共同研究当事者が大学を退職したり、他の研究機関に異動したりした場合にも、当事者の協議によって本共同研究を中止することができる旨を定めています。第 3 項は、第 1 項の研究期間を延長することによって、研究経費が不足した場合には、本共同研究の継続について改めて協議し、企業が、追加費用に負担をしない場合には、本共同研究を中止することができる旨を定めています。

第 10 条 (研究の終了)

本共同研究は、以下のいずれかの事由が生じた時点において、終了するものとする。

- (1) 契約項目表 6. 記載の研究期間が満了した場合
- (2) 研究期間満了前の共同研究が完了した場合
- (3) 第 26 条により、本契約が解除された場合
- (4) 甲及び乙が本共同研究の終了を合意した場合

(解説)

本条は、本共同研究が終了する事由を列挙しています。共同研究期間が満了した場合(第 1 号)、研究期間満了前に本共同研究が完了した場合(第 2 号)、本契約が解除された場合(第 3 号)、大学及び企業が本共同研究を終了させることを双方合意した場合(第 4 号)を定めています。

第11条 (研究の終了に伴う研究経費の取扱)

第9条(研究の中止又は期間の延長)の規定又は本契約の解除により、本共同研究を中止した場合において、第5条の規定により支払われた研究経費の額に不用が生じた場合は、乙は甲に不用となった額の返還を請求できる。

(解説)

本条は、本共同研究の終了により、不要の研究経費を企業が返金請求しうることを定めた規定です。

第12条 (研究の終了に伴う実績報告書の作成)

甲及び乙は、双方協力して、本共同研究の実施期間中に得られた本研究成果について報告書を、本共同研究完了の翌日から〔 〕日以内にとりまとめるとする。

(解説)

本条は、本共同研究終了後、一定期間内に、大学と企業が協力して、本研究成果についての報告書を作成することを定めたものです。

第13条 (知的財産権の帰属)

1 本共同研究に伴い得られた発明等(以下「本発明等」という。)に関する知的財産権(以下「本知的財産権」という。)は、甲に帰属するものとする。

2 甲及び乙は、本知的財産権について、それぞれの規則等により、当該発明等を得た研究担当者等から、当該発明等に関する知的財産権の承継を受け、甲に帰属させるものとする。

(解説)

本条は、本共同研究に伴って得られた発明等(以下「本発明等」といいます。)に関する知的財産権につき、大学に帰属すると定めたものです(第1項)。

大学及び企業は上記取り決めに従い、研究担当者等から知的財産権を承継し、大学に帰属させる義務を負います(第2項)。

第14条 (本発明等の実施)

甲は、本発明等を研究目的で実施することができます。ただし、実施の際には、第21条第2項に定めるノウハウ秘匿義務及び第22条に定める秘密保持義務を遵守するものとする。

(解説)

本条は、本発明等の実施について定めたものです。大学が、本発明等を研究目的で実施することを認めています。ただし、本発明等の実施にあたっては、本契約で定めるノウハウ秘匿義務及び秘密保持義務に違反しないように留意する必要があります。

第15条 (本発明等の実施許諾)

1 甲は、乙に対し、本発明等を本共同研究を遂行する目的で無償で非独占的に実施することを許諾する。

2 甲は、乙以外の第三者に対し、本発明等の実施を許諾することができる。

(解説)

本条は、本発明等の実施許諾について定めたものです。第1項は、大学が企業に対し、本発明等を、本共同研究を遂行する目的の範囲内で、無償で非独占的に実施することを許諾す

ることと定めています。これは、本共同研究を遂行する上で、知的財産権が隣膏とならないように定めたものです。第2項は、大学が共同研究相手である企業以外の第三者に本発明等の実施を許諾するものです。

第16条 (選択権)

1 乙は、本発明等の出願等から2年以内に、甲に対し、書面により通知することにより以下の各号のうちいずれか一つを選択できるものとする。

(1) 本共同研究を遂行する目的以外の目的で、本発明等を〔無償/有償〕で、非独占的に実施する権利。なお、乙の子会社による実施及び乙又は乙の子会社の事業のために第三者による製造(乙又は乙の子会社が納入(部材購入)による場合を含む。)を受ける範囲での製造に限る。)は、乙の実施とする。

(2) 本発明等を〔無償/有償〕で、第三者への非独占的実施許諾を含む独占的に実施する権利。なお、乙の子会社による実施及び乙又は乙の子会社の事業のために第三者による製造(乙又は乙の子会社が納入(部材購入)による場合を含む。)を受ける範囲での製造に限る。)は、乙の実施とする。

(3) 甲より有償で本知的財産権の譲渡を受ける権利。

2 乙は、前項の規定に基づき行った選択について、甲の事前の書面による同意を得て、同項に定める他の選択に変更することができる。ただし、甲は、乙より当該同意を求められたときは、正当な理由なく、当該同意を留保しないものとする。

(解説)

本条は、大学に帰属するとされた知的財産についての企業側の選択権を定めたものです。第1項は、企業に対して、①前条で認められている本共同研究遂行目的以外の目的で大学に帰属する知的財産を非独占的に実施する権利(1号)②大学に帰属する知的財産権を独占的に実施する権利(2号)③大学に帰属する知的財産権を有償で譲り受け権利(3号)の3種類を認めています。第1号と第2号の権利は、無償とするか、有償とするか、契約書を作成する際により異なりますが、例えば、本共同研究を遂行する目的以外の非独占的実施権の付与をもたらす選択権行使は無償とし、独占的実施権の付与をもたらす選択権行使は有償とすること等が考えられます。(なお、以下「A/B」と記載のある箇所はA又はBを選択することが出来るという規定です)。

なお、第1号及び第2号について、実施許諾が第三者への再許諾の権限まで含むか否かは当事者間の協議によって決定すべきこととなります。

また、第3号については、企業側が譲渡権行使した場合には、具体的な譲渡対価は第17条3項で協議の上、決定するとしても、大学から企業への譲渡の効果自体は譲渡権の行使によって生じる点に注意が必要です。大学が知的財産の譲渡を予定していない場合には、譲渡権が含まれない類型0又は類型1を選ぶべきこととなります。

第2項は、企業が前項で行なった選択を大学からの書面による同意を得て変更することができる旨を定めた規定です。本条の趣旨は、第13条に基づいて大学に帰属するとされた知的財産についても、企業が選択権を行使することにより企業側に通常実施権又は独占的通常実施権や譲渡を受ける権利を認めることで、実態に応じた柔軟な対応を可能にすることにあります。

第17条 (選択権行使の対価支払)

1 乙が、前条第1項第1号を選択した場合、乙は、当該選択にかかる通知を甲にした日から〔30日〕以内に、金〔300,000〕円を支払うものとする。

2 乙が、前条第1項第2号を選択した場合、乙は、甲に対し、当該選択にかかる通知を甲に

した日から、本知的財産権を用いた製品の「正味販売価格」の「1」%の実施料を支払うものとする。

3 乙が、前条第1項第3号に基づき譲渡を受ける場合の譲渡対価は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(解説)

本条は、第16条に規定した選択権に基づいて、企業が大学に支払う実施料や譲渡対価等を共同研究契約の時点で具体的に定める場合の規定です。第1項は、本発明等を、企業が、本共同研究を遂行する目的以外の目的で非独占的に実施する場合につき、選択にかかるとして甲にした日から一定期間内に、一定金額を払う旨定めています。第2項は、本発明等を企業が独占的に実施することを希望する場合、選択にかかるとして甲にした日から、独占の実施対価を、一定の実施料率で支払う旨定めています。

第3項は、企業が大学に帰属する知的財産権を取得する選択権を行使した場合、企業が大学と合意した譲渡対価を大学に支払うとしたものです。譲渡対価を定めるにあたっては、利用許諾料と同様に、大学における長期的な研究計画や企業による知的財産の利用可能性等を踏まえ、支払額や支払方法について柔軟に協議することが想定されています。

共同研究契約締結の時点で具体的に定める場合、例えば、以下の①～⑤のいずれかとすることが考えられます。(第1項は下記②に、第2項は下記①に、それぞれ対応します。)

- ①大学と企業で定める利用許諾料率による支払
- ②まとまった一時金の支払
- ③大学と企業で定める研究段階ごとの一時金の支払
- ④上記①から③の組み合わせ
- ⑤無償

①毎年〔 〕月〔 〕日から〔 〕月〔 〕日までのそれぞれ〔 〕月間に販売した本知的財産権を用いた製品の「正味販売価格」の〔 〕%の金員を、それぞれ〔 〕月〔 〕日及び〔 〕月〔 〕日より〔 〕日以内に〔(i)現金(ii)相当額の新株予約権の付与〕にて支払うものとする。

②本契約の締結から〔 〕日以内に〔 〕円を〔(i)現金(ii)相当額の新株予約権の付与〕にて支払うものとする。

③下記研究段階ごとに下記金員を〔(i)現金(ii)相当額の新株予約権の付与〕にて支払うものとする。

- (1) [研究段階1] 完了後〔 〕日以内に〔 〕円
- (2) [研究段階2] 完了後〔 〕日以内に〔 〕円
- (3) [研究段階3] 完了後〔 〕日以内に〔 〕円
- ④以下のとおり、〔(i)現金(ii)相当額の新株予約権の付与〕にて支払うものとする。

- (1)本契約の締結から〔 〕日以内に〔 〕円
- (2) [研究段階1] 完了後〔 〕日以内に〔 〕円
- (3) [研究段階2] 完了後〔 〕日以内に〔 〕円
- (4) [研究段階3] 完了後〔 〕日以内に〔 〕円
- (5)毎年〔 〕月〔 〕日から〔 〕月〔 〕日までのそれぞれ〔 〕月間に販売した本知的財産権を用いた製品の「正味販売価格」の〔 〕%の金員を、それぞれ〔 〕月〔 〕日及び〔 〕月〔 〕日より〔 〕日以内

⑤無償とする。]

なお、第16条の解説でも述べたように、共同研究契約の締結時点では、本条のような具体的な実施料や譲渡対価等について当事者間での合意が難しい場合には、研究成果に関する特許出願等の際など、当事者間で合意ができた時点で実施許諾契約書や譲渡契約書を別途作成することも想定されます。

第18条 (知的財産権の出願等)

本知的財産権の出願は、甲が単独で出願するものとし、甲は、出願から「10日」以内に、乙に出願の事実及び内容を通知するものとする。ただし、乙が本知的財産権を譲り受けている場合は乙が単独で出願する。

(解説)

本条は、本共同研究に伴い得られた発明等に関する知的財産権については、大学が単独で出願手続を行なうこととして定めています。出願は、乙の選択権行使を可能ならしめ、その行使可能期間を決めるものであるため、甲は出願から一定期間内(ここでは、例示的に10日と記載しています)に乙にその事実及び内容を通知すべきものと規定されています。

第19条 (外国における出願等)

本知的財産権の外国における出願については、前条に準じるものとする。

(解説)

本条は、外国における知的財産権の出願について、前条の規定と同様に、大学に帰属する知的財産権は大学が単独で出願すると規定されています。

第20条 (出願等費用)

前2条の出願に関する出願等費用の負担は、以下のとおりとする。

- (1) 乙が、甲から許諾を受けて本共同研究を遂行する目的で本発明等を非独占的に実施している場合は、〔(i)甲が/(ii)甲及び乙が共同して〕負担する。
- (2) 乙が、甲から許諾を受けて本共同研究を遂行する目的以外で本発明等を非独占的に実施している場合は、〔(i)甲が/(ii)甲及び乙が共同して〕負担する。
- (3) 乙が、甲から許諾を受けて本発明等を独占的に実施している場合は、乙が出願費用等を負担する。
- (4) 乙が、甲から本知的財産権を譲り受けている場合は、乙が負担する。

(解説)

本条は、前2条に規定する出願手続の費用負担について、企業による利用形態の観点に応じて規定したものです。第1号及び第2号は、本発明等を企業が非独占的に実施している場合には、(i)大学が負担する(ii)大学と企業とが共同して出願等費用を負担するとの選択肢を設けています。実際に使用する場合は、(i)か(ii)のいずれか一つを選択することになります。出願等費用を共同して負担する場合の負担割合は、利用許諾が有償か無償か、有償である場合の利用許諾料、大学の権利管理ノウハウ及び予算、企業が利用する必要性等の観点から、実態に応じて柔軟に定めることが想定されています。

第3号は、本発明等を企業が独占的に実施している場合には、出願等費用は、企業が単独で負担することとして定めています。

第4号は、企業が大学から知的財産権の譲渡を受けている場合には、企業が単独で負担することとして定めています。

第21条（ノウハウ及びプログラム、データ等）

- 1 本共同研究の結果、ノウハウに該当するものが生じた場合は、協議の上、相手方に速やかに通知し、書面にて特定するものとする。
- 2 特定されたノウハウは、契約項目表9記載の期間、秘密として保持し、相手方の書面による承諾なく、第三者に開示してはならない。
- 3 特定されたノウハウ及び本共同研究から生じたプログラム等の取り扱いについては、第13条から第20条に定める本知的財産権の取り扱いに準じ、甲乙別途協議の上決定するものとする。

〔4 当事者提供データについては当該データを提供した各本当事者がそれぞれ利用権限を有し、また、本成果データについては別紙に定めるとおりデータの利用権限を有するものとし、かかる利用権限の内容は、別紙においてデータ毎にそれぞれ定める。但し、別紙において特段の定めがないときは、各当事者は、他の当事者が提供した当事者提供データ及び本成果データについて本研究の目的で利用するための利用権限を有するものとする。なお、各本当事者は、自己が提供した当事者提供データ及び本成果データの有用性及び正確性について保証せず、何らの責任も負わない。〕

（解説）

本条は、共同研究から生じたノウハウ及びプログラムの取扱について規定したものです。ノウハウは、特許等と異なり、その範囲が一義的には明確でないため、第1項は、ノウハウが生じた場合に、速やかに相手方に通知し、範囲を特定することと定めています。第2項は、前項で特定されたノウハウを秘密として取り扱い、契約相手方の事前の書面による承諾なくして、第三者に開示することを禁止しています。

第3項は、特定されたノウハウ及び本共同研究から生じるプログラムの帰属や利用について、原則として、第13条以下の取り扱いに準じ、大学と企業が別途協議の上、決定することとしています。本条についても、ノウハウ及びプログラムの内容及び性質に応じて、大学と企業との間で異なる取り扱いをすることを妨げるものではなく、実態に応じた柔軟な取り扱いが想定されています。

第4項は、第1条第8号及び第9号で特定したデータの利用方法についての定めです。契約当事者が共同研究のために提供したデータについては、当該契約当事者が利用権を有し、共同研究の成果として創出されたデータについては、データ毎に取り扱い方法を定めることとしています（特段の定めがなければ、共同研究の目的のみに限り使用することができます。）。また、一般的に、データについては内容の正確性等について保証することが困難であるため、正確性等の不保証も定めています。なお、データの取り扱いを定める本項を設けるかどうかは、選択的なものと位置づけています。

第22条（秘密保持）

- 1 甲及び乙は、本共同研究の実施に当たり、相手方より開示又は提供を受けた技術上及び営業上の情報のうち、提供又は開示の際に相手方より秘密である旨の表示が明記され、又は口頭で開示されかつ開示に際し秘密である旨明示され開示後30日以内に書面で相手方に対して通知されたもの（以下「秘密情報」という。）について、第4条で指定する研究担当者以外に開示・漏洩してはならない。甲及び乙は、秘密情報について、当該研究担当者がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該研究担当者に対し負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- (1) 開示又は提供を受けた際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- (2) 開示又は提供を受けた際、既に公知となっている情報
- (3) 開示又は提供を受けた後、自己の責めに よらずに公知となった情報

- (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容
- (5) 相手方から開示又は提供された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報

(6) 書面により事前に相手方の同意を得たもの

- 2 甲及び乙は、秘密情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。
- 3 前2項の有効期間は、契約項目表10記載の期間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

（解説）

本条は、本共同研究の実施にあたって相手方から開示を受けた技術上、営業上の情報のうち、書面等で特定したものを、原則として、研究担当者以外に開示せず、秘密として保持する旨を定めたものです。但し書きでは、相手方から開示等を受けた情報であっても秘密保持義務を負わないものの例外を定めています。

第2項は、情報の重要性に鑑み、相手方から開示又は提供を受けた情報を、本共同研究以外の目的に使用してはならない旨を定めています。ただし、事前に相手方の書面による同意を得た場合には、本共同研究目的以外の目的で開示又は提供された情報を使用することを認めています。

第3項は、秘密保持義務が長期にわたる場合には、双方の活動に過度の制約が生じることとなり、まずその期間を限定しています。但し書きにおいて個別の事情に応じて、期間を延長したり、短縮したりすることを認めています。通常は、3年から5年程度が合理的な範囲とされています。

第23条（本研究成果の公表）

1 本研究成果は原則として、公表する。ただし、公表に当たっては、第21条のノウハウ秘密保持及び第22条の秘密保持義務を遵守するものとする。

2 甲は、公表の [] 日以前までに、公表の目的・場所及び内容を、書面にて乙に通知する。

3 乙は、公表により、乙の利益が著しく害されるおそれがあると判断した場合、前項の通知を受領してから [] 日以内に甲に書面にてその旨を通知し、甲は乙と協議の上、公表範囲及び方法を決定するものとする。

4 本共同研究終了日の翌日から起算して [] 年間を経過した後は、甲は、第21条のノウハウ秘密義務及び第22条の秘密保持義務を遵守した上で、乙に対する通知を行うことなく、本研究成果の公表を行うことができるものとする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

5 甲及び乙は、事前に書面による相手方の同意を得たときは、本研究成果の発表又は公開若しくは公表を行う際に、当該本研究成果が本共同研究において得られたものである旨を表示することができる。

（解説）

本条は、大学の社会的使命から、研究成果を広く社会に公表することを原則としつつ、当事者の利益に配慮した規定を設けています。第1項は、公表が原則であることを明示しつつ、但し書きにおいて、特定されたノウハウ秘密保持義務や秘密保持義務を遵守することを定めて、相手方の利益に配慮しています。第2項から第4項は、公表にあたっての具体的な手続を定めています。まず、第2項は、大学の目的・内容を、事前に時間的余裕をもって書面で企業に通知することを定めています。第3項は、企業が第2項の通知の内容に基づき、自社が利益が著しく害されるおそれがあると判断した場合には、第2項の通知を受領してから、一定期間内にその旨を大学側に書面で通知することとし、その上で大学と企業が協議し

て、公表範囲及び方法を決定することとしています。

第4項は、大学の自由な研究活動及び自由な研究発表の観点から、共同研究を終了してから一定期間が経過している研究成果については、企業に対する通知を行なうことなく、公表することを認めています。ただし、大学と企業との協議に基づき、本項の期間を延長又は短縮することもできるため、研究成果の重要性や企業の利益が害される蓋然性等に具体的な事情に応じて、柔軟に対応するため、研究結果が想定されています。

第5項は、研究成果の公表にあたって、相手方の事前の書面の同意を得た場合には、共同研究により得られた研究成果であることを表示することができるものとしてしています。

第24条 (譲渡禁止)

甲及び乙は、事前に書面による相手方の同意を得ることなく、第三者に対し、本契約上の地位又は本契約から生じる権利若しくは義務を譲渡してはならない。なお、合併又は本契約の目的に係る事業の全部若しくは一部の譲渡を原因とするかを否かを問わない。

(解説)

本条は、共同研究における相手方の個性を重視し、事前に相手方の書面による同意がない限り、第三者に対して本契約の契約上の地位や契約上生じる権利若しくは義務を譲渡することを制限したものです。企業側の事業譲渡や合併による場合でも同様としています。

第25条 (有効期間)

- 1 本契約の有効期間は、本共同研究の研究期間と同一とする。
- 2 本契約の失効後も、第21条、第22条、第28条、第29条の規定は、有効に存続する。

(解説)

本条は、本契約の有効期間を定めており、第1項は、本契約の有効期間は、本共同研究の研究期間と同一とする規定としています。他方で、ノウハウ秘匿義務(第21条)、秘密保持義務(第22条)と、損害賠償(第28条)、準拠法及び裁判管轄(第29条)の規定については、本共同研究が終了した後も、効力を存続させています。

第26条 (解除)

- 1 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後〔 〕日以内にかかる事態が是正されない場合は、直ちに本契約を解除することができるものとする。
 - (1) 相手方が本契約の締結又は履行に關し、不正又は不当の行為をしたとき
 - (2) 相手方が本契約に違反したとき
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続の申立てをし、又は申立てを受けた場合
 - (2) 銀行取引停止処分を受け、又は支払い停止に陥った場合
 - (3) 仮差押命令を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

(解説)

本条では、本共同契約を解除するための解除原因及び手続について定めています。第1条は、契約の締結又は履行において、一方当事者が違法行為を含む不正行為や不当行為をした場合や契約に違反した場合に、一定の期間を定めて是正を促し、当該期間内には是正されない場合には、契約を解除することを認めています。

第2項は、大学に対し、企業が倒産手続等に陥った場合に、ただちに本契約を解除する権利を認められたものです。

第27条 (反社会的勢力の排除)

1 甲及び乙(法人の場合)にあつては、その役員又は使用人を含む。)は、相手方に対し、次の各号の事項を表明し、保証する。

① 自ら、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなつたときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下、総称して「反社会的勢力」という。)に該当しないこと。

② 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結する者でないこと。

③ 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は相手方の信用を毀損する行為

2 甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当した場合は、相手方は、何らの催告なしに本契約を解約することができる。

① 前項①の確約に反する申告をしたことが判明した場合

② 前項②の確約に反し契約をしたことが判明した場合

③ 前項③の確約に反する行為をした場合

3 甲又は乙は、前項により本契約を解約したことにより相手方に損害が生じたとしても、一切の損害賠償義務を負わないものとする。

(解説)

本条は、反社会的勢力でないことを相互に表明して保証させ、本契約の解約事由とする点と反社会的勢力の排除を推進する趣旨です。

第28条 (損害賠償)

甲又は乙は、前条に掲げる事由、又は相手方の故意又は重大な過失により損害等を被つたときは、相手方に対して被つた直接損害に限り賠償請求をできるものとする。

(解説)

本条は、契約当事者が契約違反など前条に定める事由や契約相手方の故意又は重大な過失によって損害を受けた場合、直接損害に限って賠償することを定めたものです。これは、例えば直接に生じた損害により企業に逸失利益が生じるなど間接的に生じた損害は対象から除外する旨です。

第29条 (準拠法及び裁判管轄)

- 1 本契約の準拠法は日本法とする。
- 2 本契約に関する紛争については、〔 〕地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(解説)

本条は、大学が外国に本拠をおく企業と共同研究契約を行なうことを想定し、本契約に適用される法律が日本法であることを明示し(第1項)、本契約から生じる紛争については、双方が合意した裁判所を管轄裁判所と定めるものです(第2項)。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

平成 年 月 日
 (甲) [所在地] [学名] [学長] []
 (乙) [所在地] [学名] [代表取締役] []

共同研究契約書(案)

[]大学(以下、「甲」という。)と[](以下、「乙」という。)とは、以下の研究項目に掲げる共同研究(以下、「本共同研究」という。)の実施に関し、以下のとおり契約(以下、「本契約」という。)を締結する。
 (契約項目表)

1. 研究題目										
2. 研究目的										
3. 研究内容	区分	氏名	所属・職名	本研究における役割						
4. 研究担当者	甲			派遣の有無						
	乙									
5. 研究実施場所										
6. 研究期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで									
	区分	研究費								
	甲	[]円								
	乙	[]円								
7. 研究経費の負担	合計	[]円								
	総額	[]円								
8. 施設及び設備	区分	施設の名称	設備名称	規格	数量					
	甲									
	乙									
9. ノウハウの秘匿期間	本共同研究終了日(研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末)の翌日から起算して[]年間									
	本共同研究終了日(研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末)の翌日から起算して[]年間									
10. 秘密保持義務の有効期間	本共同研究終了日(研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末)の翌日から起算して[]年間									
	—									
11. 成果に関する知的財産権の帰属	甲	—								
	乙	<ul style="list-style-type: none"> ・単独帰属(第13条) ・研究目的の無償・非独占的使用(第15条) ・乙以外の第三者への使用許諾(第16条) ・一定期間内に事業化されない場合の譲渡/優先交渉権(第17条) 								
12. 成果に関する権限(実施権、選択権等)	甲	—								
	乙	<ul style="list-style-type: none"> ・実施/実施許諾(第14条、第15条) 								

(以下、余白)

第1条(定義) 本契約において、以下の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「本研究成果」とは、本共同研究に基づき得られたもので、本共同研究の目的に係る発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。

(2) 「知的財産権」とは、以下に掲げるものをいう。

イ 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権、商標法(昭和34年法律第127号)に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利

ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録出願により生じた権利、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利

ハ 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物(以下「プログラム等」という。)に係る著作権並びに外国における上記権利に相当する権利

ニ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、第21条の規定に基づき特定するもの(以下「ノウハウ」という。)

(3) 「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権及び回路配置利用権の対象となるものについては創作、商標権の対象となるものについては商標並びに育成者権の対象となるものについては育成をいう。

(4) 「出願等」とは、特許権、実用新案権、商標権及び意匠権については出願、回路配置利用権については設定登録の申請、育成者権については品種登録の出願、並びに外国における上記各権利に相当する権利の申請、登録及び出願(仮出願を含む。)をいう。

(5) 「出願等費用」とは、知的財産権等の出願等に要する費用であって、特許庁、裁判所等の機関又は甲及び乙のいずれにも所属しない弁理士等の外部専門家に対し支払われるものをいう。

(6) 知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作物のあらゆる利用行為並びにノウハウの使用をいう。

〔(7) 「本データ」とは、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)2条所定の「個人情報」以外の情報についての電磁的記録(電子的方式、電氣的方式その他の他人の近くによつては認識できない方式で作成される記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をいう。〕

〔(8) 「各当事者提供データ」とは、本契約締結前から各当事者が利用権限を有し、本共同研究の目的で提供する本データであつて、各当事者について別紙[1]に示される。〕

〔(9) 「本成果データ」とは、本研究の遂行の過程で、又は、これに関して、創出され、取得又は収集される本データであつて、別紙[2]に示される。〕

〔(10) 「利用権限」とは、データを利用、管理、開示、譲渡(利用許諾を含む。)又は処分することのほか、データに係る一切の権限をいう。〕

(解説) 本条は、本契約において使用される用語の定義をあらかじめまとめて規定したものです。第7号から第10号までは、共同研究のために各契約当事者から提供され又は共同研究を通じて創出されるデータの取り扱いを特に取り決める場合のみ設ける必要があり、そのような取り扱いを行わない場合には、削除されるべきものです。第7号から第9号までの規定を置く場合には、別紙[1]及び[2]において、各データの範囲を画する必要がある(なお、さくらツールでは、「各当事者提供データ」及び「本成果データ」の特定並びにそれらの利用方法について定めるための別紙例もモデル契約とは別途作成していますので、必要に応じてご利用ください。)。なお、データについての契約上の取り扱いについては、経済産業省IoT推進コンソーシアム「データの利用権限に関する契約ガイドライン」(ver1.0 平成29年5月)も必要に応じてご参照ください。

第2条(研究題目等)

甲及び乙は、契約項目表1. ないし3. 記載の共同研究(以下「本共同研究」という。)を実施するものとする。

(解説) 本条は、大学と企業が行なう共同研究の内容を特定したものです。

第3条(研究期間)

本共同研究の研究期間は、契約項目表6. 記載の期間とする。

(解説) 本条は、共同研究の研究期間を特定したものです。

第4条(研究担当者)

1 甲及び乙は、それぞれ、契約項目表4. に掲げる者を本共同研究の研究担当者として本共同研究に参加させるものとする。

2 甲は、乙が希望する場合、乙の研究担当者うち甲の研究実施場所において本共同研究に従事する者を共同研究員として受け入れるものとする。

3 甲及び乙は、相手方の同意を得た上で、第1項に定める研究担当者の変更、追加又は削減を行うことができるものとする。

(解説)

本条は、共同研究の研究担当者について規定したものです。第1項は、契約の相手方から開示される技術情報等は研究担当者のみを開示することができることから、あらかじめ特定しておく必要があるため、本共同研究の研究担当者を特定したものです。第2項は、企業の希望に応じて大学が企業側の研究担当者を、大学の施設に受け入れることを認めたものです。第3項は、大学と企業の双方の合意の下、当初、指定した共同研究者の追加や変更を認めたものです。

第5条(研究経費の負担及び支払)

1 甲は、契約項目表7. 記載の研究費、乙は、契約項目表7. 記載の研究費〔及び研究料〕を、それぞれ負担するものとする。

2 乙は、契約項目表7. 記載の研究費〔及び研究料〕を甲が発行する請求書により、当該請求書に定める支払期限までに支払わなければならない。

3 乙は所定の支払期限までに研究費〔及び研究料〕を支払わないときは、支払期日の翌日から支払った日までの日数に応じ、その未払額に年5%の割合で計算した延滞金を付加して支払わなければならない。

(解説)

本条は、研究経費の分担及び支払方法について規定したものです。第1項では、大学が予め合意した研究経費を負担し、企業があらかじめ合意した研究経費を負担することとしています。第2項は、大学が支払期限を記載した所定の請求書を作成し、企業が支払期限までに研究経費を支払うものとされています。第3項は、企業が請求書指定の支払期限までに支払を行わない場合には、企業は元本額の年率5%の延滞金を加算した額を大学に支払うものとされています。

なお、研究経費を、その性質等に応じて区別し、例えば、「研究費」と「研究料」を規定する場合もあります。その場合、それぞれの内容について誤解がないよう、当事者間で合意し、可能であれば、定義規定を置くことが望ましいです。

定義規定例)「研究費」とは、甲の施設・設備の維持・管理に必要な経常経費等を除く、謝金、旅費、設備費、研究支援者等の人件費、消耗品費及び光熱水料等の本共同研究遂行に直接的に必要となる経費に相当する額、並びに甲が設ける規程により定められた本共同研究遂行に付随して間接的に必要となる経費に相当する額を合算した額に消費税及び地方消費税を加算したものをいい、「研究料」とは、共同研究員を受け入れる費用で、甲が設ける規程により定められた額に、消費税及び地方消費税を加算したものをいう。

第6条 (経理)

- 1 前条の研究経費の経理は甲が行う。
- 2 乙は本契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができる。甲は乙からの閲覧の申し出があった場合は、これに応じなければならない。ただし、当該経理書類の閲覧又は謄写により第三者の情報を開示することになるときは、甲は、乙に対してその理由を示した上で、該当部分の閲覧及び謄写を拒むことができる。

(解説)

本条は、研究費の経理について規定したものです。第1項は、研究費の経理を大学が担当することとしています。第2項は、企業から大学に対し、経理書類の閲覧申出があった場合に原則としてこれに応じることとし、例外的に開示によって第三者の情報を開示することとなる場合には、企業に対して理由を示し、当該部分の開示を拒否することができます。

第7条 (研究経費により取得した設備等)

契約項目表7. 記載の研究経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

(解説) 本条は、研究経費によって購入した設備は大学に帰属することを定めたものです。

第8条 (施設及び設備の提供等)

- 1 甲及び乙は、契約項目表8.に掲げる自己の施設・設備を本共同研究の用に供するものとする。
- 2 甲は、本共同研究の用に供するため、乙から契約項目表8.に掲げる乙の所有に係る設備による乙の同意を得て無償で受け入れ、共同で使用するものとする。この場合、甲乙の合意により当該設備の所有権を無償で甲に移転できるものとする。なお、甲は乙から受け入れた設備について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。
- 3 前項に規定する設備の購入、据付け、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

(解説)

本条は、契約当事者による施設や設備等の提供について定めたものです。第1項は、予め特定した施設・設備を共同研究に使用できる状態にすることを定めています。第2項は、大学と企業が合意した設備を大学に搬入して共同で使用することを定めたものです。当該設備の所有権を当事者間の合意により、大学に移すこともできるものとしています。大学は、搬入を受けた設備を、善良な管理者の注意義務をもって保管しなければなりません。第3項は、企業の設備の搬入や据付に関する費用は企業が負担すると定めたものです。

第9条 (研究の中止又は期間の延長)

- 1 甲及び乙は、天災その他やむを得ない事由があるときは、相手方と協議した上で、本共同研究を中止し、又は当該協議により相手方との間で合意した場合には本共同研究の研究期間を延長することができる。この場合において、甲及び乙は、相手方に対し、中止又は延長による責めを負わないものとする。
- 2 甲は、甲の研究担当者等の退職又は他機関への異動により、本共同研究の実施の継続が困難になったと認められるときは、乙と協議した上で、本共同研究を中止することができる。この場合において、甲は、乙に対し、その責めを負わないものとする。
- 3 甲及び乙は、本共同研究の研究期間の延長により、第5条第2項の規定により乙から甲に対し納入された本共同研究経費に不足が生じ、又は不足が生じるおそれがあるときは、本共同研究の継続の可否について協議するものとする。この場合において、乙が、当該不足額の追加負担をしないときは、甲は、乙との協議の結果を踏まえ、本共同研究を中止することができる。

(解説) 本条は、災害などやむを得ない事由による共同研究の中止や期間の延長を行なう場合について規定しています。第1項では、災害等の事由により共同研究の続行が困難となった場合には、当事者間で協議した上で、共同研究を中止するか、共同研究期間を延長することと定めておき、この場合には、大学と企業に中止や期間延長によって生じた損害や費用を負担しないものとしています。第2項では、共同研究を担当していた共同研究担当者が大学を退職したり、他の研究機関に異動したりした場合にも、当事者の協議によって本共同研究を中止することができる旨を定めています。第3項は、第1項の研究期間を延長することによって、研究経費が不足した場合には、本共同研究の継続について改めて協議し、企業が、追加費用に負担をしない場合には、本共同研究を中止することができる旨を定めています。

第10条 (研究の終了) 本共同研究は、以下のいずれかの事由が生じた時点において、終了するものとする。

- (1) 契約項目表6. 記載の研究期間が満了した場合
- (2) 研究期間満了前の共同研究が完了した場合
- (3) 第26条により、本契約が解除された場合
- (4) 甲及び乙が本共同研究の終了を合意した場合

(解説) 本条は、本共同研究が終了する事由を列挙しています。共同研究期間が満了した場合(第1号)、研究期間満了前に本共同研究が完了した場合(第2号)、本契約が解除された場合(第3号)、大学及び企業が本共同研究を終了させることを双方合意した場合(第4号)を定めています。

第11条 (研究の中止に伴う研究経費の取扱) 第9条(研究の中止又は期間の延長)の規定又は本契約の解除により、本共同研究を中止

した場合において、第5条の規定により支払われた研究経費の額に不用が生じた場合は、乙は甲に不用となった額の返還を請求できる。

(解説) 本条は、本共同研究の中止した場合、不用となった研究経費の返還を企業が請求しうることを定めた規定です。さらに、予定通りに共同研究が終了した場合に残った研究経費の返金を請求する権利を企業に認める条項を定めることもできます。

第12条 (研究の終了に伴う実績報告書の作成) 甲及び乙は、双方協力して、本共同研究の実施期間中に得られた本研究成果について報告書を、本共同研究完了の翌日から [] 日以内にとりまとめるとする。

(解説) 本条は、本共同研究終了後、一定期間内に、大学と企業が協力して、本研究成果についての報告書を作成することを定めたものです。

第13条 (知的財産権の帰属)

- 1 本共同研究に伴い得られた発明等（以下「本発明等」という。）に関する知的財産権（以下「本知的財産権」という。）は、乙に帰属するものとする。
- 2 甲及び乙は、本知的財産権について、それぞれの親則等により、当該発明等を得た研究担当者等から、当該発明等に関する知的財産権の承継を受け、乙に帰属させるものとする。

(解説) 本条は、本共同研究に伴って得られた発明等（以下「本発明等」といいます。）に関する知的財産権につき、企業に帰属すると定めたものです（第1項）。大学及び企業は上記取決めに従い、研究担当者等から知的財産権を承継し企業に移転する義務を負います（第2項）。

第14条 (本発明等の実施) 乙は、本発明等を自己のために実施することができる。ただし、実施の際には、第21条に定めるノウハウ秘匿義務及び第22条に定める秘密保持義務を遵守するものとする。

(解説) 本条は、本発明等について定めたものです。大学が、本発明等を自ら実施することを認めています。ただし、知的財産権の実施にあたっては、本契約で定めるノウハウ秘匿義務及び秘密保持義務に違反しないように留意する必要があります。

第15条 (本発明等の実施許諾)

- 1 乙は、甲に対し、本共同研究その他の研究目的で本発明等を無償で非独占的に実施する権利を許諾する。
- 2 乙は、甲に対し、研究以外の目的においても、次に定める条件で、甲が本発明等を再許諾することを許諾する。
- 3 乙は、甲以外の第三者に対し、本発明等の実施を許諾することができる。

(解説)

本条は、本発明等の実施許諾について定めたものです。第1項は、企業が大学に対し、本発明等を、本共同研究その他の研究目的の範囲内で、無償で非独占的に実施することを許諾することと定めています。これは、本共同研究を遂行する上で、また、大学の自由な研究活動を行う上で知的財産権が障害とならないように定めたものです。第2項は、企業が、大学に対し、共同研究相手である企業以外の第三者に本発明等の実施を再許諾することを許諾するものです。第3項は、共同研究相手である大学以外の第三者に実施許諾を認めることを規定するものです。

第16条 (甲の再実施許諾) 甲は、乙以外の第三者に対し、当該第三者が研究以外の目的で本発明等を実施すること
発明等を実施すること
を再許諾することができる。この場合、甲は、再許諾料の[50%]を乙に支払うものとする。
支払い条件は 甲乙協議の上、決定するものとする。

(解説)

本条は、大学が第15条2項に基づき、共同研究相手以外の企業に対し、本発明等の実施を再許諾した場合には、再許諾料の一部（上記では、50%）を、共同研究相手の企業に分配することとした上で、具体的な分配条件については当事者が定めるとしたものです。

第17条 (本研究成果の事業化)

- 1 乙は、本研究成果について出願等を行なった日又は本共同研究終了日のいずれか早い日から [] 年以内に「事業化」する努力をするものとする。
- 2 乙は、甲に対し、事業化の進捗状況を、甲の求めに応じて書面にて報告するものとする。
- 3 甲は、乙が本研究成果について出願等を行なった日又は本共同研究終了日のいずれか早い日から [] 年が経過した以後において、乙が、本研究成果が正当な理由なく実施されていないと甲が判断したときは、甲は、乙に対し、書面によりその旨を通知し、次項に定める交渉の開始を求めることができるものとする。
- 4 甲及び乙は、乙が前項の通知を受領してから最長で [60日/90日] の間（以下「本交渉期間」という。）、乙から甲に対する本研究成果及び本知的財産権の「有償/無償」での「第三者への再許諾権付の独占実施許諾/譲渡」の条件について誠実に交渉するものとする。
- 5 乙は、本交渉期間中に、本研究成果又は本知的財産権を第三者に実施許諾又は譲渡しないものとする。

(解説) 本条は、企業が一定期間以内に本研究成果を活用する努力義務を定め、一定期間内に活用への努力が見られない場合には、大学が本研究成果及び本知的財産権を企業から許諾や取得する優先交渉権を定めたものです。第1項では、企業に対し、①出願等を行なった日又は②本共同研究終了日のいずれか早い日から一定期間以内に活用する努力義務を定めたものです。活用までの期間や具体的な活用内容については、個別の共同研究の内容に応じて、当事者間で協議することが想定されています。第2項では、活用の進捗状況を、随時大学に報告するものと定めています。第3項は、当事者が定めた一定期間を経過した後も、当事者間で合意した内容で企業が活用への努力義務を果たしていないと判断した場合、大学が書面による通知を行なうことにより、第4項以降で企業から大学への本研究成果及び本知的財産権の第三者への再許諾権付の独占実施許諾・譲渡について誠実に交渉する義務を規定したものです（なお、以下「A/B」と記載のある箇所は A 又は B を選択して合意することが出来るという規定です）。本条は優先交渉権という形を取っています。が、具体的な事情の下では大学の通知により本研究成果及び本知的財産権を一方的に大学に移転する権利として規定することも考えられます。

第18条 (知的財産権の出願等) 本知的財産権の出願は、乙が単独で出願するものとする。ただし、甲が本知的財産権を第17条等により取得している場合は甲が単独で出願する。

(解説) 本条は、本知的財産権については、企業が単独で出願手続を行なうこととしています。

第19条 (外国における出願等) 本知的財産権の外国における出願については、前条に準じ

るものとする。

(解説) 本条は、外国における知的財産権の出願について、前条の規定と同様に、本知的財産権は企業が単独で出願すると規定しています。

第20条 (出願等費用)

前2条の出願に関する出願等費用は、乙が負担するものとする。ただし、甲が、第17条等により本知的財産権を取得している場合は、甲の負担とする。

(解説) 本条は、出願等費用について、企業が原則として単独で負担することとしてしています。

第21条 (ノウハウ及びプログラム、データ等)

- 1 本共同研究の結果、ノウハウに該当するものが生じた場合は、速やかに相手方に通知し、協議の上、書面にて特定するものとする。
- 2 特定されたノウハウは、特定の日から契約項目表9記載の期間まで、秘密として保持し、相手方の書面による承諾なく、第三者に開示してはならない。
- 3 特定されたノウハウ及び本共同研究から生じたプログラム等の取り扱いについては、第13条から第20条に定める本知的財産権の取り扱いに準じ、甲乙別途協議の上決定するものとする。

[4 当事者提供データについては当該データを提供した各本当事者がそれぞれ利用権限を有し、また、本成果データについては別紙に定めるとおりデータの利用権限を有するものとし、かかる利用権限の内容は、別紙においてデータ毎にそれぞれ定める。但し、別紙において特段の定めがないときは、各当事者は、他の当事者が提供した当事者提供データ及び本成果データについて本研究の目的で利用するための利用権限を有するものとする。なお、各本当事者は、自己が提供した当事者提供データ及び本成果データの有用性及び正確性について保証せず、何らの責任も負わない。]

(解説) 本条は、共同研究から生じたノウハウ及びプログラムの取扱について規定したものです。

ノウハウは、特許等と異なり、その範囲が一義的には明確でないため、第1項は、ノウハウが生じた場合に、速やかに相手方に通知し、範囲を特定することと定めています。第2項は、前項で特定されたノウハウを秘密として取り扱い、契約相手方の事前の書面による承諾なくして、第三者に開示することを禁止しています。

第3項は、特定されたノウハウ及び本共同研究から生じるプログラムの帰属や利用について、原則として、第13条以下の取り扱いに準じ、大学と企業が別途協議の上、決定することとしています。本条についても、ノウハウ及びプログラムの内容及び性質に応じて、大学と企業との間で異なる取り扱いをすることを妨げるものではなく、実態に応じた柔軟な取り扱いが想定されています。

第4項は、第1条第8号及び第9号で特定したデータの利用方法についての定めです。契約当事者が共同研究のために提供したデータについては、当該契約当事者が利用権を有し、共同研究の成果として創出されたデータについては、データ毎に取り扱い方法を定めることとしています(特段の定めがなければ、共同研究の目的に限り使用することができます。)。また、一般的に、データについては内容の正確性等について保証することが困難であるため、正確性等の不保証も定められています。なお、データの取り扱いを定める本項を設けるかどうかは、選択的なものと位置づけられています。

第22条 (秘密保持)

1 甲及び乙は、本共同研究の実施に当たり、相手方より開示又は提供を受けた技術上及び営業上の情報のうち、提供又は開示の際に相手方より秘密である旨の表示が明記され、又は口頭で開示されかつ開示に際し秘密である旨明示され開示後30日以内に書面で相手方に対して通知されたもの(以下「秘密情報」という。)について、第4条に指定する研究担当者以外に開示・漏洩してはならない。甲及び乙は、相手方より開示を受けた情報に関する秘密について、当該研究担当者がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該研究担当者に対し負わせるものとする。ただし、次のいずれかにか該当する情報については、この限りではない。

- (1) 開示又は提供を受けた際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
 - (2) 開示又は提供を受けた際、既に公知となっている情報
 - (3) 開示又は提供を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容
 - (5) 相手方から開示又は提供された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
 - (6) 書面により事前に相手方の同意を得たもの
- 2 甲及び乙は、秘密情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。
- 3 前2項の有効期間は、第3条の本共同研究開始の日から契約項目表10記載の期間までとする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(解説) 本条は、本共同研究の実施にあたって相手方から開示又は提供を受けた技術上、営業上の情報のうち、書面等で特定したものを、原則として、研究担当者以外に開示せず、秘密として保持する旨を定めたものです。但し書面では、相手方から開示等を受けた情報であっても秘密保持義務を負わないものの例外を定めています。

第2項は、情報の重要性に鑑み、相手方から開示又は提供を受けた情報を、本共同研究以外の目的に使用してはならない旨を定めています。ただし、事前に相手方の書面による同意を得た場合には、本共同研究目的以外の目的で開示等された情報を使用することを認めています。

第3項は、秘密保持義務が長期にわたる場合には、双方の活動に過度の制約が生じることとなり得るため、期間を限定しています。但し書きにおいて個別の事情に応じて、期間を延長したり、短縮したりすることを認めています。3年から5年程度の期間で合意する場合は多いようですが、技術分野により異なり、化学分野等は比較的長めだが合理的な範囲とされています。

第23条 (研究成果の公表)

- 1 本研究成果は原則として、公表する。ただし、公表に当たっては、第21条のノウハウ秘密義務及び第22条の秘密保持義務を遵守するものとする。
- 2 甲は、公表の〔 〕日までに、公表の目的・場所及び内容を、書面に乙に通知する。
- 3 乙は、公表により、乙の利益が著しく害されるおそれがあるかと判断した場合、前項の通知を受領してから〔 〕日以内に甲に書面にその旨を通知し、甲は乙と協議の上、公表範囲及び方法を決定するものとする。
- 4 本共同研究終了日の翌日から起算して〔 〕年間を経過した後は、甲は、第21条のノウハウ秘密義務及び第22条の秘密保持義務を遵守した上で、乙に対する通知を行うことなく、本研究成果の公表を行うことができるものとする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。
- 5 甲及び乙は、事前に書面による相手方の同意を得たときは、本研究成果の発表又は公開若しくは公表を行う際に、当該本研究成果が本共同研究において得られたものである旨を表示することができる。

(解説) 本条は、大学の社会的使命から、研究成果を広く社会に公表することを原則としつつ、当事者の利益に配慮した規定を設けています。

第1項は、公表が原則であることを明示しつつ、但し書きにおいて、特定されたノウハウ秘密義務や秘密保持義務を遵守することを定めて、相手方の利益に配慮しています。第2項から第4項は、公表にあたっての具体的な手続を定めています。まず、第2項は、大学が、公表の目的・内容を、事前に時間的余裕をもって書面で企業に通知することを定め、第3項は、企業が第2項の通知の内容及び自己の利益が著しく害されるおそれがあるかと判断した場合に、第2項の通知を受領してから、一定期間内にその旨を大学側に書面で通知することとし、その上で大学と企業が協議して、公表範囲及び方法を決定することとしています。第4項は、大学の自由な研究活動及び自由な研究発表の観点から、共同研究を終了してから一定期間が経過している研究成果については、企業に対する通知を行なうことなく、短縮することを認めています。ただし、大学と企業との協議に基づき、本項の期間を延長又は短縮することも可能なため、研究成果の重要性や企業の利益が害される蓋然性など具体的な事情に応じて、柔軟に対応することが想定されています。

第5項は、研究成果の公表にあたって、相手方の事前の書面の同意を得た場合には、共同研究により得られた研究成果であることを表示することができるものとしています。

第24条 (譲渡禁止)

甲及び乙は、事前に書面による相手方の同意を得ることなく、第三者に対し、本契約上の地位又は本契約から生じる権利若しくは義務を譲渡してはならない。なお、合併又は本契約の目的に係る事業の全部若しくは一部の譲渡を原因とするか否かを問わない。

(解説) 本条は、共同研究における相手方の個性を重視し、事前に相手方の書面による同意がない限り、第三者に対して本契約の契約上の地位や契約上生じる権利若しくは義務を譲渡することを制限したものです。企業側の事業譲渡や合併による場合でも同様としています。

第25条 (有効期間)

- 1 本契約の有効期間は、本共同研究の研究期間と同一とする。
- 2 本契約の失効後も、第21条、第22条、第28条、第29条の規定は、有効に存続する。

(解説)

本条は、本契約の有効期間を定めており、第1項は、本契約の有効期間は、本共同研究の研究期間と同一とする規定しています。他方で、ノウハウ秘密義務(第21条)、秘密保持義務(第22条)、損害賠償(第28条)、準拠法及び裁判管轄(第29条)の規定については、本共同研究が終了した後も、効力を存続させています。

第26条 (解除)

- 1 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後30日以内にかかる事態が是正されない場合は、直ちに本契約を解除することができるものとする。
 - (1) 相手方が本契約の締結又は履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき
 - (2) 相手方が本契約に違反したとき
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続の申立てをし、又は申立てを受けた場合
 - (2) 銀行取引停止処分を受け、又は支払い停止に陥った場合
 - (3) 仮差押命令を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

(解説) 本条では、本共同契約を解除するための解除原因及び手続について定めています。第1条は、契約の締結又は履行において、一方当事者が違法行為を含む不正行為や不当行為をした場合や契約に違反した場合には、一定の期間を定めて是正を促し、当該期間内に是正されない場合は、契約を解除することを認めています。第2項は、大学に対し、企業が倒産手続等に陥った場合に、ただちに本契約を解除する権利を認めたものです。

第27条 (反社会的勢力の排除) 甲及び乙(法人の場合)には、その役員又は使用人を含む。は、相手方に対し、次の各号の事項を表明し、保証する。

- ① 自らが、暴力団、暴力団準構成員、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下、総称して「反社会的勢力」という。)に該当しないこと。
 - ② 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結する者でないこと。
 - ③ 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は相手方の信用を毀損する行為
- 2 甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当した場合は、相手方は、何らの催告なしに本契約を解約することができる。
- ① 前項①の確約に反する申告をしたことが判明した場合
 - ② 前項②の確約に反し契約をしたことが判明した場合
 - ③ 前項③の確約に反する行為をした場合
- 3 甲又は乙は、前項により本契約を解約したことにより相手方に損害が生じたとしても、一切の損害賠償義務を負わないものとする。

(解説) 本条は、反社会的勢力でないことを相互に表明して保証させ、本契約の解約事由とすることで反社会的勢力の排除を推進する趣旨です。

第28条 (損害賠償)

甲又は乙は、前条に掲げる事由、又は相手方の故意又は重大な過失に

共同研究契約書(案)

より損害等を被ったときは、相手方に対して被った直接損害に限り賠償請求をできるものとする。
 (解説) 本条は、契約当事者が契約違反など前条に定める事由や契約相手方の故意又は重大過失によって損害を受けた場合、直接損害に限って賠償することを定めたものです。これは、例えば 直接に生じた損害により企業に逸失利益が生じるなど間接的に生じた損害は対象から除く趣旨です。

第29条 (準拠法及び裁判管轄)

- 1 本契約の準拠法は日本法とする。
- 2 本契約に関する紛争については、[] 地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(解説) 本条は、大学が外国に本拠をおく企業と共同研究契約を行なうことを想定し、本契約に適用される法律が日本法であることを明示し(第1項)、本契約から生じる紛争については、双方が合意した裁判所を管轄裁判所と定めるものです(第2項)。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

平成 年 月 日
 (甲) [] 所在地 []
 [] 学 長 []
 (乙) [] 所在地 []
 [] 代表取締役 []

[] 大学(以下、「甲」という。)と [] (以下、「乙」という。)とは、以下の研究項目に掲げる共同研究(以下、「本共同研究」という。)の実施に関し、以下のとおり契約(以下、「本契約」という。)を締結する。
 (契約項目表)

1. 研究題目										
2. 研究目的										
3. 研究内容	区分	氏名	所属・職名	本研究における役割						
	甲									
4. 研究担当者	甲			派遣の有無						
	乙									
5. 研究実施場所										
6. 研究期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで									
	区分	研究費								
	甲	[] 円								
	乙	[] 円								
7. 研究経費の負担	合計	[] 円								
	総額	[] 円								
8. 施設及び設備	区分	施設の名称	設備名称	規格	数量					
	甲									
	乙									
9. ノウハウの秘匿期間	本共同研究終了日(研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末)の翌日から起算して [] 年間									
	本共同研究終了日(研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末)の翌日から起算して [] 年間									
11. 成果に関する知的財産権の帰属	甲	—								
	乙	・単独帰属(第13条)								
12. 成果に関する権限(実施権、選択権等)	甲	・研究目的での無償・非独占的実施(第15条)								
	乙	・実施/実施許諾(第14条、第15条)								

(以下、余白)

第1条(定義)

本契約において、以下の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「本研究成果」とは、本共同研究に基づき得られたもので、本共同研究の目的に關係する発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。
- (2) 「知的財産権」とは、以下に掲げるものをいう。
 - イ 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権、商標法(昭和34年法律第127号)に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権、種痘法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利
 - ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録出願により生じた権利、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利
 - ハ 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物(以下「プログラム等」という。)に係る著作権並びに外国における上記権利に相当する権利
 - ニ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、第21条の規定に基づき特定するもの(以下「ノウハウ」という。)
 - (3) 「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権及び回路配置利用権の対象となるものについては創作、商標権の対象となるものについては商標並びに育成者権の対象となるものについては育成をいう。
 - (4) 「出願等」とは、特許権、実用新案権、商標権及び意匠権については出願、回路配置利用権については設定登録の申請、育成者権については品種登録の出願、並びに外国における上記各権利に相当する権利の申請、登録及び出願(仮出願を含む。)をいう。
 - (5) 「出願等費用」とは、知的財産権等の出願等に要する費用であって、特許庁、裁判所等の機関又は甲及び乙のいずれにも所屬しない弁理士等の外部専門家に對し支払われるものをいう。
 - (6) 知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種痘法第2条第5項に定める行為、著作物のあらゆる利用行為並びにノウハウの使用をいう。
 - 〔(7)「本データ」とは、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)2条所定の「個人情報」以外の情報についての電磁的記録(電子的方式、電氣的方式その他の近づくよつては認識できない方式で作成される記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をいう。〕
 - 〔(8)「各当事者提供データ」とは、本契約締結前から各当事者が利用権限を有し、本共同研究の目的で提供する本データであって、各当事者について別紙[1]に示される。〕
 - 〔(9)「本成果データ」とは、本研究の遂行の過程で、又は、これに關して、創出され、取得又は収集される本データであって、別紙[2]に示される。〕
 - 〔(10)「利用権限」とは、データを利用、管理、開示、譲渡(利用許諾を含む。)又は処分することのほか、データに係る一切の権限をいう。〕

(解説)

本条は、本契約において使用される用語の定義をあらかじめまとめ規定したものです。第7号から第10号までは、共同研究のために各契約当事者から提供され又は共同研究を通じて創出されるデータの取り扱いを特に取り決める場合のみ設ける必要があり、そのような取

り決めを行わない場合には、削除されるべきものです。第7号から第9号までの規定を置く場合には、別紙[1]及び[2]において、各データの範囲を画する必要があります(なお、さくらツールでは、各当事者提供データ)及び「本成果データ」の特定並びにそれらの利用方法について定めるための別紙例もモデル契約とは別途作成していますので、必要に応じてご利用ください。なお、データについての契約上の取り扱いについては、経済産業省IoT推進コンソーシアム「データの利用権限に関する契約ガイドライン」(ver1.0 平成29年5月)も必要に応じてご参照ください。

第2条(研究題目等)

甲及び乙は、契約項目表1.ないし3.記載の共同研究(以下「本共同研究」という。)を実施するものとする。

(解説)

本条は、大学と企業が行なう共同研究の内容を特定したものです。

第3条(研究期間)

本共同研究の研究期間は、契約項目表6.記載の期間とする。

(解説)

本条は、共同研究の研究期間を特定したものです。

第4条(研究担当者)

- 1 甲及び乙は、それぞれ、契約項目表4.に掲げる者を本共同研究の研究担当者として本共同研究に参加させるものとする。
- 2 甲は、乙が希望する場合、乙の研究担当者うち甲の研究実施場所において本共同研究に従事する者を共同研究員として受け入れるものとする。
- 3 甲及び乙は、相手方の同意を得た上で、第1項に定める研究担当者の変更、追加又は削減を行うことができるものとする。

(解説)

本条は、共同研究の研究担当者について規定したものです。第1項は、契約の相手方から開示される技術情報等は研究担当者のみを開示することができるとされていることから、あらかじめ特定しておく必要があるため、本共同研究の研究担当者を特定したものです。第2項は、企業の希望に応じて大学が企業側の研究担当者を、大学の施設に受け入れることを認めたものです。第3項は、大学と企業の双方の合意の下、当初、指定した共同研究者の追加や変更を認めたものです。

第5条(研究経費の負担及び支払)

- 1 甲は、契約項目表7.記載の研究費、乙は、契約項目表7.記載の研究費[及び研究料]を、それぞれ負担するものとする。
- 2 乙は、契約項目表7.記載の研究費[及び研究料]を甲が発行する請求書により、当該請求書に定める支払期限までに支払わなければならない。
- 3 乙は所定の支払期限までに研究費[及び研究料]を支払わないときは、支払期日の翌日から支払った日までの日数に応じ、その未払額に年5%の割合で計算した延滞金を付加して支払わなければならない。

(解説)

本条は、研究経費の分担及び支払方法について規定したものです。第1項では、大学が予め合意した研究経費を負担し、企業があらかじめ合意した研究経費を負担することとしています。第2項は、大学が支払期限を記載した所定の請求書を発行し、企業が支払期限までに研究経費を支払うものとされています。第3項は、企業が請求書指定の支払期限までに支払を行わない場合には、企業は元本額の年率5%の延滞金を加算した額を大学に支払うものとしていいます。

なお、研究経費を、その性質等に応じて区別し、例えば、「研究費」と「研究料」を規定する場合もあります。その場合、それぞれの内容について誤解がないよう、当事者間で合意し、可能であれば、定義規定を置くことが望ましいです。

定義規定例)「研究費」とは、甲の施設・設備の維持・管理に必要な経常経費を除く、謝金、旅費、設備費、研究支援者等の人件費、消耗品費及び光熱水料等の本共同研究遂行に直接的に必要な経費に相当する額、並びに甲が設ける規程により定められた本共同研究遂行に付随して間接的に必要となる経費に相当する額を合算した額に消費税及び地方消費税を加算したものをいい、「研究料」とは、共同研究員を受け入れる費用で、甲が設ける規程により定められた額に、消費税及び地方消費税を加算したものをいう。

第6条 (経理)

- 1 前条の研究経費の経理は甲が行う。
- 2 乙は本契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができる。甲は乙からの閲覧の申し出があった場合は、これに応じなければならない。ただし、当該経理書類の閲覧又は謄写により第三者の情報を開示することとなるときは、甲は、乙に対しその理由を示した上で、該当部分の閲覧及び謄写を拒むことができる。

(解説)

本条は、研究費の経理について規定したものです。第1項は、研究費の経理を大学が担当することとしています。第2項は、企業から大学に対し、経理書類の閲覧申出があった場合に原則としてこれに応じることとし、例外的に開示によって第三者の情報を開示することとなる場合には、企業に対して理由を示し、当該部分の開示を拒否することができます。

第7条 (研究経費により取得した設備等)

契約項目表7. 記載の研究経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとす。

(解説)

本条は、研究経費によって購入した設備は大学に帰属することを定めたものです。

第8条 (施設及び設備の提供等)

- 1 甲及び乙は、契約項目表8.に掲げる自己の施設・設備を本共同研究の用に供するものとする。
- 2 甲は、本共同研究の用に供するため、乙から契約項目表8.に掲げる乙の所有に係る設備を乙の同意を得て無償で受け入れ、共同で使用することとする。この場合、甲乙の合意により当該設備の所有権を無償で甲に移転できるものとする。なお、甲は乙から受け入れた設備について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。
- 3 前項に規定する設備の搬入、据付け、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

(解説)

本条は、契約当事者による施設や設備等の提供について定めたものです。第1項は、予め特定した施設・設備を共同研究に使用できる状態にすることを定めています。第2項は、大学と企業が合意した設備を大学に搬入して共同で使用することを定めたものです。当該設備の所有権を当事者間の合意により、大学に移すこともできるものとしていいます。大学は、搬入を受けた設備を、善良なる管理者の注意義務をもって保管しなければなりません。第3項は、企業の設備の搬入や据付けに関する費用は企業が負担すると定めたものです。

第9条 (研究の中止又は期間の延長)

- 1 甲及び乙は、天災その他やむを得ない事由があるときは、相手方と協議した上で、本共同研究を中止し、又は当該協議により相手方との間で合意した場合には本共同研究の研究期間を延長することができる。この場合において、甲及び乙は、相手方に対し、中止又は延長による責めを負わないものとする。
- 2 甲は、甲の研究担当者等の退職又は他機関への異動により、本共同研究の実施の継続が困難になったと認められるときは、乙と協議した上で、本共同研究を中止することができる。この場合において、甲は、乙に対し、中止による責めを負わないものとする。
- 3 甲及び乙は、本共同研究の研究期間の延長により、第5条第2項の規定により乙から甲に対し納入された本研究経費に不足が生じ、又は不足が生じるおそれがあるときは、本共同研究の継続の可否について協議するものとする。この場合において、乙が、当該不足額の追加負担をしないときは、甲は、乙との協議の結果を踏まえ、本共同研究を中止することができる。

(解説)

本条は、災害などやむを得ない事由による共同研究の中止や期間の延長を行なう場合について規定しています。第1項では、災害等の事由により共同研究の続行が困難となった場合には、当事者間で協議した上で、共同研究を中止するか、共同研究期間を延長することと定めており、この場合には、大学と企業に中止や期間延長によって生じた損害や費用を負担しないものとしていいます。第2項では、共同研究を担当していた共同研究担当者が大学を退職したり、他の研究機関に異動したりした場合にも、当事者の協議によって本共同研究を中止することができる旨を定めています。第3項は、第1項の研究期間を延長することによって、研究経費が不足した場合には、本共同研究の継続について改めて協議し、企業が、追加費用に負担をしない場合には、本共同研究を中止することができる旨を定めています。

第10条 (研究の終了)

本共同研究は、以下のいずれかの事由が生じた時点において、終了するものとする。

- (1) 契約項目表6. 記載の研究期間が満了した場合
- (2) 研究期間満了前の共同研究が完了した場合
- (3) 第24条により、本契約が解除された場合
- (4) 甲及び乙が本共同研究の終了を合意した場合

(解説)

本条は、本共同研究が終了する事由を列挙しています。共同研究期間が満了した場合(第1号)、研究期間満了前に本共同研究が完了した場合(第2号)、本契約が解除された場合(第3号)、大学及び企業が本共同研究を終了させることを双方合意した場合(第4号)を定めています。

第11条 (研究の中止に伴う研究経費の取扱)

第9条（研究の中止又は期間の延長）の規定又は本契約の解除により、本共同研究を中止した場合において、第5条の規定により支払われた研究経費の額に不用が生じた場合は、乙は甲に不用となった額の返還を請求できる。

（解説）

本条は、本共同研究を中止した場合、企業が不用となった研究経費の返還を請求しうる事及び本条の終了により、研究経費が余剰となった場合に、余剰分を企業に返金することを定めた規定です。さらに、予定通りに共同研究が終了した場合に残った研究経費の返金を請求する権利を企業に認める条項を定めることもできます。

第12条（研究の終了に伴う実績報告書の作成）

甲及び乙は、双方協力して、本共同研究の実施期間中に得られた本研究成果について報告書を、本共同研究完了の翌日から〔 〕日以内にとりまとめるものとする。

（解説）

本条は、本共同研究終了後、一定期間内に、大学と企業が協力して、本研究成果についての報告書を作成することを定めたものです。

第13条（知的財産権の帰属）

- 1 本共同研究に伴い得られた発明等（以下「本発明等」という。）に関する知的財産権（以下「本知的財産権」という。）は、乙に帰属するものとする。
- 2 甲及び乙は、本知的財産権について、それぞれの規則等により、当該発明等を得た研究担当者等から、当該発明等に関する知的財産権の承継を受け、乙に移転するものとする。

（解説）

本条は、本共同研究に伴って得られた発明等（以下「本発明等」といいます。）に関する知的財産権につき、企業に帰属すると定めたものです（第1項）。
大学及び企業は上記取り決めに従い、研究担当者等から知的財産権を承継し、企業に移転する義務を負います（第2項）。

第14条（本発明等の実施）

乙は、本発明等を自己のために実施及び第三者に実施許諾することができ。ただし、実施及び実施許諾の際には、第19条に定めるノウハウ秘匿義務及び第20条に定める秘密保持義務を遵守するものとする。

（解説）

本条は、本発明等について定めたものです。大学が、本発明等を自ら実施することを認めています。ただし、知的財産権の実施にあたっては、本契約で定めるノウハウ秘匿義務及び秘密保持義務に違反しないように留意する必要があります。

第15条（本発明等の実施許諾）

乙は、甲に対し、本共同研究その他の研究目的で本発明等を無償で非独占的に実施する権利を許諾する。

（解説）

本条は、本発明等の実施許諾について定めたものです。企業が大学に対し、本発明等を、本共同研究その他の研究目的の範囲内で、無償で非独占的に実施することを許諾することと定めています。これは、本共同研究を遂行する上で、また、大学の自由な研究活動を行なう上で知的財産権が障害とならないように定めたものです。類型4と異なり、この類型5では、大学は、共同研究相手である企業以外の第三者に本発明等の実施を許諾する権限を有しません。

第16条（知的財産権の出願等）

本知的財産権の出願は、乙が単独で出願するものとする。

（解説）

本条は、本知的財産権については、企業が単独で出願手続を行なうこととしてしています。

第17条（外国における出願等）

本知的財産権の外国における出願については、前条に準じるものとする。

（解説）

本条は、外国における知的財産権の出願について、前条の規定と同様に、本知的財産権は企業が単独で出願すると規定しています。

第18条（出願等費用）

前2条の出願に関する出願等費用は、乙が負担するものとする。

（解説）

本条は、出願等費用について、企業が原則として単独で負担することとしてしています。

第19条（ノウハウ及びプログラム、データ等）

- 1 本共同研究の結果、ノウハウに該当するものが生じた場合は、速やかに相手方に通知し、協議の上、書面にて特定するものとする。
- 2 特定されたノウハウは、特定の日から契約項目表9記載の期間まで、秘密として保持し、相手方の書面による承諾なく、第三者に開示してはならない。
- 3 特定されたノウハウ及び本共同研究から生じたプログラム等の取り扱いについては、第13条から第18条に定める本知的財産権の取り扱いに準じ、甲乙別途協議の上決定するものとする。

〔4 当事者提供データについては当該データを提供した各本当事者がそれぞれ利用権限を有し、また、本成果データについては別紙に定めるとおりデータの利用権限を有するものとし、かかる利用権限の内容は、別紙においてデータ毎にそれぞれ定める。但し、別紙において特段の定めがないときは、各当事者は、他の当事者が提供した当事者提供データ及び本成果データについて本研究の目的で利用するための利用権限を有するものとする。なお、各本当事者は、自己が提供した当事者提供データ及び本成果データの有用性及び正確性について保証せず、何らの責任も負わない。〕

（解説）

本条は、共同研究から生じたノウハウ及びプログラムの取扱について規定したものです。ノウハウは、特許等と異なり、その範囲が一義的には明確でないため、第1項は、ノウハウが生じた場合に、速やかに相手方に通知し、範囲を特定することと定めています。第2項は、前項で特定されたノウハウを秘密として取り扱い、契約相手方の事前の書面による承諾なく

して、第三者に開示することを禁止しています。

第3項は、特定されたノウハウ及び本共同研究から生じるプログラムの帰属や利用について、原則として、第13条以下の取り扱いに準じ、大学と企業が別途協議の上、決定することとしています。本条についても、ノウハウ及びプログラムの内容及び性質に応じて、大学と企業との間で異なる取り扱いをすることを妨げるものではなく、実態に応じた柔軟な取り扱いが想定されています。

第4項は、第1条第8号及び第9号で特定したデータの利用方法についての定めです。契約当事者が共同研究のために提供したデータについては、当該契約当事者が利用権を有し、共同研究の成果として創出されたデータについては、データ毎に取り扱い方法を定めることとしています（特段の定めがなければ、共同研究の目的の限りに使用することができます。）。また、一般的に、データについては内容の正確性等について保証することが困難であるため、正確性等の不保証も定めています。なお、データの取り扱いを定める本項を設けるかどうかは、選択的なものと位置づけています。

第20条（秘密保持）

1 甲及び乙は、本共同研究の実施に当たり、相手方より開示又は提供を受けた技術上及び営業上の情報のうち、提供又は開示の際に相手方より秘密である旨の表示が明記され、又は口頭で開示されかつ開示の際に秘密である旨明示され開示後30日以内に書面で相手方に対して通知されたもの（以下「秘密情報」という。）について、第4条に指定する研究担当者以外に開示・漏洩してはならない。甲及び乙は、相手方より開示を受けた情報に関する秘密について、当該研究担当者がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該研究担当者に対し負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- (1) 開示又は提供を受けた際、既に自己が保有していることを証明できる情報
 - (2) 開示又は提供を受けた際、既に公知となっている情報
 - (3) 開示又は提供を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容
 - (5) 相手方から開示又は提供された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
 - (6) 書面により事前に相手方の同意を得たもの
- 2 甲及び乙は、秘密情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。
- 3 前2項の有効期間は、第3条の本共同研究開始の日から契約項目表10記載の期間までとする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

（解説）

本条は、本共同研究の実施にあたって相手方から開示又は提供を受けた技術上、営業上の情報のうち、書面等で特定したものを、原則として、研究担当者以外に開示せず、秘密として保持する旨を定めたものです。但し書きでは、相手方から開示等を受けた情報であっても秘密保持義務を負わないものの例外を定めています。

第2項は、情報の重要性に鑑み、相手方から開示又は提供を受けた情報を、本共同研究以外の目的に使用してはならない旨を定めています。ただし、事前に相手方の書面による同意を得た場合には、本共同研究目的以外の目的で開示等された情報を使用することを認めています。

第3項は、秘密保持義務が長期にわたる場合には、双方の活動に過度の制約が生じることとなり、その期間を限定しています。但し書きにおいて個別の事情に応じて、期間を延長したり、短縮したりすることを認めています。3年から5年程度の期間で合意する場合

が多いようですが、技術分野により異なり、化学分野等は比較的長めだが合理的な範囲とされています。

第21条（本研究成果の公表）

- 1 本研究成果は原則として、公表する。ただし、公表に当たっては、第19条のノウハウ秘密義務及び第20条の秘密保持義務を遵守するものとする。
- 2 甲は、公表の[]日前までに、公表の目的・場所及び内容を、書面にて乙に通知する。
- 3 乙は、公表により、乙の利益が著しく害されるおそれがあると判断した場合、前項の通知を受領してから[]日以内に甲に書面にてその旨を通知し、甲は乙と協議の上、公表範囲及び方法を決定するものとする。
- 4 本共同研究終了日の翌日から起算して[]年間を経過した後は、甲は、第19条のノウハウ秘密義務及び第20条の秘密保持義務を遵守した上で、乙に対する通知を行うことなく、本研究成果の公表を行うことができるものとする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。
- 5 甲及び乙は、事前に書面による相手方の同意を得たときは、本研究成果の発表又は公開若しくは公表を行う際に、当該本研究成果が本共同研究において得られたものである旨を示すことができる。

（解説）

本条は、大学の社会的使命から、研究成果を広く社会に公表することを原則としつつ、当事者の利益に配慮した規定を設けています。第1項は、公表が原則であることを明示しつつ、但し書きにおいて、特定されたノウハウ秘密義務や秘密保持義務を遵守することを定めて、相手方の利益に配慮しています。第2項から第4項は、公表にあたっての具体的な手続を定めています。まず、第2項は、大学が、公表の目的・内容を、事前に時間的余裕をもって書面で企業に通知することと定めています。第3項は、企業が第2項の通知の内容に基づき、自社の利益が著しく害されるおそれがあると判断した場合には、第2項の通知を受領してから、一定期間内にその旨を大学側に書面で通知することとし、その上で大学と企業が協議して、公表範囲及び方法を決定することとしています。

第4項は、大学の自由な研究活動及び自由な研究発表の観点から、共同研究を終了してから一定期間を経過している研究成果については、企業に対する通知を行なうことなく、公表することを認めています。ただし、大学と企業との協議に基づき、本項の期間を延長又は短縮することも可能であるため、研究成果の重要性や企業の利益が害される蓋然性など具体的な事情に応じて、柔軟に対応することが想定されています。

第5項は、研究成果の公表にあたって、相手方の事前の書面の同意を得た場合には、共同研究により得られた研究成果であることを表示することができるものとしています。

第22条（譲渡禁止）

甲及び乙は、事前に書面による相手方の同意を得ることなく、第三者に対し、本契約上の地位又は本契約から生じる権利若しくは義務を譲渡してはならない。なお、合併又は本契約の目的に係る事業の全部若しくは一部の譲渡を原因とするか否かを問わない。

（解説）

本条は、共同研究における相手方の個性を重視し、事前に相手方の書面による同意がない限り、第三者に対して本契約の契約上の地位や契約上生じる権利若しくは義務を譲渡することを制限したものです。企業側の事業譲渡や合併による場合でも同様としています。

第23条（有効期間）

- 1 本契約の有効期間は、本共同研究の研究期間と同一とする。
- 2 本契約の失効後も、第19条、第20条、第26条、第27条の規定は、有効に存続する。

(解説)

本条第1項は、本契約の有効期間は、本共同研究の研究期間と同一とすると規定しています。他方、第2項では、ノウハウ秘匿義務(第19条)、秘密保持義務(第20条)、損害賠償(第26条)、準拠法及び裁判管轄(第27条)の規定については、本共同研究が終了した後も、効力を存続させています。このように、契約書においては、何についての有効期間をどのように定めているか、注意しましょう。

第24条 (解除)

- 1 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後30日以内にかかる事態が是正されない場合は、直ちに本契約を解除することができるものとする。
 - (1) 相手方が本契約の締結又は履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき
 - (2) 相手方が本契約に違反したとき
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続の申立てをし、又は申立てを受けた場合
 - (2) 銀行取引停止処分を受け、又は支払い停止に陥った場合
 - (3) 仮差押命令を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

(解説)

本条では、本共同契約を解除するための解除原因及び手続について定めています。第1項は、契約の締結又は履行において、一方当事者が違法行為を含む不正行為や不当行為をした場合や契約に違反した場合に、一定の期間を定めて是正を促し、当該期間内に是正されない場合は、契約を解除することを認めています。

第2項は、大学に対し、企業が倒産手続等に陥った場合に、ただちに本契約を解除する権利を認めたものです。

第25条 (反社会的勢力の排除)

甲及び乙(法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)は、相手方に対し、次の各号の事項を表明し、保証する。

- ① 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなつたときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下、総称して「反社会的勢力」という。)に該当しないこと。
- ② 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結する者でないこと。
- ③ 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を行使する行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は相手方の信用を毀損する行為
- 2 甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当した場合は、相手方は、何らの催告なしに本契約を解約することができる。
 - ① 前項①の確約に反する申告をしたことが判明した場合
 - ② 前項②の確約に反し契約をしたことが判明した場合
 - ③ 前項③の確約に反する行為をした場合
- 3 甲又は乙は、前項により本契約を解約したことにより相手方に損害が生じたとしても、

一切の損害賠償義務を負わないものとする。

(解説)

本条は、反社会的勢力でないことを相互に表明して保証させ、本契約の解約事由とすることで反社会的勢力の排除を推進する趣旨です。

第26条 (損害賠償)

甲又は乙は、前条に掲げる事由、又は相手方の故意又は重大な過失により損害等を被ったときは、相手方に対して被った直接損害に限り賠償請求をできるものとする。

(解説)

本条は、契約当事者が契約違反など前条に定める事由や契約相手方の故意又は重過失によって損害を受けた場合、直接損害に限って賠償することを定めたものです。これは、例えば直接に生じた損害により企業に逸失利益が生じるなど間接的に生じた損害は対象から除く趣旨です。

第27条 (準拠法及び裁判管轄)

- 1 本契約の準拠法は日本法とする。
- 2 本契約に関する紛争については、[] 地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(解説)

本条は、大学が外国に本拠をおく企業と共同研究契約を行なうことを想定し、本契約に適用される法律が日本法であることを明示し(第1項)、本契約から生じる紛争については、双方が合意した裁判所を管轄裁判所と定めるものです(第2項)。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

(甲) [所在地]

[学 長]

[]

(乙) [所在地]

[名称]

代表取締役 []

共同研究契約書(案)

[] 大学(以下、「甲」という。)と[](以下、「乙」という。)とは、以下の研究項目に掲げる共同研究(以下、「本共同研究」という。)の実施に関し、以下のとおり契約(以下、「本契約」という。)を締結する。
(契約項目表)

1. 研究題目										
2. 研究目的										
3. 研究内容										
4. 研究担当者	区分	氏名	所属・職名	本研究における役割						
	甲									
乙									派遣の有無	
5. 研究実施場所										
6. 研究期間	平成	年	月	日	から	平成	年	月	日	まで
7. 研究経費の負担	区分	研究費								
	甲	[]円								
	乙	[]円								
	合計	[]円								
8. 施設及び設備	総額	[]円								
	区分	施設の名称	設備名	称	規格	数量				
	甲									
	乙									
9. ノウハウの秘匿期間	本共同研究終了日(研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末)の翌日から起算して[]年間									
10. 秘密保持義務の有効期間	本共同研究終了日(研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末)の翌日から起算して[]年間									
	甲									
11. 成果に関する知的財産権の帰属	・ 単独帰属(第13条)									
	乙									
12. 成果に関する権限(実施権、選択権等)	・ 研究目的での無償・非独占的実施(第15条)									
	乙									

(以下、余白)

第1条(定義)

本契約において、以下の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「本研究成果」とは、本共同研究に基づき得られたもので、本共同研究の目的に係る発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。
- (2) 「知的財産権」とは、以下に掲げるものをいう。
 - イ 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権、商標法(昭和34年法律第127号)に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利
 - ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録出願により生じた権利、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利
 - ハ 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物(以下「プログラム等」という。)に係る著作権並びに外国における上記権利に相当する権利
 - ニ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、第21条の規定に基づき特定するもの(以下「ノウハウ」という。)
 - (3) 「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権及び回路配置利用権の対象となるものについては創作、商標権の対象となるものについては商標並びに育成者権の対象となるものについては育成をいう。
 - (4) 「出願等」とは、特許権、実用新案権、商標権及び意匠権については出願、回路配置利用権については設定登録の申請、育成者権については品種登録の出願、並びに外国における上記各権利に相当する権利の申請、登録及び出願(仮出願を含む。)をいう。
 - (5) 「出願等費用」とは、知的財産権等の出願等に要する費用であって、特許庁、裁判所等の機関又は甲及び乙のいずれにも所属しない弁理士等の外部専門家に対し支払われるものをいう。
 - (6) 知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作物のあらゆる利用行為並びにノウハウの使用をいう。
 - 〔(7) 「本データ」とは、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)2条所定の「個人情報」以外の情報についての電磁的記録(電子的方式、電気的方式その他の他人の近くによつては認識できない方式で作成される記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をいう。〕
 - 〔(8) 「各当事者提供データ」とは、本契約締結前から各当事者が利用権限を有し、本共同研究の目的で提供する本データであつて、各当事者について別紙1]に示される。〕
 - 〔(9) 「本成果データ」とは、本研究の遂行の過程で、又は、これに関して、創出され、取得又は収集される本データであつて、別紙2]に示される。〕
 - 〔(10) 「利用権限」とは、データを利用、管理、開示、譲渡(利用許諾を含む。)又は処分することのほか、データに係る一切の権限をいう。〕

(解説)

本条は、本契約において使用される用語の定義をあらかじめまとめ規定したものです。第7号から第10号までは、共同研究のために各契約当事者から提供され又は共同研究を通じて創出されるデータの取り扱いを特に取り決める場合のみ設ける必要があり、そのような取

り決めを行わない場合には、削除されるべきものです。第7号から第9号までの規定を置く場合には、別紙11及び12において、各データの範囲を画する必要があるとします（なお、さくらツールでは、「各当事者提供データ」及び「本成果データ」の特定並びにそれらの利用方法について定めるための別紙例もモデル契約とは別途作成していますので、必要に応じてご利用ください。）。なお、データについての契約上の取り扱いについては、経済産業省IoT推進コンソーシアム「データの利用権限に関する契約ガイドライン」(ver1.0 平成29年5月)も必要に応じてご参照ください。

第2条 (研究題目等)

甲及び乙は、契約項目表1. ないし3. 記載の共同研究（以下「本共同研究」という。）を実施するものとする。

(解説)

本条は、大学と企業が行なう共同研究の内容を特定したものです。

第3条 (研究期間)

本共同研究の研究期間は、契約項目表6. 記載の期間とする。

(解説)

本条は、共同研究の研究期間を特定したものです。

第4条 (研究担当者)

- 1 甲及び乙は、それぞれ、契約項目表4. に掲げる者を本共同研究の研究担当者として本共同研究に参加させるものとする。
- 2 甲は、乙が希望する場合、乙の研究担当者のうち甲の研究実施場所において本共同研究に従事する者を共同研究員として受け入れるものとする。
- 3 甲及び乙は、相手方の同意を得た上で、第1項に定める研究担当者の変更、追加又は削減を行うことができるものとする。

(解説)

本条は、共同研究の研究担当者について規定したものです。第1項は、契約の相手方から開示される技術情報等は研究担当者のみが開示することができるとされていることから、あらかじめ特定しておく必要があるため、本共同研究の研究担当者を特定したものです。第2項は、企業の希望に応じて大学が企業側の研究担当者を、大学の施設に受け入れることを認められたものです。第3項は、大学と企業の双方の合意の下、当初、指定した共同研究者の追加や変更を認めたものです。

第5条 (研究経費の負担及び支払)

- 1 甲は、契約項目表7. 記載の研究費、乙は、契約項目表7. 記載の研究費 [及び研究料] を、それぞれ負担するものとする。
- 2 乙は、契約項目表7. 記載の研究費 [及び研究料] を甲が発行する請求書により、当該請求書に定める支払期限までに支払わなければならない。
- 3 乙は所定の支払期限までに研究費 [及び研究料] を支払わなければならず、当該日から支払った日までの日数に応じ、その未払額に年5%の割合で計算した延滞金を付加して支払わなければならない。

(解説)

本条は、研究経費の分担及び支払方法について規定したものです。第1項では、大学が予め合意した研究経費を負担し、企業があらかじめ合意した研究経費を負担することとしていきます。第2項は、大学が支払期限を記載した所定の請求書を発行し、企業が支払期限までに研究経費を支払うものとされています。第3項は、企業が請求書指定の支払期限までに支払を行わない場合には、企業は元本額の年率5%の延滞金を加算した額を大学に支払うものとしています。

なお、研究経費を、その性質等に応じて区別し、例えば、「研究費」と「研究料」を規定する場合もあります。その場合、それぞれの内容について誤解がないよう、当事者間で合意し、可能であれば、定義規定を置くことが望ましいです。

定義規定例)「研究費」とは、甲の施設・設備の維持・管理に必要な経常経費等を除く、謝金、旅費、設備費、研究支援者等の人件費、消耗品費及び光熱水料等の本共同研究遂行に直接的に必要な経費に相当する額、並びに甲が設ける規程により定められた本共同研究遂行に付随して間接的に必要となる経費に相当する額を合算した額に消費税及び地方消費税を加算したものをいい、「研究料」とは、共同研究員を受け入れる費用で、甲が設ける規程により定められた額に、消費税及び地方消費税を加算したものをいう。

第6条 (経理)

- 1 前条の研究経費の経理は甲が行う。
- 2 乙は本契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができる。甲は乙からの閲覧の申し出があった場合は、これに応じなければならない。ただし、当該経理書類の閲覧又は謄写により第三者の情報を開示することになるときは、甲は、乙に対しその理由を示した上で、該当部分の閲覧及び謄写を拒むことができる。

(解説)

本条は、研究費の経理について規定したものです。第1項は、研究費の経理を大学が担当することとしています。第2項は、企業から大学に対し、経理書類の閲覧申出があった場合に原則としてこれに応じることとし、例外的に開示によって第三者の情報を開示することとなる場合には、企業に対して理由を示し、当該部分の開示を拒否することができます。

第7条 (研究経費により取得した設備等)

契約項目表7. 記載の研究経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

(解説)

本条は、研究経費によって購入した設備は大学に帰属することを定めたものです。

第8条 (施設及び設備の提供等)

- 1 甲及び乙は、契約項目表8.に掲げる自己の施設・設備を本共同研究の用に供するものとする。
- 2 甲は、本共同研究の用に供するため、乙から契約項目表8.に掲げる乙の所有に係る設備を乙の同意を得て無償で受け入れ、共同で使用するものとする。この場合、甲乙の合意により当該設備の所有権を無償で甲に移転できるものとする。なお、甲は乙から受け入れた設備について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。
- 3 前項に規定する設備の搬入、据付け、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

(解説)

本条は、契約当事者による施設や設備等の提供について定めたものです。第1項は、予め特定した施設・設備を共同研究に使用して共同で使用することを定めています。第2項は、大学と企業が合意した設備を大学に搬入して共同で使用することを定めたものです。当該設備の所有権を当事者間の合意により、大学に移すこともできるものとしています。大学は、搬入を受けた設備を、善良な管理者の注意義務をもって保管しなければなりません。第3項は、企業の設備の搬入や据付に関する費用は企業が負担すると定めたものです。

第9条 (研究の中止又は期間の延長)

- 1 甲及び乙は、天災その他やむを得ない事由があるときは、相手方と協議した上で、本共同研究を中止し、又は当該協議により相手方との間で合意した場合には本共同研究の研究期間を延長することができる。この場合において、甲及び乙は、相手方に対し、中止又は研究の責めを負わないものとする。
- 2 甲は、甲の研究担当者等の退職又は他機関への異動により、本共同研究の実施の継続が困難になったと認められるときは、乙と協議した上で、本共同研究を中止することができる。この場合において、甲は、乙に対し、中止の責めを負わないものとする。
- 3 甲及び乙は、本共同研究の研究期間の延長により、第5条第2項の規定により乙から甲に対し納入された本研究経費に不足が生じ、又は不足が生じるおそれがあるときは、本共同研究の継続の可否について協議するものとする。この場合において、乙が、当該不足額の追加負担をしないときは、甲は、乙との協議の結果を踏まえ、本共同研究を中止することができる。

(解説)

本条は、災害などやむを得ない事由による共同研究の中止や期間の延長を行なう場合について規定しています。第1項では、災害等の事由により共同研究の履行が困難となった場合には、当事者間で協議した上で、共同研究を中止するか、共同研究期間を延長することと定めており、この場合には、大学と企業に中止や期間延長によって生じた損害や費用を負担しないものとしています。第2項では、共同研究を担当していた共同研究担当者が大学を退職したり、他の研究機関に異動したりした場合にも、当事者の協議によって本共同研究を中止することができる旨を定めています。第3項は、第1項の研究期間を延長することによって、研究経費が不足した場合には、本共同研究の継続について改めて協議し、企業が、追加費用に負担をしない場合には、本共同研究を中止することができる旨を定めています。

第10条 (研究の終了)

本共同研究は、以下のいずれかの事由が生じた時点において、終了するものとする。

- (1) 契約項目表6.記載の研究期間が満了した場合
- (2) 研究期間満了前の共同研究が完了した場合
- (3) 第24条により、本契約が解除された場合
- (4) 甲及び乙が本共同研究の終了を合意した場合

(解説)

本条は、本共同研究が終了する事由を列挙しています。共同研究期間が満了した場合(第1号)、研究期間満了前に本共同研究が完了した場合(第2号)、本契約が解除された場合(第3号)、大学及び企業が本共同研究を終了させることを双方合意した場合(第4号)を定めています。

第11条 (研究の終了に伴う研究経費の取扱)

第9条(研究の中止又は期間の延長)の規定又は本契約の解除により、本共同研究を中止した場合において、第5条の規定により支払われた研究経費の額に不用が生じた場合は、乙は甲に不用となった額の返還を請求できる。

(解説)

本条は、本共同研究の終了により、不要の研究経費を企業が返金請求しうることを定めた規定です。

第12条 (研究の終了に伴う実績報告書の作成)

甲及び乙は、双方協力して、本共同研究の実施期間中に得られた本研究成果について報告書を、本共同研究完了の翌日から [] 日以内にとりまとめるとする。

(解説)

本条は、本共同研究終了後、一定期間内に、大学と企業が協力して、本研究成果についての報告書を作成することを定めたものである。

第13条 (知的財産権の帰属)

- 1 本共同研究に伴い得られた発明等(以下「本発明等」という。)に関する知的財産権(以下「本知的財産権」という。)は、乙に帰属するものとする。
- 2 甲及び乙は、本知的財産権について、それぞれの規則等により、当該発明等を得た研究担当者等から、当該発明等に関する知的財産権の承継を受け、乙に移転するものとする。

(解説)

本条は、本共同研究に伴って得られた発明等(以下「本発明等」といいます。)に関する知的財産権につき、企業に帰属すると定めたものです(第1項)。

大学及び企業は上記取り決めに従い、研究担当者等から知的財産権を承継し、企業に移転する義務を負います(第2項)。

第14条 (本発明等の実施)

乙は、本発明等を自己のために実施することができる。ただし、実施の際には、第19条に定めるノウハウ秘匿義務及び第20条に定める秘密保持義務を遵守するものとする。

(解説)

本条は、本発明等について定めたものです。企業が、本発明等を自ら実施することを認めています。ただし、知的財産権の実施にあたっては、本契約で定めるノウハウ秘匿義務及び秘密保持義務に違反しないように留意する必要があります。

第15条 (本発明等の実施許諾)

- 1 乙は、甲に対し、本共同研究その他の研究目的で本発明等を無償で非独占的に実施する権利を許諾する。
- 2 乙は、甲以外の第三者に対し、本発明等の実施を許諾することができる。

(解説)

本条は、本発明等の実施許諾について定めたものです。第1項は、企業が大学に対し、本発明等を、本共同研究その他の研究目的の範囲内で、無償で非独占的に実施することを許諾することと定めています。これは、本共同研究を遂行する上で、また、大学の自由な研究活動

を行なう上での知的財産権が障害とならないように定めたものです。第2項は、企業が共同研究相手である大学以外の第三者に本発明等の実施を許諾するものです。

第16条 (知的財産権の出願等)

本知的財産権の出願は、乙が単独で出願するものとする。

(解説)

本条は、本知的財産権については、企業が単独で出願手続を行なうこととしています。

第17条 (外国における出願等)

本知的財産権の外国における出願については、前条に準じるものとする。

(解説)

本条は、外国における知的財産権の出願について、前条の規定と同様に、本知的財産権は企業が単独で出願すると規定しています

第18条 (出願等費用)

前2条の出願に関する出願等費用は、乙が負担するものとする。

(解説)

本条は、出願等費用について、企業が原則として単独で負担することとしています。

第19条 (ノウハウ及びプログラム、データ等)

- 1 本共同研究の結果、ノウハウに該当するものが生じた場合は、速やかに相手方に通知し、協議の上、書面に特定するものとする。
- 2 特定されたノウハウは、特定の日から契約項目表 9.記載の期間まで、秘密として保持し、相手方の書面による承諾なく、第三者に開示してはならない。
- 3 特定されたノウハウ及び本共同研究から生じたプログラム等の取り扱いについては、第13条から第20条に定める本知的財産権の取り扱いに準じ、甲乙別途協議の上決定するものとする。

〔4 当事者提供データについては当該データを提供した各本当事者がそれぞれ利用権限を有し、また、本成果データについては別紙に定めるとおりデータの利用権限を有するものとし、かかる利用権限の内容は、別紙においてデータ毎にそれぞれ定める。但し、別紙において特段の定めがないときは、各当事者は、他の当事者が提供した当事者提供データ及び本成果データについて本研究の目的で利用するための利用権限を有するものとする。なお、各本当事者は、自己が提供した当事者提供データ及び本成果データの有用性及び正確性について保証せず、何らの責任も負わない。〕

(解説)

本条は、共同研究から生じたノウハウ及びプログラムの取扱について規定したものです。ノウハウは、特許等と異なり、その範囲が一義的には明確でないため、第1項は、ノウハウが生じた場合に、速やかに相手方に通知し、範囲を特定することと定めています。第2項は、前項で特定されたノウハウを秘密として取り扱い、契約相手方の事前の書面による承諾なくして、第三者に開示することを禁止しています。

第3項は、特定されたノウハウ及び本共同研究から生じるプログラムの帰属や利用について、原則として、第13条以下の取り扱いに準じ、大学と企業が別途協議の上、決定することとしています。本条についても、ノウハウ及びプログラムの内容及び性質に応じて、大学と

企業との間で異なる取り扱いをすることを妨げるものではなく、実態に合った柔軟な取り扱いが想定されています。

第4項は、第1条第8号及び第9号で特定したデータの利用方法についての定めです。契約当事者が共同研究のために提供したデータについては、当該契約当事者が利用権を有し、共同研究の成果として創出されたデータについては、データ毎に取り扱い方法を定めることとしていきます。(特段の定めがなければ、共同研究の目的に限り使用することができます。)。また、一般的に、データについては内容の正確性等について保証することが困難であるため、正確性等の不保証も定めています。なお、データの取り扱いを定める本項を設けるかどうかは、選択的なものと位置づけています。

第20条 (秘密保持)

- 1 甲及び乙は、本共同研究の実施に当たり、相手方より開示又は提供を受けた技術上及び営業上の情報のうち、提供又は開示の際に相手方より秘密である旨の表示が明記され、又は口頭で開示されかつ開示に際し秘密である旨明示され開示後 30 日以内に書面で相手方に対して通知されたもの(以下「秘密情報」という。)について、第4条に指定する研究担当者以外に開示・漏洩してはならない。甲及び乙は、相手方より開示を受けた情報に関する秘密について、当該研究担当者がその所屬を離れた後も含め保持する義務を、当該研究担当者に対し負わせるものとする。ただし、次のいずれか該当事項に関する情報については、この限りではない。

(1) 開示又は提供を受けた際、既に自己が保有していたことを証明できる情報

(2) 開示又は提供を受けた際、既に公知となつている情報

(3) 開示又は提供を受けた後、自己の責めによらずに公知となつた情報

(4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容

(5) 相手方から開示又は提供された情報によることなく独自に開発・取得したことを証明できる情報

(6) 書面により事前に相手方の同意を得たもの

- 2 甲及び乙は、秘密情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。

- 3 前2項の有効期間は、第3条の本共同研究開始の日から契約項目表 10.記載の期間までとする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(解説)

本条は、本共同研究の実施にあたって相手方から開示又は提供を受けた技術上、営業上の情報のうち、書面等で特定したものを、原則として、研究担当者以外に開示せず、秘密として保持する旨を定めたものです。但し書きでは、相手方から開示等を受けた情報であっても秘密保持義務を負わないものの例外を定めています。

第2項は、情報の重要性に鑑み、相手方から開示又は提供を受けた情報を、本共同研究以外の目的に使用してはならない旨を定めています。ただし、事前に相手方の書面による同意を得た場合には、本共同研究目的以外の目的で開示等された情報を使用することを認めます。

第3項は、秘密保持義務が長期にわたる場合には、双方の活動に過度の制約が生じることとなり、その期間を限定しています。但し書きにおいて個別の事情に応じて、期間を延長したり、短縮したりすることを認めています。通常は、3年から5年程度が合理的な範囲とされています。

第21条 (本研究成果の公表)

本研究成果は、公表しないものとする。ただし、甲乙が別途書面で合意した場合はこの限りではない。

(解説)

本条は、本共同研究の研究成果を公表しないことを定めたものです。ただし、大学と企業が別途合意して公表することは差し支えありません。

第22条 (譲渡禁止)

甲及び乙は、事前に書面による相手方の同意を得ることなく、第三者に対し、本契約上の地位又は本契約から生じる権利若しくは義務を譲渡してはならない。なお、合併又は本契約の目的に係る事業の全部若しくは一部の譲渡を原因とするか否かを問わない。

(解説)

本条は、共同研究における相手方の個性を重視し、事前に相手方の書面による同意がない限り、第三者に対して本契約の契約上の地位や契約上生じる権利若しくは義務を譲渡することを制限したものです。企業側の事業譲渡や合併による場合でも同様としています。

第23条 (有効期間)

- 1 本契約の有効期間は、本共同研究の研究期間と同一とする。
- 2 本契約の失効後も、第19条、第20条、第26条、第27条の規定は、有効に存続する。

(解説)

本条は、本契約の有効期間を定めており、第1項は、本契約の有効期間は、本共同研究の研究期間と同一とすると規定しています。他方で、ノウハウ秘匿義務(第19条)、秘密保持義務(第20条)、損害賠償(第26条)、準拠法及び裁判管轄(第27条)の規定については、本共同研究が終了した後も、効力を存続させています。

第24条 (解除)

- 1 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後30日以内にかかる事態が是正されない場合は、直ちに本契約を解除することができるものとする。
 - (1) 相手方が本契約の締結又は履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき
 - (2) 相手方が本契約に違反したとき
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続の申立てをし、又は申立てを受けた場合
 - (2) 銀行取引停止処分を受け、又は支払い停止に陥った場合
 - (3) 仮差押命令を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

(解説)

本条では、本共同契約を解除するための解除原因及び手続について定めています。第1条は、契約の締結又は履行において、一方当事者が違法行為を含む不正行為や不当行為をした場合や契約に違反した場合に、一定の期間を定めて是正を促し、当該期間内に是正されない場合には、契約を解除することを認めています。

第2項は、大学に対し、企業が倒産手続等に陥った場合に、ただちに本契約を解除する権利を認めたものです。

第25条 (反社会的勢力の排除)

甲及び乙(法人の場合)においては、その役員又は使用人を含む。)は、相手方に対し、次の各号の事項を表明し、保証する。

① 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなつたときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下、総称して「反社会的勢力」という。)に該当しないこと。

② 反社会的勢力に自己の名称を利用して、本契約を締結する者でないこと。

③ 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は相手方の信用を毀損する行為

2 甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当した場合は、相手方は、何らの催告なしに本契約を解約することができる。

① 前項①の確約に反する申告をしたことが判明した場合

② 前項②の確約に反し契約をしたことが判明した場合

③ 前項③の確約に反する行為をした場合

3 甲又は乙は、前項により本契約を解約したことにより相手方に損害が生じたとしても、一切の損害賠償義務を負わないものとする。

(解説)

本条は、反社会的勢力でないことを相互に表明して保証させ、本契約の解約事由とするにとりて反社会的勢力の排除を推進する趣旨です。

第26条 (損害賠償)

甲又は乙は、前条に掲げる事由、又は相手方の故意又は重大な過失により損害等を被ったときは、相手方に対して被った直接損害に限り賠償請求をできるものとする。

(解説)

本条は、契約当事者が契約違反など前条に定める事由や契約相手方の故意又は重過失によって損害を受けた場合、直接損害に限って賠償することを定めたものです。これは、例えば直接に生じた損害により企業に逸失利益が生じるなど間接的に生じた損害は対象から除く趣旨です。

第27条 (準拠法及び裁判管轄)

- 1 本契約の準拠法は日本法とする。
- 2 本契約に関する紛争については、[] 地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(解説)

本条は、大学が外国に本拠をおく企業と共同研究契約を行なうことを想定し、本契約に適用される法律が日本法であることを明示し(第1項)、本契約から生じる紛争については、双方が合意した裁判所を管轄裁判所と定めるものです(第2項)。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

共同研究契約書(案)

[] 大学(以下、「甲」という。)[] 以下、「乙」という。]
 とは、以下の研究項目に掲げる共同研究(以下、「本共同研究」という。)の実施に関し、以下のとおり契約(以下、「本契約」という。)を締結する。
 (契約項目表)

(甲) [] 所在地 []
 [] 学 長 []

(乙) [] 所在地 []
 [] 名 称 []
 代表取締役 []

1. 研究題目				
2. 研究目的				
3. 研究内容	区分	氏名	所属・職名	本研究における役割
4. 研究担当者	甲			
	乙			派遣の有無
5. 研究実施場所				
6. 研究期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで			
7. 研究経費の負担	区分	研究費		
	甲	[] 円		
	乙	[] 円		
	合計 総額	[] 円		
8. 施設及び設備	区分	施設の名称	設備 名称	規格 数量
	甲 乙			
9. ノウハウの秘匿期間	本共同研究終了日(研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末)の翌日から起算して[]年間			
10. 秘密保持義務の有効期間	本共同研究終了日(研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末)の翌日から起算して[]年間			
	甲	<ul style="list-style-type: none"> ・甲に発明者が帰属する発明(甲発明)の知的財産(甲知的財産)の単独帰属(第13条1項) ・甲及び乙に発明者が帰属する発明(共同発明)の知的財産(共有知的財産)の共有持分(第13条2項) ・共同発明につき、本共同研究その他研究目的での無償、非独占的実施(第16条1項) 		
11. 成果に関する知的財産権の帰属	乙	<ul style="list-style-type: none"> ・乙に発明者が帰属する発明(乙発明)の知的財産(乙知的財産)の単独帰属(第13条1項) ・甲及び乙に発明者が帰属する発明(共同発明)の知的財産の共有持分(第13条2項) 		
	甲	<ul style="list-style-type: none"> ・乙発明の本共同研究その他研究目的での無償かつ非独占的実施(第15条2項) 		
12. 成果に関する権限(実施権、選択権)	甲			

等)	<ul style="list-style-type: none"> ・甲発明／甲知的財産につき、本共同研究遂行目的での無償かつ非独占的実施（第14条1項） ・甲発明／甲知的財産につき、本共同研究遂行目的以外の目的での非独占的実施／独占的実施／譲渡の選択権（第14条2項） ・共同発明につき、本共同研究その他の研究目的での無償かつ非独占的実施（第16条1項） ・共同発明／共有知的財産につき、本共同研究その他の研究目的以外の非独占的実施／独占的実施／譲渡の選択権（第17条）
----	---

(以下、余白)

第1条 (定義) 本契約において、以下の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「本研究成果」とは、本共同研究に基づき得られたもので、本共同研究の目的に關係する発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。
- (2) 「知的財産権」とは、以下に掲げるものをいう。
 - イ 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権、商標法(昭和34年法律第127号)に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利
 - ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録出願により生じた権利、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利
 - ハ 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物(以下「プログラム等」という。)に係る著作権並びに外国における上記権利に相当する権利
 - ニ 秘匿することが可能な技術情報であつて、かつ、財産的価値のあるものの中から、第21条の規定に基づき特定するもの(以下「ノウハウ」という。)
- (3) 「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権及び回路配置利用権の対象となるものについては創作、商標権の対象となるものについては商標並びに育成者権の対象となるものについては育成をいう。
- (4) 「出願等」とは、特許権、実用新案権、商標権及び意匠権については出願、回路配置利用権については設定登録の申請、育成者権については品種登録の出願、並びに外国における上記各権利に相当する権利の申請、登録及び出願(仮出願を含む。)をいう。
- (5) 「出願等費用」とは、知的財産権等の出願等に要する費用であつて、特許庁、裁判所等の機関又は甲及び乙のいずれにも所屬しない弁理士等の外部専門家に對し支払われるものをいう。
- (6) 知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作物のあらゆる利用行為並びにノウハウの使用をいう。
 - 〔(7) 「本データ」とは、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)2条所定の「個人情報」以外の情報についての電磁的記録(電子的方式、電氣的方式その他の人の近くによつては認識できない方式で作成される記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をいう。〕
 - 〔(8) 「各当事者提供データ」とは、本契約締結前から各当事者が利用権限を有し、本共同研究の目的で提供する本データであつて、各当事者について別紙[1]に示される。〕
 - 〔(9) 「本成果データ」とは、本研究の遂行の過程で、又は、これに關して、創出され、取得又は収集される本データであつて、別紙[2]に示される。〕
 - 〔(10) 「利用権限」とは、データを利用、管理、開示、譲渡(利用許諾を含む。)又は処分することのほか、データに係る一切の権限をいう。〕

(解説) 本条は、本契約において使用される用語の定義をあらかじめ定め規定したものです。第7号から第10号までは、共同研究のために各契約当事者から提供され又は共同研究を通じて創出されるデータの取り扱いを特に取り決める場合のみ設ける必要があり、そのような取り決めの行わない場合には、削除されるべきものです。第7号から第9号までの規定を置く場合には、別紙[1]及び[2]において、各データの範囲を画する必要があるとします。(なお、さくらソールでは、「各当事者提供データ」及び「本成果データ」の特定並びにそれらの利用方法について定めるための別紙例もモデル契約とは別途作成していただきますので、必要に応じてご利用ください。)。なお、データについての契約上の取り扱いについては、経済産業省 IoT 推進コンソーシアム「データの利用権限に関する契約ガイドライン」(ver1.0 平成29年5月) も必要に応じてご参照ください

第2条 (研究題目等)

甲及び乙は、契約項目表 1. ないし 3. 記載の共同研究 (以下「本共同研究」という。) を実施するものとする。

(解説) 本条は、大学と企業が行なう共同研究の内容を特定したものです。

第3条 (研究期間)

本共同研究の研究期間は、契約項目表 6. 記載の期間とする。

(解説)

本条は、共同研究の研究期間を特定したものです。

第4条 (研究担当者)

- 1 甲及び乙は、それぞれ、契約項目表 4. に掲げる者を本共同研究の研究担当者として本共同研究に参加させるものとする。
- 2 甲は、乙が希望する場合、乙の研究担当者のうち甲の研究実施場所において本共同研究に従事する者を共同研究員として受け入れるものとする。
- 3 甲及び乙は、相手方の同意を得た上で、第1項に定める研究担当者の変更、追加又は削減を行うことができるものとする。

(解説)

本条は、共同研究の研究担当者について規定したものです。第1項は、契約の相手方から開示される技術情報等は研究担当者のみに開示することができるとされていることから、あらかじめ特定しておく必要があるため、本共同研究の研究担当者を特定したものです。第2項は、企業の希望に応じて大学が企業側の研究担当者を、大学の施設に受け入れることを認めたものです。第3項は、大学と企業の双方の合意の下、当初、指定した共同研究者の追加や変更を認めたものです。

第5条 (研究経費の負担及び支払)

- 1 甲は、契約項目表 7. 記載の研究経費、乙は、契約項目表 7. 記載の研究経費 [及び研究料] を、それぞれ負担するものとする。
- 2 乙は、甲が発行する請求書に定める支払期限までに研究経費 [及び研究料] を支払うものとする。
- 3 乙は所定の支払期限までに研究経費 [及び研究料] を支払わないときは、支払期日の翌日から支払った日までの日数に応じ、その未払額に年 5%の割合で計算した延滞金を付加して支払わなければならない。

(解説)

本条は、研究経費の分担及び支払方法について規定したものです。第1項では、大学が予め合意した研究経費を負担し、企業があらかじめ合意した研究経費を負担することとしています。第2項は、大学が支払期限を記載した所定の請求書を発行し、企業が支払期限までに研究経費を支払うものとされています。第3項は、企業が請求書指定の支払期限までに支払を行わない場合には、企業は元本額の年率 5%の延滞金を加算した額を大学に支払うものとしています。

なお、研究経費を、その性質等に応じて区別し、例えば、「研究費」と「研究料」を規定する場合もあります。その場合、それぞれの内容について誤解がないよう、当事者間で合意し、可能であれば、定義規定を置くことが望ましいです。

定義規定例) 「研究費」とは、甲の施設・設備の維持・管理に必要な経常経費等を除く、謝金、旅費、設備費、研究支援者等の人件費、消耗品費及び光熱水料等の本共同研究遂行に直接的に必要となる経費に相当する額、並びに甲が設ける規程により定められた本共同研究遂行に付随して間接的に必要となる経費に相当する額を合算した額に消費税及び地方消費税を加算したものをい、「研究料」とは、共同研究員を受け入れる費用で、甲が設ける規程により定められた額に、消費税及び地方消費税を加算したものをいう。

第6条 (経理)

- 1 前条の研究経費の経理は甲が行う。
- 2 乙は本契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができる。甲は乙からの閲覧の申し出があった場合は、これに応じるものとする。ただし、当該経理書類の閲覧又は謄写により第三者の情報を開示することとなるときは、甲は、乙に対しその理由を示した上で、該当部分の閲覧及び謄写を拒むことができる。

(解説)

本条は、研究費の経理について規定したものです。第1項は、研究費の経理を大学が担当することとしています。第2項は、企業から大学に対し、経理書類の閲覧申出があった場合に原則としてこれに応じることとし、例外的に開示によって第三者の情報を開示することとなる場合には、企業に対して理由を示し、当該部分の開示を拒否することができます。

第7条 (研究経費により取得した設備等)

契約項目表 7. 記載の研究経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

(解説) 本条は、研究経費によって購入した設備は大学に帰属することを定めたものです。

第8条 (施設及び設備の提供等)

- 1 甲及び乙は、契約項目表 8. に掲げる自己の施設・設備を本共同研究の用に供するものとする。
- 2 甲は、本共同研究の用に供するため、乙から契約項目表 8. に掲げる乙の所有に係る設備を乙の同意を得て無償で受け入れ、共同で使用するものとする。この場合、甲乙の合意により当該設備の所有権を無償で甲に移転できるものとする。なお、甲は乙から受け入れた設備について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。
- 3 前項に規定する設備の搬入、据付け、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

(解説)

本条は、契約当事者による施設や設備等の提供について定めたものです。第1項は、予め特定した施設・設備を共同研究に使用できる状態にすることを定めています。第2項は、大学と企業が合意した設備を大学に搬入して共同で使用することを定めたものです。当該設備の所有権を当事者間の合意により、大学に移すこともできるものとしています。大学は、搬入を受けた設備を、善良な管理者の注意義務をもって保管しなければなりません。第3項は、企業の設備の搬入や据付に関する費用は企業が負担すると定めたものです。

第9条 (研究の中止又は期間の延長)

- 1 甲及び乙は、天災その他やむを得ない事由があるときは、相手方と協議した上で、本共同研究を中止し、又は当該協議により相手方との間で合意した場合には本共同研究の研究期間を延長することができる。この場合において、甲及び乙は、相手方に対し、中止又は期間延長の責めを負わないものとする。
- 2 甲は、甲の研究担当者等の退職又は他機関への異動により、本共同研究の実施の継続が困難になったと認められるときは、乙と協議した上で、本共同研究を中止することができる。この場合において、甲は、乙に対し、中止の責めを負わないものとする。
- 3 甲及び乙は、本共同研究の研究期間の延長により、第5条の規定により乙から甲に対し納入された本研究経費に不足が生じ、又は不足が生じるおそれがあるときは、本共同研究の

継続の可否について協議するものとする。この場合において、乙が、当該不足額の追加負担をしないときは、甲は、乙との協議の結果を踏まえ、本共同研究を中止することができる。

(解説) 本条は、災害などやむを得ない事由による共同研究の中止や期間延長を行なう場合について規定しています。第1項では、災害等の事由により共同研究の続行が困難となった場合には、当事者間で協議した上で、共同研究を中止するか、共同研究期間を延長することと定められており、この場合には大学と企業に中止や期間延長によって生じた損害や費用を負担しないものとしています。第2項では、共同研究を担当していた共同研究担当者が大学を退職したり、他の研究機関に異動したりした場合にも、当事者の協議によって本共同研究を中止することができる旨を定めています。第3項は、第1項の研究期間を延長することによって、研究経費が不足した場合には、本共同研究の継続について改めて協議し、企業が、追加費用に負担をしない場合には、本共同研究を中止することができる旨を定めています。

第10条 (研究の終了) 本共同研究は、以下のいずれかの事由が生じた時点において、終了するものとする。

- (1) 契約項目表 6. 記載の研究期間が満了した場合
- (2) 研究期間満了前に共同研究が完了した場合
- (3) 第26条により、本契約が解除された場合
- (4) 甲及び乙が本共同研究の終了を合意した場合

(解説) 本条は本共同研究が終了する事由を例示しています。共同研究期間が満了した場合(第1号)、研究期間満了前に本共同研究が完了した場合(第2号)、本契約が解除された場合(第3号)、大学及び企業が本共同研究を終了させることを双方合意した場合(第4号)を定めています。

第11条 (研究の中止に伴う研究経費の取扱) 第9条(研究の中止又は期間の延長)の規定又は本契約の解除により、本共同研究を中止した場合において、第5条の規定により支払われた研究経費の額に不用が生じた場合は、乙は 甲に不用となった額の返還を請求できる。

(解説) 本条は、本共同研究の中止により、不用となった研究経費を企業が返金請求しうることを定めた規定です。さらに、予定通りに共同研究が終了した場合に残った研究経費の返金を請求する権利を企業に認める条項を定めることもできます。

第12条 (研究の終了に伴う実績報告書の作成) 甲及び乙は、双方協力して、本共同研究の実施期間中に得られた本研究成果についての報告書を、本共同研究終了の翌日から [] 日以内にとりまとめるとする。

(解説) 本条は、本共同研究終了後、一定期間内に、大学と企業が協力して、本研究成果についての報告書を作成することを定めたものです

第13条 (知的財産権の帰属)

- 1 本共同研究に伴い得られた発明等（以下「本発明等」という。）に関する知的財産権（以下「本知的財産権」という。）は、本発明等の発明者が所属する当事者にそれぞれ帰属するものとする（甲知的財産権」という。また、発明者が乙にのみ属する発明等を「乙発明等」といい、乙発明等に関する知的財産権を「乙知的財産権」という。）。
- 2 本発明等の共同発明者が甲及び乙にそれぞれ1人以上所属している発明等（以下「共同発明等」という。）に関する知的財産権（以下「共有知的財産権」という。）は甲乙の共有とする。
- 3 甲は、甲知的財産権及び共有知的財産権について、乙は、乙知的財産権及び共有知的財産権について、それぞれの規則等により、当該発明等を得た研究担当者等から、当該発明等に関する知的財産権の承継を受けるものとする。

(解説) 本条は、本共同研究に伴って得られた発明等（以下「本発明等」といいます。）に関する知的財産権につき、発明者の属する当事者に帰属すると定めたものです。当該発明等の発明者が大学又は企業のいずれかのみに所属している場合は、発明者が所属している大学又は企業に知的財産権が単独で帰属することになります（第1項）。他方で、共同発明の場合に、共同発明者が大学及び企業に各1名以上所属している場合には、当該知的財産権は大学と企業との共有とすることとしています（第2項）。大学及び企業は上記取り決めに従い、研究担当者等から知的財産権を承継する義務を負います（第3項）。

第14条（甲発明等の取扱い）

- 1 甲は、甲発明等を研究目的で実施及び第三者に実施許諾できるものとする。ただし、第21条に定めるノウハウ秘匿義務及び第22条に定める秘密保持義務を遵守するものとする。
- 2 甲は、乙に対し、本共同研究を遂行する目的で、甲発明等を無償で非独占的に実施することを許諾する。
- 3 乙は、甲発明等及び甲知的財産権につき、[出願等前まで/出願等後 [] か月以内] に下記 (1) から (3) のいずれかを選択できるものとする。
 - (1) 甲発明等を、本共同研究を遂行する目的以外の目的で [無償/有償] で非独占的に実施する権利
 - (2) 甲発明等を [無償/有償] で独占的に実施する権利
 - (3) 甲知的財産権を有償で譲り受ける権利
- 4 乙が第3項(1)又は(2)の選択権を行使することにより発生する乙の実施権が有償とされる場合、乙が甲に支払う実施料その他の許諾条件は、甲乙協議の上で定める。
- 5 乙が、第3項(3)に基づき有償譲受権を行使した場合、乙は甲に対し、甲乙で別途合意する譲渡対価を支払うものとする。
- 6 乙は、第3項の規定に基づき行った選択について、甲の事前の書面による同意を得て、同項に定める他の選択に変更することができる。ただし、甲は、乙より当該同意を求められたときは、正当な理由なく、当該同意を留保しないものとする。

(解説) 本条は、前条に従って大学に帰属するとされた知的財産の取扱及び企業側の選択権について定めたものです。

- 第1項は、大学が、大学に知的財産権が帰属する発明等を研究目的で実施すること及び第三者への実施許諾を認めています。ただし、発明等の実施にあたっては、本契約で定めるノウハウ秘匿義務及び秘密保持義務に違反しないように留意する必要があります。

第2項は、大学が企業に対し、大学に知的財産権が帰属する発明等を、本共同研究を遂行する目的の範囲内で、無償で非独占的に実施することを許諾することと定めています。これは、本共同研究を遂行する上で、知的財産権が障害とならないように定めたものです。

第3項の趣旨は、第13条に基づいて大学に知的財産権が帰属するとされた発明等についても、企業側に発明等の実施や知的財産権の譲渡を受ける権利を認めることで、実態に合った柔軟な対応を可能にすることにあります。

上記の第3項の文例では、企業に対して、一定期間内（例として [出願等前まで/出願等後 [] か月以内]）に、①第2項で認められている本共同研究遂行目的以外の目的で大学に知的財産権が帰属する発明等は無償又は有償で非独占的に実施する権利（1号）②大学に知的財産権が帰属する発明等は無償又は有償で、独占的に実施する権利（2号）③大学に帰属する知的財産権を有償で譲り受ける権利（3号）の3種類のいずれかを選択して行使できる権利を認めています。

1号及び2号の [無償/有償] の部分は、この契約段階でどちらかを選択して合意します。有償で合意した場合、その実施料の金額等は第4項により、別途協議して定めることとしています。

さらに、第3項に定める企業に対する実施権付与や権利譲渡の定め方には、様々なバリエーションが可能です。①選択権行使の「一定期間」として例示以外の別の期間を定めたり、②期間ではなく、甲が第三者への実施許諾をしない場合に選択権行使できたり、③選択肢として、このうちの1種類だけを定めたり、④実施権付与期間を●年間で限定したり、⑤3号の譲渡を「譲渡の優先交渉権」するなど、事案に応じて、当該権利の活用に適した形を交渉して決めることができます。

なお、第1号及び第2号について、実施許諾が第三者への再許諾の権限まで含むか否かは当事者間の協議によって決定すべきこととなります。

また、第3号については、企業側が譲渡権を行使した場合には、具体的な譲渡対価は第17条2項で協議の上、決定するとしても、企業の大学に対する特許移転登録請求権（特許出願については名義書換え請求権）等は譲渡権の行使によって生じるものと解され得ることに注意が必要です。大学が知的財産の譲渡を予定していない場合には、第3号を削除（関連する第17条第2項等の修正を含む。）するなど適宜契約書を修正することが必要です。また、事情に応じて譲渡権を優先交渉権に変更することも可能です。

第4項は、共同研究契約の締結時点で、企業が第3項(1)又は(2)の選択権を行使した際の具体的な実施料等について合意することが難しい場合を想定し、研究成果に関する特許出願等の際など、将来に当事者間で協議して、実施料等の条件について定めることとするものです。共同研究契約の締結時点で具体的な実施料等について合意できる場合は、以下の①～⑤のいずれかが考えられる（類型0～3の第17条の解説と同じ）。（なお、以下「A/B」と記載のある箇所はA又はBを選択することが出来るという規定です）。

- ① 大学と企業で定める利用許諾料率による支払
- ② まとまった一時金の支払
- ③ 大学と企業で定める研究段階ごとの一時金の支払
- ④ 上記①から③の組み合わせ
- ⑤ 無償

- 1 甲及び乙は、それぞれ、共同発明等につき、本共同発明等以外の研究目的で、無償で非独占的に実施することができる。
- 2 甲及び乙が、共同発明等を第三者に実施許諾する場合には、相手方の事前の書面による同意を得るものとする。

(解説)

本条は、第13条に従って、知的財産権が大学と企業との共有に属することとなった共同発明等及び共有知的財産権の取扱について定めたものです。

第1項は、大学及び企業の双方に、本共同研究遂行の目的の範囲内及び自己の研究目的で非独占的に実施することを認めています。

第2項は、大学又は企業が、共同発明等の実施を第三者に許諾するにあたっては、事前に相手方の同意を得ることと定めています。この点、第三者への許諾を事前に包括的に同意しておくことが考えられます（類型8の第16条）。

第17条（共同発明等の取扱い—乙の選択権）

- 1 乙は、共同発明等につき、[出願等まで/出願等後 [] か月以内] に、下記(1)から(3)のいずれかを選択できるものとする。
 - (1) 共同発明等を、研究以外の目的で「有償/無償」で非独占的に実施する権利
 - (2) 共同発明等を、「有償/無償」で独占的に実施する権利
 - (3) 共有知的財産権を有償で譲り受ける権利
- 2 乙が第1項(1)又は(2)の選択権を使用することにより発生するこの実施権が有償とされる場合、乙が甲に支払う実施料その他の許諾条件は、甲乙協議の上で定める。
- 3 乙が、第1項(3)に基づき有償譲渡権を使用した場合、乙は甲に対し、甲乙で別途合意する譲渡対価を支払うものとする。
- 4 乙は、前項の規定に基づき行った選択について、甲の事前の書面による同意を得て、同項に定める他の選択に変更することができる。ただし、甲は、乙より当該同意を求められたときは、正当な理由なく、当該同意を留保しないものとする。

(解説)

第1項の趣旨は、第13条に基づいて大学に知的財産権が帰属するとされた発明等についても、企業側に発明等の実施や知的財産権の譲渡を受ける権利を認めることで、実態に合った柔軟な対応を可能にすることにあります。

上記の第1項の文例では、企業に対して、一定期間内（例として「出願等前まで/出願等後 [] か月以内」）に、①第2項で認められている本共同研究遂行目的以外の目的で大学に知的財産権が帰属する発明等を無償又は有償で非独占的に実施する権利（1号）②大学に知的財産権が帰属する発明等を無償又は有償で、独占的に実施する権利（2号）③大学に帰属する知的財産権を有償で譲り受ける権利（3号）の3種類のいずれかを選択して行使できる権利を認めています。

第1項の趣旨は、共同発明等及び共有知的財産権について、第14条3項における大学に帰属する知的財産権と同様に、企業側に発明等の実施や、知的財産権の譲渡を受ける権利を認めることで、実態に応じた柔軟な対応を可能にすることにあります。文例では企業に対して、一定期間内（例として「出願等前まで/出願等後 [] か月以内」）に、①第1項及び第2項で認められている本共同研究遂行目的以外の目的で共同発明等を無償又は有償で非独占的に実施する権利（1号）②共同発明等を無償又は有償で、独占的に実施する権利（2号）③共有知的財産権を有償で譲り受ける権利（3号）を選択する権利を認めています。

1号及び2号の「無償/有償」の部分は、この契約段階でどちらかを選択して合意します。

上記に係る具体的な規定例は次のとおりです。

①毎年 [] 月 [] 日から [] 月 [] 日までのそれぞれ [] 月間に販売した本知的財産権を用いた製品の「正味販売価格」の [] %の実施料を、それぞれ [] 月 [] 日及び [] 月 [] 日より [] 日以内に [(i)現金/(ii)相当額の新株予約権の付与] にて支払うものとする。

②本契約の締結から [] 日以内に [] 円を現金にて支払うものとする。

③下記研究段階ごとに下記実施料を [(i)現金/(ii)相当額の 新株予約権の付与] にて支払うものとする。

(1) [研究段階1] 完了後 [] 日以内に [] 円

(2) [研究段階2] 完了後 [] 日以内に [] 円

(3) [研究段階3] 完了後 [] 日以内に [] 円

④以下のとおり、[(i)現金/(ii)相当額の 新株予約権の付与] にて支払うものとする。

(1)本契約の締結から [] 日以内に [] 円

(2) [研究段階1] 完了後 [] 日以内に [] 円

(3) [研究段階2] 完了後 [] 日以内に [] 円

(4) [研究段階3] 完了後 [] 日以内に [] 円

(5)毎年 [] 月 [] 日から [] 月 [] 日までのそれぞれ [] 月間に販売した本知的財産権を用いた製品の「正味販売価格」の [] %の実施料を、それぞれ [] 月 [] 日及び [] 月 [] 日より [] 日以内に [] 円を現金にて支払うものとする。

⑤無償とする。

第5項は、企業が第3項(3)に基づき、大学に帰属する知的財産権を有償で取得する選択権を使用した場合、企業が大学と合意した譲渡対価を大学に支払うとしたものです。譲渡対価を定めるにあたっては、利用許諾料と同様に、大学における長期的な研究計画や企業による知的財産の利用可能性等を踏まえ、支払額や支払方法について柔軟に協議にすることが想定されています。

第6項は、企業が前項で行なった選択を大学からの書面による同意を得て変更することができる旨を定めた規定です。

第15条（乙発明等の取扱い）

- 1 乙は、乙発明等を自己のために実施及び第三者に実施許諾できるものとする。ただし、第21条に定めるノウハウ秘密義務及び第22条に定める秘密保持義務を遵守するものとする。
- 2 乙は、甲に対し、乙発明等を、本共同研究その他の研究目的で、無償で非独占的に実施することを許諾する。

(解説)

本条は、第13条に従って、知的財産権が企業に帰属することとなった発明等の取扱について定めたものです。

第1項は、企業が、知的財産権が企業に帰属する本発明等を自ら実施することを認めています。ただし、本契約で定めるノウハウ秘密義務及び秘密保持義務に違反しないように留意することは大学と同様です。

第2項は、企業が大学に対し、知的財産権が企業に帰属する本発明等を、本共同研究を遂行する目的の範囲内で、無償で非独占的に実施することを許諾することと定めています。これは、前条同様に本共同研究を遂行する上で、知的財産権が障害とならないように定めたものです。

第16条（共同発明等の取扱い）

有償で合意した場合、その実施料の金額等は第4項により、別途協議して定めることとしてします。

さらに、第1項に定める企業に対する実施権付与や権利譲渡の定め方には、様々なバリエーションが可能です。①選択権行使の「一定期間」として例示以外の別の期間を定めたり、②期間ではなく、甲が第三者への実施承諾をしない場合に選択権行使できることとしたり、③選択肢として、このうちの1種類だけを定めたり、④実施権付与期間を●年間で限定したり、⑤3号の譲渡を「譲渡の優先交渉権」するなど、事案に応じて、当該権利の活用に適した形を交渉して決めることができます。

第1号及び第2号については、第14条3項1号2号と同様に、実施承諾が第三者への再許諾の権限まで含むか否かは当事者間の協議によって決定すべきこととなります。

また、第3号については、第14条3項3号と同様に、企業側が譲渡権を行使した場合には、具体的な譲渡対価は第3項で協議の上、決定としても、企業の大学に対する特許移転登録請求権（特許出願については名義書換え請求権）等は譲渡権の行使によって生じるものと解され得ることに注意が必要です。大学が知的財産の持分譲渡を予定していない場合には、第3号を削除（関連する第17条第2項等の修正を含む。）するなど適宜契約書を修正することが必要です。また、事情に応じて譲渡権を優先交渉権に変更することも可能です。

第2項は、共同研究契約の締結時点で具体的な実施料等について合意することが難しい場合を想定し、研究成果に関する特許出願等の際など、将来に当事者間で協議して、実施料等の条件について定めることとします。

共同研究契約の締結時点で具体的実施料等について合意できる場合の規定例は、第14条に示しました。

第3項は、企業が第1項(3)に基づき、大学と企業との共有に帰属する知的財産権を有償で取得する選択権を行使した場合、企業が大学と合意した譲渡対価を大学に支払うとしたものです。譲渡対価を定めるにあたっては、利用許諾料と同様に、大学における長期的な研究計画や企業による知的財産の利用可能性等を踏まえ、支払額や支払方法について柔軟に協議にすることが想定されています。

第4項は、企業が前項で行なった選択を大学からの書面による同意を得て変更することができる旨を定めた規定です。

第18条（知的財産権の出願等）

本知的財産権の出願は、

以下のとおりとする。

- (1) 甲知的財産権については、甲が単独で出願する。
- (2) 乙知的財産権については、乙が単独で出願する。
- (3) 共有知的財産権については、甲および乙が共同で出願する。

(解説) 本条は、本共同研究に伴い得られた発明等に関する知的財産権の出願について規定したものです。第13条によって、大学に帰属するとされた知的財産権については、大学が単独で出願手続を行なうこととし（第1号）、企業に帰属するとされた知的財産権については、企業が単独で出願手続を行なうこととし（第2号）、共有に属するとされた知的財産権については、大学と企業が共同で出願手続を行なうこととしてしています（第3号）。

なお、本条は、原則的な取り扱いを規定したものであり、大学と企業との合意によってこれと異なる取り扱いをすることは何ら妨げられません。大学と企業がそれぞれ有する出願手続のノウハウや予算等に応じて柔軟に定めることが想定されています。

第19条（外国における出願等） 本知的財産権の外国における出願については、前条に準じるものとする。

(解説) 本条は、外国における知的財産権の出願について、前条の規定と同様に、大学に帰属する知的財産権は大学が単独で、企業に帰属する知的財産権は企業が単独で、共有に帰属する知的財産権は、大学と企業が共同で出願すると規定しています。

なお、本条も前条と同様に原則的な取り扱いを規定したものであり、大学と企業が協議し、実態に応じて、柔軟に定めることが想定されています。

第20条（出願等費用）

前2条の出願に関する出願等費用の負担は、以下のとおりとする。

- (1) 甲知的財産権については、甲発明等を、乙が非独占的に実施している場合には、①甲が②甲及び乙が共同して] 負担する。
- (2) 甲知的財産権については、甲発明等を、乙が独占的に実施している場合には、乙が単独で負担する。
- (3) 乙知的財産権については、乙が負担するものとする。
- (4) 共有知的財産権については、甲乙が協議して決定する。

(解説)

本条は、前2条に規定する出願手続の費用負担について、知的財産権の帰属と企業と企業による利用形態という2つの観点に応じて規定したものです。まず、第1号は、知的財産が大学に帰属する発明等を、企業が非独占的に実施している場合について、①大学が負担するか、または、②大学と企業が共同して出願等費用を負担するか、どちらかを負担して合意することを想定しています。②の出願等費用を共同して負担する場合、その負担割合については、利用許諾が有償か無償か、有償である場合の利用許諾料、大学の権利管理ノウハウ及び予算、企業が利用する必要性等の観点から、実態に応じて柔軟に定めることを想定しています。

第2号は、知的財産が大学に帰属する発明等を企業が独占的に実施している場合には、出願等費用は、企業が単独で負担することとしています。

第3号は、企業に帰属する知的財産権の出願等費用は、企業が単独で負担することとしています。

第4号は、大学と企業の共有に属する知的財産権の出願費用については、企業と大学が協議して負担を決定することとしています。

本条の文例についても、あくまで原則的な取り扱いの例を提示したものですので、大学と企業との間で知的財産権ごとに異なる取り扱いをすることは何ら妨げられません。

第21条（ノウハウ及びプログラム、データ等）

1 本共同研究の結果、ノウハウに該当するものが生じた場合は、相手方に速やかに通知し、書面にて特定するものとする。

2 特定されたノウハウは、特定の日から契約項目表9記載の期間まで、秘密として保持し、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示してはならない。

3 特定されたノウハウ及び本共同研究から生じたプログラム等の取り扱いについては、第13条から第20条に定める知的財産権の取り扱いに準じ、甲乙別途協議の上決定するものとする。

[4 当事者提供データについては当該データを提供した各本当事者がそれぞれ利用権限を有し、また、本成果データについては別紙に定めるとおりデータ毎にそれぞれ定められるものとし、かかる利用権限の内容は、別紙においてデータ毎にそれぞれ定められる。但し、別紙において特段の定めがないときは、各当事者は、他の当事者が提供した当事者提供データ及び本成果データについて本研究の目的で利用するための利用権限を有するものとする。なお、各本当事者は、自己が提供した当事者提供データ及び本成果データの有用性及び正確性について保証せず、何らの責任も負わない。]

(解説) 本条は、共同研究から生じたノウハウ及びプログラムの取扱について規定したものです。ノウハウは、特許等と異なり、その範囲が一義的には明確でないため、第1項は、ノウハウが生じた場合に、速やかに相手方に通知し、範囲を特定することと定めています。第2項は、前項で特定されたノウハウを秘密として取り扱い、契約相手方の事前の書面による承諾なくして、第三者に開示することを禁止しています。

第3項は、特定されたノウハウ及び本共同研究から生じるプログラムの帰属や利用について、原則として、第13条以下の取り扱いに準じ、大学と企業が別途協議の上、決定することとしています。本条についても、ノウハウ及びプログラムの内容及び性質に応じて、大学と企業との間で異なる取り扱いをすることを妨げるものではなく、実態に応じた柔軟な取り扱いが想定されています。

第4項は、第1条第8号及び第9号で特定したデータの利用方法についての定めです。契約当事者が共同研究のために提供したデータについては、当該契約当事者が利用権を有し、共同研究の成果として創出されたデータについては、データ毎に取り扱い方法を定めることとしています（特段の定めがなければ、共同研究の目的に限り使用することができず）。また、一般的に、データについては内容の正確性等について保証することが困難であるため、正確性等の不保証も定めています。なお、データの取り扱いを定める本項を設けるかどうかは、選択的なものと位置づけています。

第22条 (秘密保持)

1 甲及び乙は、本共同研究の実施に当たり、相手方より開示又は提供を受けた技術上及び営業上の一切の情報のうち、提供又は開示の際に相手方より秘密である旨の表示が明記され、又は口頭で開示されかつ開示の際に秘密である旨明示され開示後30日以内に書面で相手方に対して通知されたもの（以下「秘密情報」という。）について、第4条で指定する研究担当者以外に開示・漏洩してはならない。甲及び乙は、相手方より開示を受けた情報に関する秘密について、当該研究担当者がその所屬を離れた後も含め保持する義務を、当該研究担当者に対し負わせるものとする。ただし、次のいずれかにかに該当する情報については、この限りではない。

- (1) 開示又は提供を受けた際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
 - (2) 開示又は提供を受けた際、既に公知となつている情報
 - (3) 開示又は提供を受けた後、自己の責めによらずに公知となつた情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容
 - (5) 相手方から開示又は提供された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
 - (6) 書面により事前に相手方の同意を得たもの
- 2 甲及び乙は、秘密情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。
- 3 前2項の有効期間は、第3条の本共同研究開始の日から契約項目表10記載の期間までとする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(解説) 本条は、本共同研究の実施にあたって相手方から開示等を受けた技術上、営業上の情報を、原則として、研究担当者以外に開示せず、秘密として保持する旨を定めたものです。但し書きでは、相手方から開示等を受けた情報であっても秘密保持義務を負わないものの例外を定めています。

第2項は、情報の重要性に鑑み、相手方から開示を受けた情報を、本共同研究以外の目的に使用してはならない旨を定めています。ただし、事前に相手方の書面による同意を得た場合は、本共同研究目的以外の目的で開示等された情報を使用することを認めています。

第3項は、秘密保持義務が長期にわたる場合には、双方の活動に過度の制約が生じることとなり、短縮したりすることを認めています。但し書きにおいて個別の事情に応じて、期間を延長したり、短縮したりすることを認めています。3年から5年程度の期間で合意する場合は多いようですが、技術分野により異なり、化学分野等は比較的長めだが合理的な範囲とされています。

第23条 (本研究成果の公表)

1 本研究成果は原則として、公表する。ただし、公表に当たっては、第21条のノウハウ秘密義務及び第22条の秘密保持義務を遵守するものとする。

2 甲は、公表の〔 〕日前までに、公表の目的・場所及び内容を、書面にて乙に通知する。

3 乙は、公表により、乙の利益が著しく害されるおそれがあると判断した場合、前項の通知を受領してから〔 〕日以内に甲に書面にてその旨を通知し、甲は乙と協議の上、公表範囲及び方法を決定するものとする。

4 本共同研究終了日の翌日から起算して〔 〕年間を経過した後は、甲は、第21条のノウハウ秘密義務及び第22条の秘密保持義務を遵守した上で、乙に対する通知を行うことなく、本研究成果の公表を行うことができるものとする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

5 甲及び乙は、事前に書面による相手方の同意を得たときは、本研究成果の発表又は公開若しくは公表を行う際に、当該本研究成果が本共同研究において得られたものである旨を表示することができる。

(解説) 本条は、大学の社会的使命から、研究成果を広く社会に公表することを原則としつつ、当事者の利益に配慮した規定を設けています。第1項は、公表が原則であることを明示しつつ、但し書きにおいて、特定されたノウハウ秘密義務や秘密保持義務を遵守することを定めて、相手方の利益に配慮しています。第2項から第4項は、公表にあたっての具体的な手続を定めています。まず、第2項は、大学が、公表の目的・内容を、事前に時間的余裕をもつて書面で企業に通知することを定めています。第3項は、企業が第2項の通知の内容に基づき、自社の利益が著しく害されるおそれがあると判断した場合には、第2項の通知を受領してから、一定期間内にその旨を大学側に書面で通知することとし、その上で大学と企業が協議して、公表範囲及び方法を決定することとしています。第4項は、大学の自由な研究活動及び自由な研究発表の観点から、共同研究を終了してから一定期間が経過している研究結果については、企業に対する通知を行なうことなく、公表することを認めています。ただし、大学と企業との協議に基づき、本項の期間を延長又は短縮することもできるため、研究成果の重要性や企業の利益が害される蓋然性など具体的な事情に応じて、柔軟に対応することが想定されています。

第5項は、研究成果の公表にあたって、柔軟に対応することを表示することができるものとして、共同研究により得られた研究成果であることを表示することができるものとしています。

第24条 (譲渡禁止) 甲及び乙は、事前に書面による相手方の同意を得ることなく、第三者に対し、本契約上の地位又は本契約から生じる権利若しくは義務を譲渡してはならない。なお、合併又は本契約

の目的に係る事業の全部若しくは一部の譲渡を原因とするか否かを問わない。

(解説) 本条は、共同研究における相手方の個性を重視し、事前に相手方の書面による同意がない限り、第三者に対して本契約の契約上の地位や契約上生じる権利若しくは義務を譲渡することを制限したものです。企業側の事業譲渡や合併による場合でも同様としています。

第25条 (有効期間)

- 1 本契約の有効期間は、本共同研究の研究期間と同一とする。
- 2 本契約の失効後も、第21条、第22条、第28条、第29条の規定は、有効に存続する。

(解説)

本条は、本契約の有効期間を定めており、第1項は、本契約の有効期間は、本共同研究の研究期間と同一とする規定しています。他方、第2項では、ノウハウ秘匿義務(第21条)、秘密保持義務(第22条)、損害賠償(第28条)、準拠法及び裁判管轄(第29条)の規定については、本共同研究が終了した後も、効力を継続させています。このように、契約書においては、何についての有効期間をどのように定めているか、注意しましょう。

第26条 (解除)

- 1 甲及び乙は、次の各号のいずれれかに該当し、催告後〔 〕日以内にかかる事態が正されない場合は、直ちに本契約を解除することができるものとする。
 - (1) 相手方が本契約の締結又は履行に関し、不正又は不当な行為をしたとき
 - (2) 相手方が本契約に違反したとき
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれれかに該当したときは、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続の申立てをし、又は申立てを要した場
 - (2) 銀行取引停止処分を受け、又は支払い停止に陥った場合
 - (3) 仮差押命令を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

(解説) 本条では、本共同契約を解除するための解除原因及び手続について定めています。第1条は、契約の締結又は履行において、一方当事者が違法行為を含む不正行為や不当行為をした場合や契約に違反した場合に、一定の期間を定めて是正を促し、当該期間内に是正されない場合には、契約を解除することを認めています。第2項は、大学に対し、企業が倒産手続等に陥った場合に、ただちに本契約を解除する権利を認めたものです。

第27条 (反社会的勢力の排除)

- 1 甲及び乙(法人の場合)にあつては、その役員又は使用人を含む。は、相手方に対し、次の各号の事項を表明し、保証する。
 - ① 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなつたときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動権傍ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下、総称して「反社会的勢力」という。)に該当しないこと。
 - ② 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結する者でないこと。
 - ③ 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は相手方の信用を毀損する行為
- 2 甲又は乙が、次の各号のいずれれかに該当した場合は、相手方は、何らの催告なしに本契約

を解約することができる。

- ① 前項①の確約に反する申告をしたことが判明した場合
 - ② 前項②の確約に反し契約をしたことが判明した場合
 - ③ 前項③の確約に反する行為をした場合
- 3 甲又は乙は、前項により本契約を解約したことにより相手方に損害が生じたとしても、一切の損害賠償義務を負わないものとする。

(解説) 本条は、反社会的勢力でないことを相互に表明して保証させ、本契約の解約事由とすることで反社会的勢力の排除を推進する趣旨です。

第28条 (損害賠償) 甲又は乙は、前条に掲げる事由、又は相手方の故意又は重大な過失により損害を被ったときは、相手方に対して被った直接損害に限り賠償請求をできるものとする。

(解説) 本条は、契約当事者が契約違反など前条に定める事由や契約相手方の故意又は重大な過失によって損害を受けた場合、直接損害に限って賠償することを定めたものです。これは、例えば 直接に生じた損害により企業に逸失利益が生じるなど間接的に生じた損害は対象から除く趣旨です。

第29条 (準拠法及び裁判管轄)

- 1 本契約の準拠法は日本法とする。
- 2 本契約に関する紛争については、〔 〕地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(解説) 本条は、大学が外国に本拠をおく企業と共同研究契約を行なうことを想定し、本契約に適用される法律が日本法であることを明示し(第1項)、本契約から生じる紛争については、双方が合意した裁判所を管轄裁判所と定めるものです。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

(甲) 〔 所在地 〕
〔 学 長 〕

(乙) 〔 所在地 〕
〔 名 称 〕
代表取締役 〔 〕

共同研究契約書(案)

[] 大学(以下、「甲」という。)と [] (以下、「乙」という。)とは、以下の研究項目に掲げる共同研究(以下、「本共同研究」という。)の実施に關し、以下のとおり契約(以下、「本契約」という。)を締結する。
(契約項目表)

1. 研究題目				
2. 研究目的				
3. 研究内容	本研究における役割			
4. 研究担当者	区分	氏名	所属・職名	派遣の有無
	甲			
乙				
5. 研究実施場所				
6. 研究期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで			
7. 研究経費の負担	区分	研究費		
	甲	[] 円		
	乙	[] 円		
	合計	[] 円		
	総額	[] 円		
8. 施設及び設備	区分	施設名称	設備名称	規格
	甲			
乙				
9. ノウハウの秘匿期間	本共同研究終了日(研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末)の翌日から起算して [] 年間			
10. 秘密保持義務の有効期間	本共同研究終了日(研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末)の翌日から起算して [] 年間			
11. 成果に関する知的財産権の帰属	甲	<ul style="list-style-type: none"> ・甲に発明者が帰属する発明(甲発明)の知的財産(甲知的財産権)の単独帰属(第13条1項) ・甲及び乙に発明者が帰属する発明(共同発明)の知的財産(共有知的財産権)の共有持分(第13条2項) 		
	乙	<ul style="list-style-type: none"> ・乙知的財産の単独帰属(第13条1項) ・甲及び乙に発明者が帰属する発明(共同発明)の知的財産の共有持分(第13条2項) 		
12. 成果に関する権限(実施権、選択権等)	甲	<ul style="list-style-type: none"> ・乙に発明者が帰属する発明(乙発明)の知的財産(乙知的財産権)の本共同研究その他研究目的での無償かつ非独占的実施(第15条2項) ・共同発明につき、本共同研究その他の研究目的での無償かつ非独占的実施(第16条1項) ・共同発明につき、第三者への実施許諾(第16条2項) 		
	乙	<ul style="list-style-type: none"> ・甲発明/甲知的財産につき①本共同研究遂行目的での無償かつ非独占的実施(第14条1項)②本共同研究遂行目的以外の目的での非独占的実施/独占的実施/譲渡の選択権(第14条2項) ・共同発明につき、本共同研究その他の研究目的での無償かつ非独占的実施(第16条1項) ・共同発明につき、第三者への実施許諾(第16条2項) ・共同発明/共有知的財産につき、本共同研究その他の研究目的以外の非独占的実施/独占的実施/譲渡の選択権(第17条) 		

(以下、余白)

第1条 (定義) 本契約において、以下の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「本研究成果」とは、本共同研究に基づき得られたもので、本共同研究の目的に關係する発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。

(2) 「知的財産権」とは、以下に掲げるものをいう。

イ 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権、商標法(昭和34年法律第127号)に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利
ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録出願により生じた権利、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利

ハ 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物(以下「プログラム等」という。)に係る著作権並びに外国における上記権利に相当する権利

ニ 秘匿することが可能な技術情報であつて、かつ、財産的価値のあるものの中から、第21条の規定に基づき特定するもの(以下「ノウハウ」という。)

(3) 「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権及び回路配置利用権の対象となるものについては創作、商標権の対象となるものについては商標並びに育成者権の対象となるものについては育成をいう。

(4) 「出願等」とは、特許権、実用新案権、商標権及び意匠権については出願、回路配置利用権については設定登録の申請、育成者権については品種登録の出願、並びに外国における上記各権利に相当する権利の申請、登録及び出願(仮出願を含む。)をいう。

(5) 「出願等費用」とは、知的財産権等の出願等に要する費用であつて、特許庁、裁判所等の機関又は甲及び乙のいずれにも所屬しない弁理士等の外部専門家に対し支払われるものをいう。

(6) 知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作物のあらゆる利用行為並びにノウハウの使用をいう。

〔(7) 「本データ」とは、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)2条所定の「個人情報」以外の情報についての電磁的記録(電子的方式、電気的方式その他の他人の近くによつては認識できない方式で作成される記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をいう。〕

〔(8) 「各当事者提供データ」とは、本契約締結前から各当事者が利用権限を有し、本共同研究の目的で提供する本データであつて、各当事者について別紙[]に示される。〕

〔(9) 「本成果データ」とは、本研究の遂行の過程で、又は、これに関して、創出され、取得又は収集される本データであつて、別紙[]に示される。〕

〔(10) 「利用権限」とは、データを利用、管理、開示、譲渡(利用許諾を含む。)又は処分することのほか、データに係る一切の権限をいう。〕

(解説) 本条は、本契約において使用される用語の定義をあらかじめまとめて規定したものです。第7号から第10号までは、共同研究のために各契約当事者から提供され又は共同研究を通じて創出されるデータの取り扱いを特に取り決める場合のみ設ける必要があり、そのような取り決めを行わない場合には、削除されるべきものです。第7号から第9号までの規定を置く場合には、別紙[]及び[]において、各データの範囲を画する必要があるとします(なお、さくくらツールでは、「各当事者提供データ」及び「本成果データ」の特定並びにそれらの利用方法について定めるための別紙例もモデル契約とは別途作成してまいりますので、必要に応じてご利用ください。)。なお、データについての契約上の取り扱いについては、経済産業省 IoT推進コンソーシアム「データの利用権限に関する契約ガイドライン」(ver1.0 平成29年5月)も必要に応じてご参照ください。

第2条 (研究題目等)

甲及び乙は、契約項目表 1. ないし 3. 記載の共同研究(以下「本共同研究」という。)を実施するものとする。

(解説) 本条は、大学と企業が行なう共同研究の内容を特定したものです。

第3条 (研究期間)

本共同研究の研究期間は、契約項目表 6. 記載の期間とする。

(解説) 本条は、共同研究の研究期間を特定したものです。

第4条 (研究担当者)

1 甲及び乙は、それぞれ、契約項目表 4. に掲げる者を本共同研究の研究担当者として本共同研究に参加させるものとする。

2 甲は、乙が希望する場合、乙の研究担当者のうち甲の研究実施場所において本共同研究に従事する者を共同研究員として受け入れるものとする。

3 甲及び乙は、相手方の同意を得た上で、第1項に定める研究担当者の変更、追加又は削減を行うことができるものとする。

(解説)

本条は、共同研究の研究担当者について規定したものです。第1項は、契約の相手方から開示される技術情報等は研究担当者のみを開示することができることとされていることから、あらかじめ特定しておく必要があるため、本共同研究の研究担当者を特定したものです。第2項は、企業の希望に応じて大学が企業側の研究担当者を、大学の施設に受け入れることを認めたものです。第3項は、大学と企業の双方の合意の下、当初、指定した共同研究者の追加や変更を認めたものです。

第5条 (研究経費の負担及び支払)

1 甲は、契約項目表 7. 記載の研究経費、乙は、契約項目表 7. 記載の研究経費〔及び研究料〕を、それぞれ負担するものとする。

2 乙は、甲が発行する請求書に定める支払期限までに研究経費〔及び研究料〕を支払うものとする。

3 乙は所定の支払期限までに研究経費〔及び研究料〕を支払わないときは、支払期日の翌日から支払った日までの日数に応じ、その未払額に年5%の割合で計算した延滞金を付加して支払わなければならない。

(解説)

本条は、研究経費の分担及び支払方法について規定したものです。第1項では、大学が予め合意した研究経費を負担し、企業があらかじめ合意した研究経費を負担することとしていきます。第2項は、大学が支払期限を記載した所定の請求書を発行し、企業が支払期限までに研究経費を支払うものとされています。第3項は、企業が請求書指定の支払期限までに支払を行わない場合は、企業は元本額の年率5%の延滞金を加算した額を大学に支払うものとしていきます。

なお、研究経費を、その性質等に応じて区別し、例えば、「研究費」と「研究料」を規定する場合もあります。その場合、それぞれの内容について誤解がないよう、当事者間で合意し、可能であれば、定義規定を置くことが望ましいです。

定義規定例)「研究費」とは、甲の施設・設備の維持・管理に必要な経常経費等を除く、謝金、旅費、設備費、研究支援者等の人件費、消耗品費及び光熱水料等の本共同研究遂行に直接的に必要な経費に相当する額、並びに甲が設ける規程により定められた本共同研究遂行に付随して間接的に必要となる経費に相当する額を合算した額に消費税及び地方消費税を加算したものをいい、「研究料」とは、共同研究員を受け入れる費用で、甲が設ける規程により定められた額に、消費税及び地方消費税を加算したものをいう。

第6条 (経理)

- 1 前条の研究経費の経理は甲が行う。
- 2 乙は本契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができる。甲は乙からの閲覧の申し出があった場合は、これに応じるものとする。ただし、当該経理書類の閲覧又は謄写により第三者の情報を開示することとなるときは、甲は、乙に対しその理由を示した上で、該部分の閲覧及び謄写を拒むことができる。

(解説)

本条は、研究費の経理について規定したものです。第1項は、研究費の経理を大学が担当することとしています。第2項は、企業から大学に対し、経理書類の閲覧申出があった場合に原則としてこれに応じることとし、例外的に開示によって第三者の情報を開示することとなる場合には、企業に対して理由を示し、当該部分の開示を拒否することができます。

第7条 (研究経費により取得した設備等)

契約項目表7. 記載の研究経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

(解説)

本条は、研究経費によって購入した設備は大学に帰属することを定めたものである。

第8条 (施設及び設備の提供等)

- 1 甲及び乙は、契約項目表8.に掲げる自己の施設・設備を本共同研究の用に供するものとする。
- 2 甲は、本共同研究の用に供するため、乙から契約項目表8.に掲げる乙の所有に係る設備を乙の同意を得て無償で受け入れ、共同で使用するものとする。この場合、甲乙の合意により当該設備の所有権を無償で甲に移転できるものとする。なお、甲は乙から受け入れた設備について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。
- 3 前項に規定する設備の搬入、据付け、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

(解説)

本条は、契約当事者による施設や設備等の提供について定めたものです。第1項は、予め特定した施設・設備を共同研究に使用できる状態にすることを定めています。第2項は、大学と企業が合意した設備を大学に搬入して共同で使用することを定めたものです。当該設備の所有権を当事者間の合意により、大学に移すこともできるものとしていきます。大学は、搬入を受けた設備を、善良なる管理者の注意義務をもって保管しなければなりません。第3項は、企業の設備の搬入や据付に関する費用は企業が負担すると定めたものです。

第9条 (研究の中止又は期間の延長)

- 1 甲及び乙は、天災その他やむを得ない事由があるときは、相手方と協議した上で、本共同研究を中止し、又は当該協議により相手方との間で合意した場合には本共同研究の研究期間を延長することができる。この場合において、甲及び乙は、相手方に対し、中止又は期間延長の責めを負わないものとする。
- 2 甲は、甲の研究担当者等の退職又は他機関への異動により、本共同研究の実施の継続が困難になったと認められるときは、乙と協議した上で、本共同研究を中止することができる。この場合において、甲は、乙に対し、中止の責めを負わないものとする。
- 3 甲及び乙は、本共同研究の研究期間の延長により、第5条の規定により乙から甲に対し納入された本研究経費に不足が生じ、又は不足が生じるおそれがあるときは、本共同研究の継続の可否について協議するものとする。この場合において、乙が、当該不足額の追加負担をしないときは、甲は、乙との協議の結果を踏まえ、本共同研究を中止することができる。

(解説) 本条は、災害などやむを得ない事由による共同研究の中止や期間の延長を行なう場合について規定しています。第1項では、災害等の事由により共同研究の履行が困難となった場合には、当事者間で協議した上で、共同研究を中止するか、共同研究期間を延長することと定めており、この場合には、大学と企業に中止や期間延長によって生じた損害や費用を負担しないものとしていきます。第2項では、共同研究を担当していた共同研究担当者が大学を退職したり、他の研究機関に異動したりした場合にも、当事者の協議によって本共同研究を中止することができる旨を定めています。第3項は、第1項の研究期間を延長することによって、研究経費が不足した場合には、本共同研究の継続について改めて協議し、企業が、追加費用に負担をしない場合には、本共同研究を中止することができる旨を定めています。

第10条 (研究の終了) 本共同研究は、以下のいずれかの事由が生じた時点において、終了するものとする。

- (1) 契約項目表6. 記載の研究期間が満了した場合
- (2) 研究期間満了前に共同研究が完了した場合
- (3) 第26条により、本契約が解除された場合
- (4) 甲及び乙が本共同研究の終了を合意した場合

(解説) 本条は、本共同研究が終了する事由を例示しています。共同研究期間が満了した場合(第1号)、研究期間満了前に本共同研究が完了した場合(第2号)、本契約が解除された場合(第3号)、大学及び企業が本共同研究を終了させることを双方合意した場合(第4号)を定めています。

第11条 (研究の中止に伴う研究経費の取扱) 第9条(研究の中止又は期間の延長)の規定又は本契約の解除により、本共同研究を中止した場合において、第5条の規定により支払われた研究経費の額に不用が生じた場合は、乙は、甲に不用となった額の返還を請求できる。

(解説) 本条は、本共同研究の中止により、不用となった研究経費を企業が返金請求しうることを定めた規定です。さらに、予定通りに共同研究が終了した場合に残った研究経費の返金を請求する権利を企業に認める条項を定めることもできます。

第12条 (研究の終了に伴う実績報告書の作成) 甲及び乙は、双方協力して、本共同研究の実施期間中に得られた本研究成果についての報告書を作成することを定めたものである。報告書は、本共同研究終了の翌日から [] 日以内にとりまとめるものとする。

(解説) 本条は、本共同研究終了後、一定期間内に、大学と企業が協力して、本研究成果についての報告書を作成することを定めたものである。

第13条 (知的財産権の帰属)

1 本共同研究に伴い得られた発明等 (以下「本発明等」という。) に関する知的財産権 (以下「本知的財産権」という。) は、本発明等の発明者が所属する当事者にそれぞれ帰属するものとする (以下、発明者が甲にのみ帰属する発明等を「甲発明等」といい、甲発明等に関する知的財産権を「甲知的財産権」という。また、発明者が乙にのみ帰属する発明等を「乙発明等」といい、乙発明等に関する知的財産権を「乙知的財産権」という。)

2 本発明等の共同発明者が甲及び乙にそれぞれ1人以上所属している発明等 (以下「共同発明等」という。) に関する知的財産権 (以下「共有知的財産権」という。) は甲乙の共有とする。

3 甲は、甲知的財産権及び共有知的財産権について、乙は、乙知的財産権及び共有知的財産権について、それぞれの規則等により、当該発明等を得た研究担当者等から、当該発明等に関する知的財産権の承継を受けるものとする。

(解説) 本条は、本共同研究に伴って得られた発明等 (以下「本発明等」といいます。) に関する知的財産権につき、発明者の属する当事者に帰属すると定めたものです。当該発明等の発明者が大学又は企業のいずれかのみに所属している場合は、発明者が所属している大学又は企業が知的財産権が単独で帰属することになります (第1項)。他方で、共同発明の場合、共同発明者が大学及び企業に各1名以上所属している場合には、当該知的財産権は大学と企業との共有とすることとしていきます (第2項) 大学及び企業は上記取り決めに従い、研究担当者等から知的財産権を承継する義務を負います (第3項)。

第14条 (甲発明等の取扱い)

- 1 甲は、甲発明等を研究目的で実施及び第三者に実施許諾できるものとする。ただし、第21条に定めるノウハウ秘密義務及び第22条に定める秘密保持義務を遵守するものとする。
- 2 甲は、乙に対し、本共同研究を遂行する目的で、甲発明等を無償で非独占的に実施することを許諾する。
- 3 乙は、甲発明等及び甲知的財産権につき、[出願等前まで/出願等後 [] か月以内] に下記 (1) から (3) のいずれかを選択できるものとする。
 - (1) 甲発明等を、本共同研究を遂行する目的以外の目的で [有償/無償] で非独占的に実施する権利
 - (2) 甲発明等を [有償/無償] で独占的に実施する権利
 - (3) 甲知的財産権を有償で譲り受ける権利
- 4 乙が第3項(1)又は(2)の選択権を行使することにより発生することこの実施権が有償とされる場合、乙が甲に支払う実施料その他の許諾条件は、甲乙協議の上で定める。

5 乙が、第3項 (3) に基づく有償譲受権を行使した場合、乙は甲に対し、甲乙で別途合意する譲渡対価を支払うものとする。

6 乙は、第3項の規定に基づき行った選択について、甲の事前の書面による同意を得て、同項に定める他の選択に変更することができる。ただし、甲は、乙より当該同意を求められたときは、正当な理由なく、当該同意を留保しないものとする。

(解説) 本条は、前条に従って大学に帰属するとされた知的財産の取扱及び企業側の選択権について定めたものです。(なお、以下「A/B」と記載のある箇所はA又はBを合意により選択することが出来るという規定です)

第1項は、大学が、大学に知的財産権が帰属する発明等を研究目的で実施及び第三者に実施許諾することを認めています。ただし、発明等の実施にあたっては、本契約で定めるノウハウ秘密義務及び秘密保持義務に違反しないように留意する必要があります。

第2項は、大学が企業に対し、大学に知的財産権が帰属する発明等を、本共同研究を遂行する目的の範囲内で、無償で非独占的に実施することを許諾することと定めています。これは、本共同研究を遂行する上で、知的財産権が譲渡とならないように定めたものです。

第3項の趣旨は、第13条に基づいて大学に知的財産権が帰属するとされた発明等についても、企業側の実施や知的財産権の譲渡を受ける権利を認めることで、実態に応じた柔軟な対応を可能にすることにあります。

上記の第3項の文例では、企業に対して、一定期間内 (例として [出願等前まで/出願等後 [] か月以内]) に、①第2項で認められている本共同研究遂行目的以外の目的で大学に知的財産権が帰属する発明等は無償又は有償で非独占的に実施する権利 (1号) ②大学に知的財産権が帰属する発明等は無償又は有償で、独占的に実施する権利 (2号) ③大学に帰属する知的財産権を有償で譲り受ける権利 (3号) の3種類のいずれかを選択して行使できる権利を認めています。

1号及び2号の「無償/有償」の部分は、この契約段階でどちらかを選択して合意します。有償で合意した場合、その実施料の金額等は第4項により、別途協議して定めることとしていきます。

さらに、第3項に定める企業に対する実施権付与や権利譲渡の定め方には、様々なバリエーションが可能です。①選択権行使の「一定期間」として例示以外の別の期間を定めたり、②期間ではなく、甲が第三者への実施許諾をしない場合に選択権行使できることとしたり、③選択肢として、このうちの1種類だけを定めたり、④実施権付与期間を●年間と限定したり、⑤3号の譲渡を「譲渡の優先交渉権」するなど、事案に応じて、当該権利の活用に適した形を交渉して決めることができます。

なお、第1号及び第2号について、実施許諾が第三者への再許諾の権限まで含むか否かは当事者間の協議によって決定すべきこととなります。

また、第3号については、企業側が譲渡権を行使した場合には、具体的譲渡対価は第17条2項で協議の上、決定するとしても、企業の大学に対する特許移転登録請求権 (特許出願については名義書換え請求権) 等は譲渡権の行使によって生じるものと解され得ることは注意が必要です。大学が知的財産の譲渡を予定していない場合には、第3号を削除 (関連する第17条第2項等の修正を含む。) するなど適宜契約書を修正することが必要です。

第4項は、共同研究契約の締結時点で、企業が第3項(1)又は(2)の選択権を行使した際の具体的な実施料等について合意することが難しい場合を想定し、研究成果に関する特許出願等の際など、将来に当事者間で協議して、実施料等の条件について定めることとするものです。共同研究契約の締結時点で具体的な実施料等について合意できる場合は、以下の①～⑤のいずれかとすることが考えられます(類型0～3の第17条の解説と同じ)。

- ① 大学と企業で定める利用許諾料率による支払
- ② まとまった一時金の支払
- ③ 大学と企業で定める研究段階ごとの一時金の支払
- ④ 上記①から③の組み合わせ
- ⑤ 無償

上記に係る具体的な規定例は次のとおりです。

- ① 毎年 [] 月 [] 日から [] 月 [] 日までのそれぞれ [] 月間に販売した本知的財産権を用いた製品の「正味販売価格」の [] % の実施料を、それぞれ [] 月 [] 日及び [] 月 [] 日より [] 日以内に [(n)現金/(m)相当額の新株予約権の付与] にて支払うものとする。
- ② 本契約の締結から [] 日以内に [] 円を現金にて支払うものとする。
- ③ 下記研究段階ごとに下記実施料を [(n)現金/(m)相当額の新株予約権の付与] にて支払うものとする。
- (1) [研究段階1] 完了後 [] 日以内に [] 円
 - (2) [研究段階2] 完了後 [] 日以内に [] 円
 - (3) [研究段階3] 完了後 [] 日以内に [] 円
- ④ 以下のとおり、[(n)現金/(m)相当額の新株予約権の付与] にて支払うものとする。
- (1) 本契約の締結から [] 日以内に [] 円
 - (2) [研究段階1] 完了後 [] 日以内に [] 円
 - (3) [研究段階2] 完了後 [] 日以内に [] 円
 - (4) [研究段階3] 完了後 [] 日以内に [] 円
 - (5) 毎年 [] 月 [] 日から [] 月 [] 日までのそれぞれ [] 月間に販売した本知的財産権を用いた製品の「正味販売価格」の [] % の実施料を、それぞれ [] 月 [] 日及び [] 月 [] 日より [] 日以内に [] 円以内
- ⑤ 無償とする。

第5項は、企業が第3項(3)に基づき、大学に帰属する知的財産権を有償で取得する選択権を行使した場合、企業が大学と合意した譲渡対価を大学に支払うとしたものです。譲渡対価を定めるにあたっては、利用許諾料と同様に、大学における長期的な研究計画や企業による知的財産の利用可能性等を踏まえ、支払額や支払方法について柔軟に協議にすることが想定されています。

第6項は、企業が前項で行なった選択を大学からの書面による同意を得て変更することができる旨を定めた規定です。

第15条 (乙発明等の取扱い)

- 1 乙は、乙発明等を自己のために実施及び第三者に実施許諾できるとする。ただし、第21条に定めるノウハウ秘匿義務及び第22条に定める秘密保持義務を遵守するものとする。
- 2 乙は、甲に対し、乙発明等を、本共同研究その他研究その他研究目的で、無償で非独占的に実施することを許諾する。

(解説)

本条は、第13条に従って、知的財産権が企業に帰属することとなった発明等の取扱いについて定めたものです。

第1項は、企業が、知的財産権が企業に帰属する本発明等を自ら実施することを認めています。ただし、本契約で定めるノウハウ秘匿義務及び秘密保持義務に違反しないように留意することは大学と同様です。

第2項は、企業が大学に対し、知的財産権が企業に帰属する本発明等を、本共同研究を遂行する目的の範囲内で、無償で非独占的に実施することを許諾することと定めています。これは、前条同様本共同研究を遂行する上で、知的財産権が障害とならないように定めたものです。

第16条 (共同発明等の取扱い)

- 1 甲及び乙は、それぞれ、共同発明等につき、本共同研究その他の研究目的で、無償で非独占的に実施することができる。
- 2 甲及び乙は、相互に、共同発明を第三者に実施許諾することを包括的に許諾する。
- 3 甲及び乙は、共同発明等を第三者に実施許諾し、実施料を受領した場合、その[50%]を、相手方に支払うものとする。

(解説)

本条は、第13条に従って、知的財産権が大学と企業との共有に属することとなった共同発明等及び共有知的財産権の取扱い及び企業側の選択権について定めたものです。

第1項は、大学及び企業が相互に、共同発明等を無償で非独占的に実施することを認めています。

第2項は、大学又は企業が、共同発明等の実施を第三者に許諾することを事前に包括的に許諾しています。

第3項は、大学又は企業が第三者に共同発明等の実施を許諾した場合に、許諾料の一部を相手方に分配するものとした規定です。

第17条 (共同発明等の取扱い—乙の選択権)

- 1 乙は、共有知的財産権につき、[出願等まで/出願等後 [] か月以内] に下記(1)から(2)のいずれかを選択できるものとする。
 - (1) 共同発明等を、[有償/無償] で独占的に実施する権利
 - (2) 共有知的財産権を有償で譲り受ける権利
- 2 乙が第1項(1)又は(2)の選択権を行使することにより発生するこの実施権が有償とされる場合、乙が甲に支払う実施料その他の許諾条件は、甲乙協議の上で定める。
- 3 乙が、第1項(2)に基づき有償譲受権を行使した場合、乙は甲に対し、甲乙で別途合意する譲渡対価を支払うものとする。
- 4 乙は、前項の規定に基づき行なった選択について、甲の事前の書面による同意を得て、同項に定める他の選択に変更することができる。ただし、甲は、乙より当該同意を求められたときは、正当な理由なく、当該同意を留保しないものとする。

(解説)

第1項の趣旨は、第13条に基づいて大学に知的財産権が帰属する共有とされた発明等についても、企業側に発明等の独占的実施や知的財産権の譲渡を受ける権利を認めることで、実態に応じた柔軟な対応を可能にすることにあります。

上記第1項の文例では、企業に対して、一定期間内(例として「出願等前まで」/出願等後〔 〕か月以内)に、①共同発明等を無償又は有償で、独占的に実施する権利(1号) ②共有知的財産権を有償で譲り受ける権利(2号)を選択する権利を認めたもので、1号の「無償/有償」の部分は、この契約段階でどちらかを優先して合意したもので、有償で合意した場合、その実施料の金額等は第2項により、別途協議して定めることとしています。

さらに、第1項に定める企業に対する実施権付与や権利譲渡の定め方には、様々なバリエーションが可能です。①選択権行使の「一定期間」として例示以外の別の期間を定めたり、②期間ではなく、甲が第三者への実施許諾をしない場合に選択権行使できることとしたり、③選択肢として、このうちの1種類だけを定めたり、④実施権付与期間を●年間で限定したり、⑤2号の譲渡を「譲渡の優先交渉権」するなど、事案に応じて、当該権利の活用に適した形を交渉して定めることができます。

第1号については、第14条3項1号2号と同様に、実施許諾が第三者への再許諾の権限まで含むか否かは当事者間の協議によって決定すべきこととなります。

また、第2号についても、第14条3項3号と同様に、企業側が譲渡権を行使した場合には、具体的な譲渡対価は第17条3項で協議の上、決定するとしても、企業の大学に対する特許移転登録請求権(特許出願については名義書換え請求権)等は譲渡権の行使によって生じるものと解され得ることに注意が必要です。大学が知的財産の持分譲渡を予定していない場合には、第3号を削除(関連する第17条第3項等の削除、修正等を含む)するなど適宜契約書を修正することが必要です。また、事情に応じて譲渡権を優先交渉権に変更することも可能です。

第4項は、企業が前項で行なった選択を大学からの書面による同意を得て変更することができます旨を定めた規定です。

第18条 (知的財産権の出願等)

本知的財産権の出願は、

- 以下のとおりとする。
- (1) 甲知的財産権については、甲が単独で出願する。
 - (2) 乙知的財産権については、乙が単独で出願する。
 - (3) 共有知的財産権については、甲および乙が共同で出願する。

(解説) 本条は、本共同研究に伴い得られた発明等に関する知的財産権の出願について規定したものです。第13条によって、大学に帰属するとされた知的財産権については、大学が単独で出願手続を行なうこととし(第1号)、企業に帰属するとされた知的財産権については、企業が単独で出願手続を行なうこととし(第2号)、共有に属するとされた知的財産権については、大学と企業が共同で出願手続を行なうこととしています(第3号)。なお、本条は、原則的な取り扱いを規定したものであり、大学と企業との合意によってこれと異なる取り扱いをすることは何ら妨げられません。大学と企業がそれぞれ有する出願手続のノウハウや予算等に応じて柔軟に定めることが想定されています。

第19条 (外国における出願等)

本知的財産権の外国における出願については、前条に準

(解説) 本条は、外国における知的財産権の出願について、前条の規定と同様に、大学に帰属する知的財産権は大学が単独で、企業に帰属する知的財産権は企業が単独で、共有に帰属する知的財産権は、大学と企業が共同で出願すると規定しています。なお、本条も前条と同様に原則的な取り扱いを規定したものであり、大学と企業が協議し、実態に応じて、柔軟に定めることが想定されています。

第20条 (出願等費用)

前2条の出願に関する出願等費用の負担は、以下のとおりとする。

- (1) 甲知的財産権については、甲発明等を、乙が非独占的に実施している場合には〔①甲が②甲及び乙が共同して〕負担する。
- (2) 甲知的財産権については、甲発明等を、乙が独占的に実施している場合には、乙が単独で負担する。
- (3) 乙知的財産権については、乙が負担するものとする。
- (4) 共有知的財産権については、甲乙が協議して決定する。

(解説)

本条は、前2条に規定する出願手続の費用負担について、知的財産権の帰属と企業による利用形態という2つの観点に応じて規定したものです。まず、第1号は、知的財産が大学に帰属する発明等を企業が非独占的に実施している場合について、①大学が負担するか、または、②大学と企業が共同して出願等費用を負担するか、どちらかを選択して合意することを想定しています。②の出願等費用を共同して負担する場合、その負担割合は、利用許諾が有償か無償か、有償である場合の利用許諾料、大学の権利管理ノウハウ及び予算、企業が利用する必要性等の観点から、実態に応じて柔軟に定めることを想定しています。

第2号は、知的財産が大学に帰属する発明等を企業が独占的に実施している場合には、出願等費用は、企業が単独で負担することとしています。

第3号は、企業に帰属する知的財産権の出願等費用は、企業が単独で負担することとしています。

第4号は、大学と企業の共有に属する知的財産権の出願費用等については、企業と大学が協議して負担を決定することとしています。

本条についても、あくまで原則的な取り扱いの例を提示したものですので、大学と企業との間で知的財産権ごとに異なる取り扱いをすることは何ら妨げられません。

第21条（ノウハウ及びプログラム、データ等）

- 1 本共同研究の結果、ノウハウに該当するものが生じた場合は、相手方に速やかに通知し、書面にて特定するものとする。
- 2 特定されたノウハウは、特定の日から契約項目表 9.記載の期間まで、秘密として保持し、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示してはならない。
- 3 特定されたノウハウ及び本共同研究から生じたプログラム等の取り扱いについては、第13条から第20条に定める知的財産権の取り扱いに準じ、甲乙別途協議の上決定するものとする。

〔解説〕 本条は、本共同研究の実施にあたって相手方から開示等を受けた技術上、営業上の情報を、原則として、研究担当者以外に開示せず、秘密として保持する旨を定めたものである。但し書きで、相手方から開示等を受けた情報であっても秘密保持義務を負わないものの例外を定めている。

第2項は、情報の重要性に鑑み、相手方から開示を受けた情報を、本共同研究以外の目的に使用してはならない旨を定めている。ただし、事前に相手方の書面による同意を得た場合には、本共同研究目的以外の目的で開示等された情報を使用することを認めている。

第3項は、秘密保持義務が長期にわたる場合には、双方の活動に過度の制約が生じることとなり、短縮したりすることを認めています。但し書きにおいて個別の事情に応じて、期間を延長したり、短縮したりすることを認めています。3年から5年程度の期間で合意する場合は多いようですが、技術分野により異なり、化学分野等は比較的長めです。

〔解説〕 本条は、共同研究から生じたノウハウ及びプログラムの取扱について規定したものです。

ノウハウは、特許等と異なり、その範囲が一義的には明確でないため、第1項は、ノウハウが生じた場合に、速やかに相手方に通知し、範囲を特定することと定めています。第2項は、前項で特定されたノウハウを秘密として取り扱い、契約相手方の事前の書面による承諾なくして、第三者に開示することを禁止しています。

第3項は、特定されたノウハウ及び本共同研究から生じるプログラムの帰属や利用について、原則として、第13条以下の取り扱いに準じ、大学と企業が別途協議の上、決定することとしています。本条についても、ノウハウ及びプログラムの内容及び性質に応じて、大学と企業との間で異なる取り扱いをすることを妨げるものではなく、実態に応じた柔軟な取り扱いが想定されています。

第4項は、第1条第8号及び第9号で特定したデータの利用方法についての定めです。契約当事者が共同研究のために提供したデータについては、当該契約当事者が利用権を有し、共同研究の成果として創出されたデータについては、データ毎に取り扱い方法を定めることとされています（特定の定めがなければ、共同研究の目的に限り使用することができま）。また、一般的に、データについては内容の正確性等について保証することが困難であるため、正確性等の不保証も定めています。なお、データの取り扱いを定める本項を設けるかどうかは、選択的なものと位置づけられています。

第22条（秘密保持）

- 1 甲及び乙は、本共同研究の実施に当たり、相手方より開示又は提供を受けた技術上及び営業上的一切の情報のうち、提供又は開示の際に相手方より秘密である旨の表示が明記され、又は口頭で開示された開示に際し秘密である旨明示され開示後30日以内に書面で相手方に対して通知されたもの（以下「秘密情報」という。）について、第4条で指定する研究担当者以外に開示・漏洩してはならない。甲及び乙は、相手方より開示を受けた情報に関する秘密について、当該研究担当者とその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該研究担当者に対し負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- (1) 開示又は提供を受けた際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- (2) 開示又は提供を受けた際、既に公知となっている情報
- (3) 開示又は提供を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容

- (5) 相手方から開示又は提供された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報

(6) 書面により事前に相手方の同意を得たもの

- 2 甲及び乙は、秘密情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。
- 3 前2項の有効期間は、第3条の本共同研究開始の日から契約項目表10.記載の期間までとする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

〔解説〕 本条は、本共同研究の実施にあたって相手方から開示等を受けた技術上、営業上の情報を、原則として、研究担当者以外に開示せず、秘密として保持する旨を定めたものである。但し書きで、相手方から開示等を受けた情報であっても秘密保持義務を負わないものの例外を定めている。

第2項は、情報の重要性に鑑み、相手方から開示を受けた情報を、本共同研究以外の目的に使用してはならない旨を定めています。ただし、事前に相手方の書面による同意を得た場合には、本共同研究目的以外の目的で開示等された情報を使用することを認めています。

第3項は、秘密保持義務が長期にわたる場合には、双方の活動に過度の制約が生じることとなり、短縮したりすることを認めています。但し書きにおいて個別の事情に応じて、期間を延長したり、短縮したりすることを認めています。3年から5年程度の期間で合意する場合は多いようですが、技術分野により異なり、化学分野等は比較的長めです。

第23条（本研究成果の公表）

- 1 本研究成果は原則として、公表する。ただし、公表に当たっては、第21条のノウハウ秘密義務及び第22条の秘密保持義務を遵守するものとする。
- 2 甲は、公表の〔 〕日までに、公表の目的・場所及び内容を、書面にて乙に通知する。
- 3 乙は、公表により、乙の利益が著しく害されるおそれがあると判断した場合、前項の通知を受領してから〔 〕日以内に甲に書面にてその旨を通知し、甲は乙と協議の上、公表範囲及び方法を決定するものとする。
- 4 本共同研究終了日の翌日から起算して〔 〕年間を経過した後は、甲は、第21条のノウハウ秘密義務及び第22条の秘密保持義務を遵守した上で、乙に対する通知を行うことなく、本研究成果の公表を行うことができるとする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。
- 5 甲及び乙は、事前に書面による相手方の同意を得たときは、本研究成果の発表又は公開若しくは公表を行う際に、当該本研究成果が本共同研究において得られたものである旨を表示することができる。

〔解説〕 本条は、大学の社会的使命から、研究成果を広く社会に公表することを原則としつつ、当事者の利益に配慮した規定を設けています。第1項は、公表が原則であることを明示しつつ、但し書きにおいて、特定されたノウハウ秘密義務や秘密保持義務を遵守することを定めて、相手方の利益に配慮しています。第2項から第4項は、公表にあたっての具体的な手続を定めています。まず、第2項は、大学が、公表の目的・内容を、事前に時間的余裕をもって書面で企業に通知することを定めています。第3項は、企業が第2項の通知の内容に基づき、自社の利益が著しく害されるおそれがあると判断した場合には、第2項の通知を参照し、一定期間内にその旨を大学側に書面で通知することとし、その上で大学と企業が協議して、公表範囲及び方法を決定することとしています。

第4項は、大学の自由な研究活動及び自由な研究発表の観点から、共同研究を終了して

から一定期間が経過している研究成果については、企業に対する通知を行なうことなく、公表することを認めています。ただし、大学と企業との協議に基づき、本項の期間を延長又は短縮することもができるため、研究成果の重要性や企業の利益が害される蓋然性など具体的な事情に応じて、柔軟に対応することが想定されています。

第5項は、研究成果の公表にあたって、相手方の事前の書面の同意を得た場合には、共同研究により得られた研究成果であることを表示することができるとしています。

第24条 (譲渡禁止) 甲及び乙は、事前に書面による相手方の同意を得ることなく、第三者に対し、本契約上の地位又は本契約から生じる権利若しくは義務を譲渡してはならない。なお、合併又は本契約の目的に係る事業の全部若しくは一部の譲渡を原因とするかを否かを問わない。

(解説) 本条は、共同研究における相手方の個性を重視し、事前に相手方の書面による同意がない限り、第三者に対して本契約の契約上の地位や契約上生じる権利若しくは義務を譲渡することを制限したものです。企業側の事業譲渡や合併による場合でも同様としています。

第25条 (有効期間)

- 1 本契約の有効期間は、本共同研究の研究期間と同一とする。
- 2 本契約の失効後も、第21条、第22条、第28条、第29条の規定は、有効に存続する。

(解説)

本条は、本契約の有効期間を定めており、第1項は、本契約の有効期間は、本共同研究の研究期間と同一と規定しています。他方で、ノウハウ秘匿義務(第21条)、秘密保持義務(第22条)、損害賠償(第28条)、準拠法及び裁判管轄(第29条)の規定については、本共同研究が終了した後も、効力を存続させています。このように、契約書においては、何についての有効期間をどのように定めているか、注意しましょう。

第26条 (解除)

- 1 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後[]日以内にかかる事態が是正されない場合は、直ちに本契約を解除することができるものとする。
 - (1) 相手方が本契約の締結又は履行に関し、不正又は不当な行為をしたとき
 - (2) 相手方が本契約に違反したとき
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続の申立てをし、又は申立てを受けた場合
 - (2) 銀行取引停止処分を受け、又は支払い停止に陥った場合
 - (3) 仮差押命令を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

(解説) 本条では、本共同契約を解除するための解除原因及び手続について定めています。第1項は、契約の締結又は履行において、一方当事者が違法行為を含む不正行為や不当行為をした場合や契約に違反した場合に、一定の期間を定めて是正を促し、当該期間内に是正されない場合には、契約を解除することを認めています。第2項は、大学に対し、企業が倒産手続等に陥った場合に、ただちに本契約を解除する権

利を認めたものです。

第27条 (反社会的勢力の排除)

1 甲及び乙(法人の場合)は、その役員又は使用人を含む。は、相手方に対し、次の各号の事項を表明し、保証する。

① 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなつたときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標榜ゴロ、特殊な能力集団その他これらに準ずる者(以下、総称して「反社会的勢力」という。)に該当しないこと。

② 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結する者でないこと。

③ 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は相手方の信用を毀損する行為

2 甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当した場合は、相手方は、何らの催告なしに本契約を解約することができる。

① 前項①の確約に反する申告をしたことが判明した場合

② 前項②の確約に反し契約をしたことが判明した場合

③ 前項③の確約に反する行為をした場合

3 甲又は乙は、前項により本契約を解約したことにより相手方に損害が生じたとしても、一切の損害賠償義務を負わないものとする。

(解説) 本条は、反社会的勢力でないことを相互に表明して保証させ、本契約の解約事由とすることで反社会的勢力の排除を推進する趣旨です。

第28条 (損害賠償) 甲又は乙は、前条に掲げる事由、又は相手方の故意又は重大な過失により損害等を被ったときは、相手方に対して被った直接損害に限り賠償請求をできるものとする。

(解説) 本条は、契約当事者が契約違反など前条に定める事由や契約相手方の故意又は重大な過失によって損害を受けた場合、直接損害に限って賠償することを定めたものです。これは、例えば 直接に生じた損害により企業に逸失利益が生じるなど間接的に生じた損害は対象から除く趣旨です。

第29条 (準拠法及び裁判管轄)

- 1 本契約の準拠法は日本法とする。
- 2 本契約に関する紛争については、[] 地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(解説) 本条は、大学が外国に本拠をおく企業と共同研究契約を行なうことを想定し、本契約に適用される法律が日本法であることを明示し(第1項)、本契約から生じる紛争については、双方が合意した裁判所を管轄裁判所と定めるものです。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するもの

とする。

共同研究契約書(案)

平成 年 月 日
 (甲) [所在地] [学 長] []
 (乙) [所在地] [代表取締役] []

[] 大学 (以下、「甲」という。)と [] (以下、「乙」という。)とは、以下の研究項目に掲げる共同研究 (以下、「本共同研究」という。)の実施に関し、以下のとおり契約 (以下、「本契約」という。)を締結する。
 (契約項目表)

1. 研究題目										
2. 研究目的										
3. 研究内容	区分	氏名	所属・職名	本研究における役割						
	甲									
4. 研究担当者	乙			派遣の有無						
5. 研究実施場所										
6. 研究期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで									
	区分	研究費	研究料							
	甲	[] 円	—							
	乙	[] 円	[] 円							
	合計	[] 円	[] 円							
7. 研究経費の負担	総額	[] 円								
	区分	施設の名称	設備名称	規格	数量					
	甲									
乙										
8. 施設及び設備										
9. ノウハウの秘匿期間	本共同研究終了日 (研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末) の翌日から起算して [] 年間									
10. 秘密保持義務の有効期間	本共同研究終了日 (研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末) の翌日から起算して [] 年間									
	甲	<ul style="list-style-type: none"> 甲及び乙に発明者が帰属する発明 (共同発明) の知的財産 (共有知的財産権) の共有持分 (第13条2項) 甲に発明者が帰属する発明 (甲発明) の知的財産 (甲知的財産権) の単独帰属 (第13条1項) 								
11. 成果に関する知的財産権の帰属	乙	<ul style="list-style-type: none"> 乙知的財産の単独帰属 (第13条1項) 甲及び乙に発明者が帰属する発明 (共同発明) の知的財産の共有持分 (第13条2項) 								
	甲	<ul style="list-style-type: none"> 乙に発明者が帰属する発明 (乙発明) の知的財産 (乙知的財産権) の本共同研究その他研究目的での無償かつ非独占的実施 (第15条2項) 共同発明につき、本共同研究その他の研究目的での無償かつ非独占的実施 (第16条1項) 共同発明につき、第三者への実施許諾 (第16条2項) 								
12. 成果に関する権限 (実施権、選択権等)										

乙	<ul style="list-style-type: none"> ・ 甲発明／甲知的財産につき①本共同研究遂行目的での無償かつ非独占的実施（第14条1項）②本共同研究遂行目的の以外の目的での非独占的実施／独占的実施／譲渡の選択権（第14条2項） ・ 共同発明につき、本共同研究その他の研究目的での無償かつ非独占的実施（第16条1項） ・ 共同発明につき、第三者への実施許諾（第16条2項） ・ 共同発明／共有知的財産につき、本共同研究その他の研究目的の非独占的実施／独占的実施／譲渡の選択権（第17条）
---	---

(以下、余白)

第1条（定義）

本契約において、以下の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「本研究成果」とは、本共同研究に基づき得られたもので、本共同研究の目的に係る発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。
- (2) 「知的財産権」とは、以下に掲げるものをいう。
 - イ 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権、商標法(昭和34年法律第127号)に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利
 - ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録出願により生じた権利、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利
 - ハ 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物(以下「プログラム等」という。)に係る著作権並びに外国における上記権利に相当する権利
 - ニ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、第21条の規定に基づき特定するもの(以下「ノウハウ」という。)
 - (3) 「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権及び回路配置利用権の対象となるものについては創作、商標権の対象となるものについては商標並びに育成者権の対象となるものについては育成をいう。
 - (4) 「出願等」とは、特許権、実用新案権、商標権及び意匠権については出願、回路配置利用権については設定登録の申請、育成者権については品種登録の出願、並びに外国における上記各権利に相当する権利の申請、登録及び出願(仮出願を含む。)をいう。
 - (5) 「出願等費用」とは、知的財産権等の出願等に要する費用であって、特許庁、裁判所等の機関又は甲及び乙のいずれにも所属しない弁理士等の外部専門家に対し支払われるものをいう。
 - (6) 知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作物のあらゆる利用行為並びにノウハウの使用をいう。
 - 〔(7)「本データ」とは、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)2条所定の「個人情報」以外の情報についての電磁的記録(電子的方式、電気的方式その他の他人の近くによつては認識できない方式で作成される記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をいう。〕
 - 〔(8)「各当事者提供データ」とは、本契約締結前から各当事者が利用権限を有し、本共同研究の目的で提供する本データであつて、各当事者について別紙[1]に示される。〕
 - 〔(9)「本成果データ」とは、本研究の遂行の過程で、又は、これに関して、創出され、取得又は収集される本データであつて、別紙[2]に示される。〕
 - 〔(10)「利用権限」とは、データを利用、管理、開示、譲渡(利用許諾を含む。)又は処分することのほか、データに係る一切の権限をいう。〕

(解説)

本条は、本契約において使用される用語の定義をあらかじめまとめ規定したものです。第7号から第10号までは、共同研究のために各契約当事者から提供され又は共同研究を通じて創出されるデータの取り扱いを特に定める場合のみ設ける必要があり、そのような取り決めを行わない場合には、削除されるべきものです。第7号から第9号までの規定を置く

場合には、別紙H及びH2Iにおいて、各データの範囲を画する必要がある（なお、さくらツールでは、「各当事者提供データ」及び「本成果データ」の特定並びにそれらの利用方法について定めるための別紙例もモデル契約とは別途作成していますので、必要に応じてご利用ください。）。なお、データについての契約上の取り扱いについては、経済産業省IoT推進コンソーシアム「データの利用権限に関する契約ガイドライン」(ver1.0 平成29年5月)も必要に応じてご参照ください。

第2条 (研究題目等)

甲及び乙は、契約項目表 1. ないし 3. 記載の共同研究（以下「本共同研究」という。）を実施するものとする。

(解説)

本条は、大学と企業が行なう共同研究の内容を特定したものです。

第3条 (研究期間)

本共同研究の研究期間は、契約項目表 6. 記載の期間とする。

(解説)

本条は、共同研究の研究期間を特定したものです。

第4条 (研究担当者)

- 1 甲及び乙は、それぞれ、契約項目表 4. に掲げる者を本共同研究の研究担当者として本共同研究に参加させるものとする。
- 2 甲は、乙が希望する場合、乙の研究担当者のうち甲の研究実施場所において本共同研究に従事する者を共同研究員として受け入れるものとする。
- 3 甲及び乙は、相手方の同意を得た上で、第1項に定める研究担当者の変更、追加又は削減を行うことができるものとする。

(解説)

本条は、共同研究の研究担当者について規定したものです。第1項は、契約の相手方から開示される技術情報等は研究担当者のみが開示することができるとされていることから、あらかじめ特定しておく必要があるため、本共同研究の研究担当者を特定したものです。第2項は、企業の希望に応じて大学が企業側の研究担当者を、大学の施設に受け入れることを認めたものです。第3項は、大学と企業の双方の合意の下、当初、指定した共同研究者の追加や変更を認めたものです。

第5条 (研究経費の負担及び支払)

- 1 甲は、契約項目表 7. 記載の研究経費、乙は、契約項目表 7. 記載の研究経費 [及び研究料] を、それぞれ負担するものとする。
- 2 乙は、甲が発行する請求書記載の研究経費 [及び研究料] を、当該請求書に定める支払期限内までに支払わなければならない。
- 3 乙は所定の支払期限内までに研究経費を支払わないときは、支払期日の翌日から支払った日までの日数に応じ、その未払額に年 5%の割合で計算した延滞金を付加して支払わなければならない。

(解説)

本条は、研究経費の分担及び支払方法について規定したものです。第1項では、大学が予

め合意した研究経費を負担し、企業があらかじめ合意した研究経費を負担することとされています。第2項は、大学が支払期限を記載した所定の請求書を発行し、企業が支払期限までに研究経費を支払うものとされています。第3項は、企業が請求書指定の支払期限までに支払を行わない場合には、企業は元本額の年率 5%の延滞金を加算した額を大学に支払うものとされています。

なお、研究経費を、その性質等に応じて区別し、例えば、「研究費」と「研究料」を規定する場合もあります。その場合、それぞれの内容について誤解がないよう、当事者間で合意し、可能であれば、定義規定を置くことが望ましいです。

定義規定例「研究費」とは、甲の施設・設備の維持・管理に必要な経常経費等を除く、謝金、旅費、設備費、研究支援者等の人件費、消耗品費及び光熱水料等の本共同研究遂行に直接的に必要な経費に相当する額、並びに甲が設ける規程により定められた本共同研究遂行に付随して間接的に必要となる経費に相当する額を合算した額に消費税及び地方消費税を加算したものをいい、「研究料」とは、共同研究員を受け入れる費用で、甲が設ける規程により定められた額に、消費税及び地方消費税を加算したものをいう。

第6条 (経理)

- 1 前条の研究経費の経理は甲が行う。
- 2 乙は本契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができる。甲は乙からの閲覧の申し出があった場合は、これに応じなければならない。ただし、当該経理書類の閲覧又は謄写により第三者の情報を開示することとなるときは、甲は、乙に対しその理由を示した上で、該当部分の閲覧及び謄写を拒むことができる。

(解説)

本条は、研究費の経理について規定したものです。第1項は、研究費の経理を大学が担当することとしています。第2項は、企業から大学に対し、経理書類の閲覧申出があった場合に原則としてこれに応じることとし、例外的に開示によって第三者の情報を開示することとなる場合には、企業に対して理由を示し、当該部分の開示を拒否することができます。

第7条 (研究経費により取得した設備等)

契約項目表 7. 記載の研究経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

(解説)

本条は、研究経費によって購入した設備は大学に帰属することを定めたものです。

第8条 (施設及び設備の提供等)

- 1 甲及び乙は、契約項目表 8. に掲げる自己の施設・設備を本共同研究の用に供するものとする。
- 2 甲は、本共同研究の用に供するため、乙から契約項目表 8. に掲げる乙の所有に係る設備を乙の同意を得て無償で受け入れ、共同で使用するものとする。この場合、甲乙の合意により当該設備の所有権を無償で甲に移転できるものとする。なお、甲は乙から受け入れた設備について、その据付完了の時から返還に係る作業を開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。
- 3 前項に規定する設備の搬入、据付け、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

(解説)

本条は、契約当事者による施設や設備等の提供について定めたものです。第1項は、予め特定した施設・設備を共同研究に使用できる状態にすることを定めています。第2項は、大学と企業が合意した設備を大学に搬入して共同で使用することを定めたものです。当該設備の所有権を当事者間の合意により、大学に移すこともできるものとしています。大学は、搬入を受けた設備を、善良な管理者の注意義務をもって保管しなければなりません。第3項は、企業の設備の搬入や据付に関する費用は企業が負担すると定めたものです。

第9条 (研究の中止又は期間の延長)

- 1 甲及び乙は、天災その他やむを得ない事由があるときは、相手方と協議した上で、本共同研究を中止し、又は当該協議により相手方との間で合意した場合には本共同研究の研究期間を延長することができる。この場合において、甲及び乙は、相手方に対し、その責めを負わないものとする。
- 2 甲は、甲の本研究担当者等の退職又は他機関への異動により、本共同研究の実施の継続が困難になったと認められるときは、乙と協議した上で、本共同研究を中止することができる。この場合において、甲は、乙に対し、その責めを負わないものとする。
- 3 甲及び乙は、本共同研究の研究期間の延長により、第5条の規定により乙から甲に対し納入された本研究経費に不足が生じ、又は不足が生じるおそれがあるときは、本共同研究の継続の可否について協議するものとする。この場合において、乙が、当該不足額の追加負担をしないときは、甲は、乙との協議の結果を踏まえ、本共同研究を中止することができる。

(解説)

本条は、災害などやむを得ない事由による共同研究の中止や期間の延長を行なう場合について規定しています。第1項では、災害等の事由により共同研究の続行が困難となった場合には、当事者間で協議した上で、共同研究を中止するか、共同研究期間を延長することと定めており、この場合には、大学と企業に中止や期間延長によって生じた損害や費用を負担しないものとしています。第2項では、共同研究を担当していた共同研究担当者が大学を退職したり、他の研究機関に異動したりした場合には、当事者の協議により本共同研究を中止することができる旨を定めています。第3項は、第1項の研究期間を延長することによって、研究経費が不足した場合には、本共同研究の継続について改めて協議し、企業が、追加費用に負担をしない場合には、本共同研究を中止することができる旨を定めています。

第10条 (研究の終了)

本共同研究は、以下のいずれかの事由が生じた時点において、終了するものとする。

- (1) 契約項目表6、記載の研究期間が満了した場合
- (2) 研究期間満了前の共同研究が完了した場合
- (3) 第25条により、本契約が解除された場合
- (4) 甲及び乙が本共同研究の終了を合意した場合

(解説)

本条は、本共同研究が終了する事由を列挙しています。共同研究期間が満了した場合(第1号)、研究期間満了前に本共同研究が完了した場合(第2号)、本契約が解除された場合(第3号)、大学及び企業が本共同研究を終了させざることを双方合意した場合(第4号)を定めています。

第11条 (研究の終了に伴う研究経費の取扱)

第9条(研究の中止又は期間の延長)の規定又は本契約の解除により、本共同研究を中止した場合において、第5条の規定により支払われた研究経費の額に不用が生じた場合は、乙は

甲に不用となった額の返還を請求できる。

(解説)

本条は、本共同研究の終了により、不要の研究経費を企業が返還を請求しうることを定めた規定です。

第12条 (研究の終了に伴う実績報告書の作成)

甲及び乙は、双方協力して、本共同研究の実施期間中に得られた本研究成果について報告書を、本共同研究終了の翌日から [] 日以内にとりまとめるとする。

(解説)

本条は、本共同研究終了後、一定期間内に、大学と企業が協力して、本研究成果についての報告書を作成することを定めたものです。

第13条 (知的財産権の帰属)

- 1 本共同研究に伴い得られた発明等(以下「本発明等」という。)に関する知的財産権(以下「本知的財産権」という。)は、「技術分野A」に属するものは甲の帰属とし、「技術分野B」に属するものは乙の帰属とする。(以下、本条に指定する「技術分野A」に属する発明等を「甲発明等」といい、甲発明等に関する知的財産権を「甲知的財産権」という。また、本条に指定する「技術分野B」に属する発明等を「乙発明等」といい、乙発明等に関する知的財産権を「乙知的財産権」という。)
- 2 いずれの技術分野にも属さない場合、当該発明等に関する知的財産権は共有(以下「共有知的財産権」という。)とする。
- 3 甲は、甲知的財産権及び共有知的財産権について、乙は、乙知的財産権及び共有知的財産権について、それぞれの規則等により、当該発明等を得た研究担当者等から、当該発明等に関する知的財産権の承継を受けるものとする。

(解説)

本条は、本共同研究に伴って得られた発明等に関する知的財産権につき、その帰属を定めたものです。

第1項は、当該発明等が予め指定した特定の技術分野に属する場合には、技術分野ごとに大学と企業に帰属する旨を定めています。

第2項は、当該発明等が指定分野以外の技術分野に属する場合には、大学と企業との共有になる旨を定めています。

大学及び企業は上記取り決めに従い、研究担当者等から知的財産権を承継する義務を負います(第3項)。

第14条 (甲発明等の取扱い)

- 1 甲は、甲発明等を研究目的で実施及び第三者に実施許諾できるものとする。ただし、第21条に定めるノウハウ秘匿義務及び第22条に定める秘密保持義務を遵守するものとする。
- 2 甲は、乙に対し、本共同研究を遂行する目的で、甲発明等を無償で非独占的に実施することを許諾する。
- 3 乙は、甲発明等及び甲知的財産権につき、[出願等前まで/出願等から [] か月以内] に下記(1)から(3)のいずれかを選択できるものとする。

(1) 甲発明等を、本共同研究を遂行する目的以外の目的で「有償/無償」で非独占的に実施する権利

(2) 甲発明等を「有償/無償」で独占的に実施する権利

(3) 甲知的財産権を有償で譲り受ける権利

- 4 乙が第3項(1)又は(2)の選択権を行使することにより発生することにより実施権が有償とされる

場合、乙が甲に支払う実施料その他の許諾条件は、甲乙協議の上定める。
5 乙が、第3項(3)に基づく有償譲渡権を行使した場合、乙は甲に対し、甲乙で別途合意する譲渡対価を支払うものとする。

6 乙は、前第3項の規定に基づき行った選択について、甲の事前の書面による同意を得、同項に定める他の選択に変更することができる。ただし、甲は、乙より当該同意を求められたいときは、正当な理由なく、当該同意を留保しないものとする。

(解説)

本条は、前条に従って知的財産権が大学に帰属するとされた発明等の取扱及び企業側の選択権について定めたものです。(なお、以下「A/B」と記載のある箇所はA又はBを選択することが出来るという規定です)

第1項は、大学が、知的財産権が大学に帰属する発明等を実施すること及び第三者への実施許諾を認めています。ただし、発明等の実施にあたっては、本契約で定めるノウハウ秘密義務及び秘密保持義務に違反しないように留意する必要があります。

第2項は、大学が企業に対し、知的財産権が大学に帰属する発明等を、本共同研究を遂行する目的の範囲内で、無償で非独占的に実施することを許諾することと定めています。これは、本共同研究を遂行する上で、知的財産権が障害とならないように定めたものです。

第3項は、企業に対し、①知的財産権が大学に帰属する発明等を第2項で認められている本共同研究遂行目的以外の目的で無償又は有償で非独占的に実施する権利(1号) ②知的財産権が大学に帰属する発明又は有償で、独占的に実施する権利(2号) ③大学に帰属する知的財産権を有償で譲り受ける権利(3号)の3種類を認めています。

なお、第1号及び第2号について、実施許諾が第三者への再許諾の権限まで含むか否かは当事者間の協議によって決定すべきこととなります。

また、第3号については、企業側が譲渡権を行使した場合には、具体的な譲渡対価は第16条4項で協議の上、決定するとしても、大学から企業への譲渡の効果自体は譲渡権の行使によつて生じる点に注意が必要です。大学が知的財産の譲渡を予定していない場合には、第3号及び関連する第16条第4項を削除するなど適互契約書を修正することが必要です。また、事情に応じて譲渡権を優先交渉権に変更することも可能です。

本項の趣旨は、第13条に基づいて大学に知的財産権が帰属するとされた発明等や知的財産権についても、企業側に実施許諾や譲渡を受ける権利を認めることで、実態に応じた柔軟な対応を可能にすることにあり、したがって、無償か有償か等の点については、当事者間で交渉して合意し、別途契約書を作成することが想定されています。

第4項は、共同研究契約の締結時点で、企業が第3項(1)又は(2)の選択権を行使した際の具体的な実施料等について合意することが難しい場合を想定し、研究成果に関する特許出願等の際など、将来に当事者間で協議して、実施料等の条件について定めることとするものです。共同研究契約の締結時点で具体的な実施料等について合意できる場合は、以下の①～⑤のいずれかとすることが考えられます(類型0～3の第17条の解説と同じ)。

①大学と企業で定める利用許諾率による支払

②まとまった一時金の支払

③大学と企業で定める研究段階ごとの一時金の支払

④上記①から③の組み合わせ

⑤無償

上記に係る具体的な規定例は次のとおりです。

①毎年〔 〕月〔 〕日から〔 〕月〔 〕日までのそれぞれ〔 〕月間に販売した本知的財産権を用いた製品の「正味販売価格」の〔 〕%の実施料を、それぞれ〔 〕月〔 〕日及び〔 〕月〔 〕日より〔 〕日より〔 〕日以内に〔(i)現金/(ii)相当額の新株予約権の付与〕にて

支払うものとする。

②本契約の締結から〔 〕日以内に〔 〕円を現金に〔 〕円を現金にて支払うものとする。
③下記研究段階ごとに下記実施料を〔(i)現金/(ii)相当額の新株予約権の付与〕にて支払うものとする。

(1) [研究段階1] 完了後〔 〕日以内に〔 〕円

(2) [研究段階2] 完了後〔 〕日以内に〔 〕円

(3) [研究段階3] 完了後〔 〕日以内に〔 〕円

④以下のとおり、〔(i)現金/(ii)相当額の新株予約権の付与〕にて支払うものとする。

(1)本契約の締結から〔 〕日以内に〔 〕円

(2) [研究段階1] 完了後〔 〕日以内に〔 〕円

(3) [研究段階2] 完了後〔 〕日以内に〔 〕円

(4) [研究段階3] 完了後〔 〕日以内に〔 〕円

(5)毎年〔 〕月〔 〕日から〔 〕月〔 〕日までのそれぞれ〔 〕月間に販売した本知的財産権を用いた製品の「正味販売価格」の〔 〕%の実施料を、それぞれ〔 〕月〔 〕日及び〔 〕月〔 〕日より〔 〕日以内〔 〕日以内
⑤無償とする。〕

第5項は、企業が第3項(3)に基づき、大学に帰属する知的財産権を有償で取得する選択権を行使した場合、企業が大学と合意した譲渡対価を大学に支払うとしたものです。譲渡対価を定めるにあたっては、利用許諾と同様に、大学における長期的な研究計画や企業による知的財産の利用可能性等を踏まえ、支払額や支払方法について柔軟に協議にすることが想定されています。

第6項は、企業が前項で行なった選択を大学からの書面による同意を得て変更することができる旨を定めた規定です。

第15条(乙発明等及び乙知的財産の取扱い)

1 乙は、乙発明等を自己のために実施および第三者に実施許諾できるものとする。ただし、第20条に定めるノウハウ秘密義務及び第21条に定める秘密保持義務を遵守するものとする。

2 乙は、甲に対し、乙発明等を、本共同研究を遂行する目的及び研究目的で、無償で非独占的に実施することを許諾する。

(解説)

本条は、第13条に従って、企業に帰属することとなった知的財産権の取扱について定めたものです。

第1項は、企業が、知的財産権が企業に帰属する発明等を自ら実施することを認めています。ただし、本契約で定めるノウハウ秘密義務及び秘密保持義務に違反しないように留意することは大学と同様です。

第2項は、企業が大学に対し、知的財産権が企業に帰属する発明等を、本共同研究を遂行する目的の範囲内で、無償で非独占的に実施することを許諾することと定めています。これは、前条同様に本共同研究を遂行する上で、知的財産権が障害とならないように定めたものです。

第16条(共有知的財産権の取扱)

1 甲及び乙は、相手方に対し、共有知的財産権の実施(甲については研究目的での実施)を相互に包括的に許諾する。

2 甲及び乙は、相手方に対し、共有知的財産権の第三者への実施許諾を相互に許諾

する。

(解説)

本条は、第13条に従って、大学と企業との共有に属することとなった知的財産権の取扱いについて定めたものです。

第1項は、大学及び企業の双方に、共有知的財産権の実施を包括的に許諾する旨を定めています。
第2項は、大学及び企業の双方に、共有知的財産を第三者に実施許諾する旨を認めています。

第17条 (実施料)

- 1 甲が、乙発明等を、本共同研究その他研究目的で、実施する場合は無償とする。
- 2 乙が、甲発明等を、本共同研究を遂行する目的で非独占的に実施する場合は無償とする。
- 3 乙が第14条3項(1)又は(2)に基づく選択権を行使した場合に、甲に支払う実施料は、甲乙協議の上定める。
- 4 乙が、第14条3項(3)に基づく有償譲受権を行使した場合、乙は甲に対し、甲乙で別途合意する譲渡対価を支払うものとする。

(解説)

本条は、第14条に規定した選択権に基づいて、企業が大学に支払う実施料や譲渡対価等を共同研究契約の時点で具体的に定めることができる場合と利用可能な規定をまとめたものであります。第1項及び第2項は、本共同研究を遂行する目的及び研究目的で、相互に発明等の実施許諾をする場合は、無償であることを確認した規定です。

第3項は、共同研究契約の締結時点で、企業が第14条3項(1)又は(2)の選択権を行使した際の具体的な実施料等について合意することが難しい場合を想定し、研究成果に関する特許出願等の際など、将来に当事者間で協議して、実施料等の条件について定めることとするものです。

共同研究契約の締結時点で具体的な実施料等について合意できるときは、以下の①～⑤のいずれかとすることが考えられます(類型0～3の第17条の解説と同じ)。

- ①大学と企業で定める利用許諾率による支払
- ②まとまった一時金の支払
- ③大学と企業で定める研究段階ごとの一時金の支払
- ④上記①から③の組み合わせ
- ⑤無償

上記に係る具体的な規定例は次のとおりです。

【①】毎年〔 〕月〔 〕日から〔 〕月〔 〕日までのそれぞれ〔 〕月間に販売した本知的財産権を用いた製品の「正味販売価格」の〔 〕%の実施料を、それぞれ〔 〕月〔 〕日及び〔 〕月〔 〕日より〔 〕日以内に〔(i)現金/(ii)相当額の新株予約権の付与〕にて支払うものとする。

②本契約の締結から〔 〕日以内に〔 〕円を現金にて支払うものとする。

③下記研究段階ごとに下記実施料を〔(i)現金/(ii)相当額の新株予約権の付与〕にて支払うものとする。

- (1) [研究段階1] 完了後〔 〕日以内に〔 〕円
- (2) [研究段階2] 完了後〔 〕日以内に〔 〕円
- (3) [研究段階3] 完了後〔 〕日以内に〔 〕円
- ④以下のとおり、〔(i)現金/(ii)相当額の新株予約権の付与〕にて支払うものとする。
 - (1) 本契約の締結から〔 〕日以内に〔 〕円
 - (2) [研究段階1] 完了後〔 〕日以内に〔 〕円

(3) [研究段階2] 完了後〔 〕日以内に〔 〕円

(4) [研究段階3] 完了後〔 〕日以内に〔 〕円

(5) 毎年〔 〕月〔 〕日から〔 〕月〔 〕日までのそれぞれ〔 〕月間に販売した本知的財産権を用いた製品の「正味販売価格」の〔 〕%の実施料を、それぞれ〔 〕月〔 〕日及び〔 〕月〔 〕日より〔 〕日以内に⑤無償とする。】

第4項は、企業が第14条3項(3)に基づき、大学に帰属する知的財産権を有償で取得する選択権を行使した場合、企業が大学と合意した譲渡対価を大学に支払うとしたものです。譲渡対価を定めるにあたっては、利用許諾料と同様に、大学における長期的な研究計画や企業による知的財産の利用可能性等を踏まえ、支払額や支払方法について柔軟に協議にすることが想定されています。

第18条 (知的財産権の出願等)

本知的財産権の出願は、以下のとおりとする。

- (1) 甲知的財産権については、甲が単独で出願する。
- (2) 乙知的財産権については、乙が単独で出願する。
- (3) 共有知的財産権については、甲乙共同で出願する。

(解説)

本条は、本共同研究に伴い得られた発明等に関する知的財産権の出願について規定したものです。第13条によって、大学に帰属するとされた知的財産権については、大学が単独で出願手続を行なうこととし(第1号)、企業に帰属するとされた知的財産権については、企業が単独で出願手続を行なうこととし(第2号)、共有に属するとされた知的財産権については、大学と企業が共同で出願手続を行なうこととしています(第3号)。

なお、本条は、原則的な取り扱いを規定したものであり、大学と企業との合意によってこれと異なる取り扱いをすることは何ら妨げられません。大学と企業がそれぞれ有する出願手続のノウハウや予算等に応じて柔軟に定めることが想定されています。

第19条 (外国における出願等)

本知的財産権から生じる知的財産権の外国における出願については、前条に準じるものとする。

(解説)

本条は、外国における知的財産権の出願について、前条の規定と同様に、大学に帰属する知的財産権は大学が単独で、企業に帰属する知的財産権は企業が単独で、共有に属する知的財産権は、大学と企業が共同で出願すると規定しています。

なお、本条も前条と同様に原則的な取り扱いを規定したものであり、大学と企業が協議し、実態に応じて、柔軟に定めることが想定されています。

第20条 (出願等費用)

前2条の出願に関する出願等費用の負担は、以下のとおりとする。

- (1) 甲知的財産権については、甲発明等を、乙が非独占的に実施している場合には、①甲又は②甲及び乙が共同して負担する。
- (2) 甲知的財産権については、甲発明等を、乙が独占的に実施している場合には、乙が単独で負担する。

- (3) 乙発明等については、乙が負担するものとする。
 (4) 共有知的財産権については、甲乙が協議して、負担を決定する。

(解説)

本条は、前2条に規定する出願手続の費用負担について、知的財産権の帰属と企業による利用形態という2つの観点に応じて規定したものです。まず、第1号は、大学が知的財産権が帰属する発明等を企業が非独占的に実施している場合には、①大学が負担する②大学と企業が共同して出願等費用を負担するとの選択肢を設けています。出願等費用を共同して負担する場合は、利用許諾が有償か無償か、有償である場合の利用許諾料、大学の権利管理ノウハウ及び予算、企業が利用する必要性等の観点から、実態に応じて柔軟に定めることが想定されています。

第2号は、大学に知的財産権が帰属する発明等を企業が独占的に実施している場合には、出願等費用は、企業が単独で負担することとしています。

第3号は、企業が知的財産権が帰属する発明等の出願等費用は、企業が単独で負担することとしています。第4号は、大学と企業の共有に属する知的財産権の出願費用等については、企業と大学が協議して負担を決定することとしています。

本条についても、あくまで原則的な取り扱いを定めたものですので、大学と企業との間の知的財産権ごとにことなる取り扱いをすることは何ら妨げられません。

第21条（ノウハウ及びプログラム、データ等）

- 1 本共同研究の結果、ノウハウに該当するものが生じた場合は、相手方に速やかに通知し、協議の上、書面に特定するものとする。
 2 特定されたノウハウは、特定の日から契約項目表9.記載の期間まで、秘密として保持し、相手方の書面による承諾なく、第三者に開示してはならない。
 3 特定されたノウハウ及び本共同研究から生じたプログラムの取り扱いについては、第13条から第20条に定める本共同研究に伴い得られた発明等に関する知的財産権の取り扱いに準じ、甲乙別途協議の上決定するものとする。

[4 当事者提供データについては当該データを提供した各当事者がそれぞれ利用権限を有し、また、本成果データについては別紙に定めるとおりデータ毎の利用権限を有するものとし、かかる利用権限の内容は、別紙においてデータ毎にそれぞれ定める。但し、別紙において特段の定めがないときは、各当事者は、他の当事者が提供した当事者提供データ及び本成果データについて本研究の目的で利用するための利用権限を有するものとする。なお、各本当事者は、自己が提供した当事者提供データ及び本成果データの有用性及び正確性について保証せず、何らの責任も負わない。]

(解説)

本条は、共同研究から生じたノウハウ及びプログラムの取扱について規定したものです。ノウハウは、特許等と異なり、その範囲が一義的には明確でないため、第1項は、ノウハウが生じた場合に、速やかに相手方に通知し、範囲を特定することと定めています。第2項は、前項で特定されたノウハウを秘密として取り扱い、契約相手方の事前の書面による承諾なくして、第三者に開示することを禁止しています。

第3項は、特定されたノウハウ及び本共同研究から生じるプログラムの帰属や利用について、原則として、第13条以下の取り扱いに準じ、大学と企業が別途協議の上、決定することとしています。本条についても、ノウハウ及びプログラムの内容及び性質に応じて、大学と企業との間で異なる取り扱いをすることを妨げるものではなく、実態に応じた柔軟な取り扱いが想定されています。

第4項は、第1条第8号及び第9号で特定したデータの利用方法についての定めです。契約当事者が共同研究のために提供したデータについては、当該契約当事者が利用権を有し、

共同研究の成果として創出されたデータについては、データ毎に取り扱い方法を定めることとしていきます（特段の定めがなければ、共同研究の目的に限り使用することができます。）。また、一般的に、データについては内容の正確性等について保証することが困難であるため、正確性等の不保証も定めています。なお、データの取り扱いを定める本項を設けるかどうかは、選択的なものと位置づけられています。

第22条（秘密保持）

1 甲及び乙は、本共同研究の実施に当たり、相手方より開示又は提供を受けた技術上及び営業上の一切の情報のうち、提供又は開示の際に相手方より秘密である旨の表示が明記され、又は口頭で開示されかつ開示に際し秘密である旨明示され開示後30日以内に書面で相手方に対して通知されたもの（以下「秘密情報」という。）について、第4条で指定する研究担当者以外に開示・漏洩してはならない。甲及び乙は、相手方より開示を受けた情報に関する秘密について、当該研究担当者がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該研究担当者に對し負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- (1) 開示又は提供を受けた際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
 - (2) 開示又は提供を受けた際、既に公知となつている情報
 - (3) 開示又は提供を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容
 - (5) 相手方から開示又は提供された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
 - (6) 書面により事前に相手方の同意を得たもの
- 2 甲及び乙は、秘密情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。
- 3 前2項の有効期間は、第3条の本共同研究開始の日から契約項目表10.記載の期間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(解説)

本条は、本共同研究の実施にあたって相手方から開示等を受けた技術上、営業上の情報を、原則として、研究担当者以外に開示せず、秘密として保持する旨を定めたものです。但し書面では、相手方から開示等を受けた情報であっても秘密保持義務を負わないものの例外を定めています。

第2項は、情報の重要性に鑑み、相手方から開示を受けた情報を、本共同研究以外の目的に使用してはならない旨を定めています。ただし、事前に相手方の書面による同意を得た場合には、本共同研究目的以外の目的で開示等された情報を使用することを認めています。

第3項は、秘密保持義務が長期にわたる場合には、双方の活動に過度の制約が生じることとなりますので、この期間を限定しています。但し書きにおいて個別の事情に応じて、期間を延長したり、短縮したりすることを認めています。通常は、3年から5年程度が合理的な範囲とされています。

第23条（本研究成果の公表）

1 本研究成果は原則として、公表する。ただし、公表に当たっては、第21条のノウハウ秘密保持義務及び第22条の秘密保持義務を遵守するものとする。

- 2 甲は、公表の[]日までに、公表の目的・場所及び内容を、書面にて乙に通知する。
 3 乙は、公表により、乙の利益が著しく害されるおそれがあると判断した場合、前項の通知を受領してから[]日以内に甲に書面にてその旨を通知し、甲は乙と協議の上、公表範囲及び方法を決定するものとする。

- 4 本共同研究終了日の翌日から起算して〔 〕年間を経過した後は、甲は、第20条のノウハウ秘密義務及び第21条の秘密保持義務を遵守した上で、乙に対する通知を行うことなく、本研究成果の公表を行うことができるものとする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

- 5 甲及び乙は、事前に書面による相手方の同意を得たときは、本研究成果の発表又は公開若しくは公表を行う際に、当該本研究成果が本共同研究において得られたものである旨を表示することができる。

(解説)

本条は、大学の社会的使命から、研究成果を広く社会に公表することを原則としつつ、当事者の利益に配慮した規定を設けています。第1項は、公表が原則であることを明示しつつ、但し書きにおいて、特定されたノウハウ秘密義務や秘密保持義務を遵守することを定めて、相手方の利益に配慮しています。第2項から第4項は、公表にあたっての具体的な手続を定めています。まず、第2項は、大学が、公表の目的・内容を、事前に時間的余裕をもって書面で企業に通知することを定めています。第3項は、企業が第2項の通知の内容に基づき、自社の利益が著しく害されるおそれがあると判断した場合には、第2項の通知を受領してから、一定期間内にその旨を大学側に書面で通知することとし、その上で大学と企業が協議して、公表範囲及び方法を決定することとしています。

第4項は、大学の自由な研究活動及び自由な研究発表の観点から、共同研究を終了してから一定期間を経過している研究成果については、企業に対する通知を行なうことなく、公表することを認めています。ただし、大学と企業との協議に基づき、本項の期間を延長又は短縮することもできるため、研究成果の重要性や企業の利益が害される蓋然性など具体的な事情に応じて、柔軟に対応することが想定されています。

第5項は、研究成果の公表にあたって、相手方の事前の書面の同意を得た場合には、共同研究により得られた研究成果であることを表示することができるものとしています。

第24条 (職権禁止)

甲及び乙は、事前に書面による相手方の同意を得ることなく、第三者に対し、本契約上の地位又は本契約から生じる権利若しくは義務を譲渡してはならない。なお、合併又は本契約の目的に係る事業の全部若しくは一部の譲渡を原因とすることを問わない。

(解説)

本条は、共同研究における相手方の個性を重視し、事前に相手方の書面による同意がない限り、第三者に対して本契約の契約上の地位や契約上生じる権利若しくは義務を譲渡することを制限したものです。企業側の事業譲渡や合併による場合でも同様としています。

第25条 (有効期間)

- 1 本契約の有効期間は、本共同研究の研究期間と同一とする。
- 2 本契約の失効後も、第21条、第22条、第28条、第29条の規定は、有効に存続する。

(解説)

本条は、本契約の有効期間を定めており、第1項は、本契約の有効期間は、本共同研究の研究期間と同一とすると規定しています。他方で、ノウハウ秘密義務(第20条)、秘密保持義務(第21条)、損害賠償(第26条)、準拠法及び裁判管轄(第27条)の規定については、本共同研究が終了した後も、効力を存続させています。

第26条 (解除)

- 1 甲及び乙は、次の各号のいずれれにか該当し、催告後〔 〕日以内にかかる事態が是正されない場合は、直ちに本契約を解除することができるものとする。

- (1) 相手方が本契約の締結又は履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき
- (2) 相手方が本契約に違反したとき

- 2 甲は、乙が次の各号のいずれれにか該当したときは、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続の申立てをし、又は申立てを受けた場合
- (2) 銀行取引停止処分を受け、又は支払い停止に陥った場合
- (3) 仮差押命令を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

(解説)

本条では、本共同契約を解除するための解除原因及び手続について定めています。第1条は、契約の締結又は履行において、一方当事者が違法行為を含む不正行為や不当行為をした場合や契約に違反した場合に、一定の期間を定めて是正を促し、当該期間内に是正されない場合には、契約を解除することを認めています。

第2項は、大学に対し、企業が倒産手続等に陥った場合に、ただちに本契約を解除する権利を認めたいものです。

第27条 (反社会的勢力の排除)

- 1 甲及び乙(法人の場合)は、その役員又は使用人を含む。は、相手方に対し、次の各号の事項を表明し、保証する。

① 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下、総称して「反社会的勢力」という。)に該当しないこと。

② 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結する者でないこと。

③ 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は相手方の信用を毀損する行為

- 2 甲又は乙が、次の各号のいずれれにか該当した場合は、相手方は、何らの催告なしに本契約を解約することができる。

(解説)

本条は、反社会的勢力でないことを相互に表明して保証させ、本契約の解約事由とするにとて反社会的勢力の排除を推進する趣旨です。

第28条 (損害賠償)

甲又は乙は、前条に掲げる事由、又は相手方の故意又は重大な過失により損害等を被ったときは、相手方に対して被った直接損害に限り賠償請求をできるものとする。

(解説)

本条は、契約当事者が契約違反など前条に定める事由や契約相手方の故意又は重過失によって損害を受けた場合、直接損害に限って賠償することを定めたものです。これは、例えば直接に生じた損害により企業に逸失利益が生じるなど間接的に生じた損害は対象から除く趣旨です。

共同研究契約書(案)

第29条 (準拠法及び裁判管轄)

- 1 本契約の準拠法は日本法とする。
- 2 本契約に関する紛争については、[] 地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(解説)

本条は、大学が外国に本拠をおく企業と共同研究契約を行なうことを想定し、本契約に適用される法律が日本法であることを明示し(第1項)、本契約から生じる紛争については、双方が合意した裁判所を管轄裁判所と定めるものです。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

(甲) [所在地]
[学 長] []

(乙) [所在地]
[代表取締役] []

[] 大学(以下、「甲」という。)と[](以下、「乙」という。)とは、以下の研究項目に掲げる共同研究(以下、「本共同研究」という。)の実施に関し、以下のとおり契約(以下、「本契約」という。)を締結する。
(契約項目表)

1. 研究題目										
2. 研究目的										
3. 研究内容	区分	氏名	所属・職名	本研究における役割						
	甲									
4. 研究担当者	乙			派遣の有無						
5. 研究実施場所										
6. 研究期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで									
	区分	研究費								
	甲	[]円								
	乙	[]円								
7. 研究経費の負担	合計	[]円								
	総額	[]円								
8. 施設及び設備	区分	施設の名称	設備名称	規格	数量					
	甲									
	乙									
9. ノウハウの秘匿期間	本共同研究終了日(研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末)の翌日から起算して[]年間									
	本共同研究終了日(研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末)の翌日から起算して[]年間									
10. 秘密保持義務の有効期間	甲	・甲に発明者が帰属する発明(甲発明)の知的財産権(甲知的財産権)の単独帰属(第13条1項)								
	乙	・乙知的財産の単独帰属(第13条1項)								
11. 成果に関する知的財産権の帰属	甲	・乙に発明者が帰属する発明(乙発明)の知的財産権(乙知的財産権)の本共同研究その他の研究目的での無償かつ非独占的実施(第15条2項)								
	乙	・甲発明/甲知的財産の本共同研究遂行目的での無償かつ非独占的実施(第14条1項) ・甲発明/甲知的財産の本共同研究遂行目的以外の目的での非独占的実施/譲渡の選択権(第14条2項)								
12. 成果に関する権限(実施権、選択権等)	甲	・甲発明/甲知的財産の本共同研究遂行目的での無償かつ非独占的実施(第14条1項)								
	乙	・甲発明/甲知的財産の本共同研究遂行目的以外の目的での非独占的実施/譲渡の選択権(第14条2項)								

(以下、余白)

第1条 (定義)

本契約において、以下の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「本研究成果」とは、本共同研究に基づき得られたもので、本共同研究の目的に關係する発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。

(2) 「知的財産権」とは、以下に掲げるものをいう。

イ 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権、商標法(昭和34年法律第127号)に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権、種痘法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利

ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録出願により生じた権利、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利

ハ 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物(以下「プログラム等」という。)に係る著作権並びに外国における上記権利に相当する権利

ニ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、第20条の規定に基づき特定するもの(以下「ノウハウ」という。)

(3) 「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権及び回路配置利用権の対象となるものについては創作、商標権の対象となるものについては商標並びに育成者権の対象となるものについては育成をいう。

(4) 「出願等」とは、特許権、実用新案権、商標権及び意匠権については出願、回路配置利用権については設定登録の申請、育成者権については品種登録の出願、並びに外国における上記各権利に相当する権利の申請、登録及び出願(仮出願を含む。)をいう。

(5) 「出願等費用」とは、知的財産権等の出願等に要する費用であって、特許庁、裁判所等の機関又は甲及び乙のいずれにも所屬しない弁理士等の外部専門家に對し支払われるものをいう。

(6) 知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種痘法第2条第5項に定める行為、著作物のあらゆる利用行為並びにノウハウの使用をいう。

〔(7)「本データ」とは、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)2条所定の「個人情報」以外の情報についての電磁的記録(電子的方式、電氣的方式その他の近づくよつては認識できない方式で作成される記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をいう。〕

(8) 「各当事者提供データ」とは、本契約締結前から各当事者が利用権限を有し、本共同研究の目的で提供する本データであって、各当事者について別紙1]に示される。

(9) 「本成果データ」とは、本研究の遂行の過程で、又は、これに關して、創出され、取得又は収集される本データであって、別紙2]に示される。

(10) 「利用権限」とは、データを利用、管理、開示、譲渡(利用許諾を含む。)又は処分することのほか、データに係る一切の権限をいう。〕

(解説)

本条は、本契約において使用される用語の定義をあらかじめまとめとめて規定したものです。第7号から第10号までは、共同研究のために各契約当事者から提供され又は共同研究を通じて創出されるデータの取り扱いを特に取り決める場合のみ定める必要があり、そのような取

り決めを行わない場合には、削除されるべきものです。第7号から第9号までの規定を置く場合には、別紙1]及び2]において、各データの範囲を画する必要がある(なお、さくらツールでは、「各当事者提供データ」及び「本成果データ」の特定並びにそれらの利用方法について定めるための別紙例もモデル契約とは別途作成していますので、必要に応じてご利用ください。)。なお、データについての契約上の取り扱いについては、経済産業省IoT推進コンソーシアム「データの利用権限に関する契約ガイドライン」(ver1.0 平成29年5月)も必要に応じてご参照ください。

第2条 (研究題目等)

甲及び乙は、契約項目表1. ないし3. 記載の共同研究(以下「本共同研究」という。)を実施するものとする。

(解説)

本条は、大学と企業が行なう共同研究の内容を特定したものです。

第3条 (研究期間)

本共同研究の研究期間は、契約項目表6. 記載の期間とする。

(解説)

本条は、共同研究の研究期間を特定したものです。

第4条 (研究担当者)

1 甲及び乙は、それぞれ、契約項目表4. に掲げる者を本共同研究の研究担当者として本共同研究に参加させるものとする。

2 甲は、乙が希望する場合、乙の研究担当者うち甲の研究実施場所において本共同研究に従事する者を共同研究員として受け入れるものとする。

3 甲及び乙は、相手方の同意を得た上で、第1項に定める研究担当者の変更、追加又は削減を行うことができるものとする。

(解説)

本条は、共同研究の研究担当者について規定したものです。第1項は、契約の相手方から開示される技術情報等は研究担当者のみを開示することができるとされていることから、あらかじめ特定しておく必要があるため、本共同研究の研究担当者を特定したものです。第2項は、企業の希望に応じて大学が企業側の研究担当者を、大学の施設に受け入れることを認めたものです。第3項は、大学と企業の双方の合意の下、当初、指定した共同研究者の追加や変更を認めたものです。

第5条 (研究経費の負担及び支払)

1 甲は、契約項目表7. 記載の研究経費、乙は、契約項目表7. 記載の研究経費[及び研究料]を、それぞれ負担するものとする。

2 乙は、甲が発行する請求書記載の研究経費を、当該請求書に定める支払期限までに支払わなければならない。

3 乙は所定の支払期限までに研究経費を支払わないときは、支払期日の翌日から支払った日までの日数に応じ、その未払額に年5%の割合で計算した延滞金を付加して支払わなければならない。

(解説)

本条は、研究経費の分担及び支払方法について規定したものです。第1項では、大学が予め合意した研究経費を負担し、企業があらかじめ合意した研究経費を負担することとしています。第2項は、大学が支払期限を記載した所定の請求書を発行し、企業が支払期限までに研究経費を支払うものとされています。第3項は、企業が請求書指定の支払期限までに支払を行わない場合には、企業は元本額の年率5%の延滞金を加算した額を大学に支払うものとします。

なお、研究経費を、その性質等に応じて区別し、例えば、「研究料」と「研究料」を規定する場合もあります。その場合、それぞれの内容について誤解がないよう、当事者間で合意し、可能であれば、定義規定を置くことが望ましいです。

定義規定例)「研究料」とは、甲の施設・設備の維持・管理に必要な経常経費等を除く、謝金、旅費、設備費、研究支援者等の人件費、消耗品費及び光熱水料等の本共同研究遂行に直接的に必要な経費に相当する額、並びに甲が設ける規程により定められた本共同研究遂行に付随して間接的に必要となる経費に相当する額を合算した額に消費税及び地方消費税を加算したものをい、「研究料」とは、共同研究員を受け入れる費用で、甲が設ける規程により定められた額に、消費税及び地方消費税を加算したものをいう。

第6条 (経理)

- 1 前条の研究経費の経理は甲が行う。
- 2 乙は本契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができる。甲は乙からの閲覧の申し出があった場合は、これに応じなければならない。ただし、当該経理書類の閲覧又は謄写により第三者の情報を開示することになるときは、甲は、乙に対してその理由を示した上で、該当部分の閲覧及び謄写を拒むことができる。

(解説)

本条は、研究料の経理について規定したものです。第1項は、研究料の経理を大学が担当することとしています。第2項は、企業から大学に対し、経理書類の閲覧申出があった場合に原則としてこれに応じることとし、例外的に開示によって第三者の情報を開示することとなる場合には、企業に対して理由を示し、当該部分の開示を拒否することができます。

第7条 (研究経費により取得した設備等)

契約項目表7. 記載の研究経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

(解説)

本条は、研究経費によって購入した設備は大学に帰属することを定めたものです。

第8条 (施設及び設備の提供等)

- 1 甲及び乙は、契約項目表8に掲げる自己の施設・設備を本共同研究の用に供するものとする。
- 2 甲は、本共同研究の用に供するため、乙から契約項目表8に掲げる乙の所有に係る設備を乙の同意を得て無償で受け入れ、共同で使用するものとする。この場合、甲乙の合意により当該設備の所有権を無償で甲に移転できるものとする。なお、甲は乙から受け入れた設備について、その据付完了の時から返還に係る作業を開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。
- 3 前項に規定する設備の搬入、据付け、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

(解説)

本条は、契約当事者による施設や設備等の提供について定めたものです。第1項は、予め特定した施設・設備を共同研究に使用できる状態にすることを定めています。第2項は、大学と企業が合意した設備を大学に搬入して共同で使用することを定めたものです。当該設備の所有権を当事者間の合意により、大学に移すこともできるものとされています。大学は、搬入を受けた設備を、善良な管理者の注意義務をもって保管しなければなりません。第3項は、企業の設備の搬入や据付に関する費用は企業が負担すると定めたものです。

第9条 (研究の中止又は期間の延長)

- 1 甲及び乙は、天災その他やむを得ない事由があるときは、相手方と協議した上で、本共同研究を中止し、又は当該協議により相手方との間で合意した場合には本共同研究の研究期間を延長することができる。この場合において、甲及び乙は、相手方に対し、中止又は延長の責めを負わないものとする。
- 2 甲は、甲の本研究担当者等の退職又は他機関への異動により、本共同研究の実施の継続が困難になったと認められるときは、乙と協議した上で、本共同研究を中止することができる。この場合において、甲は、乙に対し、中止の責めを負わないものとする。
- 3 甲及び乙は、本共同研究の研究期間の延長により、第5条の規定により乙から甲に対し納入された本研究経費に不足が生じ、又は不足が生じるおそれがあるときは、本共同研究の継続の可否について協議するものとする。この場合において、乙が、当該不足額の追加負担をしないときは、甲は、乙との協議の結果を踏まえ、本共同研究を中止することができる。

(解説)

本条は、災害などやむを得ない事由による共同研究の中止や期間の延長を行なう場合について規定しています。第1項では、災害等の事由により共同研究の続行が困難となった場合には、当事者間で協議した上で、共同研究を中止するか、共同研究期間を延長することと定めており、この場合には、大学と企業に中止や期間延長によって生じた損害や費用を負担しないものとしています。第2項では、共同研究を担当していた共同研究担当者が大学を退職したり、他の研究機関に異動したりした場合には、当事者の協議によって本共同研究を中止することができる旨を定めています。第3項は、第1項の研究期間を延長することによって、研究経費が不足した場合には、本共同研究の継続について改めて協議し、企業が、追加費用に負担をしない場合には、本共同研究を中止することができる旨を定めています。

第10条 (研究の終了)

本共同研究は、以下のいずれかの事由が生じた時点において、終了するものとする。

- (1) 契約項目表6. 記載の研究期間が満了した場合
- (2) 研究期間満了前の共同研究が完了した場合
- (3) 第25条により、本契約が解除された場合
- (4) 甲及び乙が本共同研究の終了を合意した場合

(解説)

本条は、本共同研究が終了する事由を列挙しています。共同研究期間が満了した場合(第1号)、研究期間満了前に本共同研究が完了した場合(第2号)、本契約が解除された場合(第3号)、大学及び企業が本共同研究を終了させることを双方合意した場合(第4号)を定めています。

第11条 (研究の終了に伴う研究経費の取扱)

第9条（研究の中止又は期間の延長）の規定又は本契約の解除により、本共同研究を中止した場合において、第5条の規定により支払われた研究経費の額に不用が生じた場合は、乙は甲に不用となった額の返還を請求できる。

（解説）

本条は、本共同研究の終了により、不用の研究経費を企業が返金請求しうることを定めた規定です。

第12条（研究の終了に伴う業績報告書の作成）

甲及び乙は、双方協力して、本共同研究の実施期間中に得られた本研究成果について報告書を、本共同研究終了の翌日から [] 日以内にとりまとめるとする。

（解説）

本条は、本共同研究終了後、一定期間内に、大学と企業が協力して、本研究成果についての報告書を作成することを定めたものです。

第13条（知的財産権の帰属）

1 本共同研究に伴い得られた発明等（以下「本発明」という。）に関する知的財産権（以下「本知的財産権」という。）は、[技術分野]に属するものは甲の帰属とし、[技術分野]以外に属するものは乙の帰属とする（以下、本条に指定する「技術分野」に属する発明等を「甲発明等」といい、甲発明等に関する知的財産権を「甲知的財産権」という。また、本条に指定する「技術分野」以外に属する発明等を「乙発明等」といい、乙発明等に関する知的財産権を「乙知的財産権」という。）。

2 甲は、甲知的財産権について、乙は、乙知的財産権について、それぞれの規則等により、当該発明等を得た研究担当者等から、当該発明等に関する知的財産権の承継を受けるものとす。

（解説）

本条は、本共同研究に伴って得られた発明等に関する知的財産権につき、その帰属を定められたものです。当該発明等が予め指定した特定の技術分野に属する場合には、大学に帰属するもの年、それ以外の技術分野については企業に属することし、技術分野ごとに大学と企業に帰属する旨を定めています。

大学及び企業は上記取り決めに従い、研究担当者等から知的財産権を承継する義務を負います（第2項）。

第14条（甲発明等及び甲知的財産権の取扱）

1 甲は、甲発明等を研究目的で実施および第三者に実施許諾できるものとする。ただし、第20条に定めるノウハウ秘匿義務及び第21条に定める秘密保持義務を遵守するものとする。

2 甲は、乙に対し、本共同研究を遂行する目的で、甲発明等を無償で非独占的に実施することを許諾する。

3 乙は、甲発明等及び甲知的財産権につき、[出願等前まで/出願等から [] か月以内]に下記（1）から（3）のいずれかを選択しうるものとする。

（1）甲発明等を、本共同研究を遂行する目的以外の目的で「有償/無償」で非独占的に実施する権利

（2）甲発明等を「有償/無償」で独占的に実施する権利

（3）甲知的財産権を有償で譲り受ける権利

4 乙は、前項の規定に基づき行なった選択について、甲の事前の書面による同意を得て、同項に定める他の選択に変更することができる。ただし、甲は、乙より当該同意を求められたと

きは、正当な理由なく、当該同意を留保しないものとする。

（解説）

本条は、前条に従って知的財産権が大学に帰属するとされた発明等の取扱及び企業側の選択権について定めたものです。（なお、以下「A/B」と記載のある箇所はA又はBを選択することが出来るという規定です）

第1項は、知的財産権が大学に帰属する発明等を研究目的で実施することを認めています。ただし、発明等の実施にあたっては、本契約で定めるノウハウ秘匿義務及び秘密保持義務に違反しないように留意する必要があります。

第2項は、大学が企業に対し、知的財産権が大学に帰属する発明等を、本共同研究を遂行する目的の範囲内で、無償で非独占的に実施することを許諾することと定めています。これは、本共同研究を遂行する上で、知的財産権が障害とならないように定めたものです。

第3項は、企業に対して、①知的財産権が大学に帰属する発明等を第2項で認められている本共同研究遂行目的以外の目的で無償又は有償で非独占的に実施する権利（1号）②知的財産権が大学に帰属する発明等を無償又は有償で、独占的に実施する権利（2号）③大学に帰属する知的財産権を有償で譲り受ける権利（3号）の3種類を認めています。

なお、第1号及び第2号について、実施許諾が第三者への再許諾の権限まで含むか否かは当事者間の協議によって決定すべきこととなります。

また、第3号については、企業側が譲渡権行使した場合には、具体的な譲渡対価は第16条4項で協議の上、決定することでも、大学から企業への譲渡の効果自体は譲渡権の行使によって生じる点に注意が必要です。大学が知的財産の譲渡を予定していない場合には、第3号及び関連する第16条第4項を削除するなど適宜契約書を修正することが必要です。また、事情に応じて譲渡権を優先交渉権に変更することも可能です。

本項の趣旨は、第13条に基づいて大学に知的財産権が帰属するとされた発明等や知的財産権についても、企業側に実施許諾や譲渡を受ける権利を認めることで、実態に応じた柔軟な対応を可能にすることにありま。したがって、無償か有償か等の点については、当事者間で交渉して合意し、別途契約書を作成することが想定されています。

第4項は、企業が前項で行なった選択を大学からの書面による同意を得て変更することができる旨を定めた規定です。

第15条（乙発明等及び乙知的財産権の取扱）

1 乙は、乙発明等を自己のために実施及び第三者に実施許諾できるものとする。ただし、第20条に定めるノウハウ秘匿義務及び第21条に定める秘密保持義務を遵守するものとする。

2 乙は、甲に対し、乙発明等を、本共同研究その他研究目的で、無償で非独占的に実施することを許諾する。

（解説）

本条は、第13条に従って、企業に帰属することとなった知的財産権の取扱について定めたものです。

第1項は、企業が、知的財産権が企業に帰属する発明等を自ら実施することを認めています。ただし、本契約で定めるノウハウ秘匿義務及び秘密保持義務に違反しないように留意することは大学と同様です。

第2項は、企業が大学に対し、知的財産権が企業に帰属する発明等を、本共同研究を遂行する目的の範囲内で、無償で非独占的に実施することを許諾することと定めています。これは、前条同様本共同研究を遂行する上で、知的財産権が障害とならないように定めたものです。

第16条(実施料)

- 1 甲が、乙発明等を、本共同研究その他研究目的で、実施する場合は無償とする。
- 2 乙が、甲発明等を、本共同研究を遂行する目的で非独占的に実施する場合は無償とする。
- 3 乙が第14条3項(1)又は(2)に基づき選択権を行使することにより発生するこの実施料が有償とされる場合、乙が甲に支払う実施料その他の許諾条件は、甲乙協議の上定める。
- 4 乙が、第14条3項(3)に基づき有償譲渡受権を行使した場合、乙は甲に対し、甲乙で別途合意する譲渡対価を支払うものとする。

(解説)

本条は、第14条に規定した選択権に基づいて、企業が大学に支払う実施料や譲渡対価等を共同研究契約の時点で具体的に定めることができる場合に利用可能な規定をまとめたものです。第1項及び第2項は、本共同研究その他研究目的の本共同研究その他研究目的で、相互に発明等の実施許諾をする場合は、無償であることを確認した規定です。

第3項は、共同研究契約の締結時点で、企業が第3項(1)又は(2)の選択権を行使した際の具体的な実施料等について合意することが難しい場合を想定し、研究成果に関する特許出願等の際など、将来に当事者間で協議して、実施料等の条件について定めることとするものです。共同研究契約の締結時点で具体的な実施料等について合意できるときは、以下の①～⑤のいずれかとすることが考えられます(類型0～3の第17条の解説と同じ)。

- ①大学と企業で定める利用許諾料率による支払
- ②まとまった一時金の支払
- ③大学と企業で定める研究段階ごとの一時金の支払
- ④上記①から③の組み合わせ
- ⑤無償

上記に係る具体的な規定例は次のとおりです。

【①毎年〔 〕月〔 〕日から〔 〕月〔 〕日までのそれぞれ〔 〕月間に販売した本知的財産権を用いた製品の「正味販売価格」の〔 〕%の実施料を、それぞれ〔 〕月〔 〕日及び〔 〕月〔 〕日より〔 〕日以内に〔(i)現金/(ii)相当額の新株予約権の付与〕にて支払うものとする。

②本契約の締結から〔 〕日以内に〔 〕円を現金にて支払うものとする。

③下記研究段階ごとに下記実施料を〔(i)現金/(ii)相当額の新株予約権の付与〕にて支払うものとする。

- (1) [研究段階1] 完了後〔 〕日以内に〔 〕円
- (2) [研究段階2] 完了後〔 〕日以内に〔 〕円
- (3) [研究段階3] 完了後〔 〕日以内に〔 〕円

④以下のとおり、〔(i)現金/(ii)相当額の新株予約権の付与〕にて支払うものとする。

- (1) 本契約の締結から〔 〕日以内に〔 〕円
- (2) [研究段階1] 完了後〔 〕日以内に〔 〕円
- (3) [研究段階2] 完了後〔 〕日以内に〔 〕円
- (4) [研究段階3] 完了後〔 〕日以内に〔 〕円
- (5) 毎年〔 〕月〔 〕日から〔 〕月〔 〕日までのそれぞれ〔 〕月間に販売した本知的財産権を用いた製品の「正味販売価格」の〔 〕%の実施料を、それぞれ〔 〕月〔 〕日及び〔 〕月〔 〕日より〔 〕日以内に〔 〕円を現金にて支払うものとする。

⑤無償とする。】

第4項は、企業が第3項(3)に基づき、大学に帰属する知的財産権を有償で取得する選択

権を行使した場合、企業が大学と合意した譲渡対価を大学に支払うとしたものです。譲渡対価を定めるにあたっては、利用許諾料と同様に、大学における長期的な研究計画や企業による知的財産の利用可能性等を踏まえ、支払額や支払方法について柔軟に協議にすることが想定されています。

第17条(知的財産権の出願等)

本知的財産権の出願は、以下のとおりとする。

- (1) 甲知的財産権については、甲が単独で出願する。
- (2) 乙知的財産権については、乙が単独で出願する。

(解説)

本条は、本共同研究に伴い得られた発明等に関する知的財産権の出願について規定したものです。第13条によって、大学に帰属するとされた知的財産権については、大学が単独で出願手続を行なうこととし(第1号)、企業に帰属するとされた知的財産権については、企業が単独で出願手続を行なうこととしています(第2号)。

なお、本条は、原則的な取り扱いを規定したものであり、大学と企業との合意によってこれと異なる取り扱いをすることは何ら妨げられません。大学と企業がそれぞれ有する出願手続のノウハウや予算等に応じて柔軟に定めることが想定されています。

第18条(外国における出願等)

本知的財産権から生じる知的財産権の外国における出願については、前条に準じるものとする。

(解説)

本条は、外国における知的財産権の出願について、前条の規定と同様に、大学に帰属する知的財産権は大学が単独で、企業に帰属する知的財産権は企業が単独で出願すると規定しています。

なお、本条も前条と同様に原則的な取り扱いを規定したものであり、大学と企業が協議し、実態に応じて、柔軟に定めることが想定されています。

第19条(出願等費用)

前2条の出願に関する出願等費用の負担は、以下のとおりとする。

- (1) 甲発明等を、乙が非独占的に実施している場合には、【①甲又は②甲及び乙】が共同して負担する。
- (2) 甲発明等を、乙が独占的に実施している場合には、乙が単独で負担する。
- (3) 乙発明等については、乙が負担するものとする。

(解説)

本条は、前2条に規定する出願手続の費用負担について、知的財産権の帰属と企業による利用形態という2つの観点に応じて規定したものです。まず、第1号は、大学に知的財産権が帰属する発明等を企業が非独占的に実施している場合には、①大学が負担する②大学と企業が共同して出願等費用を負担するとの選択肢を設けています。出願等費用を共同して負担する場合は負担割合は、利用許諾が有償か無償か、有償である場合の利用許諾料、大学の権利管理/ノウハウ及び予算、企業が利用する必要性等の観点から、実態に応じて柔軟に定めることが想定されています。

第2号は、大学に知的財産権が帰属する発明等を企業が独占的に実施している場合には、出願等費用は、企業が単独で負担することとしています。

第3号は、企業に知的財産権が帰属する発明等の出願等費用は、企業が単独で負担することとしています。

第20条（ノウハウ及びプログラム、データ等）

- 1 本共同研究の結果、ノウハウに該当するものが生じた場合は、相手方に速やかに通知し、協議の上、書面にて特定するものとする。
- 2 特定されたノウハウは、特定の日から契約項目表 9.記載の期間まで、秘密として保持し、相手方の書面による承諾なく、第三者に開示してはならない。
- 3 特定されたノウハウ及び本共同研究から生じたプログラム等の取り扱いについては、第13条から第19条に定める本共同研究に伴い得られた発明等に関する知的財産権の取り扱いに準じ、甲乙別途協議の上決定するものとする。

〔4. 当事者提供データについては当該データを提供した各当事者がそれぞれ利用権限を有し、また、本成果データについては別紙に定めるとおりデータ毎にそれぞれ利用権限を有し、かかる利用権限の内容は、別紙においてデータ毎にそれぞれ定める。但し、別紙において特段の定めがないときは、各当事者は、他の当事者が提供した当事者提供データ及び本成果データについて本研究の目的で利用するための利用権限を有するものとする。なお、各当事者は、自己が提供した当事者提供データ及び本成果データの有用性及び正確性について保証せず、何らの責任も負わない。〕

（解説）

本条は、共同研究から生じたノウハウ及びプログラムの取扱について規定したものです。ノウハウは、特許等と異なり、その範囲が一義的には明確でないため、第1項は、ノウハウが生じた場合に、速やかに相手方に通知し、範囲を特定することと定めています。第2項は、前項で特定されたノウハウを秘密として取り扱い、契約相手方の事前の書面による承諾なくして、第三者に開示することを禁止しています。

第3項は、特定されたノウハウ及び本共同研究から生じるプログラムの帰属や利用について、原則として、第13条以下の取り扱いに準じ、大学と企業が別途協議の上、決定することとしています。本条についても、ノウハウ及びプログラムの内容及び性質に応じて、大学と企業との間で異なる取り扱いをすることを妨げるものではなく、実態に応じた柔軟な取り扱いが想定されています。

第4項は、第1条第8号及び第9号で特定したデータの利用方法についての定めです。契約当事者が共同研究のために提供したデータについては、当該契約当事者が利用権を有し、共同研究の成果として創出されたデータについては、データ毎に取り扱い方法を定めることとしています（特段の定めがなければ、共同研究の目的に限り使用することができず）。また、一般的に、データについては内容の正確性等について保証することが困難であるため、正確性等の不保証も定めています。なお、データの取り扱いを定める本項を設けるかどうかは、選択的なものと位置づけています。

第21条（秘密保持）

- 1 甲及び乙は、本共同研究の実施に当たり、相手方より開示又は提供を受けた技術上及び営業上の一切の情報のうち、提供又は開示の際に相手方より秘密である旨の表示が明記され、又は口頭で開示されたか開示の際に秘密である旨明示され開示後 30 日以内に書面で相手方に対して通知されたもの（以下「秘密情報」という。）について、第4条で指定する研究担当者以外に開示・漏洩してはならない。甲及び乙は、相手方より開示を受けた情報に関する秘密について、当該研究担当者がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該研究担当者に対し負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、

この限りではない。

- (1) 開示又は提供を受けた際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
 - (2) 開示又は提供を受けた際、既に公知となっている情報
 - (3) 開示又は提供を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容
 - (5) 相手方から開示又は提供された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
 - (6) 書面により事前に相手方の同意を得たもの
- 2 甲及び乙は、秘密情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。
 - 3 前2項の有効期間は、第3条の本共同研究開始の日から契約項目表10.記載の期間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

（解説）

本条は、本共同研究の実施にあたって相手方から開示等を受けた技術上、営業上の情報を、原則として、研究担当者以外に開示せず、秘密として保持する旨を定めたものです。但し書きでは、相手方から開示等を受けた情報であっても秘密保持義務を負わないものの例外を定めています。

第2項は、情報の重要性に鑑み、相手方から開示を受けた情報を、本共同研究以外の目的に使用してはならない旨を定めています。ただし、事前に相手方の書面による同意を得た場合には、本共同研究目的以外の目的で開示等された情報を使用することを認めています。

第3項は、秘密保持義務が長期にわたる場合には、双方の活動に過度の制約が生じることとなり、その期間を限定しています。但し書きにおいて個別の事情に応じて、期間を延長したり、短縮したりすることを認めています。通常は、3年から5年程度が合理的な範囲とされています。

第22条（本研究成果の公表）

- 1 本研究成果は原則として、公表する。ただし、公表に当たっては、第20条のノウハウ秘密保持義務及び第21条の秘密保持義務を遵守するものとする。
- 2 甲は、公表の〔 〕日前までに、公表の目的・場所及び内容を、書面にて乙に通知する。
- 3 乙は、公表により、乙の利益が著しく害されるおそれがあると判断した場合、前項の通知を受領してから〔 〕日以内に甲に書面にてその旨を通知し、甲は乙と協議の上、公表範囲及び方法を決定するものとする。
- 4 本共同研究終了日の翌日から起算して〔 〕年間を経過した後は、甲は、第20条のノウハウ秘密義務及び第21条の秘密保持義務を遵守した上で、乙に対する通知を行うことなく、本研究成果の公表を行うことができるとする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。
- 5 甲及び乙は、事前に書面による相手方の同意を得たときは、本研究成果の発表又は公開若しくは公表を行う際に、当該本研究成果が本共同研究において得られたものである旨を表示することができる。

（解説）

本条は、大学の社会的使命から、研究成果を広く社会に公表することを原則としつつ、当事者の利益に配慮した規定を設けています。第1項は、公表が原則であることを明示しつつ、但し書きにおいて、特定されたノウハウ秘密保持義務や秘密保持義務を遵守することを定めて、相手方の利益に配慮しています。第2項から第4項は、公表にあたっての具体的な手続を定めています。まず、第2項は、大学が、公表の目的・内容を、事前に時間的余裕をもって書

面で企業に通知することを定めています。第3項は、企業が第2項の通知の内容及び、自社の利益が著しく害されるおそれがあると判断した場合には、第2項の通知を受領してから、一定期間内にその旨を大学側に書面で通知することとし、その上で大学と企業が協議して、公表範囲及び方法を決定することとしています。

第4項は、大学の自由な研究活動及び自由な研究発表の観点から、共同研究を終了してから一定期間が経過している研究成果については、企業に対する通知を行なうことなく、公表することを認めています。ただし、大学と企業との協議に基づき、本項の期間を延長又は短縮することもができるため、研究成果の重要性や企業の利益が害される蓋然性など具体的な事情に応じて、柔軟に対応することが想定されています。

第5項は、研究成果の公表にあたって、相手方の事前の書面の同意を得た場合には、共同研究により得られた研究成果であることを表示することができるものとしていいます。

第23条 (譲渡禁止)

甲及び乙は、事前に書面による相手方の同意を得ることなく、第三者に対し、本契約上の地位又は本契約から生じる権利若しくは義務を譲渡してはならない。なお、合併又は本契約の目的に係る事業の全部若しくは一部の譲渡を原因とするか否かを問わない。

(解説)

本条は、共同研究における相手方の個性を重視し、事前に相手方の書面による同意がない限り、第三者に対して本契約の契約上の地位や契約上生じる権利若しくは義務を譲渡することを制限したものです。企業側の事業譲渡や合併による場合でも同様としています。

第24条 (有効期間)

- 1 本契約の有効期間は、本共同研究の研究期間と同一とする。
- 2 本契約の失効後も、第20条、第21条、第27条、第28条の規定は、有効に存続する。

(解説)

本条は、本契約の有効期間を定めており、第1項は、本契約の有効期間は、本共同研究の研究期間と同一と規定しています。他方で、ノウハウ秘匿義務(第20条)、秘密保持義務(第21条)、損害賠償(第27条)、準拠法及び裁判管轄(第28条)の規定については、本共同研究が終了した後も、効力を存続させています。

第25条 (解除)

- 1 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後〔 〕日以内にかかる事態が是正されない場合は、直ちに本契約を解除することができるものとする。
 - (1) 相手方が本契約の締結又は履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき
 - (2) 相手方が本契約に違反したとき
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続の申立てをし、又は申立てを受けた場合
 - (2) 銀行取引停止処分を受け、又は支払い停止に陥った場合
 - (3) 仮差押命令を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

(解説)

本条では、本共同契約を解除するための解除原因及び手続について定めています。第1条は、契約の締結又は履行において、一方当事者が違法行為を含む不正行為や不当行為をした

場合や契約に違反した場合に、一定の期間を定めて是正を促し、当該期間内に是正されない場合には、契約を解除することを認めています。

第2項は、大学に対し、企業が倒産手続等に陥った場合に、ただちに本契約を解除する権利を認められたものです。

第26条 (反社会的勢力の排除)

1 甲及び乙(法人の場合)は、その役員又は使用人を含む。は、相手方に対し、次の各号の事項を表明し、保証する。

① 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなつたときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下、総称して「反社会的勢力」という。)に該当しないこと。

② 反社会的勢力に自己の名義を利用して、本契約を締結する者でないこと。

③ 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は相手方の信用を毀損する行為

2 甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当した場合、相手方は、何らの催告なしに本契約を解約することができる。

(解説)

本条は、反社会的勢力でないことを相互に表明して保証させ、本契約の解約事由とすることで反社会的勢力の排除を推進する趣旨です。

第27条 (損害賠償)

甲又は乙は、前条に掲げる事由、又は相手方の故意又は重大な過失により損害等を被ったときは、相手方に対して被った直接損害に限り賠償請求をできるものとする。

(解説)

本条は、契約当事者が契約違反など前条に定める事由や契約相手方の故意又は重大な過失によって損害を受けた場合、直接損害に限って賠償することを定めたものです。これは、例えば直接に生じた損害により企業に逸失利益が生じるなど間接的に生じた損害は対象から除く趣旨です。

第28条 (準拠法及び裁判管轄)

- 1 本契約の準拠法は日本法とする。
- 2 本契約に関する紛争については、〔 〕地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(解説)

本条は、大学が外国に本拠をおく企業と共同研究契約を行なうことを想定し、本契約に適用される法律が日本法であることを明示し(第1項)、本契約から生じる紛争については、双方が合意した裁判所を管轄裁判所と定めるものです。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

14

平成 年 月 日

(甲) [所在地]
[学名] [学長]

]

(乙) [所在地]
[学名] [代表取締役]

]